

定期事業者検査報告書
(定期事業者検査開始時)

関原発第54号
2022年4月28日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号
関西電力株式会社
執行役社長 森本 孝

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の16第3項の規定により次のとおり定期事業者検査について報告します。

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	名称 関西電力株式会社 住所 大阪市北区中之島3丁目6番16号 代表者の氏名 森本 孝
発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地	名称 高浜発電所 所在地 福井県大飯郡高浜町田ノ浦
検査に係る発電用原子炉施設の種類及び施設番号	第4号機 電気出力 870,000kW 熱出力 2,652,000kWt 当該発電用原子炉施設の種類は、別紙-1のとおり
検査の実績又は予定の概要	自(解列) 2022年6月8日(予定) 原子炉起動 2022年10月21日(予定) 並列 2022年10月24日(予定) 至(総合負荷) 2022年11月18日(予定) 定期事業者検査の計画及び実績は、別紙-2のとおり

発電用原子炉施設の 種類及び施設番号	第4号機 原子炉本体 " 核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 " 原子炉冷却系統施設 " 計測制御系統施設 " 放射性廃棄物の廃棄施設 " 放射線管理施設 " 原子炉格納施設 " その他発電用原子炉の附属施設 非常用電源設備 浸水防護施設
-----------------------	---

定期事業者検査の計画及び実績

検査名	今回の計画及び実績			備考
	※1	※2	※3	
クラス1 機器供用期間中検査	—	○	—	
燃料集合体外観検査	—	○	—	
燃料集合体炉内配置検査	—	○	—	
原子炉停止余裕検査	—	—	○	
クラス2 機器供用期間中検査	—	○	—	
蒸気発生器伝熱管体積検査	—	○	—	
加圧器安全弁機能検査	—	○	—	
加圧器安全弁漏えい検査	—	○	—	
加圧器安全弁分解検査	—	○	—	
加圧器逃がし弁機能検査	—	○	—	
加圧器逃がし弁漏えい検査	—	○	—	
加圧器逃がし弁分解検査	—	○	—	
加圧器逃がし弁元弁機能検査	—	○	—	
原子炉補機冷却系機能検査	—	○	—	
非常用炉心冷却系機能検査	—	○	—	
非常用炉心冷却系ポンプ分解検査	/	/	/	今回計画なし
非常用炉心冷却系主要弁分解検査	—	○	—	
補助給水系機能検査	—	○	—	
補助給水系ポンプ分解検査	/	/	/	今回計画なし
主蒸気安全弁機能検査	—	○	—	
主蒸気安全弁漏えい検査	—	○	—	
主蒸気逃がし弁機能検査	—	○	—	
主蒸気逃がし弁漏えい検査	—	○	—	
主蒸気隔離弁機能検査	—	○	—	
制御棒駆動系機能検査	—	○	—	
ほう酸ポンプ分解検査	—	○	—	
制御用空気圧縮系機能検査	—	○	—	
安全保護系機能検査	—	○	—	
安全保護系設定値確認検査	—	○	○	
プラント状態監視設備機能検査	—	○	—	
燃料取扱装置機能検査	—	○	—	
アニュラス循環排気系機能検査	—	○	—	
アニュラス循環排気系フィルター性能検査	○	○	—	
中央制御室非常用循環系機能検査	—	○	—	

今回の定期事業者検査計画及び実績 (○:計画、●:実績、—:計画・実績なし)

※1: 先行実施検査 (前回の検査終了～解列前の期間)

※2: 解列後～原子炉起動前の期間

※3: 原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

検査名	今回の計画及び実績			備考
	※1	※2	※3	
中央制御室非常用循環系フィルター性能検査	○	○	—	
原子炉格納容器全体漏えい率検査	/	/	/	今回計画なし
原子炉格納容器局部漏えい率検査	—	○	—	
原子炉格納容器隔離弁機能検査	—	○	—	
原子炉格納容器隔離弁分解検査	—	○	—	
原子炉格納容器真空逃がし弁機能検査	—	○	—	
原子炉格納容器安全系機能検査	—	○	—	
原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査	/	/	/	今回計画なし
原子炉格納容器安全系主要弁分解検査	—	○	—	
原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	—	○	—	
非常用予備発電装置機能検査 (ディーゼル発電機定格容量検査)	—	○	—	
非常用予備発電装置機能検査 (ディーゼル発電機の作動検査)	—	○	—	
非常用ディーゼル発電機分解検査	—	○	—	
総合負荷性能検査	—	—	○	
蒸気タービン開放検査	—	○	—	
蒸気タービン性能検査	—	○	○	
ほう酸ポンプ機能検査	—	○	—	
重大事故等クラス1 機器供用期間中検査	—	○	—	
重大事故等クラス2 機器供用期間中検査	—	○	—	
使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系機能検査	—	○	—	
その他原子炉注水系ポンプ分解検査	/	/	/	今回計画なし
その他原子炉注水系主要弁分解検査	—	○	—	
その他原子炉注水系機能検査	—	○	—	
最終ヒートシンク熱輸送設備作動検査	—	○	—	
重大事故時安全停止回路機能検査	—	○	—	
プロセスモニタ機能検査	—	○	—	
エリアモニタ機能検査	—	○	—	
緊急時制御室非常用循環系機能検査	—	○	—	
緊急時制御室非常用循環フィルター性能検査	○	○	—	
圧力逃がし系作動検査	—	○	—	
可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	—	○	—	
その他非常用発電装置の分解検査	/	/	/	今回計画なし
その他非常用発電装置の機能検査	—	○	—	

今回の定期事業者検査計画及び実績 (○:計画、●:実績、—:計画・実績なし)

※1: 先行実施検査 (前回の検査終了～解列前の期間)

※2: 解列後～原子炉起動前の期間

※3: 原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

検査名	今回の計画及び実績			備考
	※1	※2	※3	
直流電源系機能検査	—	○	—	
直流電源系作動検査	—	○	—	
タービンバイパス弁機能検査	—	○	—	
液体廃棄物処理系機能検査	—	○	—	
計測制御系機能検査	—	○	—	
計測制御系監視機能検査	—	○	—	
原子炉の停止制御回路健全性確認検査	—	○	—	
燃料取扱設備検査	—	○	—	
放射線監視装置機能検査	—	○	○	
1次系換気空調設備検査	○	○	—	
格納容器サンプル水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査	—	○	—	
原子炉格納容器供用期間中検査	/	/	/	今回計画なし
炉物理検査	—	—	○	
1次系ポンプ機能検査	—	○	—	
1次系弁検査	○	○	—	
1次系安全弁検査	—	○	—	
1次系逆止弁検査	—	○	—	
1次系真空破壊弁検査	/	/	/	今回計画なし
1次系破壊板検査	/	/	/	今回計画なし
1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査	—	○	—	
1次系熱交換器検査	—	○	—	
1次冷却材ポンプ機能検査	—	○	○	
燃料取扱設備検査（動作・インターロック試験等）	○	○	—	
液体廃棄物処理系設備検査	—	○	—	
固体廃棄物処理系設備検査	/	/	/	今回計画なし
供用期間中特別検査のうちクラス2管（原子炉格納容器内）特別検査	—	○	—	
供用期間中特別検査のうちクラス1機器Ni基合金使用部位特別検査	—	○	—	
供用期間中特別検査のうち蒸気発生器管台溶接部の健全性確認検査	/	/	/	今回計画なし
供用期間中検査特別検査のうちクラス1配管特別検査	—	○	—	
耐震健全性検査	—	○	—	

今回の定期事業者検査計画及び実績（○：計画、●：実績、—：計画・実績なし）

※1：先行実施検査（前回の検査終了～解列前の期間）

※2：解列後～原子炉起動前の期間

※3：原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

検査名	今回の計画及び実績			備考
	※1	※2	※3	
クラス3機器供用期間中検査	—	○	—	
構造健全性検査	—	○	—	
核計装設備検査	—	○	○	
制御棒クラスタ動作検査	—	○	—	
制御棒クラスタ検査	—	○	—	
制御棒位置指示装置設定値検査	—	○	—	
炉内計装用シンプルチューブ体積検査	/	/	/	今回計画なし
インバータ機能検査	—	○	—	
総合インターロック検査	—	○	—	
レストレイント検査	/	/	/	今回計画なし
液体廃棄物貯蔵設備・処理設備の警報機能検査	○	—	—	
2次系ポンプ分解検査	—	○	—	
2次系ポンプ機能検査	—	○	—	
2次系弁検査	—	○	—	
2次系安全弁検査	—	○	—	
2次系容器検査	—	○	—	
2次系熱交換器検査	—	○	—	
2次系配管検査	—	○	—	
非常用予備発電機付属設備検査	—	○	—	
原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事 構造・強度事業者検査	—	○注	—	
原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事 機能・性能事業者検査	—	○注	—	
化学体積制御系機能検査	—	—	○	
蒸気タービン附属設備機能検査	—	—	○	
浸水防護設備検査	●	—	—	2021.11.18 終了
その他非常用発電装置の付属設備検査	—	○	—	
可搬型重大事故等対処設備機能検査	●	○	○	2021.11.26 終了(※1分)
可搬型代替電源設備検査	●	—	—	2021.12.7 終了
原子炉格納容器再循環サンプスクリーン 検査	/	/	/	今回計画なし
重大事故等クラス3機器供用期間中検査	●	○	—	2021.12.21 終了(※1分)

今回の定期事業者検査計画及び実績 (○:計画、●:実績、—:計画・実績なし)

※1: 先行実施検査 (前回の検査終了～解列前の期間)

※2: 解列後～原子炉起動前の期間

※3: 原子炉起動後～総合負荷性能検査までの期間

注: 1次系熱交換器検査の結果、有意な信号指示がなかった場合は実施しない。

添 付 書 類

- 添付書類一 定期事業者検査の計画
- 添付書類二 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について
定量的に定める施設管理の目標
- 添付書類三 施設管理の実施に関する計画
- 添付書類四 定期事業者検査の判定方法
- 添付書類五 前回の定期事業者検査報告内容からの変更内容
- 添付書類六 保全の有効性評価の結果に関する説明書

添付書類一 定期事業者検査の計画

高 浜 発 電 所

第 4 号 機

第 2 4 回定期事業者検査計画書

目 次

1. 定期事業者検査の計画工程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 前回の定期事業者検査からの変更点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

別紙：定期事業者検査工程表

1. 定期事業者検査の計画工程

定期事業者検査（実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第55条第1項の時期に行う定期事業者検査）については、次の期間で実施する。

（1）定期事業者検査の工程

自 2022年 6月 8日

至 2022年11月18日

（並列日は、2022年10月24日（解列から並列までの期間は139日間））

（2）当該定期事業者検査期間中に実施する工事

（1）の定期事業者検査工程の策定においては、次の工事の工事期間も考慮し工程策定した。

・蒸気発生器伝熱管補修工事

設備の信頼性維持の観点より、蒸気発生器伝熱管体積検査の結果、有意な信号指示が認められた伝熱管について補修を行い、今後使用しないこととする。

2. 前回の定期事業者検査からの変更点

（1）特定重大事故等対処施設、常用直流電源設備（3系統目）に係る検査項目を設定した。

（2）供用期間中特別検査のうちクラス1配管特別検査

・原子力事業本部の方針「大飯発電所3号機 加圧器スプレイライン配管溶接部における有位な欠陥指示の原因調査結果を踏まえた個別検査について」を受け、水平展開対象抽出フローに基づく「水平展開（類似性あり）」の箇所に対し、今後3定検に亘り、維持規格に基づく個別検査として超音波深傷検査を行う。

定期事業者検査工程表

添付書類二 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について
定量的に定める施設管理の目標

目 次

1. 保全活動管理指標	1
-------------	---

別紙：保全活動管理指標

1. 保全活動管理指標

保全の有効性を監視、評価するために、保全重要度を踏まえ、「プラントレベル」及び「系統レベル」の保全活動管理指標及びその目標値を別紙のとおり設定する。

別紙

保 全 活 動 管 理 指 標

高浜発電所4号機 第24保全サイクル 保全活動管理指標

1. プラントレベル

項目	目標値
計画外自動・手動スクラム回数	<1回/7000臨界時間
計画外出力変動回数	<2回/7000臨界時間
工学的安全施設の計画外作動回数	<1回

2. 系統レベル

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
原子炉冷却系統	原子炉冷却材圧カバウンダリ機能(PS-1)	<1回/サイクル	—	
	原子炉冷却材圧カバウンダリの過圧防止機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
	安全弁及び逃げ弁の吹き止まり機能(PS-2)	<1回/サイクル	—	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	[加圧器逃がし弁] <1回/サイクル [加圧器逃がし弁元弁、 加圧器後備ヒータ] <2回/サイクル	[加圧器逃がし弁、元弁、加圧器後備ヒータ] <72時間/2サイクル/弁、ヒータ	※:逃がし弁駆動空気、ヒータ 電源含む
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
	未臨界維持機能(充てんライン經由)(MS-1)	<1回/サイクル	[系統共通箇所以外] <240時間/2サイクル	
	・未臨界維持機能(ほう酸注入タンク經由)ほう酸水を原子炉へ提供(MS-1) ・炉心冷却機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
化学体積制御系統(充てん・ほう酸回収系統)				

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
化学体積制御系統(ほう素熱再生系統)	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
	炉心冷却機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	
余熱除去系統	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
	<ul style="list-style-type: none"> ・未臨界維持機能(MS-1) ・炉心冷却機能、放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及びび放出低減機能(MS-1) 	<1回/サイクル	燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル	
燃料取替用水系統	燃料プールの水の補給機能(MS-2)	<2回/サイクル	燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル 燃料取替用水タンク以外 <240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<1回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標			備考
		MPPFF回数 目標値	非待機時間 目標値		
安全注入系統	<ul style="list-style-type: none"> 炉心冷却機能(MS-1) 未臨界維持機能(MS-1) 	<1回/サイクル	高圧注入系、低圧注入系 トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル 蓄圧注入系※ <1時間/2サイクル/基 ほう酸注入タンク <1時間/2サイクル		※：蓄圧注入系は未臨界維持機能を有しない。
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	—		
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	—		
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)[格納容器スプレイ系への供給機能]	<1回/サイクル	—		
	燃料プールの水の補給機能(MS-2)	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル		
格納容器スプレイ系統	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—		
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	よう素除去薬品タンク <72時間/2サイクル よう素除去薬品タンク以外 トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル		
	アクシデントマネジメント対応機能[格納容器内注水]	<2回/サイクル	<720時間/2サイクル		
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—		

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
蒸気発生器ブローダウン系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	<72時間/2サイクル/弁	
換気空調設備(格納容器再循環系)	アクシデントマネジメント対応機能[格納容器自然対流冷却]	<2回/サイクル	<720時間/2サイクル	
換気空調設備(安全補機室空気浄化系)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル トレイン共通箇所<72時間/2サイクル	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	—	
換気空調設備(アニュラス空気浄化系)	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) (1次冷却材喪失事故時、アニュラス部を負圧に保ち、また、原子炉格納容器からアニュラス部に漏えいした空気を浄化再循環し、環境に放出される核分裂性生物の濃度を減少させる機能)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) (アニュラス負圧達成後は、アニュラス内圧を設定負圧に維持するため、アニュラス戻り弁の開度を自動調整し循環運転を行なうと共に全量排気弁を閉じ、少量排気弁を開とすることでアニュラス部を負圧に保つ機能)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
換気空調設備(格納容器排気筒)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	—	
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
換気空調設備(格納容器排気筒)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標			備考
		MPPFF回数	目標値	非待機時間	
換気空調設備 (充てん/高圧 注入ポンプ室 冷却系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル		トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	当該空調設備は次の安全機能を兼ねる。 ・未臨界維持機能(間接関連系)(MS-2)
換気空調設備 (余熱除去ポン プ室冷却系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル		トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	当該空調設備は次の安全機能を兼ねる。 ・原子炉停止後の除熱機能(間接関連系)(MS-2)
換気空調設備 (格納容器ス レイブンプ室冷 却系)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル		トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
換気空調設備 (配管貫通部 冷却系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル		トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	当該空調設備は次の安全機能を兼ねる。 ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(間接関連系)(MS-2)
換気空調設備 (中央制御室 空調系)	・安全上特に重要な関連機能(MS-1) ・安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル		トレインA<720時間/2サイクル トレインB<720時間/2サイクル トレイン共通箇所<240時間/2サイクル	
換気空調設備 (中央制御室 非常用循環 系)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル		トレインA<720時間/2サイクル トレインB<720時間/2サイクル トレイン共通箇所<240時間/2サイクル	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル		—	
換気空調設備 (アイセル発電 機室換気系)	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-2)	<1回/サイクル		トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
換気空調設備 (中間建屋給・ 排気系)	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-2)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<720時間/2サイクル トレインB<720時間/2サイクル トレイン共通箇所<240時間/2サイクル	
主蒸気管系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	主蒸気安全弁 <6時間/2サイクル/弁 主蒸気逃がし弁 <168時間/2サイクル/弁 主蒸気隔離弁※ <8時間/2サイクル/弁	※:バイパス弁を含む
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	<72時間/2サイクル/弁	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	主給水隔離弁 <72時間/2サイクル/弁	
主給水管系統	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	主給水制御弁※ <72時間/2サイクル/弁	※:バイパス制御弁を含む
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
補助給水系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	[復水タンク] <168時間/2サイクル [復水タンク以外] 補助給水系(電動) トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル 補助給水系(タービン動) <240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
2次系補助給水系統	プラント運転補助機能(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	—	
主単線結線系統	安全上特に重要な関連機能(非常用母線)(当該系)(MS-1)	<1回/サイクル	<8時間/2サイクル/母線	
2次系補機単線結線系統	電源供給機能(非常用を除く)(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	—	
直流電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	[直流母線] <2時間/2サイクル/母線 [蓄電池] <240時間/2サイクル/基	
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	—	
計器用電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<2時間/2サイクル/母線	
起動変圧器設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
所内保護・計 量設備	安全上特に重要な関連機能(非常用母線の保護機能) (MS-1)	<1回/サイクル	<8時間/2サイクル/母線	
	安全上特に重要な関連機能(非常用所内電源系) (MS-1)	<1回/サイクル	<6時間/2サイクル/チャンネル	
	工学的な施設及び原子炉停止系の作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	<6時間/2サイクル/チャンネル	
中央制御室退 避盤	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	—	
	制御室外からの安全停止機能(MS-2)	<2回/サイクル	<720時間/2サイクル/機能	
原子炉補機冷 却水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(直接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	—	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<1回/サイクル	—	
原子炉補機冷 却水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル	
軸受冷却水系統	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	—	
	プラント運転補助機能(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
換気空調設備 (空調用冷水 系統)	安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	当該空調設備は次の安全機能を兼ねる。 ・原子炉停止後の除熱機能(間接関連系)(MS-2) ・未臨界維持機能(間接関連系)(MS-2) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(間接関連系)(MS-2)
	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
1次系試料採取系統	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
1次系計器用 空気系統(格 納容器内、格 納容器外)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	格納容器内 トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル 格納容器外 トレインA<1時間/2サイクル トレインB<1時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
2次系所内用 (雑用)空気系 統	空気供給機能[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	—	
ディーゼル発電 機冷却水系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	
	・安全上特に重要な関連機能(MS-1) ・安全上特に重要な関連機能(吸気系)(MS-1)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	
ディーゼル発電 機潤滑油系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
ディーゼル発電機燃料系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	
非常用ディーゼル発電機設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	
消火水系統	アクシデントマネジメント対応機能[格納容器内注水]	<2回/サイクル	<720時間/2サイクル	
原子炉保護装置	原子炉停止系への作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	原子炉保護系論理回路 モード1,2<6時間/2サイクル/トレイン モード3,4(トリップ遮断器が閉じている場合) <48時間/2サイクル/トレイン 原子炉保護系信号部 手動トリップ<48時間/2サイクル/チャンネル 自動トリップ<6時間/2サイクル/チャンネル インターロック<1時間/2サイクル/チャンネル	
	工学的安全施設への作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	工学的安全施設等作動論理回路 <6時間/2サイクル/トレイン 工学的安全施設等作動信号部 手動<48時間/2サイクル/チャンネル 自動<6時間/2サイクル/チャンネル インターロック<1時間/2サイクル/チャンネル ディーゼル発電機起動論理回路 <6時間/2サイクル/トレイン 中央制御室非常用循環系作動論理回路(手動起動回路含む) 論理回路<720時間/2サイクル/トレイン 手動起動<720時間/2サイクル/チャンネル	
エリア・プロセスモニタ装置	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
燃料取扱設備	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
燃料取扱設備 構築物	原子炉冷却材圧カバウンダリに直接接続されていないものであって放射性物質を貯蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	
	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2)	<2回/サイクル	—	
炉内構築物	・炉心形状の維持機能(炉心支持機能)(PS-1) ・炉心形状の維持機能(冷却材流路形成機能)(PS-1)	<1回/サイクル	—	
	原子炉の緊急停止機能(制御棒クラスタ案内機能)(MS-1)	<1回/サイクル	—	
燃料集合体及び 非核燃料炉 心構成品	炉心形状の維持機能(PS-1)	<1回/サイクル	—	
	・原子炉の緊急停止機能(MS-1) ・未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
原子炉格納容 器	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(原子炉格納容器バウンダリ機能)(MS-1)	<1回/サイクル	<4時間/2サイクル/弁 <24時間/2サイクル/エアロック	
制御棒駆動装 置(機械系)	過剰反応度の印加防止機能(PS-1)	<1回/サイクル	—	
	・原子炉の緊急停止機能(MS-1) ・未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
制御棒駆動装 置(電気系)	原子炉の緊急停止機能(MS-1)	<1回/サイクル	トリップ遮断器 モード1,2<1時間/2サイクル/トレイン モード3,4(トリップ遮断器が閉じている場合) <48時間/2サイクル/トレイン	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
原子炉建屋	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(アニュラス部を構成する機能)(MS-1)	<1回/サイクル	—	
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	—	
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
	溢水による損傷防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
	竜巻防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	—	
	浸水防護機能(MS-1)	<1回/サイクル	取水路防潮ゲート <240時間/2サイクル 潮位観測システム(防護用)	
取水口・放水口設備	浸水防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
	津波監視機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	—	
重大事故等対処設備	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<720時間/2サイクル	
	1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	充てん/高圧注入ポンプ <240時間/2サイクル 加圧器逃がし弁 <72時間/2サイクル	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
重大事故等 処設備	炉心注水をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	炉心注水 (非常用炉心冷却系) 炉心注水 (蓄圧タンク) 代替炉心注水 (B充てん/高圧注入ポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (A格納容器スプレイポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (可搬式代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替再循環 (A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS連絡 ライン使用)) <72時間/2サイクル 代替再循環 (B余熱除去ポンプ・C充てん/高圧注入ポン プ(海水冷却)) <720時間/2サイクル	
	1次冷却系の減圧をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	加圧器逃がし弁による減圧 (窒素ポンプまたは可搬式空気圧縮機を使用 した減圧) <240時間/2サイクル (可搬型バッテリーを使用した減圧) <720時間/2サイクル	
	原子炉格納容器スプレイをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	原子炉格納容器スプレイ 代替原子炉格納容器スプレイ(恒設代替低圧 注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替原子炉格納容器スプレイ(可搬式代替低 圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル	
	原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (SA-2)	<1回/サイクル	原子炉格納容器内自然対流冷却 <720時間/2サイクル 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然 対流冷却 <240時間/2サイクル	
	蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)をするため の設備(SA-2)	<1回/サイクル		

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
重大事故等 処設備	蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<72時間/2サイクル	
	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	水素濃度低減 (静的触媒式水素再結合装置) <72時間/2サイクル 水素濃度低減 (原子炉格納容器水素燃焼装置) 水素濃度監視 <720時間/2サイクル	
	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	(A7ニュウラス空気浄化系) <72時間/2サイクル (代替空気(窒素)系統) <240時間/2サイクル	
	使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水から使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットへのスプレイ 使用済燃料ピットの監視	
	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	重大事故等の収束に必要となる水の供給設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水を用いた復水タンクへの補給 <240時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (復水タンク) <72時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ) <720時間/2サイクル 燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
重大事故等対 処設備	電源設備(SA-2)	<1回/サイクル	空冷式非常用発電装置、号機間電力融通 ケーブール、電源車、蓄電池(3系統目) <720時間/2サイクル 蓄電池(安全防護系用) — 可搬式整流器 <240時間/2サイクル 代替所内電気設備 <72時間/2サイクル 燃料油貯蔵槽、タンクローリー <48時間/2サイクル	
	計装設備(一)	<2回/サイクル	記録以外 <720時間/2サイクル 記録 —	
	中央制御室(SA-2)	<1回/サイクル	中央制御室非常用循環系 <72時間/2サイクル 可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃 度計 <240時間/2サイクル	
	監視測定設備(SA-2)	<1回/サイクル	—	
	緊急時対策所(SA-2)	<1回/サイクル	居住性(緊急時対策所エリアモニタ) — 居住性(緊急時対策所エリアモニタ以外) <240時間/2サイクル	
	通信連絡を行うために必要な設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	その他の設備(一)	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル	

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPIFFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
特定重大事事故等対処施設を構成する設備				

本資料のうち、枠囲みの内容は、商業機密あるいは防護上の観点から公開できません。

添付書類三 施設管理の実施に関する計画

目 次

1. 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。） 及び期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期・・・・・・・・	1
3. 発電用原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期・・・・・・・・	2
4. 発電用原子炉施設の工事及び点検を実施する際に行う保安の確保のための 措置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2

別紙：点検計画（第24保全サイクル）

別図：定期事業者検査時の安全管理の計画

別表：長期施設管理方針実施状況総括表

1. 施設管理実施計画の始期（定期事業者検査の開始する日をいう。）及び期間

本保全計画の適用期間は、第24回定期事業者検査開始日から次の定期事業者検査を実施するために発電機を解列する日の前日までの期間（第24回定期事業者検査終了以降13ヶ月までの間※）とし、以降、この期間を第24保全サイクルという。

ただし、この期間内に次の定期事業者検査を実施するために発電機を解列した場合には、その前日までの期間とする。

※：この間を『実運転期間』という。

2. 発電用原子炉施設の工事の方法及び時期

(1) 工事の計画

a. 蒸気発生器伝熱管補修工事：設計及び工事の計画の届出

（蒸気発生器伝熱管に有意な信号指示が認められた場合に工事計画届出予定）

○ 工事概要

蒸気発生器伝熱管の渦流探傷検査の結果、有意な信号指示が認められた場合に、蒸気発生器の健全性を確保するため、メカニカルプラグにて施栓を行う。

○ 予定時期

第24回定期事業者検査期間中

b. 火災報知器設置工事：設計及び工事の計画の認可申請

○ 工事概要

新火災防護基準バックフィット対応として、火災区域に対し、異なる種類の火災感知器を消防法に準じた箇所に設置する。

○ 予定時期

第24回定期事業者検査期間中（完了予定：2024年2月）

c. 主変圧器取引用計量器設置関連GCB改良工事

○ 工事概要

電気事業法の改正に基づき、2025年3月31日までに検定付き電力量計の設置が義務付けられたことから、電力量計及び電力量計用のVT・CTを設置する。

VT・CT設置にあたり、設置スペース確保するため、主変しゃ断器（CB140）を小型化した型式へと取替える。

○ 予定時期

第24回定期事業者検査期間中（完了予定：2022年9月）

3. 発電用原子炉施設の点検、検査の方法、実施頻度及び時期

(1) 点検計画

定期事業者検査中及びプラント運転中の点検について、あらかじめ保全方式を設定し、点検の方法並びにそれらの実施頻度及び時期を定めた点検計画を「高浜発電所 保守業務所則（平成5 高原保所則 第2号）」に基づき策定した「保全指針」に従い策定した。また、土木建築に関する設備の点検計画については、「高浜発電所 土木建築業務所則（平成19 高原土所則 第1号）」に従い策定した。

点検計画のうち、定期事業者検査対象機器等に係る主要な点検の計画に基づく点検計画を別紙に記載する。

附帯設備も含めた各機器の詳細な点検計画は、「保全指針」に規定している。

点検計画を策定又は変更するにあたっては、保全活動から得られた情報等から、保全の有効性を評価し、保全が有効に機能していることを確認するとともに、継続的な改善につなげている。なお、保全の有効性評価は、以下の情報を適切に組み合わせて行った。

- ・保全活動管理指標の監視結果
- ・保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績
- ・トラブルなど運転経験
- ・高経年化技術評価および定期安全レビュー結果
- ・他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ
- ・リスク情報、科学的知見

4. 発電用原子炉施設の工事及び点検を実施する際に行う保安の確保のための措置

定期事業者検査停止時における保安規定の運転上の制限を遵守するための計画は、別図のとおりである。また、定期事業者検査以外の安全上重要な保守点検活動並びに留意事項等については、特になし。

別紙

点 検 計 画
(第24保全サイクル)

点検計画の記載について

1. 点検計画については以下の方針に従い記載している。

(1) 記載している設備について

点検計画には発電所設備の主要機器として、以下設備を対象に記載している。

①核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の14に規定する技術基準が適用される設備

a. 定期事業者検査の対象となる設備

b. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則別表第2において、設計及び工事の計画に記載が要求されている設備

なお、設計及び工事の計画において仕様が記載されていない設備については、日常の管理の中で健全性が確認でき、かつ、取替が可能な下記のものについて除外する。

(a) 防保護具、現地操作時に用いる工具類

(b) 一般消耗品（電池類他）

(c) 一般産業品（可搬型照明、電話・ファクシミリ他）

②保全の重要度が高い設備

保全重要度が高い設備とは、以下の設備を指す。

a. 安全機能の重要度が高い設備

b. 供給信頼性重要度が高い設備

c. リスク重要度が高い設備

なお、アクシデントマネジメント（AM）対応設備であることにより、保全の重要度を「高」とした設備については、点検計画において「AM（対応するアクシデントマネジメント名）機器」として明示している。

(2) 記載している点検について

点検計画には上記設備の主要な点検として、以下を記載している。

- ・ 定期事業者検査に係る点検
- ・ 定期事業者検査の都度性能維持のための措置を伴う点検
- ・ 定期事業者検査に係る点検の実施頻度より短い実施頻度で行う性能維持のための措置を伴う点検
- ・ 記載対象設備において、上記に該当する点検が無い設備については主要な点検

上記以外の点検（主要機器の上記条件以外の点検や附帯設備^{※1}の点検等）については、「高浜発電所 保守業務所則（平成5 高原保所則 第2号）」に基づき策定した「保全指針」及び「高浜発電所 土木建築業務所則（平成19 高原土所則 第1号）」に定めている。

※1：附帯設備の例

潤滑油、潤滑水、シール水、冷却設備、電源、制御回路、オリフ
イス、レデューサ、フローグラス 等

(3) 保全の重要度について

「グレード分け通達(平成18原品証通達第2号)」等の考え方に従い、「高」又は「低」のいずれかで表記している。

なお、重要度「高」及び定期事業者検査対象の設備については、保全方式として予防保全(時間基準保全、状態基準保全)を選定し、事後保全は選定していない。

(4) 保全方式について

保全方式について以下のとおり記載している。

- ・ 時間基準保全を採用しているもの：点検頻度
- ・ 状態基準保全を採用しているもの：CBM
- ・ 事後保全を採用しているもの：BM

(5) 点検頻度について

次の整理により「F」：保全サイクル、「M」：月、「Y」：年で表記している。

- ・ 性能維持のための措置を伴う点検及びそれに伴い実施する点検については、「M」又は「Y」により表記している。なお、記載した頻度のうち「M」は、運転期間(総合負荷性能検査～解列)に対応した値を示している。
また、複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目については、その点検頻度の最短及び最長のものを記載している。
 - ・ 供用期間中検査のように年度管理するものについては、「Y」により表記している。
 - ・ 機器の分解点検時期に合わせて実施する機能・性能試験については、「B」により表記している。また、その他、性能維持のための措置を伴わない点検のうち、分解・開放点検等の性能維持のための措置を伴う点検と合わせて実施するものについても「B」※2と表記している。なお、回転機器(ポンプ、ファン等)等、本体と駆動部で構成される機器は、一方が分解点検を実施した場合においても、その後の機能・性能試験で本体と駆動部の機能・性能を確認する。
 - ・ これ以外で、性能維持のための措置を伴わない点検については、「F」※2により表記している。また、性能維持のための措置を伴わない点検であっても、当該点検が、プラント運転期間中の発電用原子炉施設の保安の確保に支障がなく、年度管理するものについては、「Y」により表記している。
 - ・ このほか肉厚管理指針に従い管理する肉厚測定は、検査箇所ごとの管理となるため、本表では“肉厚管理指針による”と表記している。
 - ・ 定期的な頻度をもたずに実施する点検については、「X」により表記している。
- ※2：「B」「F」により表記しているものは、基本的に性能維持のための措置を予定していない点検であり、劣化進展がごく軽微なため、分解・開放点検やプラント定期事業者検査停止時期に合わせた実施管理が適しているものを対象にしている。

(6) 点検時期について

- ・時間基準保全の点検については、“定期事業者検査起動後”、“プラント運転中”の表現により、備考欄に実施時期を記載している。なお、これらの記載のないものについては、定期事業者検査停止中に実施することとしている。
- ・プラント停止（定期事業者検査）に先立ち、プラント運転中に実施する定期的な点検を「先行実施」とし、その対象設備を備考欄に明記し、区別する。

(7) 状態監視方法の記載について

- ・保全方式として状態基準保全を用いる機器については、経年劣化事象等による劣化の有無・劣化の傾向を監視する方法（状態監視技術、定例試験、巡視点検等）及びその頻度を備考欄に記載している。
- ・保全方式として時間基準保全を採用している機器については、保全をより充実する観点で採用している状態監視技術について方法・頻度を備考欄に記載している。

なお、第24保全サイクル中に点検を実施するものについては「点検計画」に「○」※³を記載している。

また「点検計画」には、当該点検の前回実績（実施時期）※⁴も記載している。

※³：複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目については、本保全サイクルの中に一つでも点検の計画があれば「○」としている。

※⁴：複数の機器や複数の点検タスクをまとめて記載した項目にあつては、最新実績を記載している。

目 次

機器又は系統名	ページ
原子炉本体	1/38
[炉心]	
[原子炉容器]	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設	1/38
[燃料取扱設備]	
[使用済燃料貯蔵設備]	
[使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備]	
[燃料取替用水設備]	
原子炉冷却系統施設	3/38
[一次冷却材の循環設備]	
[主蒸気・主給水設備]	
[余熱除去設備]	
[非常用炉心冷却設備]	
[化学体積制御設備]	
[蒸気タービンの附属設備]	
[原子炉補機冷却水設備]	
[原子炉補機冷却海水設備]	
[原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置]	
計測制御系統施設	13/38
[制御材]	
[制御棒駆動装置]	
[工学的安全施設等の作動信号]	
[ほう酸注入機能を有する設備]	
[ほう素再生設備]	
[制御用空気設備]	
[その他設備]	
放射性廃棄物の廃棄施設	17/38
[気体、液体又は固体廃棄物処理設備]	
放射線管理施設	19/38
[放射線管理用計測装置]	
[換気設備]	
原子炉格納施設	26/38
[原子炉格納容器]	
[圧力低減設備その他の安全設備]	
原子力設備	30/38
[その他設備]	
原子力設備・タービン設備	30/38
[その他設備]	

機器又は系統名	ページ
蒸気タービン	31/38
[車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸]	
[調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]	
[復水器]	
[蒸気タービンに附属する熱交換器]	
[蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備]	
[蒸気タービンに附属する管等]	
[その他設備]	
その他発電用原子炉の附属施設	36/38
[浸水防護施設]	
[常用電源設備]	
[火災防護施設]	
[非常用発電装置]	
[その他の電源装置]	
土木建築設備	38/38
プラント総合	38/38

- 別表-1：クラス1 機器供用期間中検査7年計画
 別表-2：クラス2 機器供用期間中検査10年計画
 別表-3：クラス3 機器供用期間中検査10年計画
 別表-4：クラス1 機器Ni 基合金使用部位特別検査7年計画
 別表-5：クラス2 管（原子炉格納容器内）特別検査10年計画
 別表-6：原子炉格納容器供用期間中検査10年計画
 別表-7：重大事故クラス1 機器供用期間中検査10年計画
 別表-8：重大事故クラス2 機器供用期間中検査10年計画
 別表-9：重大事故等クラス3 機器供用期間中検査10年計画
 別表-10：クラス1 配管特別検査 3年計画

1. 点検計画

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術	
原子炉本体 〔炉心〕	照射済燃料集合体 ※ 1式	1. 外観点検	高	1F	○	23回	燃料集合体外観検査	※：炉心設計による	
	照射済燃料集合体 (取出燃料) ※ 1式	1. 外観点検	高	1F	○	23回	燃料集合体内配置検査	※：炉心設計による	
	燃料集合体 157体	1. 外観点検 (炉内配置)	高	1F	○	23回	燃料集合体内配置検査		
	内挿物 (1) 制御棒クラススタ (2) バーナブルポイズン (3) プラズマデハイス (4) 2次中性子源 ※ 1式	1. 外観点検 (炉内配置)	高	1F	○	23回	燃料集合体内配置検査	※：炉心設計による	
原子炉本体 〔原子炉容器〕	原子炉本体のうち炉心	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	原子炉停止余裕検査 炉物理検査	定期事業者検査起動後	
	原子炉容器	1. 開放点検	高	13M	○	23回	構造健全性検査		
	制御棒クラススタ案内管支持ピン 104本	1. 外観点検	高	3F	○	21回	燃料取扱装置機能検査	一部先行実施	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔燃料取扱設備〕	燃料移送装置 1式	1. 機能・性能試験 (リフティングフレーム)	高	1F	○	23回	燃料取扱装置機能検査 (動作・インターロック試験等)	
		燃料取扱クレーン	1. 機能・性能試験 2. 分解点検他	高	1F 39M~195M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔使用済燃料貯蔵設備〕	使用済燃料ピットクレーン	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	燃料取扱装置機能検査 1次系換気空調設備検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施
		新燃料エレベータ	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施
			2. 分解点検他	高	39M~195M	○	21回		
		燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施
			2. 分解点検他	高	39M~195M	○	21回		
燃料取扱工具		1. 外観点検	高	12M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	プラント運転中	
		2. 簡易点検 (年次点検)	高	1F	○	23回	燃料取扱装置機能検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔使用済燃料貯蔵設備〕		燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施
		燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施
		燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施
	燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔使用済燃料貯蔵設備〕	燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施	
	燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施	
	燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施	
	燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔使用済燃料貯蔵設備〕	燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施	
	燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施	
	燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施	
	燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔使用済燃料貯蔵設備〕	燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施	
	燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施	
	燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施	
	燃料取扱建屋クレーン	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査 (動作・インターロック試験等)	先行実施	

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備〕	可搬式代替低圧注水ポンプ・電動機 2台	1. 機能・性能試験	高	1Y	○	23回	可搬式重大事故等対応設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 20回施設定検時に設置 20回施設定期検査より追加		
		2. 分解点検 (ポンプ)	高	130M	○	—				
		2. 分解点検 (電動機)	高	78M	—	—				
	送水車 2台	1. 機能・性能試験	高	1Y	○	—	—	可搬式重大事故等対応設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 2021.3より設置	
		1. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機含む)	低	1F	○	23回	使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系機能検査			
		1. 分解点検 (ポンプ)	低	78M	—	20回				
	A 使用済燃料ピットポンプ・電動機	1. 分解点検 (電動機)	1. 分解点検 (電動機)	低	CEM	—	11回		先行実施 (振動診断：3M)	
			2. 簡易点検 (潤滑油入替)		13M	○	23回			
			1. 分解点検 (ポンプ)	低	78M	—	21回			
		B 使用済燃料ピットポンプ・電動機	1. 分解点検 (電動機)	1. 分解点検 (電動機)	低	CEM	—	12回		先行実施 (振動診断：3M)
				2. 簡易点検 (潤滑油入替)		13M	○	23回		
				1. 開放点検	低	130M	—	20回		
	A 使用済燃料ピットフィルタ	1. 開放点検	1. 開放点検	低	130M	—	19回		先行実施	
			1. 開放点検 (管側)	低	195M	—	20回			
			1. 開放点検 (管側)	高	195M	—	20回			
B 使用済燃料ピット冷却器	1. 開放点検 (管側)	1. 開放点検 (管側)	高	195M	—	20回		先行実施		
		2. 非破壊試験		195M	—	20回	1次系熱交換器検査			
		1. 開放点検 (管側)	高	195M	—	20回				
C 使用済燃料ピット冷却器	1. 開放点検 (管側)	1. 開放点検 (管側)	高	130M	—	23回		先行実施		
		1. 機能・性能試験	高・低	B	○	20回	1次系弁検査			
		2. 分解点検		130M	○	23回	1次系弁検査 1次系止弁検査 1次系弁検査			
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 〔燃料取替用水設備〕	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〔使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備〕その他の弁	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	20回	1次系弁検査	一部先行実施		
		2. 分解点検		130M	○	23回	1次系弁検査 1次系止弁検査 1次系弁検査			
		1. 機能・性能試験	高・低	B	○	21回	1次系弁検査			
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〔使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備〕その他の弁駆動部	1. 機能・性能試験	高	65M	○	21回		一部先行実施		
		2. 分解点検		65M	○	21回				
		3. 簡易点検 (特性試験)		65M～208M	○	21回				
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〔使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備〕その他機器	1. 分解点検他	高	104M～130M	—	23回		一部先行実施		
		1. 機能・性能試験	低	13M～208M	○	23回				
		1. 分解点検他		13M～208M	○	23回				
	A 燃料取替用水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	高	B※	—	20回		先行実施 (振動診断：3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
		2. 分解点検 (ポンプ)		130M	—	20回				
		2. 分解点検 (電動機)		104M	—	20回				
	B 燃料取替用水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	高	B※	—	20回		先行実施 (振動診断：3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
		2. 分解点検 (ポンプ)		130M	—	22回				
		2. 分解点検 (電動機)		104M	—	20回				
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〔燃料取替用水設備〕その他の弁	1. 機能・性能試験	高	B※	—	22回		一部先行実施			
	2. 分解点検 (ポンプ)		130M	—	22回					
	3. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	23回					
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〔燃料取替用水設備〕その他の弁駆動部	1. 機能・性能試験	高	B	—	20回		一部先行実施			
	2. 分解点検		130M	○	23回	1次系弁検査 1次系安全弁検査 1次系弁検査				
	2. 分解点検	高	B	—	16回	1次系弁検査				
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設〔燃料取替用水設備〕その他機器	1. 分解点検他	高	65M～130M	○	23回		一部先行実施 一部BMあり 一部先行実施			
	1. 分解点検他	低	65M～260M	—	23回					
	1. 分解点検他		65M～260M	—	23回					

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術)
原子炉冷却系統施設 [一次冷却材の循環設備]	A 蒸気発生器	伝熱管 3, 245本	高	13M	○	23回	蒸気発生器伝熱管体積検査	
				13M	○	23回		
				13M	○	23回		
				13M	○	23回		
	B 蒸気発生器	伝熱管 3, 247本	高	13M	○	23回	蒸気発生器伝熱管体積検査	
				13M	○	23回		
				13M	○	23回		
				13M	○	23回		
	C 蒸気発生器	伝熱管 3, 253本	高	13M	○	23回	蒸気発生器伝熱管体積検査	
				13M	○	23回		
				13M	○	23回		
				13M	○	23回		
加圧器安全弁	4V-RC-055 4V-RC-056 4V-RC-057	高	1F	○	23回	加圧器安全弁機能検査		
			B	○	23回	加圧器安全弁漏えい検査		
			13M	○	23回	加圧器安全弁分解検査		
加圧器逃がし弁	4-PCV-454C	高	1F	○	23回	加圧器逃がし弁機能検査		
			1F	○	23回	加圧器逃がし弁漏えい検査		
			26M	○	23回	加圧器逃がし弁分解検査		
加圧器逃がし弁駆動部	4-PCV-454C	高	13M	○	23回			
			13M	○	23回			
			1F	○	23回	加圧器逃がし弁機能検査		
加圧器逃がし弁	4-PCV-455A	高	1F	○	23回	加圧器逃がし弁機能検査		
			1F	○	23回	加圧器逃がし弁漏えい検査		
			26M	○	22回	加圧器逃がし弁分解検査		
加圧器逃がし弁駆動部	4-PCV-455A	高	13M	○	23回			
			13M	○	23回			
加圧器逃がし弁	4-PCV-455B	高	1F	○	23回	加圧器逃がし弁機能検査		
			1F	○	23回	加圧器逃がし弁漏えい検査		
			26M	○	22回	加圧器逃がし弁分解検査		
加圧器逃がし弁駆動部	4-PCV-455B	高	13M	○	23回			
			13M	○	23回			

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術
原子炉冷却系統施設 【一次冷却材の循環設備】	加圧器速がし弁弁弁	4V-RC-054A 1. 機能・性能試験 (駆動部含む) 2. 分解点検	高	1F	○	23回	加圧器速がし弁弁弁機能検査	
		4V-RC-054A 3. 簡易点検 (グラランドパッキン取替)		130M	—	20回		
		4V-RC-054B 1. 分解点検	高	65M	—	20回		
	加圧器速がし弁弁弁駆動部	4V-RC-054B 1. 機能・性能試験 (駆動部含む) 2. 分解点検	高	156M	—	20回		
		4V-RC-054B 3. 簡易点検 (グラランドパッキン取替)		1F	○	23回	加圧器速がし弁弁弁機能検査	
		4V-RC-054B 1. 分解点検		130M	—	21回		
	加圧器速がし弁弁弁	4V-RC-054C 1. 機能・性能試験 (駆動部含む) 2. 分解点検	高	156M	—	20回		
		4V-RC-054C 3. 簡易点検 (グラランドパッキン取替)		1F	○	23回	加圧器速がし弁弁弁機能検査	
		4V-RC-054C 1. 分解点検		130M	—	21回		
	加圧器速がし弁弁弁駆動部	4V-RC-054C 1. 機能・性能試験	高	65M	—	21回		
		A 1次冷却材ポンプ・電動機		156M	—	20回		
		B 1次冷却材ポンプ・電動機		1F	○	23回	1次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後
原子炉冷却材ポンプ・電動機	加圧器	1. 機能・性能試験 (ポンプ) 2. 分解点検 (電動機)	高	130M	○	14回		
		2. 分解点検 (電動機)		104M	○	19回		
		2. 分解点検 (メカニカルシール)		13M	○	23回	1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査	
	加圧器	2. 分解点検 (フライホイール)		104M	○	19回		
		3. 簡易点検 (潤滑油入替他)		26M	○	22回		
		1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	1次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後
	加圧器	2. 分解点検 (ポンプ)		130M	—	23回		
		2. 分解点検 (電動機)		104M	—	23回		
		2. 分解点検 (メカニカルシール)		13M	○	23回	1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査	
	加圧器	2. 分解点検 (フライホイール)		104M	○	23回		
		3. 簡易点検 (潤滑油入替他)		26M	○	23回		
		1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	1次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後
加圧器	2. 分解点検 (ポンプ)		130M	—	19回			
	2. 分解点検 (電動機)		104M	—	20回			
	2. 分解点検 (メカニカルシール)		13M	○	23回	1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査		
加圧器	2. 分解点検 (フライホイール)		104M	—	20回			
	3. 簡易点検 (潤滑油入替他)		26M	○	22回			
	1. 開放点検	高	39M	—	23回			
原子炉冷却系統施設【一次冷却材の循環1式設備】その他の弁	2. 簡易点検 (マンホールガセット取替)		13M	○	23回			
	1. 機能・性能試験	高	B	—	23回	1次系弁検査		
	2. 分解点検		26M	—	23回	1次系弁検査		
原子炉冷却系統施設【一次冷却材の循環1式設備】その他の弁駆動部	1. 機能・性能試験	高	B	○	23回	1次系弁検査		
	2. 分解点検		13M	○	23回			
	3. 簡易点検 (特種試験)		13M~26M	○	23回			
原子炉冷却系統施設【一次冷却材の循環1式設備】その他機器	1. 分解点検他	高	13M~130M	○	23回			
	1. 分解点検他	低	13M~260M	○	23回		一部BMあり	

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備(診断技術)								
原子炉冷却系統施設 [余熱除去設備]	A 余熱除去ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 (ポンプ)	高	B※	-	20回	1 次系ポンプ機能検査	(振動診断: 1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No. 1の反映								
							非常用炉心冷却系ポンプ分解検査									
							その他原子炉注水系ポンプ分解検査									
							その他原子炉注水系ポンプ分解検査									
		2. 分解点検 (電動機)	高	130M	-	-	20回	23回	1 次系ポンプ機能検査	(振動診断: 1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No. 1の反映						
									非常用炉心冷却系ポンプ分解検査							
									その他原子炉注水系ポンプ分解検査							
									その他原子炉注水系ポンプ分解検査							
		3. 簡易点検 (潤滑油入替他)	高	26M	-	-	20回	23回	1 次系ポンプ機能検査	(振動診断: 1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No. 1の反映						
									非常用炉心冷却系ポンプ分解検査							
									その他原子炉注水系ポンプ分解検査							
									その他原子炉注水系ポンプ分解検査							
	B 余熱除去ポンプ・電動機	A 余熱除去冷却器	1. 開放点検 2. 非破壊試験	高	130M	-	18回	1 次系熱交換器検査								
								B 余熱除去冷却器		1. 開放点検 2. 非破壊試験	高	130M	-	17回	1 次系熱交換器検査	
															低圧注入系主要弁	
		4V-RH-041A	1. 分解点検	高	130M	-	22回		非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査							
								4V-RH-041B	1. 分解点検	高	130M	-	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
														4-PCV-601	1. 分解点検	
		4-PCV-611	1. 分解点検	高	130M	-	23回									
								4V-SI-193A	1. 分解点検	高	130M	-	22回			非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査
														4V-SI-193B	1. 分解点検	高
		4V-SI-202A	1. 分解点検	高	130M	-	23回									
								4V-SI-202B	1. 分解点検	高	130M	-	20回			
														4V-SI-202C	1. 分解点検	高
		4V-SI-203A	1. 分解点検	高	130M	-	23回									
								4V-SI-203B	1. 分解点検	高	130M	-	22回			
														4V-SI-203C	1. 分解点検	高
4V-SI-208A	1. 分解点検	高	130M	-	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査										
						4V-SI-208B		1. 分解点検	高	130M	-	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査			
													4V-SI-209A	1. 分解点検	高	130M
4V-SI-209B	1. 分解点検	高	130M	-	18回		非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査									
						1式	1. 分解点検	高	150M	-	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査				

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術																																																						
原子炉冷却系統施設 【余熱除去設備】	原子炉冷却系統施設【余熱除去設備】その他の弁	1. 機能・性能試験	高	B	○	23回	1次系弁検査 1次系安全弁検査 1次系弁検査																																																							
		2. 分解点検																																																												
原子炉冷却系統施設【余熱除去設備】その他の弁駆動部	原子炉冷却系統施設【余熱除去設備】その他の弁駆動部	3. 簡易点検 (ブランドバッキン取替)	高	52M~130M 52M~130M	○	23回	1次系弁検査																																																							
		1. 機能・性能試験																																																												
		2. 分解点検																																																												
原子炉冷却系統施設【余熱除去設備】その他の機器	原子炉冷却系統施設【余熱除去設備】その他の機器	3. 簡易点検 (特性試験)	高	52M~156M 13M~208M	○	23回	1次系弁検査																																																							
		1. 機能・性能試験																																																												
		2. 分解点検																																																												
原子炉冷却系統施設 【非常用炉心冷却設備】	原子炉冷却系統施設【余熱除去設備】1式	1. 分解点検他	高	65M~260M	○	23回	1次系弁検査																																																							
		1. 分解点検他																																																												
原子炉冷却系統施設 【非常用炉心冷却設備】	高圧及び低圧注入系 【余熱除去設備 (低圧注入機能) を含む】 その他原子炉注水系統	1. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	23回	非常用炉心冷却系統機能検査	[対象設備] ・ A 高圧注入系 ・ B 高圧注入系 (海水による電動機冷却) ・ C 高圧注入系 ・ A 低圧注入系 ・ B 低圧注入系 (海水による電動機冷却)																																																						
		1. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)																																																												
原子炉冷却系統施設 【余熱除去設備】	高圧注入系主要弁	1. 分解点検	高	130M	-	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査																																																							
		1. 分解点検																																																												
		1. 分解点検							高	130M	-	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査																																																	
		1. 分解点検																																																												
		1. 分解点検													高	130M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査																																											
		1. 分解点検																																																												
		1. 分解点検																			高	130M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査																																					
		1. 分解点検																																																												
		1. 分解点検																									高	130M	-	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査																															
		1. 分解点検																																																												
		1. 分解点検																															高	130M	-	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査																									
		1. 分解点検																																																												
		1. 分解点検																																					高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査																			
		1. 分解点検																																																												
		1. 分解点検																																											高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査													
		1. 分解点検																																																												
		1. 分解点検																																																	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査							
		1. 分解点検																																																												
		1. 分解点検																																																							高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査	
		1. 分解点検																																																												
1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査																																																									
1. 分解点検																																																														
1. 分解点検							高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査																																																			
1. 分解点検																																																														
1. 分解点検													高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査																																													
1. 分解点検																																																														
1. 分解点検																			高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査																																							
1. 分解点検																																																														
1. 分解点検																									高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査																																	
1. 分解点検																																																														
1. 分解点検																															高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査																											
1. 分解点検																																																														
1. 分解点検																																					高	130M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査																					
1. 分解点検																																																														
1. 分解点検																																											高	156M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系統主要弁分解検査															
1. 分解点検																																																														
1. 分解点検																																																	高	1F	○	23回	非常用炉心冷却系機能検査 その他原子炉注水系統機能検査									
1. 機能・性能試験 (弁、駆動部含む)																																																														

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術)
原子炉冷却系統施設 〔非常用炉心冷却設備〕	蓄圧注入系主要弁	1. 分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
	蓄圧注入系主要弁駆動部	1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
原子炉冷却系統施設 〔非常用炉心冷却設備〕	A. 蓄圧タンク	1. 分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
	B. 蓄圧タンク	1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
	C. 蓄圧タンク	1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
	ほう酸注入タンク	1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
燃料取替用タンク	1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
	1. 分解点検	高	130M	—	23回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
格納容器再循環ポンプ	1. 外観点検	高	156M	—	20回	20回	原子炉格納容器再循環ポンプスクリーン検査	20回施設検時に設置 20回施設定期検査より追加 保全の有効性評価結果No.2の反映
	1. 外観点検	高	130M	—	20回	20回	その他原子炉注水系機能検査	
	1. 外観点検	高	130M	—	20回	20回	その他原子炉注水系機能検査	
ほう酸注入タンク	1. 外観点検	高	130M	—	20回	20回	原子炉格納容器再循環ポンプスクリーン検査	20回施設検時に設置 20回施設定期検査より追加 保全の有効性評価結果No.2の反映
	1. 外観点検	高	130M	—	20回	20回	その他原子炉注水系機能検査	
	1. 外観点検	高	130M	—	20回	20回	その他原子炉注水系機能検査	
燃料取替用タンク	1. 外観点検	高	130M	—	20回	20回	原子炉格納容器再循環ポンプスクリーン検査	20回施設検時に設置 20回施設定期検査より追加 保全の有効性評価結果No.2の反映
	1. 外観点検	高	130M	—	20回	20回	その他原子炉注水系機能検査	
	1. 外観点検	高	130M	—	20回	20回	その他原子炉注水系機能検査	
格納容器再循環ポンプ	1. 外観点検	高	130M	—	20回	20回	原子炉格納容器再循環ポンプスクリーン検査	20回施設検時に設置 20回施設定期検査より追加 保全の有効性評価結果No.2の反映
	1. 外観点検	高	130M	—	20回	20回	その他原子炉注水系機能検査	
	1. 外観点検	高	130M	—	20回	20回	その他原子炉注水系機能検査	
恒設代蓄圧注水系	1. 機能・性能試験	高	10Y	—	23回	23回	原子炉格納容器再循環ポンプスクリーン検査	20回施設検時に設置 20回施設定期検査より追加 保全の有効性評価結果No.2の反映
	2. 分解点検 (ポンプ)	高	130M	—	—	—	その他原子炉注水系機能検査	
	2. 分解点検 (電動機)	高	78M	—	—	—	その他原子炉注水系機能検査	
恒設代蓄圧注水系	3. 簡易点検 (潤滑油入替他)	高	26M	—	23回	23回	原子炉格納容器再循環ポンプスクリーン検査	20回施設検時に設置 20回施設定期検査より追加 保全の有効性評価結果No.2の反映
	1. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	—	23回	23回	原子炉格納容器再循環ポンプスクリーン検査	
	1. 機能・性能試験	高	B	—	—	—	その他原子炉注水系機能検査	
恒設代蓄圧注水系	2. 分解点検 (ポンプ)	高	130M	—	—	—	原子炉格納容器再循環ポンプ分解検査	20回施設検時に設置 20回施設定期検査より追加 保全の有効性評価結果No.3の反映
	2. 分解点検 (電動機)	高	78M	—	—	—	その他原子炉注水系機能検査	
	3. 簡易点検 (潤滑油入替他)	高	26M	—	23回	23回	原子炉格納容器再循環ポンプスクリーン検査	

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実 施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する 設備(診断技術)
原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備]	原子炉冷却系統施設 [非常用炉心冷却設備] 1式 備] その他の弁	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	23回	1 次系弁検査 1 次系安全弁検査	
		2. 分解点検		52M~260M	○	23回	1 次系弁検査 1 次系逆止弁検査	
		1. 機能・性能試験	高	B	○	23回	1 次系弁検査	
		2. 分解点検		52M~182M	○	23回		
		3. 簡易点検 (特性能試験)	高	52M~208M	○	23回		
		1. 分解点検他	高	13M~260M	○	23回		
		1. 分解点検他	低	26M~208M	○	23回		一部BMあり 一部先行実施

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備(診断技術)
原子炉冷却系統施設 【化学体積制御設備】	化学体積制御系	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	化学体積制御系機能検査	定期事業者検査起動後 (振動診断：3M)
	A 充てん/高圧注入ポンプ・電動機	1. 分瓣点検 (ポンプ)	高	117M	-	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分瓣検査 その他原子炉注水系ポンプ分瓣検査	
		1. 分瓣点検 (電動機)		104M	-	22回		
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		26M	○	23回		
	B 充てん/高圧注入ポンプ・電動機	1. 分瓣点検 (ポンプ)	高	117M	-	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分瓣検査 その他原子炉注水系ポンプ分瓣検査	(振動診断：3M)
		1. 分瓣点検 (電動機)		104M	-	21回		
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		26M	○	23回		
	C 充てん/高圧注入ポンプ・電動機	1. 分瓣点検 (ポンプ)	高	117M	-	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分瓣検査 その他原子炉注水系ポンプ分瓣検査	(振動診断：3M)
		1. 分瓣点検 (電動機)		104M	-	23回		
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		26M	○	23回		
	体積制御タンク	1. 開放点検	高	130M	-	18回		
	冷却材フィルタ	1. 開放点検	高	130M	-	20回		
	A 冷却材脱塩塔入口フィルタ	1. 開放点検	高	130M	-	20回		先行実施
		1. 開放点検	高	130M	-	20回		先行実施
	B 冷却材脱塩塔入口フィルタ	1. 開放点検	高	130M	-	20回		
1. 開放点検 (管側)		高	130M	-	20回			
非再生冷却器	1. 開放点検 (管側)	高	195M	-	20回			
	1. 開放点検 (筒側)	高	130M	-	20回			
その他原子炉注水系主要弁	4V-CS-218	2. 非破壊試験	高	130M	-	20回	1 次系熱交換器検査	
	4V-CS-219	1. 分瓣点検	高	130M	-	23回	その他原子炉注水系主要弁分瓣検査	
	4V-CS-233	1. 分瓣点検	高	130M	-	23回	その他原子炉注水系主要弁分瓣検査	
	4V-CS-234	1. 分瓣点検	高	130M	○	19回	その他原子炉注水系主要弁分瓣検査	
原子炉冷却系統施設【化学体積制御設備】その他の弁	1式	1. 分瓣点検	高	B	○	23回	1 次系弁検査 1 次系安全弁検査	
		2. 簡易点検	高・低	13M~260M	○	23回	1 次系弁検査 1 次系逆止弁検査	一部先行実施
原子炉冷却系統施設【化学体積制御設備】その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高	B	○	23回	1 次系弁検査	
		2. 分瓣点検	高	13M~156M	○	23回	1 次系弁検査	
		3. 簡易点検 (帯圧試験)	高・低	13M~208M	○	23回	1 次系逆止弁検査	
原子炉冷却系統施設【化学体積制御設備】その他の機器	1式	1. 分瓣点検他	高	13M~260M	○	23回	1 次系弁検査	一部先行実施
		1. 分瓣点検他	低	13M~260M	○	23回	1 次系弁検査	一部BMあり 一部先行実施

機器又は系統名	実施致 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術)
原子炉冷却系統施設 〔蒸気タービン系の附属設備〕	補助給水系	1.機能・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	23回	補助給水系機能検査	
		1.分瓣点検 (ポンプ)	高	130M	—	21回	補助給水系ポンプ分瓣検査	(振動診断：1M)
		1.分瓣点検 (電動機)		104M	—	23回		
		2.簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	23回		
		1.分瓣点検 (ポンプ)	高	130M	—	22回	補助給水系ポンプ分瓣検査	(振動診断：1M)
		1.分瓣点検 (電動機)		104M	—	22回		
		2.簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	23回		
		1.機能・性能試験	高	B	—	23回	2次系ポンプ機能検査	
		2.分瓣点検		52M	—	23回	補助給水系ポンプ分瓣検査	駆動部のタービン含む
		3.簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	23回		
		1.機能・性能試験	高	B	○	23回	2次系弁検査	
		2.分瓣点検		52M~130M	○	23回	2次系弁検査	
		3.簡易点検 (グラント入替)		52M	○	23回		
		1.機能・性能試験	高	B	○	23回		
2.分瓣点検		52M~156M	○	23回				
3.簡易点検		13M~52M	○	23回				
1.分瓣点検他	高	156M	—	21回			一部20回施設定検時に設置	
1.分瓣点検他	低	13M~130M	○	23回				
原子炉冷却系統施設 〔原子炉補機冷却水設備〕	原子炉補機冷却系	1.機能・性能試験 (弁、駆動部含む)	高	1F	○	23回	原子炉補機冷却系機能検査	
		1.機能・性能試験	高	B※	—	23回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分瓣点検 (ポンプ)		130M	—	23回		
		2.分瓣点検 (電動機)		104M	—	22回		
		3.簡易点検 (潤滑油入替他)		26M	○	22回		
		1.機能・性能試験	高	B※	—	20回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分瓣点検 (ポンプ)		130M	—	20回		
		2.分瓣点検 (電動機)		104M	—	20回		
		3.簡易点検 (潤滑油入替他)		26M	—	23回		
		1.機能・性能試験	高	B※	○	20回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：12M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分瓣点検 (ポンプ)		130M	○	19回		
		2.分瓣点検 (電動機)		104M	—	20回		
		3.簡易点検 (潤滑油入替他)		26M	○	23回		
		1.機能・性能試験	高	B※	—	23回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
2.分瓣点検 (ポンプ)		130M	—	20回				
2.分瓣点検 (電動機)		104M	—	23回				
3.簡易点検 (潤滑油入替他)		26M	—	23回				
1.機能・性能試験	高	B※	—	21回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
2.分瓣点検 (ポンプ)		130M	—	20回				
2.分瓣点検 (電動機)		104M	—	21回				
3.簡易点検 (潤滑油入替他)		104M	—	21回				
1.機能・性能試験	高	B※	○	23回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 () 内は適用する設備(診断技術)	
原子炉冷却系統施設 〔原子炉補機冷却水設備〕	A原子炉補機冷却水冷却器	1. 開放点検	高	13M	○	23回			
		2. 非破壊試験		13M	○	23回	1次系熱交換器検査		
		3. 漏えい試験		1F	○	23回			
		4. 機能・性能試験		※X	—	23回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	※：1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合を実施	
		5. 開放点検		※X	—	23回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事強度事業者検査		
	B原子炉補機冷却水冷却器	1. 開放点検	高	13M	○	23回			
		2. 非破壊試験		13M	○	23回	1次系熱交換器検査		
		3. 漏えい試験		1F	○	23回			
		4. 機能・性能試験		※X	—	23回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	※：1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合を実施	
		5. 開放点検		※X	—	23回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事強度事業者検査		
	C原子炉補機冷却水冷却器	1. 開放点検	高	13M	○	23回			
		2. 非破壊試験		13M	○	23回	1次系熱交換器検査		
		3. 漏えい試験		1F	○	23回			
		4. 機能・性能試験		※X	—	23回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	※：1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合を実施	
		5. 開放点検		※X	—	23回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事強度事業者検査		
	D原子炉補機冷却水冷却器	1. 開放点検	高	13M	○	23回			
		2. 非破壊試験		13M	○	23回	1次系熱交換器検査		
		3. 漏えい試験		1F	○	23回			
		4. 機能・性能試験		※X	—	23回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査	※：1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合を実施	
		5. 開放点検		※X	—	23回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事強度事業者検査		
原子炉補機冷却水リージタンク	1. 開放点検	高	130M	—	20回				
	1. 分解点検		130M	—	20回	1次系真空破断弁検査			
可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回		可搬型重大事故等対処設備機能検査		
	2. 分解点検		10F	—	—		20回施設定検時に設置		
原子炉冷却系統施設〔原子炉補機冷却水設備〕その他の弁	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	23回		1次系弁検査 1次系安全弁検査		
	2. 分解点検		130M	○	23回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査			
原子炉冷却系統施設〔原子炉補機冷却水設備〕その他の弁駆動部	1. 機能・性能試験	高	B	—	21回		1次系弁検査		
	2. 分解点検		65M～156M	—	21回				
	3. 簡易点検(特性能試験)		65M～208M	—	21回				
原子炉冷却系統施設〔原子炉補機冷却水設備〕その他機器	1. 分解点検他	高	13M～260M	○	23回				
	1. 分解点検他		65M～208M	○	22回		一部BMあり		

機器又は系統名	実施致 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 () 内は通用する設備診断技術	
原子炉冷却系統施設 〔原子炉補機冷却海水設備〕	原子炉補機冷却海水系	1. 機能・性能試験 (弁、駆動部含む)	高	1F	○	23回	原子炉補機冷却系統機能検査	先行実施 (振動診断：3M (対象：電動機)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		1. 機能・性能試験	高	B※	—	23回	2次系ポンプ機能検査		
		2. 分解点検 (ポンプ)		52M	—	23回	2次系ポンプ分解検査		
	A 海水ポンプ・電動機	2. 分解点検 (電動機)			104M	—	23回		
		3. 簡易点検 (潤滑油入替)			26M	—	23回		
		1. 機能・性能試験	高	B※	—	22回	2次系ポンプ機能検査		
	B 海水ポンプ・電動機	2. 分解点検 (ポンプ)			52M	—	22回		2次系ポンプ分解検査
		2. 分解点検 (電動機)			104M	—	22回		
		3. 簡易点検 (潤滑油入替)			26M	○	22回		
	C 海水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	高	B※	○	22回	2次系ポンプ機能検査		
		2. 分解点検 (ポンプ)		39M	○	21回	2次系ポンプ分解検査		
		2. 分解点検 (電動機)		104M	—	22回			
	原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却海水設備] その他の弁	1. 機能・性能試験	高	B	—	20回			
		2. 分解点検	高	117M	—	23回	2次系弁検査		
		1. 機能・性能試験	高	B	○	23回			
原子炉冷却系統施設 [原子炉補機冷却海水設備] その他の弁駆動部	2. 分解点検	高	117M	○	23回				
	1. 分解点検他	高	13M~195M	○	23回				
	1. 分解点検他	低	13M~130M	○	23回	一部BMあり			
原子炉冷却系統施設 〔原子炉補機冷却海水設備〕 の漏えいを監視する装置]	格納容器サンプ、格納容器内凝縮液量測定装置に原る設備	1. 機能・性能試験	高・低	13M	○	23回	格納容器サンプ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置測えい検出器機能検査		
		2. 特性試験		13M	○	23回	格納容器サンプ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置測えい検出器機能検査		
	照射済制御棒クラスト	1. 外観点検	高	1F	○	23回	制御棒クラスト検査		
		1. 外観点検	高	1F	○	23回	制御棒クラスト検査		
		1. 外観点検	高	1F	○	23回	制御棒クラスト検査		
	照射済バーナクランプ/ボイスン	1. 外観点検	高	1F	○	23回	制御棒クラスト検査		
		1. 外観点検	高	1F	○	23回	制御棒クラスト検査		
		1. 外観点検	高	1F	○	23回	制御棒クラスト検査		
	照射済ラジエングデバイス	1. 外観点検	高	1F	○	23回	制御棒クラスト検査		
		1. 外観点検	高	1F	○	23回	制御棒クラスト検査		
		1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	制御棒駆動系統機能検査 制御棒クラスト動作検査		
	計測制御系統施設 〔制御棒駆動装置〕	計48本		B※	—	23回			
		1. 機能・性能試験	高	78M	—	23回			
		2. 分解点検 (発電機)		CEM	—	15回			
	A 制御棒駆動装置MGセット (発電機・電動機)	2. 分解点検 (電動機)		13M	○	23回			
3. 簡易点検 (潤滑油入替他)		高	B※	—	21回				
1. 機能・性能試験		高	78M	—	21回				
B 制御棒駆動装置MGセット (発電機・電動機)	2. 分解点検 (発電機)		CEM	—	17回				
	2. 分解点検 (電動機)		13M	○	23回				
	3. 簡易点検 (潤滑油入替他)	高	13M	○	23回				
A TWS 線路和設備	1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	重大事故時安全停止回路機能検査			
	2. 特性試験		13M	○	23回	重大事故時安全停止回路機能検査			

機器又は系統名	実施致 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術	
計測制御系統施設 [ほう酸注入機能を有する設備]	A ほう酸ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	高	B※	-	22回	ほう酸ポンプ機能検査	(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.4の反映	
		2. 分解点検 (ポンプ)		78M	-	20回	ほう酸ポンプ分解検査		
		2. 分解点検 (電動機)		78M	-	22回			
	B ほう酸ポンプ・電動機	3. 簡易点検 (潤滑油入替他)			39M	○	23回	ほう酸ポンプ機能検査	(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.4の反映
		1. 機能・性能試験	高	B※	○	23回	ほう酸ポンプ分解検査		
		2. 分解点検 (ポンプ)		78M	○	20回			
	C ほう酸ポンプ・電動機	2. 分解点検 (電動機)			78M	-	23回		(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.4の反映
		3. 簡易点検 (潤滑油入替他)			39M	○	23回	1次系ポンプ機能検査	
		1. 機能・性能試験	高	B※	○	20回	ほう酸ポンプ分解検査		
	A 1次系補給水ポンプ・電動機	2. 分解点検 (ポンプ)			78M	-	21回		(振動診断：1M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.4の反映
		2. 分解点検 (電動機)			78M	-	21回		
		3. 簡易点検 (潤滑油入替)			26M	○	22回		
	B 1次系補給水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	低	B※	-	20回	20回	1次系ポンプ機能検査	(振動診断：6M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2. 分解点検 (ポンプ)		CEM	-	8回			
		2. 分解点検 (電動機)		78M	-	20回			
A ほう酸タンク	3. 簡易点検 (潤滑油入替)			26M	-	23回		(振動診断：6M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
	1. 開放点検	高	195M	-	11回				
	1. 開放点検	高	195M	○	9回				
A ほう酸タンクアトモス弁	1. 分解点検	高	130M	-	20回		1次系真空破壊弁検査	(振動診断：6M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
	1. 分解点検	高	130M	-	20回		1次系真空破壊弁検査		
	1. 分解点検	高	130M	-	20回		1次系真空破壊弁検査		
B ほう酸タンクアトモス弁	1. 分解点検	高	130M	-	20回		1次系真空破壊弁検査	(振動診断：6M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
	1. 分解点検	高	130M	-	20回		1次系真空破壊弁検査		
	1. 分解点検	高	130M	-	20回		1次系真空破壊弁検査		
1次系純水タンク	1. 分解点検	高	130M	-	20回		1次系真空破壊弁検査	(振動診断：6M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
	1. 開放点検	低	195M	-	14回				
	1. 分解点検	低	130M	-	20回		1次系真空破壊弁検査		
1次系純水タンクアトモス弁	1. 分解点検	低	130M	-	20回		1次系真空破壊弁検査	(振動診断：6M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
	1. 分解点検	低	130M	-	20回		1次系真空破壊弁検査		
	1. 分解点検	低	130M	-	20回		1次系真空破壊弁検査		
ほう酸フィルタ	1. 開放点検	高	130M	-	20回			一部先行実施	
	1. 機能・性能試験	高・低	B	-	22回		1次系弁検査 1次系安全弁検査		
	2. 分解点検		104M~130M	○	23回		1次系弁検査 1次系逆止弁検査		
計測制御系統施設 [ほう酸注入機能を有1式する設備] その他の弁	1. 機能・性能試験	高	B	-	20回		1次系弁検査	一部BMあり 一部先行実施	
	2. 分解点検		156M	-	20回				
	1. 分解点検他	高	26M~221M	○	23回				
計測制御系統施設 [ほう酸注入機能を有1式する設備] その他の機器	1. 分解点検	低	104M~195M	-	23回			一部BMあり 一部先行実施	
	1. 分解点検他	高	26M~221M	○	23回				
	1. 分解点検	低	104M~195M	-	23回				

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術	
計測制御系統施設 [ほう素再生設備]	ほう素熱再生抽出水汚濁器	1. 開放点検 (常側)	高	130M	-	17回		先行実施	
		1. 開放点検 (側側)		195M	-	21回			
		2. 非破壊試験		130M	-	17回	1次系熱交換器検査		
		1. 開放点検 (常側)	高	130M	-	17回			
		1. 開放点検 (側側)		195M	-	21回			
		2. 非破壊試験		130M	-	17回	1次系熱交換器検査		
	ほう素熱再生前置熱交換器	1. 開放点検 (常側)	高	130M	-	21回		先行実施	
		1. 開放点検 (側側)		195M	-	21回			
		2. 非破壊試験		130M	-	21回	1次系熱交換器検査		
		1. 機能・性能試験	高・低	B	-	23回	1次系安全弁検査		
		2. 分解点検		104M~130M	○	23回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査		
		1. 分解点検他	高	104M~130M	○	21回		一部先行実施	
計測制御系統施設 [制御用空気圧縮機]	格納容器外制御用空気圧縮機	1. 分解点検他	低	130M~156M	○	17回		一部BMあり 一部先行実施	
		1. 機能・性能試験 (圧縮機、電動機を含む)	高	1F	○	23回	制御用空気圧縮系機能検査		
		1. 分解点検 (圧縮機)	高	26M	-	23回		(振動診断: 3M (対象: 電動機)) 保全の有効性評価結果No. 5の反映	
		1. 分解点検 (電動機)		CBM	-	13回			
		2. 簡易点検 (Vベルト調整他)		26M	○	22回			
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		26M	-	23回			
	格納容器外制御用空気圧縮機・電動機	1. 分解点検 (圧縮機)	高	26M	○	22回			(振動診断: 3M (対象: 電動機)) 保全の有効性評価結果No. 5の反映
		1. 分解点検 (電動機)		CBM	-	14回			
		2. 簡易点検 (Vベルト調整他)		26M	-	23回			
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		26M	○	23回			
		1. 機能・性能試験 (圧縮機、電動機を含む)	高	1F	○	23回	制御用空気圧縮系機能検査		
		1. 分解点検 (圧縮機)	高	26M	-	23回		(振動診断: 3M (対象: 電動機)) 保全の有効性評価結果No. 6の反映	
計測制御系統施設 [制御用空気圧縮機]	格納容器内制御用空気圧縮機	1. 分解点検 (電動機)		78M	-	21回			
		2. 簡易点検 (Vベルト調整他)		26M	○	22回			
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		26M	○	23回			
		1. 分解点検 (圧縮機)	高	26M	○	22回			(振動診断: 3M (対象: 電動機)) 保全の有効性評価結果No. 6の反映
		1. 分解点検 (電動機)		78M	-	23回			
		2. 簡易点検 (Vベルト調整他)		26M	-	23回			
	格納容器内制御用空気圧縮機・電動機	2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		26M	○	23回			
		1. 機能・性能試験	高	B	-	22回	1次系安全弁検査		
		2. 分解点検		130M~195M	-	23回	1次系逆止弁検査		
		1. 分解点検	高	156M	-	22回			
		1. 分解点検	高	13M~260M	○	23回		保全の有効性評価結果No. 7の反映	
		1. 分解点検他	低	13M~260M	○	23回		一部BMあり 保全の有効性評価結果No. 8の反映	

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備(診断技術)
計測制御系統施設 [その他設備]	1. 原子炉保護系ロジック回路 2. 安全防護系ロジック回路	34回路 26回路	高	1F	○	23回	安全保護系機能検査	
	1. 原子炉施設保安規定に定める原子炉トリップ、工学的安全施設の始動、原子炉格納容器隔離離等を行うための全ての伝送器、設定器及び保護継電器 (1) 1次冷却材等計測装置 伝送器 設定器 保護継電器 (2) 核計測装置 設定器 2. 重要な指示計器 (1) 1次冷却材等計測装置 (2) 核計測装置	1. 機能・性能試験 1. 特性試験	高・低	13M	○	23回	安全保護系設定値確認検査	
事故時資料採取設備								
	格納容器ガス試料採取系統設備	1台	高	1F	○	23回	フロント状態監視設備機能検査	
	計測制御系統施設 破損板	4台	高	130M	—	17回	1次系破損板検査	
	1. 制御棒制御系 2. 加圧器水位制御系 3. 加圧器圧力制御系 4. 蒸気発生器水位制御系	1式	高・低	13M	○	23回	計測制御系機能検査	一部定期事業者検査起動後
	1次系及び2次系計測制御装置	1式	高・低	1F	○	23回	計測制御系監視機能検査	一部定期事業者検査起動後
	炉外核計測装置 中性子源領域計測装置 中間領域計測装置 出力領域計測装置	2台 2台 8台	高	13M	○	23回	核計装設備検査	一部定期事業者検査起動後
	炉内核計装装置	1式	高・低	26M	○	23回	核計装設備検査	
				26M	○	23回		
				13M	○	23回		
	炉内計装用シンブルチェーン	50本	高	52M	—	23回	炉内計装用シンブルチェーン体種検査	
	制御棒位置指示装置	1式	高	13M	○	23回	制御棒位置指示装置設定値検査	
	1. パーミットロジック回路 原子炉保護系 2. ハーミットロジック回路 安全防護系	5回路 3回路	高	1F	○	23回	安全保護系機能検査	
	総合インテンタロック 1. ターベントリップによる原子炉、発電機トリップ回路 2. 発電機トリップによる原子炉、ターベントリップ回路 3. 原子炉トリップによるタービン、発電機トリップ回路	1式	高	1F	○	23回	総合インテンタロック検査	

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術)	
計測制御系統施設 【その他設備】	原子炉の停止制御回路	1. 機能・性能試験 1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	原子炉の停止制御回路健全性確認検査		
	可搬型格納容器ガス試料圧縮装置	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	可搬型重大事故等対応設備機能検査		
	計測制御系統施設【その他設備】その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	—	23回	1 次系弁検査 1 次系安全弁検査	
			2. 分解点検		78M~260M	○	23回	1 次系弁検査 1 次系逆止弁検査	
	計測制御系統施設【その他設備】他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	—	23回	1 次系弁検査	
			2. 分解点検		65M~156M	—	23回		
	計測制御系統施設【その他設備】他の機器	1式	3. 簡易点検 (特性試験)		65M~208M	—	23回		
			1. 分解点検他	高	13M~260M	○	23回		一部先行実施 保全の有効性評価結果No. 9の反映
	放射線廃棄物の廃棄施設 【気体、液体又は固体廃棄物処理設備】	ほう酸回収装置	1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	液体廃棄物処理系機能検査	一部先行実施 一部BMあり 保全の有効性評価結果No. 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16の反映
		ほう酸回収装置 (弁、機器)	1. 分解点検他	低	65M~130M	○	23回		先行実施
A 補助建屋冷却材ドレンポンプ・電動機	1基	1. 機能・性能試験	低	B※	—	20回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (振動診断：4M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2. 分解点検 (ポンプ)		CBM	—	20回			
		2. 分解点検 (電動機)		117M	—	20回			
	1式	3. 簡易点検 (潤滑油入替)		39M	○	21回			
		1. 機能・性能試験	低	B※	—	20回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (振動診断：4M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2. 分解点検 (ポンプ)		CBM	—	15回			
	B 補助建屋冷却材ドレンポンプ・電動機	2. 分解点検 (電動機)		117M	—	20回			
		3. 簡易点検 (潤滑油入替)		39M	—	22回			
		1. 機能・性能試験	低	B※	—	22回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (振動診断：4M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2. 分解点検 (ポンプ)		CBM	—	19回			
A ほう酸回収装置給水ポンプ・電動機	2. 分解点検 (電動機)		130M	—	22回				
	3. 簡易点検 (潤滑油入替)		39M	○	21回				
	1. 機能・性能試験	低	B※	—	21回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (振動診断：4M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
	2. 分解点検 (ポンプ)		CBM	—	21回				
B ほう酸回収装置給水ポンプ・電動機	2. 分解点検 (電動機)		130M	—	20回				
	3. 簡易点検 (潤滑油入替)		39M	—	22回				
	1. 機能・性能試験	低	B※	—	22回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
	2. 分解点検 (ポンプ)		260M	—	21回				
A 補助建屋ヤンプポンプ・電動機	2. 分解点検 (電動機)		143M	—	22回				
	3. 簡易点検 (潤滑油入替)		39M	—	22回				
	1. 機能・性能試験	低	B※	—	22回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
	2. 分解点検 (ポンプ)		260M	—	21回				
B 補助建屋ヤンプポンプ・電動機	2. 分解点検 (電動機)		143M	—	22回				
	3. 簡易点検 (潤滑油入替)		39M	—	22回				
	1. 機能・性能試験	低	B※	—	20回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
	2. 分解点検 (ポンプ)		260M	—	20回				
A 補助建屋ヤンプポンプ・電動機	2. 分解点検 (電動機)		143M	—	20回				
	3. 簡易点検 (潤滑油入替)		39M	—	20回				
	1. 機能・性能試験	低	B※	—	20回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
	2. 分解点検 (ポンプ)		260M	—	20回				
B 補助建屋ヤンプポンプ・電動機	2. 分解点検 (電動機)		143M	—	20回				
	3. 簡易点検 (潤滑油入替)		39M	—	20回				
	1. 機能・性能試験	低	B※	—	20回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
	2. 分解点検 (ポンプ)		260M	—	20回				

機器又は系統名	実施枚 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術			
放射性廃棄物の廃棄施設 〔気体、液体又は固体廃棄物処理設備〕	A 補助建屋機器ドレンタンクポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	低	B※	—	23回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施			
		2. 分解点検 (ポンプ)		260M	—	22回					
		2. 分解点検 (電動機)		143M	—	23回					
		1. 機能・性能試験		B※	—	20回			液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2. 分解点検 (ポンプ)		260M	—	20回					
		2. 分解点検 (電動機)		143M	—	20回					
	B 格納容器冷却材ドレンポンプ・電動機	A 格納容器冷却材ドレンポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	低	B※	—	23回	液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
			2. 分解点検 (ポンプ)		26M	—	23回				
			2. 分解点検 (電動機)		78M	—	20回				
			3. 簡易点検 (潤滑油入替)		13M	○	23回				
			1. 機能・性能試験		B※	○	22回			液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2. 分解点検 (ポンプ)		26M	○	22回				
	2. 分解点検 (電動機)	78M	—	20回							
	B 格納容器サブポンプ・電動機	A 格納容器サブポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	低	B※	—	23回	液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
			2. 分解点検 (ポンプ)		52M	—	22回				
			2. 分解点検 (電動機)		52M	—	22回				
			1. 機能・性能試験		B※	—	23回			液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			2. 分解点検 (ポンプ)		52M	—	23回				
2. 分解点検 (電動機)			52M		—	23回					
A 廃液給水ポンプ・電動機	A 廃液給水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	低	B※	—	20回	液体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (振動診断：4M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施			
		2. 分解点検 (ポンプ)		CEM	—	8回					
		2. 分解点検 (電動機)		117M	—	20回					
		3. 簡易点検 (潤滑油入替)		26M	○	22回					
		1. 機能・性能試験		B※	—	20回			液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2. 分解点検 (ポンプ)		CEM	—	5回					
2. 分解点検 (電動機)	117M	—	20回								
B 廃液給水ポンプ・電動機	B 廃液給水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	低	B※	—	23回	液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施			
		2. 分解点検 (ポンプ)		CEM	—	23回					
		2. 分解点検 (電動機)		117M	—	20回					
		3. 簡易点検 (潤滑油入替)		26M	—	23回					
		1. 機能・性能試験		B※	—	20回			液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2. 分解点検 (ポンプ)		CEM	—	7回					
2. 分解点検 (電動機)	117M	—	20回								
C 廃液給水ポンプ・電動機	C 廃液給水ポンプ・電動機	3. 簡易点検 (潤滑油入替)	低	26M	—	23回	液体廃棄物処理系設備検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施			

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術)												
放射線廃棄物の廃棄施設 〔気体、液体又は固体廃棄物処理設備〕	液体廃棄物貯蔵設備及び処理設備の漏えい防止に係る警報機能	1. 特性試験	低	13M	○	23回	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備の警報機能検査	先行実施												
		2. 機能・性能試験																		
	使用済相閉スラースポンジ・電動機	1. 機能・性能試験	低	B※	-	-	20回	固体廃棄物貯蔵設備・処理設備の警報機能検査	先行実施 (振動診断：6M (対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施											
		2. 分断点検 (ポンプ)																		
		2. 分断点検 (電動機)																		
	放射線廃棄物の廃棄施設〔気体、液体又は固体廃棄物処理設備〕その他の弁	3. 簡易点検 (潤滑油入替)	低	39M	○	21回	-	-	-											
		1. 機能・性能試験																		
	放射線廃棄物の廃棄施設〔気体、液体又は固体廃棄物処理設備〕その他の機器	4個	2. 分断点検	高・低	130M~260M	○	23回	1次系安全弁検査 1次系逆止弁検査 1次系真空破壊弁検査	一部先行実施											
			1. 分断点検他	高	65M~260M	○	23回													
			1. 分断点検他	低	13M~208M	○	23回		一部BMあり 一部先行実施											
放射線管理施設 〔放射線管理用計測装置〕	格納容器内高レンジエリアモニタ	1. 特性試験	高	13M	○	23回	エリアモニタ機能検査													
		1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	放射線監視装置機能検査													
		2. 特性試験	高	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査													
		2. 特性試験	低	1F	○	23回	放射線監視装置機能検査													
		1. 機能・性能試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査													
		2. 特性試験	低	1F	○	23回	放射線監視装置機能検査													
		1. 機能・性能試験	高	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査													
		2. 特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後												
		1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	放射線監視装置機能検査													
		2. 特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査													
格納容器排気筒ガスモニタ (4R-21)	補助建屋排気筒ガスモニタ (4R-26)	格納容器 しんあいモニタ (4R-40)	格納容器ガスモニタ (4R-41)	復水器空気抽出器ガスモニタ (4R-43)	安全補機警排気筒ガスモニタ (4R-46)	一般補機警排気筒ガスモニタ (4R-48A)	一般補機警排気筒ガスモニタ (4R-48B)	使用済燃料ピット排気筒ガスモニタ (4R-49)	建屋内漏洩検知ガスモニタB (4R-50B)	蒸気発生器ロータリーダウン水モニタ (4R-55)	原子炉補機冷却水モニタ (4R-56)	補助蒸気復水モニタ (4R-57)	タービンサンパ水モニタ (4R-58)	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	放射線監視装置機能検査	
														2. 特性試験	高	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査	
														2. 特性試験	高	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査	
														1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	放射線監視装置機能検査	
														2. 特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査	
														1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	放射線監視装置機能検査	
														2. 特性試験	高	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査	
														1. 機能・性能試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査	
														2. 特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査	
														1. 機能・性能試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査	
2. 特性試験	高	1F	○	23回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後														
1. 機能・性能試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査															
2. 特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査															
1. 機能・性能試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査															
2. 特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査															
1. 機能・性能試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査															
2. 特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査															

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術	
放射線管理施設 【放射線管理用計測装置】	1 次系建屋基礎排水モニタ (4R-59)	1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回			
	A 高感度型主蒸気管モニタ (4R-65)	1. 特性試験	高	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査		
	B 高感度型主蒸気管モニタ (4R-66)	1. 特性試験	高	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後	
	C 高感度型主蒸気管モニタ (4R-67)	1. 特性試験	高	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後	
	1 次冷却材運搬モニタ (4R-70)	1. 特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後	
	ほうろく蒸留水モニタ (4R-71)	1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回			
		2. 特性試験		13M	○	23回			
	格納容器排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ) (4R-80A)	1. 特性試験	高	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査		
	格納容器排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ) (4R-80B)	1. 特性試験	高	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査		
	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ (低レンジ) (4R-81A)	1. 特性試験	高	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査		
	補助建屋排気筒高レンジガスモニタ (高レンジ) (4R-81B)	1. 特性試験	高	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査		
	A 主蒸気管モニタ (4R-87)	1. 特性試験	高	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査		
	B 主蒸気管モニタ (4R-88)	1. 特性試験	高	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査		
	C 主蒸気管モニタ (4R-89)	1. 特性試験	高	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査		
	格納容器内エアロック区域エリアモニタ (4R-2)	1. 特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査		
	A 充てんポンプ室エリアモニタ (4R-4A)	1. 特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査		
	B 充てんポンプ室エリアモニタ (4R-4B)	1. 特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査		
	C 充てんポンプ室エリアモニタ (4R-4C)	1. 特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査		
	使用済燃料ピット区域エリアモニタ (4R-5)	1. 特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査		
	炉内計装区画エリアモニタ (4R-7)	1. 特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査		
	格納容器内オペレーティングフロアエリアモニタ (4R-10)	1. 特性試験	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査		
	可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	1. 特性試験	高	13M	○	22回	放射線監視装置機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	
	放射線管理施設【放射線管理用計測装置】 1式	1. 分解点検	高	130M	-	22回	1 次系点検		
	放射線管理施設【放射線管理用計測装置】 1式	1. 分解点検	高	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査		
	放射線管理施設【放射線管理用計測装置】 1式	1. 分解点検	低	13M	○	23回	放射線監視装置機能検査	一部BMあり	

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術)	
放射線管理施設 [換気設備]	A 格納容器排気フィルタユニット	1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
		2. 開放点検							
	B 格納容器排気フィルタユニット	1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
		2. 開放点検							
	A 格納容器空気浄化フィルタユニット	1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査		
		2. 開放点検							
	B 格納容器空気浄化フィルタユニット	1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査		
		2. 開放点検							
	中央制御室非常用循環系 (A系列)	1. 機能・性能試験 (ファン、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	-	24回※	中央制御室非常用循環系機能検査	3号設備 ※1: 3号での実績	
	中央制御室非常用循環系 (B系列)	1. 機能・性能試験 (ファン、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	23回	中央制御室非常用循環系機能検査		
	放射線管理施設 [換気設備]	中央制御室非常用循環フィルタユニット (A系列)	1. よう素フィルタ性能検査 (よう素除去効率検査)	高	1F	-	24回※2	中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査	3号設備 ※1: よう素フィルタ性能検査結果により適宜実施 ※2: 3号での実績
			1. よう素フィルタ性能検査 (補えい率検査)						
			2. 機能・性能試験						
3. 開放点検 (フィルタ取替)									
中央制御室非常用循環フィルタユニット (B系列)		1. よう素フィルタ性能検査 (よう素除去効率検査)	高	1F	○	23回	中央制御室非常用循環系フィルタ性能検査		
		1. よう素フィルタ性能検査 (補えい率検査)							
		2. 機能・性能試験							
		3. 開放点検 (フィルタ取替)							
中央制御室非常用循環系 (A系列)		中央制御室非常用循環系 (A系列)	1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	
			2. 開放点検						
			3. 開放点検						
			3. 開放点検						
			3. 開放点検						
			3. 開放点検						

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術)
放熱線管理施設 [換気設備]	A補助建屋排気フィルタユニット B補助建屋排気フィルタユニット 燃料取扱室排気フィルタユニット 34A中央制御室空調ユニット 34B中央制御室空調ユニット 34C中央制御室空調ユニット 34D中央制御室空調ユニット A格納容器給気ユニット B格納容器給気ユニット A補助建屋給気ユニット B補助建屋給気ユニット A格納容器給気ファン・電動機 B格納容器給気ファン・電動機	1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	先行実施
		2. 開放点検		52M	○	20回		
		1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	先行実施
		2. 開放点検		52M	○	20回		
		1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	先行実施
		2. 開放点検		52M	○	20回		
		1. 開放点検	高	52M	—	22回※		3号設備 ※：3号での実績
		2. 開放点検		52M	—	22回※		
		1. 開放点検	高	52M	—	21回		3号設備 ※：3号での実績
		2. 開放点検		52M	—	21回		
		1. 開放点検	高	52M	—	21回		先行実施
		2. 開放点検		52M	○	20回		
		1. 開放点検	低	52M	○	20回		先行実施
		2. 開放点検		52M	○	20回		
		1. 開放点検	低	52M	○	20回		先行実施
		2. 開放点検		52M	○	20回		
		1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：2M (対象：電動機))
		2. 分解点検 (ファン)		260M	—	20回		
		2. 分解点検 (電動機)	低	CBM	—	8回		先行実施 (振動診断：2M (対象：電動機))
		1. 機能・性能試験		1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	
		2. 分解点検 (ファン)	低	260M	—	18回		先行実施 (振動診断：2M (対象：電動機))
		2. 分解点検 (電動機)		CBM	—	12回		

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実 施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する 設備診断技術)		
放射線管理施設 [換気設備]	A 格納容器排気ファン・電動機	1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：2M)		
		2. 分解点検 (ファン)		260M	-	16回				
		2. 分解点検 (電動機)		CEM	-	8回				
		1. 機能・性能試験		低	1F	○	23回		1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：2M)
		2. 分解点検 (ファン)			260M	-	18回			
		2. 分解点検 (電動機)			CEM	-	3回			
	1. 機能・性能試験	高	1F		○	23回	1次系換気空調設備検査			
	2. 分解点検 (ファン)		260M		-	18回				
	2. 分解点検 (電動機)		104M		-	21回				
	3. 簡易点検 (潤滑油入替)		26M	-	23回					
	1. 機能・性能試験		高	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査			
	2. 分解点検 (ファン)			260M	-	19回				
	2. 分解点検 (電動機)	104M		-	21回					
	3. 簡易点検 (潤滑油入替)	26M		-	23回					
	1. 機能・性能試験	高		1F	○	23回	1次系換気空調設備検査			
	2. 分解点検 (ファン)			260M	-	20回				
	2. 分解点検 (電動機)		104M	-	22回					
	3. 簡易点検 (潤滑油入替)		26M	○	22回					
	1. 機能・性能試験		高	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査			
	2. 分解点検 (ファン)			260M	-	20回				
	2. 分解点検 (電動機)	104M		-	22回					
	3. 簡易点検 (潤滑油入替)	26M		○	22回					
	1. 機能・性能試験	低		1F	○	23回	1次系換気空調設備検査			
	2. 分解点検 (ファン)			260M	-	20回				
2. 分解点検 (電動機)	104M		-	22回						
3. 簡易点検 (潤滑油入替)	26M		○	22回						
1. 機能・性能試験	低		1F	○	23回	1次系換気空調設備検査				
2. 分解点検 (ファン)			260M	-	22回					
2. 分解点検 (電動機)		91M	-	21回						
1. 機能・性能試験		低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査				
2. 分解点検 (ファン)			260M	-	21回					
2. 分解点検 (電動機)			91M	-	21回					
1. 機能・性能試験	高		1F	-	24回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断：4M) 3号設備 ※：3号での実績			
2. 分解点検 (ファン)			260M	-	20回※					
2. 分解点検 (電動機)			78M	-	22回※					
1. 機能・性能試験		高	1F	-	24回※	1次系換気空調設備検査		(振動診断：4M) 3号設備 ※：3号での実績		
2. 分解点検 (ファン)			260M	-	17回※					
2. 分解点検 (電動機)			78M	-	24回※					
1. 機能・性能試験	高		1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	(振動診断：4M)			
2. 分解点検 (ファン)			260M	-	16回					
2. 分解点検 (電動機)			78M	-	21回					
1. 機能・性能試験		高	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査		(振動診断：4M)		
2. 分解点検 (ファン)			260M	-	17回					
2. 分解点検 (電動機)			78M	-	23回					
1. 機能・性能試験	高		1F	-	23回	1次系換気空調設備検査	(振動診断：4M)			
2. 分解点検 (ファン)			260M	-	23回					
2. 分解点検 (電動機)			78M	-	23回					

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術)		
放射線管理施設 [換気設備]	34A中央制御室循環ファン・電動機	1. 機能・性能試験	高	1F	-	24回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断：4M (対象：電動機) 3号設備 ※：3号での実績)		
		2. 分輝点検 (ファン)		260M	-	19回※				
		2. 分輝点検 (電動機)		78M	-	22回※				
		1. 機能・性能試験		1F	-	24回※			1次系換気空調設備検査	(振動診断：4M (対象：電動機) 3号設備 ※：3号での実績)
		2. 分輝点検 (ファン)		260M	-	15回※				
		2. 分輝点検 (電動機)		78M	-	24回※				
	1. 機能・性能試験	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	(振動診断：4M (対象：電動機))				
	2. 分輝点検 (ファン)	260M	-	20回						
	2. 分輝点検 (電動機)	78M	○	21回						
	1. 機能・性能試験	1F	○	23回			1次系換気空調設備検査	(振動診断：4M (対象：電動機))		
	2. 分輝点検 (ファン)	260M	-	16回						
	2. 分輝点検 (電動機)	78M	-	23回						
	1. 機能・性能試験	1F	-	24回※	1次系換気空調設備検査	(振動診断：1M) 3号設備 ※：3号での実績)				
	2. 分輝点検 (ファン)	260M	-	16回※						
	2. 分輝点検 (電動機)	117M	-	21回※						
	1. 機能・性能試験	1F	-	24回※			1次系換気空調設備検査	(振動診断：1M) 3号設備 ※：3号での実績)		
	2. 分輝点検 (ファン)	260M	-	17回※						
	2. 分輝点検 (電動機)	117M	-	24回※						
	1. 機能・性能試験	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	(振動診断：1M)				
	2. 分輝点検 (ファン)	260M	-	16回						
	2. 分輝点検 (電動機)	117M	-	21回						
	1. 機能・性能試験	1F	○	23回			1次系換気空調設備検査	(振動診断：1M)		
	2. 分輝点検 (ファン)	260M	-	16回						
	2. 分輝点検 (電動機)	117M	-	23回						

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術)
放射線管理施設 [換気設備]	A 補助建屋給気ファン・電動機	1. 機能・性能試験	低	1F	<input type="radio"/>	23回	1 次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M (対象：電動機))
		2. 分解点検 (ファン)		260M	<input type="checkbox"/>	19回		
		2. 分解点検 (電動機)		CBM	<input type="checkbox"/>	8回		
	B 補助建屋給気ファン・電動機	3. 簡易点検 (モータ内部清掃)	低	156M	<input type="checkbox"/>	20回	1 次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M (対象：電動機))
		1. 機能・性能試験		1F	<input type="radio"/>	23回		
		2. 分解点検 (ファン)		260M	<input type="checkbox"/>	20回		
	A 補助建屋排気ファン・電動機	2. 分解点検 (電動機)	低	CBM	<input type="checkbox"/>	7回	1 次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M (対象：電動機))
		3. 簡易点検 (モータ内部清掃)		156M	<input type="checkbox"/>	19回		
		1. 機能・性能試験		1F	<input type="radio"/>	23回		
	B 補助建屋排気ファン・電動機	2. 分解点検 (ファン)	低	260M	<input type="checkbox"/>	20回	1 次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M) 保全の有効性評価結果No.17の反映
		2. 分解点検 (電動機)		X	<input type="checkbox"/>	20回		
		1. 機能・性能試験		1F	<input type="radio"/>	23回		
C 補助建屋排気ファン・電動機	2. 分解点検 (ファン)	低	260M	<input type="checkbox"/>	20回	1 次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M) 保全の有効性評価結果No.17の反映	
	2. 分解点検 (電動機)		X	<input type="checkbox"/>	20回			
	1. 機能・性能試験		1F	<input type="radio"/>	23回			
A 燃料取扱室排気ファン・電動機	2. 分解点検 (ファン)	低	260M	<input type="checkbox"/>	20回	1 次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M) 保全の有効性評価結果No.17の反映	
	2. 分解点検 (電動機)		X	<input type="checkbox"/>	23回			
	1. 機能・性能試験		1F	<input type="radio"/>	23回			
B 燃料取扱室排気ファン・電動機	2. 分解点検 (ファン)	低	CBM	<input type="checkbox"/>	7回	1 次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M) 保全の有効性評価結果No.17の反映	
	2. 分解点検 (電動機)		CBM	<input type="checkbox"/>	20回			
	1. 機能・性能試験		1F	<input type="radio"/>	23回			
A 燃料取扱室排気ファン・電動機	2. 分解点検 (ファン)	低	260M	<input type="checkbox"/>	20回	1 次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M) 保全の有効性評価結果No.17の反映	
	2. 分解点検 (電動機)		CBM	<input type="checkbox"/>	8回			
	1. 機能・性能試験		1F	<input type="radio"/>	23回			
B 燃料取扱室排気ファン・電動機	2. 分解点検 (ファン)	低	260M	<input type="checkbox"/>	20回	1 次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：4M) 保全の有効性評価結果No.17の反映	
	2. 分解点検 (電動機)		CBM	<input type="checkbox"/>	20回			
	1. 機能・性能試験		1F	<input type="radio"/>	23回			
自動タンバ	2. 分解点検 (ファン)	高・低	CBM	<input type="checkbox"/>	20回	1 次系換気空調設備検査	一部先行実施	
	2. 分解点検 (電動機)		CBM	<input type="checkbox"/>	20回			
	1. 機能・性能試験		1F	<input type="radio"/>	23回			
放射線管理施設 [換気設備] その他の弁	2. 分解点検 (ファン)	高	65M	<input type="radio"/>	23回	1 次系換気空調設備検査	一部先行実施	
	2. 分解点検 (電動機)		CBM	<input type="checkbox"/>	20回			
	1. 機能・性能試験		B	<input type="checkbox"/>	20回			
放射線管理施設 [換気設備] その他の機器	2. 分解点検	高・低	130M	<input type="radio"/>	20回	1 次系安全弁検査 1 次系弁検査 1 次系弁検査	一部先行実施 一部BMあり 一部先行実施	
	1. 機能・性能試験		B	<input type="checkbox"/>	20回			
	2. 分解点検		130M	<input type="radio"/>	20回			
放射線管理施設 [換気設備] 1式	1. 機能・性能試験	高	13M~260M	<input type="radio"/>	23回	1 次系安全弁検査 1 次系弁検査	一部先行実施	
	2. 分解点検		13M~260M	<input type="radio"/>	23回			
	1. 機能・性能試験		13M~260M	<input type="radio"/>	23回			

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術 10年に1回は設計圧力にて実施 (第21回施設定検において設計圧力にて実施)
原子炉格納容器 [原子炉格納容器]	原子炉格納容器	1. 漏えい率試験	高	3F	—	22回	原子炉格納容器全体漏えい率検査	
	エアロック	1. 漏えい率試験 2. 分解点検 3. 簡易点検 (ハッキン取替他)	高	2回/3F 52M 13M	○ ○ ○	23回 20回 23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
機器搬入口	非常用 1個	1. 漏えい率試験 2. 分解点検	高	2回/3F 52M	○ —	23回 23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
	1個	3. 簡易点検 (ハッキン取替他)	高	13M	○	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
配管貫通部	1式	1. 漏えい率試験 2. 非破壊試験	高	2回/3F 25%/10Y	○ —	23回 15回	原子炉格納容器局部漏えい率検査 原子炉格納容器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 [別紙-6]
	1式	3. 開放点検	高	13M	○	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
電線貫通部	1式	1. 漏えい率試験 1. 開放点検	高	2回/3F 開放時※	○ —	23回 22回	原子炉格納容器局部漏えい率検査 原子炉格納容器局部漏えい率検査	※但し、最長1回/10F
	1式	1. 漏えい率試験	高	2回/3F	○	23回	原子炉格納容器局部漏えい率検査	
原子炉格納容器隔離弁	70個	1. 漏えい率試験 1. 機能・性能試験 (弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	23回	原子炉格納容器隔離弁機能検査	
	20個	1. 機能・性能試験 (弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	23回	原子炉格納容器隔離弁機能検査	
原子炉格納容器隔離弁	4V-CS-004A	1. 分解点検	高	52M	—	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
	4V-CS-004B	1. 分解点検	高	52M	—	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
原子炉格納容器隔離弁	4V-CS-004C	1. 分解点検	高	52M	—	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
	4V-DP-001A	1. 分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
原子炉格納容器隔離弁	4V-DP-001B	1. 分解点検	高	130M	○	18回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
	4V-DP-003A	1. 分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
原子炉格納容器隔離弁	4V-DP-003B	1. 分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
	4V-WL-355	1. 分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
原子炉格納容器隔離弁	4V-WL-019	1. 分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
	4V-CS-007	1. 分解点検	高	52M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
原子炉格納容器隔離弁	4V-WL-354	1. 分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
	4V-WL-018	1. 分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
原子炉格納容器隔離弁	4V-VR-001A	1. 分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
	4V-VR-001B	1. 分解点検	高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
原子炉格納容器隔離弁	4V-VR-002A	1. 分解点検	高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
	4V-VR-002B	1. 分解点検	高	130M	—	21回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
原子炉格納容器隔離弁	4V-IA-508A	1. 分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
	4V-CS-308	1. 分解点検	高	130M	○	17回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
原子炉格納容器隔離弁	4V-CS-310	1. 分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
	4V-CC-489	1. 分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
原子炉格納容器隔離弁	4V-CC-482	1. 分解点検	高	130M	—	22回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
	4V-CC-523	1. 分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
原子炉格納容器隔離弁	4V-CC-521	1. 分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
	4V-CC-546	1. 分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
原子炉格納容器隔離弁	4V-CC-544	1. 分解点検	高	130M	—	20回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	
	4V-IA-508B	1. 分解点検	高	130M	—	23回	原子炉格納容器隔離弁分解検査	

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術)	
原子炉格納施設 〔原子炉格納容器〕	原子炉格納容器隔離弁駆動部	1. 分解点検	高	52M～156M	—	23回			
		2. 簡易点検 (特牲試験他)		13M～52M	○	23回			
		1. 機能・性能試験		1F	○	23回	原子炉格納容器真空室ガスシフト機能検査		
	原子炉格納容器真空室ガスシフト他の弁	2. 簡易点検 (漏えい試験)	高・低	1F	○	23回			
		1. 機能・性能試験		52M～130M	○	23回	1次系弁検査		
		2. 分解点検		52M～130M	○	23回	1次系弁検査 2次系弁検査		
	原子炉格納施設〔原子炉格納容器〕その1式	他の弁駆動部	3. 簡易点検 (フランドパッドパッキン取替)	高・低	52M～130M	○	23回		
			1. 機能・性能試験		52M～65M	○	23回	1次系弁検査	
			2. 分解点検		13M～156M	○	23回		
			1. 分解点検他		13M～208M	○	23回		
原子炉格納施設 〔圧力低減設備その他の安全設備〕	原子炉格納施設〔原子炉格納容器〕その1式	1. 分解点検他	高	13M～208M	○	23回			
		1. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)		1F	○	23回	原子炉格納容器安全系機能検査		
		2. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)		1F	○	23回	その他原子炉注水系統機能検査	[対象設備] ・A原子炉格納容器スプレイポンプによる代替炉心注入系 24回定期事業者検査より追加	
	原子炉格納施設〔原子炉格納容器〕その2式	圧力逃がし系	1. 機能・性能試験 (弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	—	圧力逃がし系作動検査	
			1. 分解点検 (ポンプ)		130M	—	20回	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系統ポンプ分解検査	(振動診断：1M) その他原子炉注水系統ポンプ分解検査は20回施設定期検査より追加
			1. 分解点検 (電動機)		130M	—	23回		(振動診断：1M)
	A原子炉格納容器スプレイポンプ・電動機		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)	高	26M	○	23回		
			1. 分解点検 (ポンプ)		130M	—	21回	原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査	(振動診断：1M)
			1. 分解点検 (電動機)		130M	○	19回		
			2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		26M	○	22回		
B原子炉格納容器スプレイポンプ・電動機		1. 開放点検 (管側)	高	130M	—	19回			
		1. 開放点検 (胴側)		195M	—	19回			
		2. 非破壊試験		130M	—	19回	1次系熱交換器検査		
		1. 開放点検 (管側)		130M	—	20回			
A格納容器スプレイ冷却器		1. 開放点検 (胴側)	高	195M	—	20回			
		2. 非破壊試験		130M	—	20回	1次系熱交換器検査		
		1. 開放点検 (管側)		130M	—	20回			
		2. 非破壊試験		130M	—	20回	1次系熱交換器検査		
B格納容器スプレイ冷却器		1. 開放点検 (管側)	高	195M	—	20回			
		2. 非破壊試験		130M	—	20回	1次系熱交換器検査		
		1. 開放点検 (管側)		130M	—	20回			
		2. 非破壊試験		130M	—	20回	1次系熱交換器検査		

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術	
原子炉格納施設 〔圧力低減設備その他の安全設備〕	原子炉格納容器スプレイス主要弁	1. 分解点検 4V-CP-024A	高	130M	○	17回	原子炉格納容器安全系主要弁分解除検査		
		1. 分解除点検 4V-CP-024B	高	130M	○	17回	原子炉格納容器安全系主要弁分解除検査		
		1. 分解除点検 4V-CP-054A	高	130M	○	17回	原子炉格納容器安全系主要弁分解除検査		
		1. 分解除点検 4V-CP-054B	高	130M	○	17回	原子炉格納容器安全系主要弁分解除検査		
		1. 分解除点検 4V-CP-001A	高	130M	—	21回	原子炉格納容器安全系主要弁分解除検査		
		1. 分解除点検 4V-CP-001B	高	130M	—	21回	原子炉格納容器安全系主要弁分解除検査		
		1. 分解除点検 4V-CP-003A	高	130M	—	21回	原子炉格納容器安全系主要弁分解除検査		
		1. 分解除点検 4V-CP-003B	高	130M	—	22回	原子炉格納容器安全系主要弁分解除検査		
		1. 分解除点検 1式	高	156M	—	23回			
		可燃性ガス濃度制御系主要弁	1. 分解除点検 4V-VS-101A	高	65M	○	20回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解除検査	
			1. 分解除点検 4V-VS-101B	高	65M	—	20回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解除検査	
			1. 分解除点検 4V-VS-102A	高	65M	—	22回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解除検査	
			1. 分解除点検 4V-VS-102B	高	65M	—	21回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解除検査	
			1. 分解除点検 4V-VS-103A	高	65M	—	23回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解除検査	
			1. 分解除点検 4V-VS-103B	高	65M	—	21回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解除検査	
			1. 分解除点検 4-PCV-2465	高	65M	—	20回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解除検査	
		1. 分解除点検 4-PCV-2485	高	65M	○	20回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解除検査		
	よう素除去薬品タンク	1. 開放点検	高	130M	—	22回			
	よう素除去薬品タンクハキュームリリーフ弁	1. 分解除点検	高	130M	—	22回	1 次系真空破壊弁検査		
	アニューラス型気浄化系	1. 機能・性能試験 (ファン、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	23回	アニューラス循環排気系機能検査		
	A, Bアニューラス型気浄化フィルタユニット	1. よう素フィルタ性能検査 (よう素除去効率検査)	高	1F	○	23回	アニューラス循環排気系フィルタ—性能検査	A系、B系交互に実施	
		1. よう素フィルタ性能検査 (漏えい率検査)		1F	○	23回	アニューラス循環排気系フィルタ—性能検査		
		2. 開放点検 (フィルタ取替)		X※	—	23回		※よう素フィルタ性能検査結果により適宜実施	
	A系	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	1 次系換気空調設備検査		
	B系	2. 開放点検	高	52M	○	20回			
		1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	1 次系換気空調設備検査		
		2. 開放点検	高	52M	○	20回			
	Aアニューラス型気浄化ファン・電動機	1. 機能・性能試験	高	1F	○	22回	1 次系換気空調設備検査	(振動診断：1M)	
		2. 分解除点検 (ファン)		260M	○	20回			
		2. 分解除点検 (電動機)		78M	○	21回			
	Bアニューラス型気浄化ファン・電動機	1. 機能・性能試験	高	1F	○	22回	1 次系換気空調設備検査	(振動診断：1M)	
		2. 分解除点検 (ファン)		260M	○	23回			
		2. 分解除点検 (電動機)		78M	○	21回			

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度 (検査)	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術)
原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備]	安全相機室空気浄化フィルタユニット	1. 機能・性能検査 (よう素フィルタ性能検査) 1. 機能・性能検査 2. 開放点検 (フィルタ取替)	高	1F 1F X※ 52M	○ ○ - ○	23回 23回 23回 23回	1次系換気空調設備検査	() 内は適用する設備診断技術) ※よう素フィルタ性能検査結果により通電実施
	A 安全相機室空気浄化ファン・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 (ファン) 2. 分解点検 (電動機)	高	1F 260M 78M	○ - -	23回 22回 21回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M)
	B 安全相機室空気浄化ファン・電動機	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 (ファン) 2. 分解点検 (電動機)	高	1F 260M 78M	○ - -	23回 20回 21回	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	(振動診断: 1M)
	静的触媒式水素再結合装置	1. 外観点検 2. 機能・性能試験	高	5F 1F	- ○	22回 23回	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	
	MB-046	1. 外観点検 2. 機能・性能試験	高	5F 1F	- ○	22回 23回	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	
	MB-047	1. 外観点検 2. 機能・性能試験	高	5F 1F	- ○	22回 23回	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	
	MB-048	1. 外観点検 2. 機能・性能試験	高	5F 1F	- ○	22回 23回	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	
	MB-049	1. 外観点検 2. 機能・性能試験	高	5F 1F	- ○	22回 23回	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	
	13個	1. 機能・性能試験 2. 機能・性能試験	高	1F 1F	○ ○	23回 23回	原子炉格納容器水素再結合装置機能検査	
	1式	1. 特性点検	高	13M	○	23回	計測制御系監視機能検査	
	原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備] その他の弁	1. 機能・性能試験 2. 分解点検	高 高・低	B 130M	○ ○	23回 23回	1次系弁検査 1次系安全弁検査 1次系弁検査 1次系逆止弁検査	
	原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備] その他の弁駆動部	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 3. 簡易点検 (特性試験)	高	B 65M~156M 65M~208M	- - -	22回 22回 21回	1次系弁検査	
	原子炉格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備] その他機器	1. 分解点検他	高	13M~260M	○	23回	1次系逆止弁検査	
	その他AM (代替再循環、格納容器内注水) 機器	1. 分解点検	高	65M~208M 130M	○ -	23回 20回	1次系逆止弁検査	一部BMあり

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術)
原子力設備 〔その他設備〕	クラス1機器 (供用期間中検査対象) (重大事故等クラス1機器供用期間中検査対象、重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象を含む)	1. 非破壊試験 2. 漏えい試験	高	7Y	○	22回	クラス1機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 〔別紙-1〕
	クラス2機器 (供用期間中検査対象) (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象を含む)	1. 非破壊試験 2. 漏えい試験	高	1F	○	23回	クラス1機器供用期間中検査	
	クラス3機器 (供用期間中検査対象)	1. 非破壊試験 2. 漏えい試験	高	10Y	○	23回	クラス2機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 〔別紙-2〕
	クラス3機器 (供用期間中検査対象)	1. 非破壊試験 2. 漏えい試験	高	10Y	○	23回	クラス2機器供用期間中検査	
	クラス1機器N1基合金使用部位 (重大事故等クラス1機器供用期間中検査対象、重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象を含む)	1. 非破壊試験	高	3Y	○	21回	供用期間中特別検査のうちクラス1機器N1基合金使用部位特別検査	ISIプログラムによる。 〔別紙-3〕
	クラス2管 (原子炉格納容器内) (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象を含む)	1. 非破壊試験	高	10Y	○	22回	供用期間中特別検査のうちクラス2管 (原子炉格納容器内) 特別検査	ISIプログラムによる。 〔別紙-4〕
	蒸気発生器管台 (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象を含む)	1. 非破壊試験	高	10Y	○	18回	ISIプログラムによる。 〔別紙-1〕	
	重大事故等クラス1機器	1. 非破壊試験	高	10Y	○	—	重大事故等クラス1機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 〔別紙-7〕 24回定期事業者検査より設定
	重大事故等クラス2機器	1. 非破壊試験 2. 漏えい試験	高	1F~10Y	○	—	重大事故等クラス1機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 〔別紙-1〕 24回定期事業者検査より設定
	重大事故等クラス3機器	1. 非破壊試験 2. 漏えい試験	高	10Y	○	22回	重大事故等クラス2機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 〔別紙-8〕
	重大事故等クラス3機器	1. 非破壊試験 2. 漏えい試験	高	10Y	○	23回	重大事故等クラス2機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 〔別紙-9〕 22回施設定期検査より設定 一部先行実施
	重大事故等クラス3機器	1. 非破壊試験	高	10Y	○	—	重大事故等クラス3機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 〔別紙-10〕 24回定期事業者検査より設定
	クラス1配管特別検査	1. 非破壊試験	高	1F	○	—	供用期間中特別検査のうちクラス1配管特別検査	
	クラス3機器、クラス4管、排気筒及び安全上重要なダクト副圧部(クラス3機器 I S I は除く)	1. 外観点検	高・低	5Y~10Y	○	22回	構造健全性検査	
	RCPBのベント・ドレン弁の閉止栓	1. 漏えい試験	高	1F	○	23回	構造健全性検査	
	レストレイント 1. 1次冷却材管ボア/レストレイント 2. 主蒸気配管ボア/レストレイント 3. 主給水配管ボア/レストレイント	1. 外観点検	高	100%/10Y	—	16回	レストレイント検査	
	原子力設備 [その他設備] その他の弁	1. 機能・性能試験 2. 分解点検	高・低	B	—	22回	1次系安全弁検査	
	原子力設備 [その他設備] その他機器	1. 分解点検他	高	130M	○	23回	1次系遮断弁検査	
	原子力設備 [その他設備] 設備の支持構造物 (クラス1, 2, 3 供用期間中検査対象機器を除く)	1. 分解点検他	低	13M~130M	○	23回	—	
	原子力設備 [その他設備] 設備の支持構造物 (クラス1, 2, 3 供用期間中検査対象機器を除く)	1. 分解点検他	高・低	12M~156M	○	23回	—	一部BMあり 一部先行実施
	原子力設備 [その他設備] 設備の支持構造物 (クラス1, 2, 3 供用期間中検査対象機器を除く)	1. 外観点検	高・低	100%/10Y	○	23回	構造健全性検査	
	原子力設備 [その他設備] 設備の支持構造物 (クラス1, 2, 3 供用期間中検査対象機器を除く)	1. 分解点検他	高	52M~240M	—	22回	—	

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術	
蒸気タービン 〔車室、円板、腐板、噴口、翼、車軸〕	高圧タービン	1. 開放点検 2. 組立状況点検 3. 簡易点検 (軸受箱内部清掃他)	高	39M B 13M	○ ○ ○	22回 22回 23回	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No. 18の反映	
	第1低圧タービン	1. 開放点検 2. 外観点検 3. 簡易点検 (軸受箱内部清掃他)	高	39M X 13M	— ○ ○	23回 22回 23回	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No. 19の反映 保全の有効性評価結果No. 20の反映	
	第2低圧タービン	1. 開放点検 2. 外観点検 3. 簡易点検 (軸受箱内部清掃他)	高	39M X	○ —	22回 23回	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No. 19の反映 保全の有効性評価結果No. 20の反映	
	第3低圧タービン	1. 開放点検 2. 外観点検 3. 簡易点検 (軸受箱内部清掃他)	高	39M X 13M	— ○ ○	23回 23回 23回	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No. 19の反映 保全の有効性評価結果No. 20の反映	
	ロータ	1. 組立状況点検 1. 保安装置点検 2. 負荷点検	高 高	B 1F 1F	○ ○ ○	23回 23回 23回	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン性能検査 総合負荷性能検査	タービン開放点検に合わせて実施 一部定期事業者検査起動後 定期事業者検査起動後	
	蒸気タービン 〔調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁〕	# 1 主蒸気止め弁	1. 開放点検 2. 組立状況点検	高	39M B	○ ○	21回 21回	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査	
		# 2 主蒸気止め弁	1. 開放点検 2. 組立状況点検	高	39M B	○ ○	21回 21回	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査	
		# 3 主蒸気止め弁	1. 開放点検 2. 組立状況点検	高	39M B	○ ○	21回 21回	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査	
		# 4 主蒸気止め弁	1. 開放点検 2. 組立状況点検	高	39M B	○ ○	21回 21回	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査	
		# 1 蒸気加減弁	1. 開放点検 2. 組立状況点検	高	39M B	○ ○	21回 21回	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査	
		# 2 蒸気加減弁	1. 開放点検 2. 組立状況点検	高	39M B	○ ○	21回 21回	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査	
		# 3 蒸気加減弁	1. 開放点検 2. 組立状況点検	高	39M B	○ ○	21回 21回	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査	
# 4 蒸気加減弁		1. 開放点検 2. 組立状況点検	高	39M B	○ ○	21回 21回	蒸気タービン開放検査 蒸気タービン開放検査		
A 1 再熱蒸気止め弁		1. 開放点検	高	39M	—	22回	蒸気タービン開放検査		
A 2 再熱蒸気止め弁		1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査		
A 3 再熱蒸気止め弁		1. 開放点検	高	39M	—	22回	蒸気タービン開放検査		
B 1 再熱蒸気止め弁		1. 開放点検	高	39M	—	22回	蒸気タービン開放検査		
B 2 再熱蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査			
B 3 再熱蒸気止め弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査			
A 1 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	22回	蒸気タービン開放検査			
A 2 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査			
A 3 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	22回	蒸気タービン開放検査			
B 1 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	22回	蒸気タービン開放検査			
B 2 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査			
B 3 インターセプト弁	1. 開放点検	高	39M	—	23回	蒸気タービン開放検査			
調速装置 (非常調速装置)	1. 外観点検	高	1F	○	23回	蒸気タービン開放検査			

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術
蒸気タービン 〔復水器〕	復水、循環水系統	1. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機含む)	高	1F	○	23回	蒸気タービン附属設備機能検査	定期事業者検査起動後
	復水器	1. 開放点検 2. 防汚塗装	高	13M 26M	○ ○	23回 23回	蒸気タービン開放検査	
A 循環水ポンプ・電動機		1. 分瓣点検 (ポンプ)	高	26M	—	23回		
		1. 分瓣点検 (電動機)		104M	—	20回		
		2. 簡易点検 (減油ユニット作動油清浄度管理)		13M	○	23回		
		1. 分瓣点検 (ポンプ)	高	39M	—	23回		(振動診断：3M)
		1. 分瓣点検 (電動機)		CEM	—	20回		
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	23回		
B 復水器真空ポンプ・電動機		1. 分瓣点検 (ポンプ)	高	39M	—	22回		(振動診断：3M)
1. 分瓣点検 (電動機)			CEM	—	20回			
2. 簡易点検 (潤滑油入替他)			13M	○	23回			
1. 分瓣点検 (ポンプ)		高	39M	○	21回			(振動診断：3M)
1. 分瓣点検 (電動機)			CEM	—	20回			
2. 簡易点検 (潤滑油入替他)			13M	○	23回			
C 復水器真空ポンプ・電動機		1. 分瓣点検 (ポンプ)	高	39M	○	21回		(振動診断：3M)
1. 分瓣点検 (電動機)			CEM	—	20回			
2. 簡易点検 (潤滑油入替他)			13M	○	23回			
1. 分瓣点検 (ポンプ)		高	39M	○	21回			(振動診断：6M (対象：電動機)) 保全の有効性評価結果No.21の反映
1. 分瓣点検 (電動機)			X	○	21回			
2. 簡易点検 (ストレーナ清掃)			13M	○	23回			
B 復水ポンプ・電動機		1. 分瓣点検 (ポンプ)	高	39M	—	22回		(振動診断：6M (対象：電動機)) 保全の有効性評価結果No.21の反映
1. 分瓣点検 (電動機)			X	—	17回			
2. 簡易点検 (ストレーナ清掃)			13M	○	23回			
1. 分瓣点検 (ポンプ)		高	39M	○	23回			(振動診断：6M (対象：電動機)) 保全の有効性評価結果No.21の反映
1. 分瓣点検 (電動機)			X	—	23回			
2. 簡易点検 (ストレーナ清掃)			13M	○	23回			
C 復水ポンプ・電動機		1. 分瓣点検 (ポンプ)	高	39M	—	23回		(振動診断：6M (対象：電動機)) 保全の有効性評価結果No.21の反映
1. 分瓣点検 (電動機)			X	—	23回			
2. 簡易点検 (ストレーナ清掃)			13M	○	23回			
1. 分瓣点検 (ポンプ)		高	78M~260M	○	23回			
1. 分瓣点検 (電動機)			X	—	23回			
2. 簡易点検 (ストレーナ清掃)			13M	○	23回			
蒸気タービン〔復水器〕その他機器 1式		1. 分瓣点検他	高	78M~260M	○	23回		
1. 分瓣点検他		低	13M~130M	○	23回		一部BMあり	

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する熱交換器〕	A 湿分離加熱器 胴側	1. 開放点検	高	26M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	A 湿分離加熱器 管側 (発電機側)	1. 開放点検	高	130M	—	18回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	18回		
	A 湿分離加熱器 管側 (調速機側)	1. 開放点検	高	130M	—	20回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	20回		
	B 湿分離加熱器 胴側	1. 開放点検	高	26M	—	23回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	17回	蒸気タービン開放検査	
	B 湿分離加熱器 管側 (発電機側)	1. 開放点検	高	130M	—	17回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	19回	蒸気タービン開放検査	
	A 脱気器	1. 開放点検	高	26M	○	22回	2次系容器検査	
2. 非破壊試験			26M	—	23回	2次系容器検査		
B 脱気器	1. 開放点検	高	39M	○	23回	2次系容器検査	保全の有効性評価結果No.22の反映	
	2. 非破壊試験		65M	—	21回	2次系熱交換器検査		
脱気器タンク	1. 開放点検	高	B	—	21回			
	2. 漏えい試験		130M	—	16回			
	3. 非破壊試験		65M	—	22回	2次系熱交換器検査		
第1A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	22回			
	2. 漏えい試験		B	—	22回			
	3. 非破壊試験		130M	—	17回			
第1B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	23回			
	2. 漏えい試験		B	—	23回			
	3. 非破壊試験		130M	—	18回			
第1C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	21回			
	2. 漏えい試験		B	—	21回			
	3. 非破壊試験		130M	—	16回			
第2A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	22回			
	2. 漏えい試験		B	—	22回			
	3. 非破壊試験		130M	—	17回			
第2B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	23回			
	2. 漏えい試験		B	—	23回			
	3. 非破壊試験		130M	—	18回			
第2C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	23回			
	2. 漏えい試験		B	—	23回			
	3. 非破壊試験		130M	—	18回			
第3A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	22回			
	2. 漏えい試験		B	—	22回			
	3. 非破壊試験		130M	—	17回			
第3B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	23回			
	2. 漏えい試験		B	—	23回			
	3. 非破壊試験		130M	—	18回			
第3C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	○	19回			
	2. 漏えい試験		B	○	19回			
	3. 非破壊試験		130M	—	19回			

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術)	
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する熱交換器〕	第 4 A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	22回	2次系熱交換器検査		
		2. 漏えい試験		B	—	22回			
		3. 非破壊試験		130M	—	17回			
	第 4 B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	23回	2次系熱交換器検査		
		2. 漏えい試験		B	—	23回			
		3. 非破壊試験		130M	—	18回			
	第 4 C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	○	19回	2次系熱交換器検査		
		2. 漏えい試験		B	○	19回			
		3. 非破壊試験		130M	—	19回			
	第 6 A 高圧給水加熱器	1. 開放点検	高	130M	—	19回	2次系熱交換器検査		
		2. 漏えい試験		B	—	19回			
		3. 非破壊試験		130M	—	16回			
	第 6 B 高圧給水加熱器	1. 開放点検	高	130M	—	19回	2次系熱交換器検査		
		2. 漏えい試験		B	—	19回			
		3. 非破壊試験		130M	—	17回			
	グラント蒸気復水器	1. 開放点検	高	65M	—	22回	2次系熱交換器検査		
		2. 漏えい試験		B	—	22回			
		3. 非破壊試験		130M	—	17回			
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備〕	給水、復水系統	1. 機能・性能試験 (ポンプ、電動機含む)	高	1F	○	23回	蒸気タービン附属設備機能検査	定期事業者検査起動後	
		1. 機能・性能試験 (ポンプ)	高	B	○	22回			
		1. 機能・性能試験 (駆動タービン)		B	○	22回	2次系ポンプ機能検査		
	Aタービン動主給水ポンプ	2. 分解点検 (ポンプ)		52M	○	22回			保全の有効性評価結果No.23の反映
		2. 分解点検 (駆動タービン)		26M	○	22回	2次系ポンプ分解検査		
		3. 簡易点検 (オイルフィルタ取替)		13M	○	23回			
	Bタービン動主給水ポンプ	1. 機能・性能試験 (ポンプ)	高	B	—	23回			
		1. 機能・性能試験 (駆動タービン)		B	—	23回	2次系ポンプ機能検査		
		2. 分解点検 (ポンプ)		52M	—	23回			保全の有効性評価結果No.23の反映
	電動主給水ポンプ・電動機	2. 分解点検 (駆動タービン)		26M	—	23回	2次系ポンプ分解検査		
		3. 簡易点検 (オイルフィルタ取替)		13M	○	23回			
		1. 分解点検 (ポンプ)	高	130M	—	20回			
	Aタービン動主給水プースタポンプ	1. 分解点検 (電動機)		156M	—	23回			
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	23回			
		1. 分解点検	高	52M	○	20回			
	Bタービン動主給水プースタポンプ	2. 簡易点検 (ストレナ点検)		13M	○	23回			
		1. 分解点検	高	52M	—	23回			
		2. 簡易点検 (ストレナ点検)		13M	○	23回			
電動主給水プースタポンプ	1. 分解点検 (ポンプ)	高	52M	—	23回				
	2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	21回				
	1. 分解点検	高	130M	—	23回				

機器又は系統名	実施枚 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術	
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備〕	A 復水ブースタポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	104M	—	22回		保全の有効性評価結果No. 24の反映	
		1. 分解点検 (電動機)		104M	—	23回			
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	23回			
	B 復水ブースタポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	104M	—	23回		保全の有効性評価結果No. 24の反映	
		1. 分解点検 (電動機)		104M	○	16回			
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	23回			
	C 復水ブースタポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	104M	—	23回		保全の有効性評価結果No. 24の反映	
		1. 分解点検 (電動機)		104M	—	17回			
		2. 簡易点検 (潤滑油入替他)		13M	○	23回			
	A 復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	—	21回	2次系容器検査		
		1. 開放点検		130M	—	22回			
		1. 開放点検		130M	—	23回			
	B 復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	—	23回	2次系容器検査		
		1. 開放点検		130M	—	23回			
		1. 開放点検		130M	—	14回			
D 復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	—	15回	2次系容器検査			
	1. 開放点検		130M	—	15回				
	1. 開放点検		130M	—	23回				
E 復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	—	23回	2次系容器検査			
	1. 開放点検		130M	—	23回				
	1. 開放点検		130M	—	23回				
復水タンク	1. 分解点検他	低	26M~260M	○	23回		一部先行実施 保全の有効性評価結果No. 25, 26, 27, 28の反映		
	1. 分解点検他		13M~260M	○	23回				
	1. 分解点検他		13M	○	23回				
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する管等〕	1式	1. 開放点検	高	13M	○	23回	蒸気タービン開放検査		
		2. 非破壊試験		肉厚管理指針による	○	23回			蒸気タービン開放検査
		1. 外観点検		100%/10Y	○	23回			
2次系配管他(上記以外の主蒸気系統・給水系統・抽気系統・ドレン系統・復水系統・その他系統)※※配管の他、ポンプ、熱交換器、弁等を含む(外観点検のみ)	1式	2. 非破壊試験	高・低	肉厚管理指針による	○	23回	2次系配管検査		
		1. 機能・性能試験 (駆動部含む)		26M~52M	○	23回			タービンバイパス弁機能検査
		2. 分解点検		26M~52M	○	23回			
タービンバイパス弁	15個	3. 簡易点検 (グラウンドバッキング取替)	高	26M	○	23回			
		1. 分解点検		13M	○	23回			
		2. 簡易点検 (特性試験)		13M~26M	○	23回			
タービンバイパス弁駆動部	15個	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	23回	1次系安全弁検査 2次系弁検査 2次系安全弁検査		
		2. 分解点検		104M~130M	○	23回			1次系逆止弁検査 2次系弁検査 2次系弁検査
		3. 簡易点検 (特性試験)		B	○	23回			
蒸気タービン [その他設備] 其他の弁 1式	1式	1. 機能・性能試験	高	104M~130M	○	23回			
		2. 分解点検		B	—	20回			2次系弁検査 2次系弁検査
		3. 簡易点検 (特性試験)		52M	—	20回			
蒸気タービン [その他設備] 其他の機器 1式	1式	1. 分解点検他	高	13M~260M	○	23回		一部先行実施 一部BMあり 一部先行実施	
		1. 分解点検他		12M~260M	○	23回			
		1. 分解点検他		12M~260M	○	23回			

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術)	
その他発電用原子炉の附属施設 [非常用発電装置]	A デライーゼル機関の吸気弁	1. 分断点検	高	26M	—	23回	非常用予備用発電機分断検査		
	B デライーゼル機関の吸気弁	1. 分断点検	高	26M	○	22回	非常用予備用発電機分断検査		
	A デライーゼル機関の排気弁	1. 分断点検	高	26M	—	23回	非常用予備用発電機分断検査		
	B デライーゼル機関の排気弁	1. 分断点検	高	26M	○	22回	非常用予備用発電機分断検査		
	A デライーゼル機関の燃料噴射弁	1. 分断点検	高	13M	○	23回	非常用予備用発電機分断検査		
	B デライーゼル機関の燃料噴射弁	1. 分断点検	高	13M	○	23回	非常用予備用発電機分断検査		
	デライーゼル発電機付属設備	1. 外観点検 2. 非破壊試験 3. 機能・性能試験 4. 特性試験	高	1F 13M~78M 13M~130M 13M	○ ○ ○ ○	23回 23回 23回 23回	非常用予備用発電機付属設備検査 非常用予備用発電機付属設備検査 非常用予備用発電機付属設備検査 非常用予備用発電機付属設備検査		
	空冷式非常用発電装置	1. 機能・性能試験 2. 取替他 3. 発電機ベアリング交換	高 高 高	1F 130M 195M	○ — —	23回 — —	20回施設定検時に設置 20回施設定期検査より追加 その他非常用発電装置の機能検査 その他非常用発電装置の付属設備検査		
	可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車								
		2台	1. 機能・性能試験	高	1Y	○	23回	可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車	
	電源車	2台	1. 機能・性能試験	高	1Y	○	23回	可搬式代替低圧注水ポンプ用電源車	
	非常用電源設備 [非常用予備用発電装置] その他機器	1式	1. 分断点検他 1. 分断点検他	高 低	13M~234M 13M~182M	○ ○	23回 23回		一部BMあり

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術
その他発電用原子炉の附属施設 [その他の電源装置]	直流電源装置蓄電池	1. 機能・性能試験 1. 機能・性能試験 (作動機能) 2. 簡易点検 (充電)	高	1F 1F 2回/年	○ ○ -	23回 23回 23回	直流電源系機能検査 直流電源系作動検査	
	直流電源装置蓄電池 (3系統目)	1. 機能・性能試験 1. 機能・性能試験 (作動機能)	高	1F 1F	○ ○	- -	直流電源系機能検査 直流電源系作動検査	23回定期事業者検査時に設置 24回定期事業者検査より追加
土木建築設備	計器用電源	1. 機能・性能試験 2. 簡易点検 (特性試験他)	高	1F	○	23回	インバータ機能検査	
	可搬型バッテリー (加圧器逃がし弁用)	1. 機能・性能試験 2. 外観点検	高	1F	○	23回		
	可搬式整流器	1. 機能・性能試験 2. 外観点検	高	1F	○	23回		
	非常用電源装置設備 [その他の電源装置] の他機器	1. 分断点検他 1. 分断点検他	高	6M~180M 180M	○ -	23回 22回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	原子炉建屋	1. 外観点検	高・低	1F	○	23回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	外周建屋	1. 外観点検	高	1F	○	23回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	中間建屋	1. 外観点検	高	1F	○	23回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	原子炉補助建屋	1. 外観点検	高	1F	○	23回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	燃料取扱建屋	1. 外観点検	高	1F	○	23回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	制御建屋	1. 外観点検	高	1F	○	23回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	燃料取扱普通水タンク建屋	1. 外観点検	高	1F	○	23回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	ディーゼル発電機建屋	1. 外観点検	高	1F	○	23回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	取水口設備	1. 外観点検	高	1F	○	23回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	プラント総合	原子炉及びその附属設備 (補助ボイラー及び非常用予備発電装置を除く)	1. 総合性能試験	高	1F	○	23回	総合負荷性能検査

クラス1 機器供用期間中検査 供用期間中特別検査のうち蒸気発生器管台溶接部の健全性確認検査

1. 原子炉容器 (1/2)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画 (7か年)					備考		
								2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年	2027年
発電用原子炉設備規格 維持規程(2012年版/2013追加/2014追加) JSME S NA1-2012/2013/2014※1															
B1.102	B-A	下部胴の長手溶接継手	体積	可能範囲 各100%	3	水中UT (内面)	可能範囲 各100%	-	第24保安 サイクル	-	第25保安 サイクル	-	第26保安 サイクル	-	
		上部胴と下部胴との周溶接継手	体積	可能範囲 100%	1	水中UT (内面)	可能範囲 100%	-	-	-	-	-	-	-	
B2.111	B-B	下部胴とトランジションリングとの周溶接継手	体積	可能範囲 100%	1	水中UT (内面)	可能範囲 100%	-	-	-	-	-	-	-	
		トランジションリングと下部鏡板との周溶接継手	体積	可能範囲 100%	1	水中UT (内面)	可能範囲 100%	-	-	-	-	-	-	-	
B3.105	B-C	上部胴と上部胴フランジとの溶接継手	体積	可能範囲 各100%	1	水中UT (内面)	可能範囲 各100%	-	-	-	-	-	-	-	
B3.10	B-D	冷却材入口管台と胴との溶接継手	体積	可能範囲 各100%	3	水中UT (内面)	可能範囲 各100%	-	-	-	-	-	-	-	
		冷却材出口管台と胴との溶接継手	体積	可能範囲 各100%	3	水中UT (内面)	可能範囲 各100%	-	-	-	-	-	-	-	
B3.20	B-D	冷却材入口管台内面の丸み部分	体積	可能範囲 各100%	3	水中UT (内面)	可能範囲 各100%	-	-	-	-	-	-	-	
		冷却材出口管台内面の丸み部分	体積	可能範囲 各100%	3	水中UT (内面)	可能範囲 各100%	-	-	-	-	-	-	-	
B5.10	B-F	冷却材入口管台とセーフエンドの溶接継手(呼び径100A以上)	体積及び表面	可能範囲 各100%	3	水中UT (内面) PT	可能範囲 各100%	-	-	-	-	-	B (PT) 100%	-	
		冷却材出口管台とセーフエンドの溶接継手(呼び径100A以上)	体積及び表面	可能範囲 各100%	3	水中UT (内面) PT	可能範囲 各100%	-	-	-	-	-	B (PT) 100%	-	
B6.10	B-G-1	ナット	VT-1	100%	58	VT-1 (漏えい時又は 取外し時)	100% 58	-	15	14	-	15	14	-	
B6.30	B-G-1	スタッドボルト	体積	100%	58	UT	100% 58	-	15	14	-	15	14	-	
B6.40	B-G-1	胴フランジネジ穴のネジ部	体積	100%	58	UT	100% 58	-	-	20	-	-	19	-	
B6.50	B-G-1	ワッシャ	VT-1	100%	58	VT-1 (漏えい時又は 取外し時)	100% 58	-	15	14	-	15	14	-	
B7.10	B-G-2	マーマンカンフリップリング	VT-1	25%	3	VT-1 (漏えい時又は 取外し時)	25% 1	-	-	1	-	-	-	-	

※1: NRI文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における故障を引き起こす電裂その他の欠陥の診断」(令和元年6月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、電裂診断NRA文書改正という。)の施行及び公開合会「(原子炉圧力容器の溶接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意識の醸成にかかわるま台」(令和元年6月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

1. 原子炉容器 (2 / 2)

項目番号		カテゴリ		高浜発電所第4号機検査計画 (7カ年)										備考	
発電用原子炉設備規格 維持規格(2.0.1.2年改版/2.0.1.3追補/2.0.1.4追補) JSME S NA1-2012/2013/2014※1															
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	備考
G1.10	G-P-1	容器内部	VT-3	全範囲の7.5%	1	VT-3	可能範囲100% 各検査時期毎	-	第24保安サイクル 可能範囲100%	第25保安サイクル	-	第26保安サイクル	第27保安サイクル	-	
G1.40	G-P-1	上部炉心支持構造物の内部取付物	VT-3	全範囲の7.5%	1	VT-3	可能範囲100%	-	-	-	-	可能範囲100%	-	-	
		下部炉心支持構造物の内部取付物	VT-3	全範囲の7.5%	1	VT-3	可能範囲100%	-	可能範囲100%	-	-	-	-	-	
G1.50	G-P-2	炉心内部取付物	VT-3	全範囲の7.5%	4	VT-3	可能範囲100%	-	可能範囲100% 4	-	-	-	-	-	
		上部炉心支持構造物	VT-3	全範囲の7.5%	1	VT-3	可能範囲100%	-	-	-	-	可能範囲100%	-	-	
B14.10	B-0	下部炉心支持構造物	VT-3	全範囲の7.5%	1	VT-3	可能範囲100%	-	可能範囲100%	-	-	-	-	-	
		制御駆動ハウジングの溶接継手 (上部)	体積又は表面	最外周の2.5%	最外周20(全52)	PT	最外周の2.5%	-	-	-	-	-	5	-	
B15.10	B-P	制御駆動ハウジングの溶接継手 (下部)	体積又は表面	最外周の2.5%	最外周23(全55)	PT	最外周の2.5%	-	-	2	-	2	2	-	
		圧力保持範囲	VT-2	可能範囲100%	-	VT-2	可能範囲100%	-	可能範囲100%	可能範囲100%	-	可能範囲100%	可能範囲100%	-	
F1.41	F-A	支持構造物 (サポートブラケット、サポート シュー、基礎ボルト)	VT-3	2.5%	6	VT-3	2.5% 2	-	-	A出口 1	-	-	C出口 1	-	

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電裂その他の欠陥の解明」(令和元年6月5日原研技発第1906(051)号)の改正版(以下、亀裂解明NRA文書改正という。)の施行及び公開案「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規格要件に関する事業者意見の聴取にかかる案」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

2. 加圧器 (1/1)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	高浜発電所第4号機械検査計画 (7カ年)							備考			
								2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年				
B2.11	B-B	上部胴と上部鏡板との間継手	体積	5%	1	UT	5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		下部胴と下部鏡板との間継手	体積	5%	1	UT	5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
B2.12	B-B	上部胴の長手継手	体積	各10%	2	UT	各10%	-	A10%	-	-	-	-	-	-	-	-	
		下部胴の長手継手	体積	各10%	2	UT	各10%	-	A10%	-	-	-	-	-	-	-	-	
B2.13	B-B	上部胴と下部胴との間継手	体積	5%	1	UT	5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
B3.30	B-D	管台と容器との溶接継手	体積	25%	6	UT	25% 2	-	1 (サージ管台)	-	-	-	-	-	-	-	-	
B3.40	B-D	管台内面の丸みの部分	体積	25%	6	UT	25% 2	-	1 (サージ管台)	-	-	-	-	-	-	-	-	
B5.40	B-F	管台とセーフエンドの溶接継手 (呼び径100A以上)																
		加圧器透かし弁管台	体積及び表面	25%	1													
		加圧器安全弁管台	体積及び表面	25%	3	UT PT	25% 2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
		加圧器スプレイ管台	体積及び表面	25%	1													
		加圧器サージ管台	体積及び表面	25%	1													
B7.20	B-G-2	マンホールの取付けボルト	VT-1	25%	16	VT-1 (漏えい時又は 取外し時)	25% 4	-	1	-	-	-	-	2	-	-	-	
B8.20	B-H	支持部材の容器への取付け溶接継手 (スカート溶接継手)	表面	7.5%	1	PT	7.5%	-	-	7.5%	-	-	-	-	-	-	-	
B15.20	B-P	圧力保持範囲	VT-2	可能範囲 100%	-	VT-2	可能範囲 100%	-	-	可能範囲 100%	-	-	-	可能範囲 100%	-	-	-	
F1.41	F-A	支持構造物 (スカート、基礎ボルト)	VT-3	25%	1	VT-3	25% 1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出」(令和元年6月5日原簿検査第1906051号)の改正版(以下、亀裂検出NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年6月5日)の結果を踏まえ、維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

3. 蒸気発生器 (1 / 11)

発電用原子力設備規格 維持規格(2012年版/2013追加/2014追加) ※1		高浜発電所第4号機検査計画(7ヵ年)										備考		
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2021年	2022年	2023年	2024年		2025年	2026年
B2.40	B-B	管板と水室鏡との溶接継手	体積	1基の25%	3	UT	1基の25%	-	C9%	C8%	-	-	第27保安サイクル	-
B3.60	B-D	冷却材入口管台の内面の丸みの部分、冷却材出口管台の内面の丸みの部分	体積	1基の25%	6	UT	1基の25%	-	-	-	-	C1	-	-
B5.70	B-F	冷却材入口管台とセーフエントの溶接継手、冷却材出口管台とセーフエントの溶接継手(呼び径100A以上)	体積及び表面	1基の25%	6	UT PT	1基の25%	-	-	B1	-	-	B1 (UT) ※2	-
B7.30	B-G-2	1次側マンホール取付けボルト	VT-1	1基の25%	96	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	1基の25%	-	C3	-	-	C2	C3	-
B15.30	B-P	圧力保持範囲	VT-2	可能範囲100%	-	VT-2	可能範囲100%	-	可能範囲100%	可能範囲100%	-	-	可能範囲100%	-
F1.41	F-A	支持構造物 (支持脚、ベースプレート、基礎ボルト)	VT-3	1基の25%	12	VT-3	1基の25%	-	-	-	-	C1	-	-

※1: NRA文書「実用蒸気用原子炉及びその附属施設における腐蝕を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)、の施行及び公開会社「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者審査員の騰取にかかる令会」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

※2: 代替試験として内面C Tを合わせて実施

4. 配管 (1/4)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(7カ年)							備考		
								2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年			
B7.50	B-G-2	圧力保持用ボルト締付け部 (直径50mm以下)	VT-1	25%	3	VT-1 (漏えい時又は 取外し時)	25% 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		1次冷却材管 (27.51ND, 86.00mm, 291ND, 311ND) A, B, Cグループ	体積	25%	4.0	UT	25% 1.0	-	A3	-	-	-	B2	C3	-	-	
B9.11	B-J	加圧器サージ管 (14B, 355.60mm)	体積	25%	7	UT	25% 2	-	-	1	-	-	1	-	-	-	
		加圧器安全弁ライン (6B) A, B, Cライン	体積	25%	3.0	UT	25% 8	-	A1 B1	-	-	-	B1 C1	A1 C1	-	-	
		加圧器過熱し弁ライン (6B)	体積	25%	1.2	UT	25% 3	-	1	-	-	-	1	-	-	-	
		加圧器スプレイレイン (4B, 144.30mm) A, Cグループ	体積	25%	4.9	UT	25% 1.3	-	A2	-	-	-	A1 C2	A3 C2	-	-	
		余熱除去ポンプ入口ロライン (12B) B, Cグループ	体積	25%	7.8	UT	25% 2.0	-	B4 C1	-	-	-	B1 C4	B3 C2	-	-	
		加圧器補助スプレイレイン (4B)	体積	25%	1	UT	25% 1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	
		SIS高圧注入ライン (12B, 318.50mm) A, B, Cグループ	体積	25%	3.2	UT	25% 8	-	A1 B1	-	-	-	A1 C1	B1 C1	-	-	
		SIS高圧制御低圧注入ライン (6B, 165.20mm) A, Bグループ	体積	25%	2.7	UT	25% 7	-	A1 B1	-	-	-	A2	A1	B2	-	-
		SIS低圧制御低圧注入ライン (6B) A, B, Cグループ	体積	25%	5.1	UT	25% 1.3	-	A1 B2	-	-	-	A1 C2	B2 C1	A1 C3	-	-
		SIS高温制御補助注入ライン (4B, 6B) Cグループ	体積	25%	6	UT	25% 2	-	1	-	-	-	-	1	-	-	-
B9.21	B-J	配管の同種金属溶接継手 (呼び径100A未満)	表面	25%	2.0	PT	25% 5	-	1	-	-	2	-	1	1	-	
		加圧器過熱し弁ライン (3B)	表面	25%	1.9	PT	25% 5	-	-	-	-	-	1	-	2	-	
		加圧器補助スプレイレイン (2B, 60.50mm)	表面	25%	4	PT	25% 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
		余熱除去ポンプ入口ロライン (1/4B) B, Cグループ	表面	25%	4	PT	25% 1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

※: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破損を引き起こす電裂その他の欠陥の検察」(令和元年6月5日原規技第1906051号)の改正版(以下、電裂検察NRA文書改正という。)の施行及び公開委員会(原子炉圧力容器の溶接継手の取扱い等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる委員会(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NAI-2012/2013/2014を適用する。

4. 配管 (2/4)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(7カ年)					備考	
								2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年
89.21	B-J	配管の同種金属溶接継手 (呼び径100A未満)	表面	2.5%	6	PT	2.5% 2	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
								第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	第26保全 サイクル	第27保全 サイクル			
								RTDウェル及び閉止分岐管 (3B)		A1			B1	
								A、B、Cグループ						
								抽出・糸割抽出及びドレンライン (2B, 3B, 60, 50mm, 89, 10mm)		A1		C2	C3	
								A、B、Cグループ						
								C.V.C.S. 充てんライン (3B, 89, 10mm)		B1		A1		
								Bグループ						
								1次冷却材ポンプ封水注入ライン (11/2B, 4B, 60mm)			A1			
								A、B、Cグループ						
89.31	B-J	母管と管台との溶接継手 (呼び径100A以上)	表面	2.5%	4	PT	2.5% 1	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
								第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	第26保全 サイクル	第27保全 サイクル			
								S.I.S. 高温側補助注入ライン (2B, 60, 50mm)		A1		C1	B1	
								A、B、Cグループ						
								S.I.S. 低温側補助注入ライン (2B, 60, 50mm)		A1		C1	B1	
								A、B、Cグループ						
								S.I.S. 低温側ほう蔵注入ライン (2B, 60, 50mm)		A2		C1	C1	
								A、B、Cグループ						
								母管と管台との溶接継手 (呼び径100A未満)						
								1次冷却材管 (4B, 6B, 12B, 14B)		A1		B1		C1
A、B、Cグループ														
89.32	B-J	母管と管台との溶接継手 (呼び径100A未満)	表面	2.5%	17	PT	2.5% 5	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
								第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	第26保全 サイクル	第27保全 サイクル			
								1次冷却材管 (2B, 3B, 63, 50mm)		A1 B1		C1	B1	A1
								A、B、Cグループ						
								S.I.S. 高温側低圧注入ライン (2B)		A1		B1		
								A、B、Cグループ						
								S.I.S. 低温側低圧注入ライン (2B)		A1		B1		
								A、B、Cグループ						
								糸巻除去ポンプ入口ライン (11/4B)						
								B、Cグループ						
89.40	B-J	ソケット溶接継手	表面	2.5%	1	PT	2.5% 1	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年
								第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	第26保全 サイクル	第27保全 サイクル			
加圧器補助スプレイルイン (2B)		1												

※1: NRA文書「運用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引起こす亀裂の検出(令和元年6月5日原子力規制委員会)の修正版(以下、亀裂検出NRA文書改正という。))の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかわる会合」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持維持 USME S MA-2012/2013/2014を適用する。
 ※2: 簡易りん酸「新規制基準施行に伴うRCPB拡大範囲の検査方法の明確化について」に従い、100%とする。

4. 配置 (3 / 4)

発電用原子力設備規格 維持規格(2012年改訂/2013追加/2014追加)※1		高浜発電所第4号機検査計画(7カ年)										備考				
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2021年	2022年	2023年	2024年		2025年	2026年	2027年	
89.40	B-J	ソケット溶接継手														
		RTDウェル及び閉止分岐管 (91.00mm)	表面	25%	3	PT	25%	1	-	-	-	-	A1	-	-	
		A. B. Cグループ														
		抽出・余熱抽出及びドレンライン (2B)	表面	25%	6	PT	25%	2	-	-	A1	-	-	B1	-	
		A. B. Cグループ														
		1次冷却材ポンプ封水注入ライン (1/2B)	表面	25%	5	PT	25%	1	-	A2 B1	B1 C2	-	-	B1 C2	-	
		A. B. Cグループ														
		SIS高温補動注入ライン (2B)	表面	25%	1	PT	25%	4	-	A1	B1	-	-	C1	A1	-
		A. B. Cグループ														
		SIS低温補動注入ライン (2B)	表面	25%	3	PT	25%	1	-	-	A1	-	-	-	-	-
A. B. Cグループ																
SIS低温朝ほう酸注入ライン (2B)	表面	25%	3	PT	25%	1	-	-	-	-	-	B1	-	-		
A. B. Cグループ																
B10.20	B-K	配管の支持部材取付け溶接継手														
		余熱除去ポンプ入口ライン	表面	7.5%	2	PT	7.5%	1	-	-	C1	-	-	-	-	
B15.50	B-P	圧力保持範囲	VT-2	可能範囲 100%	-	VT-2	可能範囲 100%	-	可能範囲 100%	可能範囲 100%	-	-	可能範囲 100%	可能範囲 100%	-	
		支持構造物														
F1.10	F-A	加圧器サージ管	VT-3	25%	9	VT-3	25%	3	-	-	1	-	-	2	-	
		加圧器過がし弁ライン	VT-3	25%	19	VT-3	25%	5	-	1	2	-	1	1	-	
		加圧器スプレイレイン	VT-3	25%	6	VT-3	25%	1	-	A2 C2	A3 C2	-	A2 C3	C4	-	
		A. Cグループ														
		余熱除去ポンプ入口ライン	VT-3	25%	7	VT-3	25%	1	-	B3 C2	B3 C2	-	B2 C3	B2 C2	-	
A. B. Cグループ																
加圧器補助スプレイレイン	VT-3	25%	2	VT-3	25%	6	-	-	1	1	-	2	2	-		

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破損を引き起こす電線その他のの解釈」(令和元年6月5日原研技発第1006051号)の改正版(以下、電線解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開套合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新編制案件に関する事業者意見の聴取にかかるとの套合」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

4. 配管 (4/4)

発電用原子力設備規格 維持規格(2012年改訂/2013追補/2014追補) JSME S MA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画(7カ年)										備考				
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2021年	2022年	2023年	2024年		2025年	2026年	2027年	
F1.10	F-A	式持構造物														
		CVC5充てんライン Bループ	VT-3	25%	6	VT-3	25% 2	-	B1				B1			
		抽出・余剰抽出及びドレンライン A, B, Cループ	VT-3	25%	29	VT-3	25% 8	-	A1 B1		C2			A1 B1	C2	
		1次冷却材ポンプ封水注入ライン A, B, Cループ	VT-3	25%	19	VT-3	25% 5	-	A1		A1 B1			B1	C1	
		SIS蓄圧注入ライン A, B, Cループ	VT-3	25%	32	VT-3	25% 8	-	A1 B1		A1 C1			B2	C2	
		SIS高温側低圧注入ライン A, Bループ	VT-3	25%	18	VT-3	25% 5	-	A1 B1					A2	B1	
		SIS低温側低圧注入ライン A, B, Cループ	VT-3	25%	29	VT-3	25% 8	-	A1 B1		A1 C1			A1	B1 C2	
		SIS高温側補助注入ライン A, B, Cループ	VT-3	25%	23	VT-3	25% 6	-	A1 B1		A1 C1			B1 C1	C1	
		SIS低温側ほう酸注入ライン A, B, Cループ	VT-3	25%	15	VT-3	25% 4	-	A1		B1			C1	B1	
		SIS低温側ほう酸注入ライン A, B, Cループ	VT-3	25%	28	VT-3	25% 7	-	A1 B1		A1 C1			A1 C1	B1 C1	

※1・NRA文書「要項適用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす漏洩その他の不具合の発生を踏まえ、維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。」「(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。」「(令和元年6月5日原研技発第1900051号)の改正版(以下、電験研NRA文書改正という。))の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に

5. 1 次冷却材ポンプ (1/1)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(7カ年)							備考	
								2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年		
B6.180	B-6-1	スタッドボルト	体積	1台の25%	72	UT (塗装時又は 取外し時)	1台の25% 6	-	第24保安 サイクル	-	第25保安 サイクル	-	第26保安 サイクル	第27保安 サイクル	-	
B6.190	B-6-1	フランジ表面	VT-1	1台の25%	72	VT-1	1台の25% 6	-	-	C6	-	-	-	-	-	
B6.200	B-6-1	ナット	VT-1	1台の25%	72	VT-1 (漏えい時又は 取外し時)	1台の25% 6	-	-	C6	-	-	-	-	-	
		ワッシャ	VT-1	1台の25%	72	VT-1 (漏えい時又は 取外し時)	1台の25% 6	-	-	C6	-	-	-	-	-	
B12.20	B-L-2	ケーシングの内表面	VT-3	1	3	VT-3	1	-	-	C1	-	-	-	-	-	
B15.60	B-P	圧力保持範囲	VT-2	可能範囲 100%	-	VT-2	可能範囲 100%	-	-	可能範囲 100%	-	-	可能範囲 100%	可能範囲 100%	-	
F1.41	F-A	支持構造物 (支持脚、ベースプレート、基礎ボルト)	VT-3	1台の25%	9	VT-3	1台の25% 1	-	-	C1	-	-	-	-	-	

※1 - NRA文書「実用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電線その他の欠陥の発見」(令和元年6月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、電線発新NRA文書改正という。)の施行及び公開台「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業
者意見の聴取にかかわる会」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 USNE S NA1-2012/2013/2014を適用する。

6. 弁 (1 / 2)

発電用原子力設備規格 維持規格 (2011.2年改訂) / 2013.3追補 / 2014.4追補 JSME S NA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画 (7カ年)										備考				
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2021年	2022年	2023年	2024年		2025年	2026年	2027年	
B7. 70	B-6-2	圧力保持用ボルト締付け部 (直径50mm以下)														
		加圧器安全弁ライン A, B, Cライン	VT-1	類似弁ごとに1台の25%	24	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	類似弁ごとに1台の25%		4V-RC-057 8		第27保安サイクル					
		加圧器逃がし弁ライン	VT-1	類似弁ごとに1台の25%	30	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	類似弁ごとに1台の25%		4V-RC-054A 10							
		加圧器スプレイレイン A, Cライン	VT-1	類似弁ごとに1台の25%	18	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	類似弁ごとに1台の25%		4PCV-455A 6							
		加圧器補助スプレイレイン 4V-CS-225	VT-1	類似弁ごとに1台の25%	16	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	類似弁ごとに1台の25%		4PCV-454A 8							
		CVCスプレイレイン Bライン	VT-1	類似弁ごとに1台の25%	6	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	類似弁ごとに1台の25%					4V-CS-225 6				
		抽出・弁抽出及びドレンライン A, B, Cライン	VT-1	類似弁ごとに1台の25%	20	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	類似弁ごとに1台の25%					4V-CS-234 10				
		熱除去ポンプ吸入ライン B, Cライン	VT-1	類似弁ごとに1台の25%	24	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	類似弁ごとに1台の25%								4V-RC-019C 8	
		SIS蒸圧注入ライン A, B, Cライン	VT-1	類似弁ごとに1台の25%	10	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	類似弁ごとに1台の25%									
		SIS高温側低圧注入ライン A, Bライン	VT-1	類似弁ごとに1台の25%	12	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	類似弁ごとに1台の25%					4LCW-451 6				
		SIS低温側低圧注入ライン A, B, Cライン	VT-1	類似弁ごとに1台の25%	36	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	類似弁ごとに1台の25%					4PCV-420 18				
		SIS蒸圧注入ライン A, B, Cライン	VT-1	類似弁ごとに1台の25%	36	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	類似弁ごとに1台の25%								4V-RH-003B 18	
		SIS高温側低圧注入ライン A, Bライン	VT-1	類似弁ごとに1台の25%	96	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	類似弁ごとに1台の25%								4V-SI-136B 16	
		SIS低温側低圧注入ライン A, B, Cライン	VT-1	類似弁ごとに1台の25%	56	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	類似弁ごとに1台の25%								4V-SI-209A 14	
SIS蒸圧注入ライン Cライン	VT-1	類似弁ごとに1台の25%	84	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	類似弁ごとに1台の25%								4V-SI-203C 14			
SIS高温側補助注入ライン	VT-1	類似弁ごとに1台の25%	14	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	類似弁ごとに1台の25%								4V-SI-088 14			

※1: NRA文書「発電用原子力設備規格における破損を引起こす種別その他の欠陥の精査」(令和元年6月5日) 維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
 ※2: NRA文書「発電用原子力設備規格における破損を引起こす種別その他の欠陥の精査」(令和元年6月5日) の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
 ※3: NRA文書「発電用原子力設備規格における破損を引起こす種別その他の欠陥の精査」(令和元年6月5日) の修正版 (以下、電装部新NRA文書改正という。) の施行及び公開台帳「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等) 新増制要件に関する

6. 表(2/2)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(7年)					備考				
								2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年	2027年		
B12.50	B-W-2	弁本体の内表面 加圧器安全弁ライン A、B、Cライン 4V-RC-055 4V-RC-056 4V-RC-057 糸鋸除去ポンプ投入ライン B、Cライン 4PCV-420 4PCV-430 4V-RH-003A 4V-RH-003B S I S 蓄圧注入ライン A、B、Cライン 4V-SI-134A、136A 4V-SI-134B、136B 4V-SI-134C、136C S I S 高温側低圧注入ライン A、Bライン 4V-SI-208A、208B 4V-SI-208C、208D S I S 低温側低圧注入ライン A、B、Cライン 4V-SI-202A、202A 4V-SI-202B、202B 4V-SI-202C、202C S I S 高温側補助注入ライン Cライン 4V-SI-088	V T - 3	類似井ごとに1	3	V T - 3	類似井ごとに1	-	第24保安サイクル	-	第26保安サイクル	-	第27保安サイクル	-	[Redacted]		
			V T - 3	類似井ごとに1	2	V T - 3	類似井ごとに1	-	4V-RC-055	-	-	-	-	-		-	
			V T - 3	類似井ごとに1	2	V T - 3	類似井ごとに1	-	4PCV-420	-	4PCV-420	-	-	-		-	-
			V T - 3	類似井ごとに1	2	V T - 3	類似井ごとに1	-	4V-RH-003A	-	-	-	4V-RH-003B	-		-	-
			V T - 3	類似井ごとに1	6	V T - 3	類似井ごとに1	-	4V-SI-134A、136A	-	-	-	4V-SI-136A	-		-	-
			V T - 3	類似井ごとに1	4	V T - 3	類似井ごとに1	-	4V-SI-208A、208B	-	-	4V-SI-208A	-	-		-	-
			V T - 3	類似井ごとに1	6	V T - 3	類似井ごとに1	-	4V-SI-202A、202A	-	-	-	4V-SI-203A	-		-	-
			V T - 3	類似井ごとに1	1	V T - 3	類似井ごとに1	-	4V-SI-088	-	4V-SI-088	-	-	-		-	-
			V T - 2	可能範囲100%	-	V T - 2	可能範囲100%	-	可能範囲	-	可能範囲100%	-	可能範囲100%	-		可能範囲100%	-
			V T - 3	類似井ごとに1台の25%	3	V T - 3	類似井ごとに1台の25%	-	4V-RC-055	-	4V-RC-055	-	-	-		-	-
F1.41	F-A	加圧器送がし弁ライン 4V-RC-054A 4V-RC-054B 4V-RC-054C 4PCV-455A 4PCV-455B 4PCV-455C 加圧器スプレイレイン A、Cライン 4PCV-454A 4PCV-454B 加圧器補助スプレイレイン 4V-CS-225 抽出ライン Cライン 4LGV-451 4LGV-452 糸鋸除去ポンプ投入ライン B、Cライン 4PCV-420 4PCV-430 4V-RH-003A 4V-RH-003B	V T - 3	類似井ごとに1台の25%	6	V T - 3	類似井ごとに1台の25%	-	4V-RC-054A	-	4V-RC-054A	-	-	-	-	-	
			V T - 3	類似井ごとに1台の25%	6	V T - 3	類似井ごとに1台の25%	-	4PCV-455A	-	-	4PCV-455B	-	-	-	-	
			V T - 3	類似井ごとに1台の25%	4	V T - 3	類似井ごとに1台の25%	-	4PCV-454A	-	-	4PCV-454B	-	-	-	-	
			V T - 3	類似井ごとに1台の25%	1	V T - 3	類似井ごとに1台の25%	-	4V-CS-225	-	-	-	4V-CS-225	-	-	-	
			V T - 3	類似井ごとに1台の25%	4	V T - 3	類似井ごとに1台の25%	-	4LGV-451	-	-	-	4LGV-451	-	-	-	
			V T - 3	類似井ごとに1台の25%	4	V T - 3	類似井ごとに1台の25%	-	4PCV-420	-	-	-	-	-	-	-	
			V T - 3	類似井ごとに1台の25%	4	V T - 3	類似井ごとに1台の25%	-	4PCV-430	-	-	-	-	-	-	-	
			V T - 3	類似井ごとに1台の25%	4	V T - 3	類似井ごとに1台の25%	-	4V-RH-003A	-	-	-	4V-RH-003A	-	-	-	
			V T - 3	類似井ごとに1台の25%	4	V T - 3	類似井ごとに1台の25%	-	4V-RH-003B	-	-	-	-	-	-	-	

※1: NVA文書「東海発電用原子炉及びその附属施設における防護を可視化する型別その他の欠陥の取組」(令和元年6月5日再発注型別1901051号)の改正版(以下、電裂検出率A文書改正という。)の施行及び公開適合「(原子炉圧力容器の溶接接手の取組程度等)新規制要件に則する事業者意見の取組にかかる適合」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持継続(JSME S MA1-2012/2013/2014)を適用する。

クラス2機器供用期間中検査

1. 余熱除去冷却器（1／1）

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	※1		高浜発電所第4号機検査計画（10ヵ年）※2											備考	
			検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		2025年
C1.10	C-A	管制胴と管制フランジとの周溶接継手	体積	1基の7.5%	2	UT	1基の7.5%	第20保全サイクル	第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	第24保全サイクル	第25保全サイクル	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)
C1.20	C-A	管制鏡と管制胴との溶接継手	体積	1基の7.5%	2	UT	1基の7.5%		A	A							(重大事故等クラス2機器)
C2.21	C-B	管制入口管台及び管制出口管台と管制胴との溶接継手	体積及び表面	7.5%	4	UT PT	7.5%			A1 (入口)							(重大事故等クラス2機器)

※1： NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の名称の総称」（令和元年6月5日原相持第1000051号）の改正版（以下「亀裂検出計画」）の改正版（以下「亀裂検出計画」）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年8月5日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

※2： 前検査間隔を維持規格2008年版の1A-2310(2)を適用し11ヵ年としたため、本検査間隔は9ヵ年としている。

2. 配管 (1/3)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及びひ程度	設備数	検査方法及びひ程度	高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)※2										備考					
							2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル							
03.20	C-C	配管の支持部材取付溶接継手																				
		弁熱除去ポンプ入口ライン (318.50mm, 355.60mm) A. Bライン	表面	7.5%	12	P T	7.5% ₁		A 1											(重大事故等クラス2機器)		
		弁熱除去ポンプ出口ライン (267.40mm) A. Bライン	表面	7.5%	3	P T	7.5% ₁		A 1												(重大事故等クラス2機器)	
		S I S 高温耐低圧注入ライン (165.20mm, 267.40mm) Aライン	表面	7.5%	3	P T	7.5% ₁			A 1												
		S I S 低温耐低圧注入ライン (165.20mm, 267.40mm) A. B. Cライン	表面	7.5%	9	P T	7.5% ₁				C 1										(重大事故等クラス2機器)	
		S I S 高温補助注入ライン (60.50mm, 89.10mm) A. B. C. 共通ライン	表面	7.5%	15	P T	7.5% ₂			C 1												
		S I S 低温補助注入ライン (60.50mm, 89.10mm) A. B. C. 共通ライン	表面	7.5%	4	P T	7.5% ₁															(重大事故等クラス2機器)
		補助注入ライン (89.10mm, 114.30mm)	表面	7.5%	5	P T	7.5% ₁															
		S I S 低温耐ほろ酸注入ライン (60.50mm, 89.10mm) A. B. 共通ライン	表面	7.5%	5	P T	7.5% ₁															(重大事故等クラス2機器)
		充てん/高圧注入ポンプ入口ライン (216.30mm)	表面	7.5%	3	P T	7.5% ₁															(重大事故等クラス2機器)
		充てん/高圧注入ポンプ出口ライン (89.10mm, 114.30mm)	表面	7.5%	3	P T	7.5% ₁															(重大事故等クラス2機器)
		1次冷却材管高温耐高圧注入ライン (89.10mm)	表面	7.5%	2	P T	7.5% ₁															
		1次冷却材管低温耐高圧注入ライン (89.10mm)	表面	7.5%	2	P T	7.5% ₁															
		1次冷却材管低温耐高圧注入ライン ほろ酸注入タンク入口側 (89.10mm)	表面	7.5%	2	P T	7.5% ₁															
		1次冷却材管低温耐高圧注入ライン ほろ酸注入タンク出口側 (89.10mm)	表面	7.5%	2	P T	7.5% ₁															(重大事故等クラス2機器)
格納容器再循環タンク出口ライン (355.60mm) A. Bライン	表面	7.5%	8	P T	7.5% ₁															(重大事故等クラス2機器)		

※1: NRA文書「費用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出」(令和元年6月5日原規持第1000051号)の改正版(以下、亀裂検出基準改正という。)の施行及び公開会合「原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等」新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

※2: 前検査間隔を維持規格2008年版の1A-2310(2)を適用し11ヵ年としたため、本検査間隔は9ヵ年としている。

2. 配管 (2/3)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)※2										備考				
			検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年		2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル
05.11	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (呼び径100Aを超え公称肉厚9.5mmを 超えるもの)	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル	
			体積又は 表面	7.5%	6.9	P.T	7.5% 6			B.1	A.2	B.1	-	A.1 B.1	-	-	
05.21	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (呼び径50A以上100A以下で 公称肉厚5mmを超えるもの)	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル	
			体積及び 表面	7.5%	1.9	U.T P.T	7.5% 2			A.1				-	A.1	-	
05.30	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (ソケット溶接継手)	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル	
			体積及び 表面	7.5%	5.7	U.T P.T	7.5% 5			A.1 B.1				-	B.1	-	
05.21	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (呼び径50A以上100A以下で 公称肉厚5mmを超えるもの)	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル	
			表面	7.5%	2.3	P.T	7.5% 2			A.1				-	B.1	-	
05.21	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (呼び径50A以上100A以下で 公称肉厚5mmを超えるもの)	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル	
			表面	7.5%	1.08	P.T	7.5% 9			A.1 B.2				-	C.1 共通2	-	
05.21	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (呼び径50A以上100A以下で 公称肉厚5mmを超えるもの)	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル	
			表面	7.5%	5.2	P.T	7.5% 4			A.1				-	C.1 共通1	-	
05.21	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (呼び径50A以上100A以下で 公称肉厚5mmを超えるもの)	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル	
			表面	7.5%	3.3	P.T	7.5% 3			1				-	1	-	
05.21	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (呼び径50A以上100A以下で 公称肉厚5mmを超えるもの)	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル	
			表面	7.5%	5.5	P.T	7.5% 5			A.1				-	共通2	-	
05.21	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (呼び径50A以上100A以下で 公称肉厚5mmを超えるもの)	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル	
			表面	7.5%	3.5	P.T	7.5% 3			1				-	1	-	
05.30	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (ソケット溶接継手)	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル	
			表面	7.5%	1.8	P.T	7.5% 2			A.1				-	B.1	-	
05.30	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (ソケット溶接継手)	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル	
			表面	7.5%	9	P.T	7.5% 1					A.1		-	-	-	
05.30	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (ソケット溶接継手)	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル	
			表面	7.5%	9	P.T	7.5% 1							-	B.1	-	

※1: NRA文書「雇用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出」(令和元年6月5日原規特発第1900051号)の改正版(以下「亀裂検出規程」)の施行及び公開合会「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかるとの合会」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S-NMI-2012/2013/2014を適用する。

※2: 前検査間隔を維持規格2008年版の1A-2310(2)を適用し11ヵ年としたため、本検査間隔は9ヵ年としている。

2. 配管 (3/3)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(10カ年)※2										備考							
							2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年									
F1.21	F-A	支持構造物																						
		余熱除去ポンプ入口ライン A、Bライン	VT-3	7.5%	49	VT-3	7.5% 4															(重大事故等クラス2機器)		
		余熱除去ポンプ出口ライン A、Bライン	VT-3	7.5%	80	VT-3	7.5% 6															(重大事故等クラス2機器)		
		SIS高温側低圧注入ライン Aライン	VT-3	7.5%	12	VT-3	7.5% 1																	
		SIS低温側低圧注入ライン A、B、Cライン	VT-3	7.5%	55	VT-3	7.5% 5										C1						(重大事故等クラス2機器)	
		補助注入ライン	VT-3	7.5%	24	VT-3	7.5% 2										1							
		充てん/高圧注入ポンプ出口ライン	VT-3	7.5%	27	VT-3	7.5% 3										1						(重大事故等クラス2機器)	
		充てん/高圧注入ポンプ入口ライン	VT-3	7.5%	23	VT-3	7.5% 2																	
		格納容器再循環サンブ出口ライン A、Bライン	VT-3	7.5%	14	VT-3	7.5% 2																	(重大事故等クラス2機器)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保安サイクルより維持規格 JSNE S NA1-2012/2013/2014を適用する。
 ※2: 前検査間隔を維持規格2008年版のIA-2310(2)を適用し11カ年としたため、本検査間隔は9カ年としている。

3. 余熱除去ポンプ (1/1)

項目 番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲 及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲 及び程度	高 浜 発 電 所 第 4 号 機 検 査 計 画 (10ヵ年) ※2										備 考
								2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		
06.10	C-G	ケーシングの溶接継手	表面	1台の7.5%	4	P T	1台の7.5%	第20保全 サイクル	第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	-	-	第26保全 サイクル	(重大事故等クラス2機器)	
F1.43	F-A	ポンプの台板脚	V T - 3	1台の7.5%	4	V T - 3	1台の7.5%	A 1	-	-	-	-	-	-	-	-	(重大事故等クラス2機器)	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす種族その他の火災の降釈」(令和元年6月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、電設/解体/NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和五年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

※2: 前検査間隔を維持規格2008年版のIA-2310(2)を適用し11ヵ年としたため、本検査間隔は9ヵ年としている。

4. 弁 (1/1)

項目番号	カテゴリ	高圧発電所第4号機検査計画(10ヵ年)※2										備考							
		検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		
F1.43	F-A	支持構造物																	
		余熱除去ポンプ入口ライン A、Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	4	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%		4V-RH-041A 1										
		余熱除去ポンプ出口ライン A、Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	2	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%			4V-RH-024A 1									
		余熱除去ポンプ出口ライン A、Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	2	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%				4PCV-611 1								
		余熱除去ポンプ出口ライン A、Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	4	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%							4PCV-603 1					
		余熱除去ポンプ出口ライン A、Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	4	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%							4FCV-614 1					
		SIS低温側低圧注入ライン A、Cライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	2	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%					4V-SI-197A 1							
		SIS高温側補助注入ライン A、Bライン	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	8	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%												
		充てん/高圧注入ポンプ出口ライン 4V-SI-023A 4V-SI-023B	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	4	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%									4V-SI-023A 1			

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす種別その他の欠陥の検察」(令和元年6月5日原研技策第1900051号)の改正版(以下、亀裂検察NRA文書改正という。)の旅行及び公開合会「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新補強要件に関する事業者委員の議論にかかる合会」(令和元年8月5日)の経緯(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

※2: 前検査間隔を維持規格2008年版の1A-2310(2)を適用し11ヵ年としたため、本検査間隔は9ヵ年としている。

5. クラス2機器漏えい検査(1/7)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	高 浜 発 電 所 第 4 号 機 検 査 計 画 (10カ年) ※2										備 考 (漏えい区分)				
				運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		2024年	2025年		
		化学体積制御系統																
C7.10 C7.30 C7.70	O-H	体積制御タンク及び出入口ライン	VT-2	0.11	VT-2													
C7.30 C7.50 C7.70	O-H	B-充てん/高圧注入ポンプ出入口ライン	VT-2	17.76	VT-2			○										
C7.10 C7.30 C7.70	O-H	抽出ライン(1)	VT-2	15.41	VT-2			○										
C7.10 C7.30 C7.70	O-H	抽出ライン(2)	VT-2	2.16	VT-2			○										
C7.10 C7.30 C7.70	O-H	体積制御タンク出入口ライン	VT-2	0.19	VT-2		○											
C7.30 C7.50 C7.70	O-H	ほう酸タンク出入口ライン	VT-2	大気圧	VT-2		○											
C7.10 C7.30 C7.70	O-H	ほう酸ポンプ出入口ライン	VT-2	0.71	VT-2										○			

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、電裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開命令「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意思の聴取にかかる命令」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保安サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。
 ※2: 前検査間隔を維持規格2008年版のIA-2310(2)を適用し11カ年としたため、本検査間隔は9カ年としている。

5. クラス2機器漏えい検査 (2/7)

項目番号		カテゴリー	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	高 浜 発 電 所 第 4 号 機 検 査 計 画 (10カ年) ※2						備 考 (漏えい区分)			
								2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年 -	2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年 -	2025年 第26保全 サイクル	
			余熱除去系統														
C7.30 C7.50 C7.70		C-H	A-余熱除去ポンプ入ロライン	VT-2	2.75	2.75	VT-2							○			(3-11)
			B-余熱除去ポンプ入ロライン	VT-2	2.75	2.75	VT-2				○						(3-12)
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70		C-H	B-余熱除去ポンプ出ロライン	VT-2	3.56	3.56	VT-2			○							(3-14)
			燃料取替用水系統														
C7.30 C7.70		C-H	燃料取替用水タンク出ロライン	VT-2	大気圧		VT-2			○							(3-15)
			燃料取替用水タンク原子炉キャビティ連絡ライン(PEN#222)	VT-2	0.14	0.14	VT-2		○								(3-41)
			安全注入系統														
G7.10 G7.30 G7.70		C-H	蓄圧タンク及び出入ロライン	VT-2	4.22	4.22	VT-2			○							※1-一部又は全前を気圧により検査 (3-16)
			ほう酸注入タンク及び出入ロライン	VT-2	8.00	8.00	VT-2			○							(3-17)
			蓄圧タンク注入ライン(PEN#216)	VT-2	4.40	4.40	VT-2									○	(3-43)
C7.30 C7.70		C-H	蓄圧タンクウオストライン(PEN#227)	VT-2	6.90	6.90	VT-2									○	(3-44)
			充てん/高圧注入ポンプ出口安全注入ライン(2)	VT-2	8.00	8.00	VT-2			○							(3-19)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂検察NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。
 ※2: 前検査間隔を維持規格2008年版のIA-2310(2)を適用し11カ年としたため、本検査間隔は9カ年としている。

5. クラスタ機器漏えい検査(3/7)

発用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S MA1-2008※1		高浜発電所第4号機検査計画(10カ年)※2										備考 (漏えい区分)			
項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年		2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年
		安全注入系統													
C7.30 C7.70	C-H	充てん/高圧注入ポンプ出口安全注入ライン(4)	VT-2	8.00	8.00	VT-2			○					-	(3-21)
		格納容器再循環サブ出口ライン(余熱除去ポンプ側)	VT-2	4.91kPa	4.91kPa	VT-2						○		-	(3-22)
		格納容器スプレイ系統													
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	よう素除去薬品タンク及び出入ロライン	VT-2	34.4kPa	34.4kPa	VT-2		○						-	※1 一部又は全部を気圧により検査 (3-23)
C7.30 C7.70	C-H	よう素除去薬品タンク出口ロライン	VT-2	34.4kPa	34.4kPa	VT-2				○				-	(3-88)
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-格納容器スプレイポンプ入口ロライン	VT-2	0.36	0.36	VT-2							○	-	(3-24)
		B-格納容器スプレイポンプ入口ロライン	VT-2	0.36	0.36	VT-2							○	-	(3-25)
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-格納容器スプレイポンプ出口ロライン	VT-2	1.97	1.97	VT-2							○	-	(3-26)
		B-格納容器スプレイポンプ出口ロライン	VT-2	1.97	1.97	VT-2							○	-	(3-27)
C7.30 C7.70	C-H	格納容器スプレイポンプ出口ロライン	VT-2	1.64	1.64	VT-2			○					-	(3-28)
		格納容器再循環サブ出口ロライン(格納容器スプレイポンプ側)	VT-2	4.91kPa	4.91kPa	VT-2								-	(3-29)

※1: MRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈MRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる委員会」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

※2: 前検査間隔を維持規格2008年版の1A-2310(2)を適用し11カ年としたため、本検査間隔は9カ年としている。

5. クラスタ機器漏えい検査(4/7)

発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S MA1-2008※1		高浜発電所第4号機検査計画(10カ年)※2										備考 (漏えい区分)				
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2017年 第20保全 サイクル	2018年 第21保全 サイクル	2019年 第22保全 サイクル	2020年 第23保全 サイクル	2021年 第24保全 サイクル		2022年 第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	2024年	2025年 第26保全 サイクル
		主給水系統														
C7.10 C7.30 C7.70	O-H	A-蒸気発生器給水入口ライン	VT-2	5.30	5.30	VT-2			○		-			-		(3-30)
		主蒸気系統														
C7.30 C7.70	O-H	A-蒸気発生器出口ライン	VT-2	5.30	5.30	VT-2			○		-			-		(3-33)
		1次系補給水系統														
C7.30 C7.70	O-H	加圧器速がしタンクPMW供給ライン(PEN#279)	VT-2	0.80	0.80	VT-2				○	-			-		(3-38)
		1次系補給水ライン(PEN#268)	VT-2	0.60	0.60	VT-2			○		-			-		(3-56)
		廃棄物処理系統														
		蓄圧タンク蒸気充てんライン(PEN#218)	VT-2	4.40	4.40	VT-2				○	-			-		※1 一部又は全部を気圧により検査 (3-42)
C7.30 C7.70	O-H	格納容器冷却材ドレンポンプ出口ライン(PEN#225)	VT-2	0.70	0.70	VT-2				○	-			-		(3-86)
		格納容器サンプポンプ出口ライン(PEN#234)	VT-2	0.15	0.15	VT-2			○		-			-		(3-87)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす種別その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂検察NRA文書改正という。)の施行及び公開奉合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意思の醸成にかかる奉合」(令和元年8月5日)の結集(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。
 ※2: 前検査間隔を維持規格2008年版の1A-2310(2)を適用し11カ年としたため、本検査間隔は9カ年としている。

5. クラス2機器漏えい検査(5/7)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	高圧発電所第4号機検査計画(10ヵ年)※2										備考 (漏えい区分)				
				運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		2024年	2025年		
		蒸気発生器ブローダウンシステム																
C7.30 C7.70	O-H	A-蒸気発生器ブローダウンライン(PEN#319)	VT-2	4.80	4.80	VT-2												(3-45-1)
		B-蒸気発生器ブローダウンライン(PEN#318)	VT-2	4.80	4.80	VT-2												(3-45-2)
		C-蒸気発生器ブローダウンライン(PEN#317)	VT-2	4.80	4.80	VT-2												(3-45-3)
		試料採取システム																
C7.30 C7.70	O-H	A-蒸気発生器ブローダウンサンプリングライン(PEN#259L)	VT-2	4.80	4.80	VT-2												(3-46-1)
		B-蒸気発生器ブローダウンサンプリングライン(PEN#259M)	VT-2	4.80	4.80	VT-2												(3-46-2)
		C-蒸気発生器ブローダウンサンプリングライン(PEN#259R)	VT-2	4.80	4.80	VT-2												(3-46-3)
		加圧器気相部サンプリングライン(PEN#231R)	VT-2	15.41	15.41	VT-2												(3-67)
		加圧器液相部・ブループ高温側サンプリングライン(PEN#231M)	VT-2	15.41	15.41	VT-2												(3-68)
		A-ループ高温側サンプリングライン(PEN#235)	VT-2	15.41	15.41	VT-2												(3-69)
		蓄圧タンクサンプリングライン(PEN#231L)	VT-2	4.40	4.40	VT-2												(3-70)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電裂その他の欠陥の探検」(令和元年6月5日原研技発第1906057号)の改正版(以下、亀裂探検NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる妥合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保安サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。
 ※2: 前検査間隔を維持規格2008年版のIA-2310(2)を適用し11ヵ年としたため、本検査間隔は9ヵ年としている。

5. クラスタ機器漏えい検査(6.7)		高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)※2											備考 (漏えい区分)											
項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2017年		2018年		2019年		2020年		2021年		2022年		2023年		2024年		2025年	
							第20保全 サイクル	第21保全 サイクル	第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	第23保全 サイクル	第24保全 サイクル	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	第25保全 サイクル	第26保全 サイクル	第26保全 サイクル					
		原子炉補機冷却水系統																						
		CRDM冷却ユニット他冷却水入ロライン(PEN#313)	VT-2	0.60	0.60	VT-2																		○
		CRDM冷却ユニット他冷却水出ロライン(PEN#314)	VT-2	0.07	0.07	VT-2																		○
		RCP冷却水入ロライン(PEN#312)	VT-2	0.50	0.50	VT-2			○															
		RCP冷却水出ロライン(PEN#311)	VT-2	0.07	0.07	VT-2			○															
		A・B-C/V再循環ユニット冷却水入ロライン(PEN#255)	VT-2	0.60	0.60	VT-2							○											
		A-C/V再循環ユニット冷却水出ロライン(PEN#256)	VT-2	0.50	0.50	VT-2							○											
		B-C/V再循環ユニット冷却水出ロライン(PEN#257)	VT-2	0.50	0.50	VT-2			○															
		C・D-C/V再循環ユニット冷却水入ロライン(PEN#229)	VT-2	0.60	0.60	VT-2			○															
		C-C/V再循環ユニット冷却水出ロライン(PEN#230)	VT-2	0.50	0.50	VT-2			○															
		D-C/V再循環ユニット冷却水出ロライン(PEN#232)	VT-2	0.50	0.50	VT-2			○															
		DRPI室冷却ユニット冷却水入ロライン(PEN#274)	VT-2	0.25	0.25	VT-2																		○
		DRPI室冷却ユニット冷却水出ロライン(PEN#275)	VT-2	0.25	0.25	VT-2			○															

※1. NRA文書「美用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす事象その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規法発第1906051号)の改正版(以下、亀裂検知(N)文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかわる発言」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

※2. 前検査間隔を維持規格2008年版の1A-2310(2)を適用し11ヵ年としたため、本検査間隔は9ヵ年としている。

C7.30
C7.70

O-H

5. クラス2機器漏えい検査(7/7)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	高 浜 発 電 所 第 4 号 機 械 検 査 計 画 (10カ年) ※2										備 考 (漏えい区分)	
							2017年 第20保安 サイクル	2018年 第21保安 サイクル	2019年 第22保安 サイクル	2020年 第23保安 サイクル	2021年	2022年 第24保安 サイクル	2023年 第25保安 サイクル	2024年	2025年 第26保安 サイクル			
		空気系統																
C7.30 C7.70	C-H	制御用空気ライン(PEN#260)	VT-2	0.66	0.66	VT-2												※1 一部又は全部を気圧により検査 (3-79)
		制御用空気加圧器逃がし弁用供給ライン(1)(PEN#262)	VT-2	0.66	0.66	VT-2												※1 一部又は全部を気圧により検査 (3-80)
		制御用空気加圧器逃がし弁用供給ライン(2)(PEN#284)	VT-2	0.68	0.68	VT-2			○									※1 一部又は全部を気圧により検査 (3-81)
		所内用空気供給ライン(PEN#265)	VT-2	0.71	0.71	VT-2			○									※1 一部又は全部を気圧により検査 (3-82)
		消火水系統																
C7.30 C7.70	C-H	消火水ライン(PEN#271)	VT-2	1.30	1.30	VT-2				○								(3-83)
		炭酸ガス系統																
C7.30 C7.70	C-H	CO2消火ライン(PEN#316)	VT-2	4.40	4.40	VT-2												※1 一部又は全部を気圧により検査 (3-91)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1908051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保安サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。
 ※2: 前検査間隔を維持規格2008年版のIA-2310(2)を適用し11カ年としたため、本検査間隔は9カ年としている。

検査間隔延長プログラム

1. 配管 (1/1)

高浜発電所第4号機械検査計画(10カ年)		高浜発電所第4号機械検査計画(10カ年)										備考									
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機械検査計画(10カ年)										備考			
								2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年				
FI.21	F-A	支持構造物	VT-3	7.5%	107	VT-3	7.5%	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年				
								—	第24保全サイクル	A1 B1	—	第26保全サイクル	—	—	第28保全サイクル	—	—		第30保全サイクル		
								—	第25保全サイクル	A1	—	第27保全サイクル	—	—	第29保全サイクル	—	—		—		
		SIS高温側補助注入ライン A, B, C, 共通ライン	VT-3	7.5%	107	VT-3	7.5%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		SIS低温側補助注入ライン A, B, C, 共通ライン	VT-3	7.5%	49	VT-3	7.5%	—	—	A1	—	C1	—	—	—	—	—	—	—	—	
		SIS低温側まほう酸注入ライン A, B, C, 共通ライン	VT-3	7.5%	47	VT-3	7.5%	—	A1	—	—	C1	—	—	—	—	—	—	—	—	(重大事故等クラス2機器)

※1. NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。.)の施行及びひび公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

検査間隔延長プログラム

2. 弁 (1/1)

発電用原子力設備規格 維持規格(2012年改版/2013追補/2014追補) JSME S NA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所 第4号 機械検査計画(10ヵ年)										備考															
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び程度	設備数	検査方法及び程度	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年		2027年	2028年	2029年	2030年											
F1.43	F-A	支持構造物 S I S高温側低圧注入ライン 4V-SI-206 Aライン	VT-3 類似弁ごとに1台の7.5%	1	VT-3 類似弁ごとに1台の7.5%	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-												
																S I S低温側補助注入ライン 4V-SI-094 4V-SI-302	VT-3 類似弁ごとに1台の7.5%	4	VT-3 類似弁ごとに1台の7.5%	-	-	4V-SI-094 1	-	-	-	-	-
																S I S低温側ほう酸注入ライン 4V-SI-042A 4V-SI-042B	VT-3 類似弁ごとに1台の7.5%	4	VT-3 類似弁ごとに1台の7.5%	-	-	4V-SI-042A 1	-	-	4V-SI-206 1	-	-

※1： NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかるとの会合」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格「JSME S NA1-2012/2013/2014」を適用する。

検査間隔延長プログラム

3. クラス2機器漏えい検査(1/2)

発電用原子力設備規格 維持規格(2012年改訂版/2013追補/2014追補) JSME S NAI-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機械検査計画(10ヵ年)										備考 (漏えい区分)						
項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年		
								第24保全 サイクル	第25保全 サイクル		第26保全 サイクル	第27保全 サイクル		第28保全 サイクル	第29保全 サイクル	第30保全 サイクル		
		化学体積制御系統																
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-充てん/高圧注入ポンプ出口ライン	VT-2	17.76	17.76	VT-2	-				○		-				(3-2)	
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	C-充てん/高圧注入ポンプ出口ライン	VT-2	17.76	17.76	VT-2	-						-	○			(3-4)	
C7.30 C7.70	C-H	抽出ライン(3)	VT-2	0.40	0.40	VT-2	-				○		-				(3-31)	
		封水戻りライン(PEN#217)	VT-2	0.10	0.10	VT-2	-				○		-				(3-39)	
		余熱除去系統																
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-余熱除去ポンプ出口ライン	VT-2	3.56	3.56	VT-2	-				○		-				(3-13)	
		安全注入系統																
C7.30 C7.70	C-H	充てん/高圧注入ポンプ出口安全注入ライン(1)	VT-2	8.00	8.00	VT-2	-						-		○		(3-18)	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかるとの答合」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NAI-2012/2013/2014を適用する。

検査間隔延長プログラム

3. クラス2機器漏えい検査 (2/2)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	高 浜 発 電 所 第 4 号 機 機 検 査 計 画 (1 0 カ 年)										備 考 (漏えい区分)				
							2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年					
C7.30 C7.70	C-H	安全注入系統			8.00	VT-2	-	第24保安 サイクル	-	第25保安 サイクル	-	第26保安 サイクル	第27保安 サイクル	-	第28保安 サイクル	第29保安 サイクル	第30保安 サイクル				
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	主給水系統			5.30	VT-2	-		-		-	○		-				(3-31)			
C7.30 C7.70	C-H	主蒸気系統			5.30	VT-2	-		-		-	○		-				(3-34)			

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1900051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる報告」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NMI-2012/2013/2014を適用する。

クラス3 機器供用期間中検査

1. 余熱除去冷却器(同側) (1/1)

		高浜発電所第4号機検査計画 (10カ年)											備考				
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NA1-2008※1																	
D1.10	D-A	胴と当板との溶接継手	VT-3 ※2	1基の7.5%	4	VT-3 ※2	1基の7.5% 1		第20保全サイクル			第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	-	2022年 第24保全サイクル	2023年 第25保全サイクル
F1.44	F-A	支持脚	VT-3	1基の7.5%	4	VT-3	1基の7.5% 1		A1			A1	-	-	-		
※1: NRA 文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす破損その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。																	
※2: 第23保全サイクルより維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。																	

2. 格納容器スプレイ冷却器 (同側) (1/1)

		高浜発電所第4号機検査計画 (10カ年)											備考				
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NA1-2008※1																	
D1.10	D-A	胴と当板との溶接継手	VT-3 ※2	1基の7.5%	4	VT-3 ※2	1基の7.5% 1		第20保全サイクル			第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	-	2022年 第24保全サイクル	2023年 第25保全サイクル
F1.44	F-A	支持脚	VT-3	1基の7.5%	4	VT-3	1基の7.5% 1					A1	A1	-	-		
※1: NRA 文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす破損その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。																	
※2: 第23保全サイクルより維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。																	

3.原子炉補機冷却水冷却器 (1/1)

発電用原子炉設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NA1-2008※1		高浜発電所第4号機検査計画 (10カ年)										備考						
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2014年	2015年	2016年	2017年		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
D1.10	D-A	胴と当板との溶接継手	VT-3 ※2	1基の7.5%	8	VT-3 ※2	1基の7.5%		第20保全サイクル			第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	-	第24保全サイクル	第25保全サイクル	
F1.44	F-A	支持脚	VT-3	1基の7.5%	8	VT-3	1基の7.5%					A1	A1		-			

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、電裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。
 ※2:第23保全サイクルより維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。

4.非常用ディーゼル発電機清水冷却器 (1/1)

発電用原子炉設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NA1-2008※1		高浜発電所第4号機検査計画 (10カ年)										備考						
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2014年	2015年	2016年	2017年		2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
D1.10	D-A	胴と補強板との溶接継手	VT-3 ※2	1基の7.5%	4	VT-3 ※2	1基の7.5%		第20保全サイクル			第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	-	第24保全サイクル	第25保全サイクル	
F1.44	F-A	取付脚	VT-3	1基の7.5%	4	VT-3	1基の7.5%					A1	A1		-			

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、電裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。
 ※2:第23保全サイクルより維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。

5. 非常用ディーゼル発電機潤滑油冷却器 (1/1)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画 (10カ年)										備考	
								2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		
D1.10	D-A	胴と補強板との溶接継手	VT-3 ※2	1基の7.5% 1	4	VT-3 ※2	1基の7.5% 1	第20保全サイクル				第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	-	-	第24保全サイクル	第25保全サイクル	
F1.44	F-A	取付脚	VT-3	1基の7.5% 1	4	VT-3	1基の7.5% 1										A1	A1	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
 ※2: 第23保全サイクルより維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。

6. 配管 (1/1)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画 (10カ年)										備考					
								2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年						
D1.20	D-A	配管の支持部材取付け溶接継手	VT-3 ※2	7.5% 6	76	VT-3 ※2	7.5% 6	第20保全サイクル															
F1.31	F-A	原子炉補機冷却水系統	VT-3 ※2	7.5% 3	30	VT-3 ※2	7.5% 3	第20保全サイクル															
F1.31	F-A	原子炉補機冷却水系統	VT-3	7.5% 33	430	VT-3	7.5% 33																
F1.31	F-A	原子炉補機冷却水系統	VT-3	7.5% 19	251	VT-3	7.5% 19																

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
 ※2: 第23保全サイクルより維持維持 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用し、VT-3はVT-1と読み替える。

7.原子炉補機冷却水ポンプ (1/1)

発電用原子炉設備規格 (2008年版) JSME S NA1-2008※1		高浜発電所第4号機検査計画 (10カ年)										備考					
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法及び程度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
F1.31	F-A	ポンプ台板脚	VT-3	1台の7.5%	20	VT-3 1台の7.5% 1		第20保全 サイクル			第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

8.弁 (1/1)

発電用原子炉設備規格 (2008年版) JSME S NA1-2008※1		高浜発電所第4号機検査計画 (10カ年)										備考						
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法及び程度	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
F1.31	F-A	支持構造物									第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル		
		原子炉補機冷却水系統																
		4TCV-2342A 4TCV-2342B 4TCV-2342C 4TCV-2342D	VT-3	1台の7.5% 1	4	VT-3 1台の7.5% 1						4TCV-2342A 1			-			
		原子炉補機冷却水系統	VT-3	1台の7.5%	4	VT-3 1台の7.5% 1									4V-CC-043 1			

※1:NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

9. クラス3機器漏えい検査 (1/2)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考 (漏えい区分)
							2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	
		使用済燃料ピット冷却浄化 ・燃料検査ピット水移送系統					第20保全 サイクル								第24保全 サイクル	2023年 第25保全 サイクル	
D2.30	D-B	使用済燃料ピットポンプ入口ライン	VT-2	0.10	0.10	VT-2		○									(4-1)
D2.10 D2.30	D-B	A-使用済燃料ピットポンプ出口ライン	VT-2	0.59	0.59	VT-2		○									(4-2)
		B-使用済燃料ピットポンプ出口ライン	VT-2	0.59	0.59	VT-2		○									(4-3)
		原子炉補機冷却水系統															
		A, B, C-原子炉補機冷却水ポンプ入口ライン	VT-2	0.31	0.31	VT-2		○									(4-4)
D2.10 D2.30	D-B	D, E-原子炉補機冷却水ポンプ入口ライン	VT-2	0.31	0.31	VT-2				○							(4-5)
		原子炉補機冷却水ポンプ出口A供給ライン	VT-2	0.80	0.80	VT-2				○							(4-6)
		原子炉補機冷却水ポンプ出口B供給ライン	VT-2	0.80	0.80	VT-2					○						(4-7)
		原子炉補機冷却海水系統															
		A-海水ポンプ出口ライン	VT-2	0.18	0.18	VT-2					○						(4-8)
D2.10 D2.30	D-B	B-海水ポンプ出口ライン	VT-2	0.18	0.18	VT-2						○					(4-9)
		C-海水ポンプ出口ライン	VT-2	0.18	0.18	VT-2							○				(4-10)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破綻を引き起こす電裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

9. クラス3 機器漏えい検査 (2/2)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	運転圧力又は 最高使用圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	高浜発電所第4号機検査計画(10カ年)										備考 (漏えい区分)	
							2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		
		制御用空気系統																
D2.10 D2.30	D-B	A-格 納容器内制御用空気供給ライン	VT-2	0.66	0.66	VT-2												(4-11)
		B-格 納容器内制御用空気供給ライン	VT-2	0.66	0.66	VT-2												(4-12)
		A-格 納容器外制御用空気供給ライン	VT-2	0.66	0.66	VT-2												(4-13)
		B-格 納容器外制御用空気供給ライン	VT-2	0.66	0.66	VT-2												(4-14)
		ディーゼル発電機始動用空気系統																
D2.10 D2.30	D-B	A-ディーゼル発電機始動用空気ライン	VT-2	2.65	2.65	VT-2												(4-15)
		B-ディーゼル発電機始動用空気ライン	VT-2	2.65	2.65	VT-2												(4-16)

※1: NRA 文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす破壊その他の火種の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂発現NRA 文書改正という。)の施行及び公開会合1(原子炉圧力容器の溶接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合1(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NAI-2012/2013/2014を適用する。

供用期間中特別検査のうちクラス1機器Ni基合金使用部位特別検査

1. 原子炉容器 (1/1)

項目番号	カテゴリ	NRA文書※1.※2				高浜発電所第4号機検査計画 (7ヵ年)							備考		
		検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年		2026年	2027年
—	—	600系Ni基合金製の上蓋及び底部表面(600系Ni基合金製の各原子炉容器上蓋及び底部管台まわり360°を含む。)	BMV	100%	50	BMV	100% 50	—	第24保全サイクル	第25保全サイクル	—	第26保全サイクル	第27保全サイクル	—	
		底部表面 (計測用管台)	BMV	100%	50	BMV	100% 50	—	50	—	—	—	50	—	

※1: 「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(原規技発第1408063号(平成26年8月6日原子力規制委員会決定))

※2: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかわる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、2020年7月1日より亀裂解釈NRA文書改正を適用する。

供用期間中特別検査のうちクラス2管（原子炉格納容器内）特別検査

項目番号	カテゴリ	高浜発電所第4号機検査計画（10か年）													備考						
		NISA文書※1※2																			
検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2010年 第19回全 サイクル	2011年	2012年	2013年	2014年 第20回全 サイクル	2015年	2016年	2017年	2018年 第21回全 サイクル	2019年 第22回全 サイクル	2020年 第23回全 サイクル	2021年	2022年 第24回全 サイクル	2023年 第25回全 サイクル	2024年	
	配管の耐圧部分の溶接継手																				
	抽出水ライン(3B)	体積	19	UT	25% 5	1									2			2			
	充てんライン(3B)	体積	54	UT	25% 14	3									7			3	1		
	再生熱交換器連絡管(3B)																				
	抽出ライン連絡管	体積	12	UT	25% 3			1										1			
	充てんライン連絡管	体積	12	UT	25% 3			1										1			

※1：平成26年8月6日以降は、「実用発電用原子炉及びその附属施設における破損を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出(令和元年6月5日原規技発第906051号)の改正版(以下、亀裂検出NRA文書改正という。)」の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2016年度中の計画変更)を踏まえ、第23回全サイクルより亀裂検出NRA文書改正を適用する。

※2：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破損を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出(令和元年6月5日原規技発第906051号)の改正版(以下、亀裂検出NRA文書改正という。)」の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年8月5日)の結果(2016年度中の計画変更)を踏まえ、第23回全サイクルより亀裂検出NRA文書改正を適用する。

原子炉格納容器供用期間中検査

1. 原子炉格納容器(1/1)

発電用原子炉設備規格 維持規格(2008年改訂版) JSME S NA1-2008※1		高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)											備考					
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年		2024年	2025年	2026年	2027年	2028年
E8.10	E-G	機器搬入口用ボルト締め付け部	VT-4	25%	72	VT-4	25% 18	第22保全サイクル	第23保全サイクル	-	第24保全サイクル	第25保全サイクル	-	第26保全サイクル	第27保全サイクル	第28保全サイクル	-	-

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出」(令和元年6月5日原規技委第1906051号)の改正版(以下、亀裂検出NRA文書改正という。)、の施行及び公開套合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる套合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス1機器供用期間中検査計画

発用原子力設備規格 維持規格(2012年改版/2013追補/2014追補) JSME S NA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画(7カ年)		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	
			検査の範囲及び程度	
			体積 可能範囲 各100%	
			体積 可能範囲 100%	
			体積 可能範囲 100%	
			体積 可能範囲 100%	
			体積 可能範囲 各100%	
			体積 可能範囲 各100%	
			体積 可能範囲 各100%	
			体積 可能範囲 各100%	
			体積 可能範囲 各100%	
			体積 可能範囲 各100%	
			体積及び表面 可能範囲 各100%	
			体積及び表面 可能範囲 各100%	
			VT-1 100%	
			体積 100%	
			体積 100%	
			VT-1 100%	
			VT-1 25%	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破損を引き起こす電裂その他の欠陥の検察」(令和元年6月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、電裂検察NRA文書改正という。)、の施行及び公開適合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験制度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかるとる表」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス1 機器供用期間中検査計画

項目番号		カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲 及び程度	高圧発電所第4号機検査計画 (7カ年)	備考
発電用原子力設備規格 維持規格(2012年改版/2013追補/2014追補) JSME S NA1-2012/2013/2014※1				VT-3	全範囲の 7.5%		
				VT-3	全範囲の 7.5%		
				VT-3	全範囲の 7.5%		
				VT-3	全範囲の 7.5%		
				VT-3	全範囲の 7.5%		
				VT-3	全範囲の 7.5%		
				VT-3	全範囲の 7.5%		
				体積又は 表面	最外面の 25%		
				VT-2	可能範囲 100%		
				VT-3	25%		

※1 - NRA文書「発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出」(令和元年6月5日附現行発第1906051号)の改正版(以下、亀裂検出NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかるとの会合」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス1 機器供用期間中検査計画

項目番号		カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	備考
発電用原子力設備規格 維持規格(2012年改版/2013追補/2014追補) / 2014追補 JSME S NA1-2012/2013/2014※1						
高浜発電所第4号機検査計画 (7カ年)						
				体積	5%	
				体積	5%	
				体積	各10%	
				体積	各10%	
				体積	5%	
				体積	25%	
				体積	25%	
				体積及び表面	25%	
				VT-1	25%	
				表面	7.5%	
				VT-2	可能範囲 100%	
				VT-3	25%	

※1: NRA 文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破損を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原簿規第190R051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかるとの会合」(令和元年6月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス1機器供用期間中検査計画

項目番号		カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	備考
発電用原子力設備規格 維持規格(2012年改訂/2013追加/2014追加) JSME S NA1-2012/2013/2014※1						
				体積	1基の25%	
				体積	1基の25%	
				体積及び表面	1基の25%	
				VT-1	1基の25%	
				VT-2	可能範囲100%	
				VT-3	1基の25%	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電氣その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、電氣解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開適合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる適合」(令和元年8月5日)の編成を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

※2: 代替試験として内面ECTを合わせて実施

重大事故等クラス1機器供用期間中検査計画

発電用原子力設備規格 維持規格(2012年改訂/2013追加/2014追加) JSME S NA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所 第4号機 検査計画 (7ヵ年)		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び程度	
			体積 25%	
			体積 25%	
			体積 25%	
			体積 25%	
			表面 25%	
			表面 25%	
			体積 25%	
			表面 25%	
			表面 25%	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破損を引き起こす電線その他の文書の概要」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、電線解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開(合同「原子炉圧力容器の溶接接手の試験制度等」新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる合同)(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス1機器供用期間中検査計画

発電原子力設備規格 維持規格(2012年改版/2013追加/2014追加) JSME S NA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画(7カ年)		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び程度	
			表面	25%
			VT-2	可能範囲 100%
			VT-3	25%
			VT-3	25%
			VT-3	25%
			VT-3	25%

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破断を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかわる会合」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス1機器供用期間中検査計画

検査対象箇所		検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(7カ年)							備考
項目番号	カテゴリ													
		体積	25%	4.8	UT	25% 1.2	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	
							-	第24保全サイクル	第25保全サイクル	-	第26保全サイクル	第27保全サイクル	-	

※1: NRA文書「商用発電用原子炉及びその附属施設における破損を引き起こす機器の稼働」(令和元年6月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、電裂解網NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス1 機器供用期間中検査計画

項目番号		カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画（7カ年）	備考
				体積	1台の25%		
				VT-1	1台の25%		
				VT-1	1台の25%		
				VT-1	1台の25%		
				VT-3	1		
				VT-2	可能範囲 100%		
				VT-3	1台の25%		

※1：NRA文書「専用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引起こす亀裂その他の欠陥の発見」（令和元年6月5日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂発見NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年8月6日）の結果を踏まえ、維持規格 USME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス1 機器供用期間中検査計画

項目番号		カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	高圧発電所第4号機検査計画 (7カ年)	備考
発電用原子力設備規格 維持規格(2012年改訂/2013追補/2014追補) JSME S NA1-2012/2013/2014※1							
				VT-1	類似品ごとに1台の25%		
				VT-1	類似品ごとに1台の25%		
				VT-1	類似品ごとに1台の25%		
				VT-1	類似品ごとに1台の25%		
				VT-3	類似品ごとに1		
				VT-2	可能範囲 100%		
				VT-3	類似品ごとに1台の25%		
				VT-3	類似品ごとに1台の25%		

※1: NRA文書「発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検察」(令和元年6月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂検察NRA文書改正という。)の施行及び公開命令「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる命令」(令和五年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス1 機器供用期間中検査計画

項目番号		検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(7カ年)							備考	
カテゴリ	維持規格(2012年改版/2013追補/2014追補) JSME S NA1-2012/2013/2014※1							2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年		
			VT-1	類似非ごとに1台の25%	42	VT-1 (漏えい時又は取外し時)	類似非ごとに1台分1.4	-	第24保全サイクル	-	第25保全サイクル	-	第26保全サイクル	第27保全サイクル	-	
			VT-3	類似非ごとに1	3	VT-3	類似非ごとに1									

※1: NRA文書「商用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす重認その他の衣服の発熱」(令和元年6月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、電設経線NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかると」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス1機器供用期間中検査計画

NRA文書※1 ※2		高浜発電所第4号機検査計画		備考
検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度		
番号 カテ コリ	BMV	100%/5年		

※1：「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（原規技発第1408063号（平成26年8月6日原子力規制委員会決定））
 ※2：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年6月5日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年8月5日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、2020年7月1日より亀裂解釈NRA文書改正を適用する。

重大事故等クラス1機器供用期間中検査計画

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(10年)										備考			
								2021年	2022年 第24回会 サイクル	2023年 第25回会 サイクル	2024年	2025年 第26回会 サイクル	2026年 第27回会 サイクル	2027年	2028年 第28回会 サイクル	2029年 第29回会 サイクル	2030年 第30回会 サイクル				
			表面	7.5%	7	PT	7.5%														
			表面	7.5%	1	PT	7.5%														
			表面	7.5%	4	PT	7.5%														
			表面	7.5%	3.2	PT	7.5%														
			体積及び表面	7.5%	8.7	UT PT	7.5%														
			体積及び表面	7.5%	2.9	UT PT	7.5%														
			体積及び表面	7.5%	10.2	UT PT	7.5%														
			体積及び表面	7.5%	10.9	UT PT	7.5%														
			表面	7.5%	3.1	PT	7.5%														
			VT-3	7.5%	7.7	VT-3	7.5%														
			VT-3	7.5%	2.1	VT-3	7.5%														
			VT-3	7.5%	7.0	VT-3	7.5%														
			VT-3	7.5%	16.8	VT-3	7.5%														
			VT-3	7.5%	1.2	VT-3	7.5%														
			VT-3	7.5%	2.5	VT-3	7.5%														
			VT-3	7.5%	1.4	VT-3	7.5%														

※1：NRA文書「要used原子炉及びその附属施設における破砕引き起こす高線量その他の欠陥の検出」（令和元年6月5日原規技発第100051号）の改正版（以下、龍穀線網N00051号）の施行及び公開会（原子炉圧力容器の溶接手の新規訓練等）新規訓練事件に関する事業者意見の取組にかかる命令」（令和元年8月5日）の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス1機器供用期間中検査計画

項目番号		カテゴリ	検査対象箇所		検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高圧発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考	
項目番号		カテゴリ	検査対象箇所		検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年	備考	
					VT-3	類似井ごとに1台の7.5%	2	VT-3	類似井ごとに1台の7.5%												
					VT-3	類似井ごとに1台の7.5%	2	VT-3	類似井ごとに1台の7.5%												
					VT-3	類似井ごとに1台の7.5%	4	VT-3	類似井ごとに1台の7.5%												

※1-NRA文庫「運用発電用原子炉及びその附属施設における破断を引き起こす電致その他の欠陥の検出」（令和元年6月5日原規技発第1006051号）の改正版（以下、電認検新NRA文書改正という。）の発行及び公開会合（原子炉圧力容器の溶接接手の試験検定等）新規制要件に関する事業者意見の取組にかかる会合」（令和元年8月5日）の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

1. 原子炉容器 (1/2)

検査用原子炉設備規格 維持規格(2012年改訂/2013追加/2014追加) JSME S NA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び程度	
B1.102	B-A	下部間の長手溶接継手	体積 可能範囲 各100%	
B2.111	B-B	上部間と下部間との原溶接継手	体積 可能範囲 100%	
		下部間とトランジションリングとの原溶接継手	体積 可能範囲 100%	
B3.105	B-C	トランジションリングと下部線板との原溶接継手	体積 可能範囲 100%	
		上部間と上部間フランジとの溶接継手	体積 可能範囲 各100%	
B3.110	B-D	冷却材入口管台と胴との溶接継手	体積 可能範囲 各100%	
		冷却材出口管台と胴との溶接継手	体積 可能範囲 各100%	
B3.20	B-D	冷却材入口管台内面の丸みの部分	体積 可能範囲 各100%	
		冷却材出口管台内面の丸みの部分	体積 可能範囲 各100%	
B5.10	B-F	冷却材入口管台とセーフエントの溶接継手(呼び径100A以上)	体積及び表面 可能範囲 各100%	
		冷却材出口管台とセーフエントの溶接継手(呼び径100A以上)	体積及び表面 可能範囲 各100%	
B6.10	B-G-1	ナット	VT-1 100%	
B6.30	B-G-1	スタッドボルト	体積 100%	
B6.40	B-G-1	胴フランジネジのネジ部	体積 100%	
B6.50	B-G-1	ワッシャー	VT-1 100%	
B7.10	B-G-2	マーカンカップリング	VT-1 25%	

クラス1機器供用期間中検査で管理

※1: MRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における検査を引継ぎし保証し得る検査その他の火傷の降釈」(令和元年6月5日原研技発第1006051号)の改正版(以下、複製権MRA文書改正という。)の発行及び公開命令「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験精度等)新規制案件に関する事業者意見の取りかかるとする命令」(令和元年8月5日)の編集を基とし、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画（クラス1機器供用期間中検査範囲）

1. 原子炉容器 (2/2)

発電用原子炉設備規格 維持規格(2012年改訂/2013改訂/2014改訂) JSNE S MAI-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び程度	
G1.10	G-P-1	容器内部	VT-3 全範囲の7.5% 各検査時期毎 2点	クラス1機器供用期間中検査で管理
		上部炉心支持構造物の内部取付物	VT-3 全範囲の7.5%	
G1.40	G-P-1	下部炉心支持構造物の内部取付物	VT-3 全範囲の7.5%	
		炉心内部取付物	VT-3 全範囲の7.5%	
G1.50	G-P-2	上部炉心支持構造物	VT-3 全範囲の7.5%	
		下部炉心支持構造物	VT-3 全範囲の7.5%	
B14.10	B-0	制御棒駆動ハウジングの溶接継手 (上部)	目視又は 表面	
		制御棒駆動ハウジングの溶接継手 (下部)		
B15.10	B-P	圧力保持範囲	VT-2 可能範囲 100%	
F1.41	F-A	支持構造物 (サポート、基礎ボルト) シム	VT-3 2.5%	

※1：NRA文書「発電用原子炉及びその附属施設における稼働における検査」における検査範囲を引き起こす電致その他の文脈の解釈（令和元年6月5日原規技発第100051号）の改正版（以下、電致線検NRA文書改正という。）の発行及び公開会合（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合（令和元年8月5日）の結果を踏まえ、維持規格 JSNE S MAI-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2 機器供用期間中検査計画 (クラス1 機器供用期間中検査範囲)

2. 加圧器 (1/1)

検査用原子力設備規格 維持規格(2012年改版/2013増補/2014追加) JSME S NA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所 第4号機 検査計画		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び程度	
B2.11	B-B	上部間と上部継ぎ手の溶接手	体積 5%	
		下部間と下部継ぎ手の溶接手	体積 5%	
B2.12	B-B	上部間の長手継手	体積 各10%	
		下部間の長手継手	体積 各10%	
B2.13	B-B	上部間と下部間との溶接手	体積 5%	
B3.30	B-D	管台と容器との溶接継手	体積 25%	
B3.40	B-D	管台内面の丸みの部分	体積 25%	
B5.40	B-F	管台とタービンヘッドの溶接継手 (寸法は100A以上)		
		加圧器蓋がし弁管台		
		加圧器安全弁管台	体積及び表面 25%	
		加圧器スグレイ管台		
		加圧器サージ管台		
B7.20	B-G-2	マンホールの取付けボルト	VT-1 25%	
B8.20	B-H	支持材の管端への取付け溶接継手 (スカーポート溶接継手)	表面 7.5%	
B15.20	B-P	圧力保持範囲	VT-2 可能範囲 100%	
F1.41	F-A	支持構造物 (スカーポート、基礎ボルト)	VT-3 25%	

クラス1 機器供用期間中検査で管理

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における稼働を引続き行うための検査その他の文書の解釈」(令和元年6月5日原研技発第1900051号)の改正版(以下、電設規程NRA文書改正という。)の発行及び公開命令「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者委員の聴取にかかる命令」(令和元年6月5日)の編集を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

3. 蒸気発生器(1/1.1)

検査用原子力設備規格 維持規格(2012年改版/2013増補/2014追加) JSME S MA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び程度	
B2.40	B-B	管板と水室胴との溶接継手	体積 1基の 25%	
B3.60	B-D	冷却材入口管台の内面のみみの部分 冷却材出口管台の内面のみみの部分	体積 1基の 25%	
B5.70	B-F	冷却材入口管台とセーフエンドの溶接継手、 冷却材出口管台とセーフエンドの溶接継手、 (呼び径100以上)	体積及び 表面 1基の 25%	クラス1機器供用期間中検査で管理
B7.30	B-G-2	1次側マンホール取付けボルト	VT-1 1基の 25%	
B15.30	B-P	圧力保持範囲	VT-2 可能範囲 100%	
F1.41	F-A	支持構造物 (支脚脚、ベアスプレー、基礎ボルト)	VT-3 1基の 25%	

※1「NRA文書「原子力発電用原子炉及びその附属施設における磁場を引き起こす電磁その他の文書の解説」(令和元年6月5日原規及規第190.0051号)の改正版(以下、「電磁場NRA文書改正という。）」の発行及び公開委員会(原子炉圧力容器の溶接継手の取扱いに関する事業者意見の聴取にかかる委員会)(令和元年8月5日)の議決を踏まえ、維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画（クラス1機器供用期間中検査範囲）

4. 配管（1/4）

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲 及び精度	備考	
発電用原子力設備規格 維持規格（2012年改訂）/2013増補/2014増補 JSME S NMI-2012/2013/2014※1						
B9.11	B-J	配管の同種金属溶接継手 （呼び径100以上）				
		1次冷却材配管 （27.5INID, 836.00mm, 29INID, 31INID） A, B, Cグループ	体積	25%		
		加圧器ケーシング管（148, 355, 60mm）	体積	25%		
		加圧器安全弁ライン（BB） A, B, Cライン	体積	25%		
		加圧器過かし弁ライン（BB）	体積	25%		
		余熱除去ポンプ吸入ロライン（12B） B, Cグループ	体積	25%		
		S1S配管注入ライン （12B, 31B, 50mm） A, B, Cグループ	体積	25%		
		S1S低濃配管注入ライン（BB） A, B, Cグループ	体積	25%		
		配管の同種金属溶接継手 （呼び径100未満）				
		加圧器過かし弁ライン（BB）	表面	25%		
クラス1機器供用期間中検査で管理						

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電線その他の構造物」（令和元年6月5日原研技発第1900051号）の改正版（以下、電線解除NVA文書改正という。）の施行及び公開案件（「原子炉圧力容器の溶接継手の試験経歴等」新規制要件に関する事業者意見の届出にかかると）の

重大事故等クラス2 機器供用期間中検査計画 (クラス1 機器供用期間中検査範囲)

4. 配置 (2/4)

発電用原子力設備規格 維持規格(2012年版改訂/2013追補/2014追補) JSNE S NA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び頻度	
B9.21	B-J	配管の同種名義溶接継手 (呼び径100A未満)		
		CVC9 充てんライン (3B, 6B, 10mm) Eグループ	表面	25%
B9.31	B-J	SIS 低圧側ほう融注入ライン (2B, 6B, 50mm) A, B, Cグループ	表面	25%
		母管と管台との溶接継手 (呼び径100A以上)		
B9.32	B-J	1次冷却母管 (4B, 6B, 12B, 14B) A, B, Cグループ	体積	25%
		母管と管台との溶接継手 (呼び径100A未満)		
B9.32	B-J	1次冷却母管 (2B, 3B, 6B, 50mm) A, B, Cグループ	表面	25%
		SIS 低圧側低圧注入ライン (2B) A, B, Cグループ	表面	25%

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における検査を引続き行うべき施設その他の欠陥の排除」(令和元年6月5日原研技発第1006051号)の改正版(以下、電裂線網NRA文書改正という。)の発行及び公開命令(原子炉圧力容器の溶接継手の試験精度等)新規制案件に関する事業者意見の取りかかる場合(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSNE S NA1-2012/2013/2014を適用する。

クラス1 機器供用期間中検査で管理

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画（クラス1機器供用期間中検査範囲）

4. 配置（3/4）

発電用原子力設備規格 維持規格(2012年改訂/2013追加/2014追加) JSNE S NA1-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び頻度
B9.40	B-J	ソケット溶接継手 SIS低圧制御回路融注ライン A, B, Cグループ	表面	25%
B10.20	B-K	配管の支持部材取付け溶接継手 余熱除去ポンプ吸入ロライン B, Cグループ	表面	7.5%
B15.50	B-P	圧力保持範囲 支持構造物	VT-2	可能範囲 100%
F1.10	F-A	加圧器サージ管	VT-3	25%
		加圧器過かし弁ライン	VT-3	25%
		余熱除去ポンプ吸入ロライン B, Cグループ	VT-3	25%

クラス1機器供用期間中検査で管理

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における検査を引続き実施することに関する取組」(令和元年6月5日原研技発第1000051号)の改正版(以下、電験研 電験NRA文書改正という。)の発行及び公開(「原子炉圧力容器の溶接継手の試験精度等」新制規定に関する事業者意見の取りかかる場合) (令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSNE S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2 機器供用期間中検査計画 (クラス1 機器供用期間中検査範囲)

4. 配置 (4/4)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の期間及び頻度	備考
F1.10	F-A	支持構造物			クラス1 機器供用期間中検査で管理
		C.V.C.S. 冷却システム B. ループ	VT-3	25%	
		S.I.S. 緊急注入ライン A. B. C. ループ	VT-3	25%	
		S.I.S. 低濃度低圧注入ライン A. B. C. ループ	VT-3	25%	
		S.I.S. 低濃度ほう酸注入ライン A. B. C. ループ	VT-3	25%	

※1: NRA 文書「東海発電用原子炉及びその附属施設における保護を引越す電線その他の欠陥の排除」(令和元年6月5日原研技発第100051号)の改正版(以下、電線検察NRA文書改正という。)の発行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制案件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

発電用原子炉設備規格 維持規格(2012年改訂/2013改訂/2014改訂)
JSME S MA1-2012/2013/2014※1

高浜発電所 第4号機 検査計画

重大事故等クラス2 機器供用期間中検査計画 (クラス1 機器供用期間中検査範囲)

5.1 次発起材ポンプ (1.1.1.)

発電用原子力設備規格 維持規格(2012年改版/2013改訂/2014追加) JSNE S MAI-2012/2013/2014※1		高浜発電所第4号機検査計画		備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び頻度	
B6.180	B-6-1	スタッドボルト	目視 1台の25%	
B6.190	B-6-1	フランジ表面	VT-1 1台の25%	
B6.200	B-6-1	ナット	VT-1 1台の25%	クラス1 機器供用期間中検査で管理
		ワッシャー	VT-1 1台の25%	
B12.20	B-1-2	ケーシングの内表面	VT-3 1	
B15.60	B-P	圧力保持範囲	VT-2 可能範囲 100%	ポンプ分解点検時に実施
		支持構造物 (支持脚、ベースプレート、基礎ボルト)	VT-3 1台の25%	

※1: NRA文書「発電用原子力設備規格における検査を引続き行うべき設備その他の欠陥の取扱い」(令和元年6月5日原研技発第1900051号)の改正版(以下、電験解読NRA文書改正という。)の発行及び公開を含む。新規制要件に関する事業者高員の取扱い(令和元年6月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSNE S MAI-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2 機器供用期間中検査計画 (クラス1 機器供用期間中検査範囲)

6. 号 (1/2)

新電用原子力設備規格 維持規格(2012年改訂版/2013増補/2014通補) JSME S NA1-2012/2013/2014※1			高浜発電所第4号機検査計画				
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲 及び程度	備考		
B7.70	B-4-2	圧力保持用ボルト締付け部 (直径50mm以下)					
		加圧器安全弁ライン A, B, Cライン 4VR-055 4VR-056 4VR-057	VT-1	類似品ごとに 1台の25%			
		加圧器遮かし弁ライン 4VR-054A 4VR-054B 4VR-054C	VT-1	類似品ごとに 1台の25%			
		4RV-455A 4RV-455B 4RV-454C	VT-1	類似品ごとに 1台の25%			
		CVC5冷却かんライン Bループ 4VCS-233 4VCS-234	VT-1	類似品ごとに 1台の25%			
		余熱除去ポンプ入口ライン B, Cループ 4RV-420 4RV-430	VT-1	類似品ごとに 1台の25%			
		余熱除去ポンプ入口ライン B, Cループ 4VRH-003A 4VRH-003B	VT-1	類似品ごとに 1台の25%			
		SIS蓄圧注入ライン A, B, Cループ 4V-SI-134A, 136A 4V-SI-134B, 136B 4V-SI-134C, 136C	VT-1	類似品ごとに 1台の25%			
		SIS低濃度低圧注入ライン A, B, Cループ 4V-SI-202A, 203A 4V-SI-202B, 203B 4V-SI-202C, 203C	VT-1	類似品ごとに 1台の25%			
		クラス1 機器供用期間中検査で管理					

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における稼働者引き起こす電磁その他の文脈の解釈」(令和五年6月5日原研技発第1900051号)の改正版(以下、電磁解読NRA文書改正という。)の発行及び公開金会「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者高員の聴取にかる金会」(令和五年6月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画(クラス1機器供用期間中検査範囲)

6. 表12/2.

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の頻度及び程度	備考	
発電用原子力設備規格 維持規格(2012年改訂版/2013改訂版/2014改訂版) JSNE S MAI-2012/2013/2014※1						
B12.00	B-W-2	非本体の内表面				クラス1機器供用期間中検査で管理
		加圧器安全弁ライン A, B, Cライン	VT-3	類検井ごとに1		
		余熱除去ポンプ吸入ロライン B, Cグループ	VT-3	類検井ごとに1		
		余熱除去ポンプ吸入ロライン B, Cグループ	VT-3	類検井ごとに1		
		SIS駆圧注入ライン A, B, Cグループ	VT-3	類検井ごとに1		
		SIS低圧側低圧注入ライン A, B, Cグループ	VT-3	類検井ごとに1		
		圧力保持範囲	VT-2	可能範囲100%		
		支持構造物				
		加圧器安全弁ライン A, B, Cライン	VT-3	類検井ごとに1台の25%		
		加圧器過熱し弁ライン	VT-3	類検井ごとに1台の25%		
F141	F-A	4PV-455A 4PV-455B 4PV-454C	VT-3	類検井ごとに1台の25%		
		4PV-420 4PV-430	VT-3	類検井ごとに1台の25%		
		4V-RH-003A 4V-RH-003B	VT-3	類検井ごとに1台の25%		

※1: NRA文書「発電用原子力炉及びその附属施設における稼働を引継ぎする稼働者の他の欠陥の発現」(令和元年6月5日原研技発第100051号)の改正版(以下、発電用原子力設備の試験標準等)新規則案件に関する事業者委員の議決にかる案台(令和元年5月5日)の結果を踏まえ、維持規格 JSNE S MAI-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画(クラス1機器Ni基合金使用部位特別検査範囲)

原子炉容器 (1/1)

番 目 号	カ テ ゴ リ	検査対象箇所	検査 方 法	検査の範囲 及び程度	高浜発電所第4号機検査計画		備 考
					NRA文書※1, ※2		
—	—	600系Ni基合金製の土蓋及び底部表面(600系Ni基合金製の各原子炉容器土蓋及び底部管台まわり360°を含む。)	BMV	100%/5年			
		底部表面 (計測用管台)					

※1: 「美用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(原規技発第1408063号(平成26年8月6日原子力規制委員会決定))

※2: NRA文書「美用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより亀裂解釈NRA文書改正を適用する。

クラス1機器Ni基合金使用部位特別検査で管理

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画(クラス2管(原子炉格納容器内)特別検査範囲)

NRA文書※1, ※2 高圧発電所第4号機検査計画				備考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び程度	
—	—	配管の耐圧部分の溶接継手 充てんライン (3B) 再生熱交換器連絡管 (3B) 充てんライン連絡管	25%	クラス2管 (原子炉格納容器内) 特別検査で管理
			25%	

※1: 「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(原規技発第1408063号(平成26年8月6日原子力規制委員会決定))
 ※2: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかるとの会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保安サイクルより亀裂解釈NRA文書改正を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画

1. 格納容器スプレッド型監視管側(1/1)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考
								2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	
C1.10	C-A	管側胴と管側フランジとの間溶接継手	体積	1基の7.5%	2	UT	1基の7.5%	第20保全サイクル			第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	-	第24保全サイクル	第25保全サイクル	-	
C1.20	C-A	管側胴と管側胴との間溶接継手	体積	1基の7.5%	2	UT	1基の7.5%						A 7.5%					

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電裂その他の欠陥の解説」(令和元年6月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂検出NRA文書改正という。)の施行及び公開適合「(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる適合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格、JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画

2. 余熱除去炉器管剛（1/2/1）

発電用原子力設備規格 維持規格（2008年版） JSME S NAI-2008※1		高 浜 発 電 所 第 4 号 機 械 検 査 計 画		備 考
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法及び程度	
C1.10	C-A	管側胴と管側フランジとの周溶接継手	体積 1基の7.5%	クラス2機器供用期間中検査で管理
C1.20	C-A	管側胴と管側胴との溶接継手	体積 1基の7.5%	
C2.21	C-B	管側入口管台及び管側出口管台と管側胴との溶接継手	体積及び表面 7.5%	

※1：NRA文書「実用発電用原子炉炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電熱その他の欠陥の解釈」（令和元年6月5日原研技発第1900051号）の改正版（以下、電裂解釈NRA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等）新規要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年8月5日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、第23版を適用する。

重大事故等クラス2 機器供用期間中検査計画
3. 配管 (1/3)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	高 兵 発 電 所 第 4 号 機 械 検 査 計 画 (10ヶ年)										備 考					
					2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年						
発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NA1-2008※1																				
C3.20	C-C	配管の支持部材取付け溶接継手	表面	7.5%	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年					
						第20保全サイクル	第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	第24保全サイクル	第25保全サイクル	-	-	-						
C5.11	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手(呼び径100Aを超え且肉厚9.5mmを超えるもの)	体積又は表面	7.5%	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	全箇所、ガードパイプ内の溶接継手であり、維持規格/A2360(接近性)の規定を適用し、検査を免除する。				
						6				A1										
F1.21	F-A	支持構造物	体積又は表面	7.5%	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年					
						25				A1										
F1.21	F-A	SIS高温側低圧注入ライン	VT-3	7.5%	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年					
						3					A1									
						充てん/高圧注入ポンプ出入口ライン	VT-3	7.5%	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年	2023年	2024年
										22				1				1		
						原子炉補機冷却水ポンプ出入口ライン	VT-3	7.5%	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年	2023年	2024年
										112			3	3						
						格納容器再循環サンプ出入口ライン(Aライン)(格納容器スプレイ系統)	VT-3	7.5%	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年	2023年	2024年
										1										
						格納容器スプレイポンプ出入口ライン(Aライン)	VT-3	7.5%	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年	2023年	2024年
										7										
格納容器スプレイポンプ出入口ライン(A、Bライン)	VT-3	7.5%	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年							
				10																
格納容器スプレイ冷却器出入口ライン(A、Bライン)	VT-3	7.5%	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年							
				18				A1												
格納容器スプレイ系統熱除去系統連絡ライン	VT-3	7.5%	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年							
				10				1												
恒設代書低圧注水ポンプ出入口ライン	VT-3	7.5%	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年							
				23				1						1						
可搬式代書低圧注水ポンプ出入口ライン	VT-3	7.5%	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年							
				2										1						
アンニユラス空気浄化ライン	VT-3	7.5%	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年							
				59			B1	B2						A2						

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす高裂き寸高裂きその他の欠陥の検察」(令和元年6月5日原簿第1906051号)の改正版(以下、高裂き検察NRA文書改正という。)の施行及び公開令(原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる令(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画
3. 配管 (2/3)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	備考
発電用原子力設備規格 (2008年版) JSME S NA1-2008※1					
C3.20	C-C	配管の支持部材取付け溶接継手			
		余熱除去ポンプ入口ロライン (318, 50mm, 355, 60mm) A, Bロライン	表面	7.5%	
		余熱除去ポンプ出口ロライン (267, 40mm) A, Bロライン	表面	7.5%	
		SIS低温側低圧注入ロライン (165, 20mm, 267, 40mm) A, B, Cロライン	表面	7.5%	
		SIS低温側ほう融注入ロライン (60, 50mm, 89, 10mm) A, B, 共通ロライン	表面	7.5%	
		売てん/高圧注入ポンプ入口ロライン (216, 30mm)	表面	7.5%	
		売てん/高圧注入ポンプ出口ロライン (89, 10mm, 114, 30mm)	表面	7.5%	
		1次冷却材管低温側高圧注入ロラインほう融注入タンク出口側 (89, 10mm)	表面	7.5%	
		格納容器循環ポンプ出口ロライン (355, 60mm) A, Bロライン (余熱除去系統)	表面	7.5%	
		配管の耐圧部分の溶接継手 (呼び径100Aを超え名称肉厚9.5mmを超えるもの)			
C5.11	C-F	余熱除去ポンプ入口ロライン (128, 148, 318, 50mm, 355, 60mm) A, Bロライン	体積又は表面	7.5%	
		SIS低温側低圧注入ロライン (68, 108, 165, 20mm, 267, 40mm) A, B, Cロライン	体積及び表面	7.5%	
		格納容器循環ポンプ出口ロライン (148, 355, 60mm) A, Bロライン (余熱除去系統)	体積又は表面	7.5%	

クラス2機器供用期間中検査で管理

※1: NRA文書「発電用原子力設備規格 (2008年版) JSME S NA1-2008」の改正版 (以下、亀裂検察NRA文書改正という。) の施行及び公開令合「 (原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる令合」 (令和元年8月5日) の結果 (2019年度中の計画変更) を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画
3. 配管 (3/3)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	備考
発電用原子力設備規格 (2008年版) JSME S MA1-2008※1					
C5.21	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (呼び径50A以上100A以下で公称肉厚5mmを超えるもの)			クラス2機器供用期間中検査で管理
		SIS低溫側ほう融法注入ライン (2B, 3B, 60, 50mm 89, 10mm) A, B, C, 共通ライン	表面	7.5%	
		充てん/高圧注入ポンプ出口ライン (3B, 4B, 89, 10mm)	表面	7.5%	
C5.30	C-F	配管の耐圧部分の溶接継手 (ソケット溶接継手)			
		SIS低溫側ほう融法注入ライン (2B) A, B, Cライン	表面	7.5%	
F1.21	F-A	支持構造物			
		余熱除去ポンプ入口ライン A, Bライン	VT-3	7.5%	
		余熱除去ポンプ出口ライン A, Bライン	VT-3	7.5%	
		SIS低溫側低圧注入ライン A, B, Cライン	VT-3	7.5%	
		SIS低溫側ほう融法注入ライン A, B, C, 共通ライン	VT-3	7.5%	
		充てん/高圧注入ポンプ出口ライン	VT-3	7.5%	
		格納容器再循環ポンプ出口ライン A, Bライン (余熱除去系統)	VT-3	7.5%	

※1、NRA文書「運用発電用原子炉及びその附属施設」における破壊を引き起こす重要な部品の他の名称の記載 (以下「新規格NRA文書改正という」) の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日) の結果 (2019年度中の計画変更) を踏まえ、第23保安サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画
4. 格納容器スプレッド（19/11）

		高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)												備考				
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年		2021年	2022年	2023年	2024年
C6.10	C-G	ケーシングの溶接継手	表面	1台の7.5%	4	P T	1台の7.5% 1		第20保全サイクル		第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	第24保全サイクル	第25保全サイクル			
F1.43	F-A	ボンプの台板脚	V T - 3	1台の7.5%	4	V T - 3	1台の7.5% 1					A 1						

※1：NRA文書「美用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年6月5日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂線形NRA文書改正という。）の施行及び公開適合（原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかわる適合」（令和元年8月5日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、第23保全サイクルより維持業務 JSME S NA1-2012/2013/2014 を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画
5. 余熱除去ポンプ (1/1)

発電用原子力設備規格 (2008年版) JSME S MA1-2008※1		高浜発電所第4号機検査計画		備考
項目番号	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	
06.10	C-G ケーシングの溶接継手	表面	1台の7.5%	クラス2機器供用期間中検査で管理
F1.43	F-A ポンプの台板脚	VT-3	1台の7.5%	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意思の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23株主サイクルより維持規格(JSME S MA1-2012/2013/2014)を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画
 6. 原子炉補機冷却水ポンプ (1/1)

発電用原子炉設備規格 (2008年版) JSME S MA1-2008※1		高浜発電所 第4号機 検査計画 (10ヵ年)										備考								
項目番号	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年			
F1.43	F-A ポンプの台振脚	VT-3	1台の7.5%	12	VT-3	1台の7.5% 1		第20保全サイクル				第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	-	第24保全サイクル	第25保全サイクル	-	-	対象はA、B、C原子炉補機冷却水ポンプ

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電圧その他の欠陥の発現」（令和元年6月5日原規技第1906051号）の改正版（以下、亀裂発現NRA文書改正という。）の施行及び公開（原子炉圧力容器の溶接継手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意思の聴取にかかる案台」（令和元年8月5日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画
7. 恒設代替低圧注水ポンプ(11/1)

発電用原子力設備規格 (2008年版) JSME S NA1-2008※1		高浜発電所 第4号機 検査計画 (10ヵ年)										備考						
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年		2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
F1.43	F-A	ポンプの台板脚	VT-3	1台の7.5%	2	VT-3	1台の7.5% 1		第20保全サイクル			第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	-	第24保全サイクル	第25保全サイクル	-

※1：NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす機器その他の欠陥の発見」（令和元年6月5日原燃発第1906051号）の改正版（以下、発見発現NRA文書改正という。）の施行及び公開案台「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意思の聴取にかかる案台」（令和元年8月5日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画
8. 弁（1/2）

検査対象箇所		高浜発電所 第4号機 検査計画（10年間）										備考					
項目番号	カテゴリ	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
FI.43	F-A	原子炉補機冷却水ポンプ出入口ライ ン 4V-TCV-2342A 4V-TCV-2342B 格納容器スプレイス系統熱除去系 統 連絡ライン 4V-RH-100 4V-RH-101	類似弁ごと に1台の 7.5% 1	2	VT-3	類似弁ごと に1台の 7.5% 1			第20保全 サイクル	第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	-	

※1： NRA文書「実用原子炉及びその附属施設における破損を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出」の改正版（以下、亀裂検出第1906051号）の改正版（以下、亀裂検出第1906051号）の発行及び公開を含む（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかるとの旨（令和元年8月5日）の結果（令和元年8月5日）の報告（2019年度中の計画変更）を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画
8. 弁 (2/2)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	備考		
		支持構造物					
F1.43	F-A	余熱除去ポンプ吸入ロライン A, Bライン 4V-RH-041A 4V-RH-041B	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%	高浜発電所第4号機検査計画 クラス2機器供用期間中検査で管理		
		余熱除去ポンプ出口ロライン A, Bライン 4V-RH-024A 4V-RH-024B	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%			
		余熱除去ポンプ出口ロライン A, Bライン 4PCV-601 4PCV-611	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%			
		余熱除去ポンプ出口ロライン A, Bライン 4HCV-603 4HCV-613	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%			
		余熱除去ポンプ出口ロライン A, Bライン 4FCV-604 4FCV-614	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%			
		SIS低温制御圧注入ロライン A, Cライン 4V-SI-197A 4V-SI-197B	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%			
		SIS低温制御ほう酸注入ロライン 4V-SI-042A 4V-SI-023A 4V-SI-042B	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%			
		充てん/高圧注入ポンプ出口ロライン 4V-SI-023A 4V-SI-023B	VT-3	類似弁ごとに1台の7.5%			

※1 NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電裂その他の欠陥の解網」(令和元年6月5日原規技発第1006051号)の改正版(以下、電裂解網NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等) 新規制要件に関する事業意思見の聴取にかかる答言」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保主サイマルより維持整備 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス２機器供用期間中検査計画
9. クラス２機器漏えい検査（17/4）

発電用原子力設備規格 維持規格（2008年版） JSME S MA1-2008※1		高浜発電所第4号機検査計画（10ヵ年）										備考 （漏えい区分）				
項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	S A使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
		化学体積制御系統														
C7.30 C7.70	C-H	体積制御タンク及び出入ロライン	VT-2	1.4	1.4	VT-2									○	-
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A- 充てん/高圧注入ポンプ出口ロライン	VT-2	18.8	18.8	VT-2					○					-
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	B- 充てん/高圧注入ポンプ出口ロライン	VT-2	18.8	18.8	VT-2					○					-
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	C- 充てん/高圧注入ポンプ出口ロライン	VT-2	18.8	18.8	VT-2					○					-
C7.30 C7.70	C-H	ほう酸タンク出入ロライン	VT-2	大気圧	水張り	VT-2				○						-
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	ほう酸ポンプ出口ロライン	VT-2	0.88	0.88	VT-2									○	-
C7.30 C7.70	C-H	B- 充てん/高圧注入ポンプ自己冷却ライン(充てん/高圧注 入ポンプ出口側)	VT-2	18.8	18.8	VT-2										-
C7.30 C7.70	C-H	B- 充てん/高圧注入ポンプ自己冷却ライン(充てん/高圧注 入ポンプ入口側)	VT-2	1.4	1.4	VT-2										-

※1、NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検察」（令和元年6月5日版）第1906051号の改正版（以下、亀裂検察第1906051号）の改正版（以下、亀裂検察第1906051号）の施行及び公開令合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる令合」（令和元年8月5日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、第23保安サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画
9. クラス2機器漏えい検査 (2/4)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考 (漏えい区分)				
				S A使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年	2023年	2024年	
		余熱除去系統																
C7.30 C7.50 C7.70	O-H	A-余熱除去ポンプ入ロライン B-余熱除去ポンプ入ロライン	VT-2 VT-2	4.1 4.1	4.1 4.1	VT-2 VT-2												(SA-9) (SA-10)
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	O-H	A-余熱除去ポンプ出ロライン B-余熱除去ポンプ出ロライン	VT-2 VT-2	4.1 4.1	4.1 4.1	VT-2 VT-2												(SA-11) (SA-12)
		燃料取替用水系統																
C7.30 C7.70	O-H	燃料取替用水タンク出ロライン	VT-2	大気圧		VT-2												(SA-13)
		安全注入系統																
C7.10 C7.30 C7.70	O-H	蓄圧タンク及び出入ロライン ほう除注入タンク及び出入ロライン	VT-2 VT-2	4.9 18.8	4.9 18.8	VT-2 VT-2												(SA-14) (SA-15)
C7.30 C7.70	O-H	充てん/高圧注入ポンプ出口安全注入ライン(2) 格納容器再循環サブ出ロライン(余熱除去ポンプ側)	VT-2 VT-2	17.16 4.1	17.16 4.1	VT-2 VT-2												(SA-16) (SA-17)

※1 - NRA文書「原子力発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂寸の他の名前の種類の亀裂」(令和元年6月5日原簿規技発第1406051号)の改正版(以下、亀裂規程NRA文書改正という。)の施行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかるとの会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保安サイクルより維持規格「JSMC S MA1-2012/2013/2014」を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画
9.クラス2機器漏えい検査(3/4)

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲ライン名称	検査方法	高圧発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考 (漏えい区分)				
				S A使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年	2023年	2024年	
		格納容器スプレイ系統																
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-格納容器スプレイポンプ入ロライン	VT-2	2.7	2.7	VT-2												(SA-18)
		B-格納容器スプレイポンプ入ロライン	VT-2	2.7	2.7	VT-2												(SA-19)
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-格納容器スプレイポンプ出ロライン	VT-2	2.7	2.7	VT-2												(SA-20)
		B-格納容器スプレイポンプ出ロライン	VT-2	2.7	2.7	VT-2												(SA-21)
C7.30 C7.70	C-H	格納容器スプレイポンプ出ロライン	VT-2	2.7	2.7	VT-2												(SA-22)
		格納容器再循環サブ出ロライン(格納容器スプレイポンプ側)	VT-2	0.283	0.283	VT-2												(SA-23)
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	恒設代替低圧注水ポンプ入ロライン	VT-2	1.4	1.4	VT-2												(SA-24)
		恒設代替低圧注水ポンプ出ロライン	VT-2	2.7	2.7	VT-2												(SA-25)
C7.30 C7.70	C-H	可機式代替低圧注水ポンプ出ロライン	VT-2	1.55	1.55	VT-2												(SA-26)
		換気空調装置系統																
C7.30 C7.70	C-H	アニュラス空気浄化ライン	VT-2	0.01	0.01	VT-2												(SA-27)
		中央制御室換気空調設備入ロライン	VT-2	-0.00392	-	VT-2												(SA-56)
C7.30	C-H	中央制御室換気空調設備出ロライン	VT-2	0.00392	-	VT-2												(SA-57)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす電裂その他の欠陥の解釈」(令和元年6月5日原規技発第1900051号)の改正版(以下、電裂解釈NRA文書改正という。)の施行及び公開を含む(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかゝる表(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23検査サイクルより維持規格 JSME S NAI-2012/2013/2014を適用する。

(*)技術基準第58条第2項に記載の「他の方法」により外観点検を実施

(*)2)分割して外観点検を実施

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画
9. クラス2機器漏えい検査 (4/4)

項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	S A使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	高圧発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考 (漏えい区分)	
							2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		
		原子炉補機冷却水系統																
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A、B、C-原子炉補機冷却水ポンプ入口ライン	VT-2	0.98	0.98	VT-2												(SA-42)
		原子炉補機冷却水ポンプ出口A供給ライン	VT-2	0.98	0.98	VT-2												(SA-43)
		原子炉補機冷却水ポンプ出口B供給ライン	VT-2	0.98	0.98	VT-2												(SA-44)
C7.30 C7.70	C-H	B-赤てん/高圧注入ポンプ自己冷却ライン(原子炉補機冷却水側)	VT-2	0.98	0.98	VT-2												(SA-45)
		空気系統																
		制御用空気加圧器逃かし弁用供給ライン(1)	VT-2	0.98	0.98	VT-2												(SA-53)
C7.30 C7.70	C-H	制御用空気加圧器逃かし弁用供給ライン(2)	VT-2	0.98	0.98	VT-2												(SA-54)
		アミニオラスダンパ作動用蒸気供給ライン	VT-2	0.83	0.83	VT-2												(SA-55)
		補助水系統																
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ出口ライン	VT-2	0.98	0.98	VT-2												(SA-40)

※1 - NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出」(令和元年6月5日原簿技第1906051号)の改正版(以下、亀裂検出NRA文書改正という。.)の施行及び公開案台「(原子炉圧力容器の溶接手等の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかわる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画
1.0. 原子炉種補機冷却水冷却器側 (1 / 1)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度	高浜発電所 第4号機 検査計画 (10ヵ年)										備考		
								2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年			
								第20保全サイクル				第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル		第24保全サイクル	第25保全サイクル			
C1.10	C-A	胴胴と胴側フランジとの周溶接継手	体積	1基の7.5%	4	UT	1基の7.5%								A 7.5%					対象はA、B原子炉補機冷却水冷却器
		胴胴の周溶接継手	体積	1基の7.5%	4	UT	1基の7.5%						A 7.5%							対象はA、B原子炉補機冷却水冷却器
C3.10	C-C	胴と当板との溶接継手	表面	1基の7.5%	4	PT	1基の7.5%					A 1								対象はA、B原子炉補機冷却水冷却器
F1.43	F-A	支持脚	VT-3	1基の7.5%	4	VT-3	1基の7.5%						A 1							対象はA、B原子炉補機冷却水冷却器

※1-NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検出」（令和元年6月5日版規程第1906051号）の改正版（以下、「亀裂検出NRA文書改正」という。）の施行及び公開会合（原子炉種補機冷却水冷却器側（1/1））の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格「JISIE S NAI-2012/2013/2014」を適用する。

重大事故等クラス2 機器供用期間中検査計画
 1.1. クラス2 機器漏えい検査 (1/2)

項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	高圧発電所第4号 機械検査計画 (10ヵ年)										備考 (漏えい区分)				
				S A 使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年	2023年	2024年	
		主給水系統																
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	A- 蒸気発生器給水入ロライン	VT-2	8	8	VT-2												(SA-28)
		B- 蒸気発生器給水入ロライン	VT-2	8	8	VT-2												(SA-29)
		C- 蒸気発生器給水入ロライン	VT-2	8	8	VT-2												(SA-30)
		主蒸気系統																
C7.30 C7.70	C-H	A- 蒸気発生器出ロライン	VT-2	8	8	VT-2												(SA-31)
		B- 蒸気発生器出ロライン	VT-2	8	8	VT-2												(SA-32)
		C- 蒸気発生器出ロライン	VT-2	8	8	VT-2												(SA-33)
		補助給水系統																
C7.30 C7.70	C-H	タービン動補助水ポンプ蒸気ライン	VT-2	8	8	VT-2												(SA-34)
		タービン動補助水ポンプ・燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ入ロライン	VT-2	大気圧	水張り	VT-2												(SA-35)
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	タービン動補助水ポンプ出ロライン	VT-2	12.3	12.3	VT-2												(SA-36)
		電動補助水ポンプ入ロライン	VT-2	大気圧	水張り	VT-2												(SA-37)
		電動補助水ポンプ出ロライン	VT-2	12.3	12.3	VT-2												(SA-38)
C7.30 C7.70	C-H	補助水ポンプ出ロライン	VT-2	8.6	8.6	VT-2												(SA-39)
		2次系補助給水系統																
C7.30 C7.70	C-H	複水タンク給水ライン	VT-2	1.55	1.55	VT-2												(SA-41)

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検察」(令和元年6月5日原研経第1906051号)の改正版(以下、亀裂検察第1906051号)の改正版(以下、亀裂検察NRA文書改正という。)の施行及び公開命令「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等) 新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる命令」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2 機器供用期間中検査計画
 1.1. クラス2 機器漏えい検査 (2/2)

項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	高圧発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考 (漏えい区分)				
				S A 使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年		2022年	2023年	2024年	
		原子炉補機冷却海水系統																
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-海水ポンプ出口ライン(海水ストレナーナ入口)	VT-2	0.7	0.7	VT-2												(SA-46)
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	A-海水ポンプ出口ライン(A原子炉補機冷却水冷却器海水出入口ライン)	VT-2	1.2	1.2	VT-2												(SA-47)
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	A-海水ポンプ出口ライン(B原子炉補機冷却水冷却器海水出入口ライン)	VT-2	0.7	0.7	VT-2												(SA-48)
C7.30 C7.50 C7.70	C-H	B-海水ポンプ出口ライン	VT-2	0.7	0.7	VT-2												(SA-49)
C7.10 C7.30 C7.50 C7.70	C-H	C-海水ポンプ出口ライン	VT-2	0.7	0.7	VT-2												(SA-50)
C7.30 C7.70	C-H	A,B原子炉補機冷却水冷却器海水出口ライン	VT-2	0.7	0.7	VT-2												(SA-51)
		C,D原子炉補機冷却水冷却器海水出口ライン	VT-2	0.7	0.7	VT-2												(SA-52)
		ディーゼル発電機始動用空気系統																
C7.10 C7.30 C7.70	C-H	A-ディーゼル発電機始動用空気ライン	VT-2	3.2	3.2	VT-2												(SA-60)
		B-ディーゼル発電機始動用空気ライン	VT-2	3.2	3.2	VT-2												(SA-61)

※1： NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の検察」(令和元年6月5日原簿送券新1906051号)の改正版(以下、亀裂検察新1906051号)の改正版(以下、亀裂検察NRA文書改正という。)の施行及び公開委会「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる委会」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス2機器供用期間中検査計画(原子炉格納容器供用期間中検査範囲)

1. 原子炉格納容器(1/1)

項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数検査方法及び程度	検査の範囲及び程度	高浜発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考	
							2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		
E8.10	E-G	機器搬入口用ボルト締め付け部	VT-4	25%	72	VT-4	25% 18		第20保全サイクル		第21保全サイクル	第22保全サイクル	第23保全サイクル	第24保全サイクル	第25保全サイクル	—	—	

※1: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の発現」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。
 ※2: NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の発現」(令和元年8月5日)の改正版(以下、亀裂発現NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、第23保全サイクルより維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス3機器供用期間中検査計画
1. クラス3機器漏えい検査

項目番号	カテゴリ	検査範囲 漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	SA使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	高浜発電所第4号機検査計画（10カ年）										備考 （漏えい区分）	
							2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		
		原子炉補機冷却水系統					第20回保全 サイクル											
D2.30	D-B	可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ出入ロライン	VT-2	0.33	0.33	VT-2											○	(SA3-1)
D2.10	D-B	原子炉補機冷却水サージタンク加圧用窒素ポンベ	VT-2	14.7	14.7	VT-2											○	(SA3-2)
D2.30	D-B	原子炉補機冷却水サージタンク加圧用窒素供給ライン	VT-2	17.16	17.16	VT-2											○	(SA3-3)
D2.30	D-B	A-ガスサンプル冷却水層外排水ライン	VT-2	大気圧	水張り	VT-2											○	(SA3-4)
		制御用空気系統																
D2.10	D-B	アニコラスダンク作動用窒素ポンベ	VT-2	14.7	14.7	VT-2											○	(SA3-5)
D2.30	D-B	アニコラスダンク作動用窒素供給ライン	VT-2	0.83	0.83	VT-2											○	(SA3-6)
		試料採取系統																
D2.30	D-B	可搬型格納器ガス試料圧縮装置及び可搬型格納器水素濃度計測装置供給ライン	VT-2	0.5	0.5	VT-2											○	(SA3-7)

※1：NRA文書「運用費削減原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす可能性のある機器の定期検査（令和元年6月5日版）の改正版（以下、単独更新NRA文書改正という。）の施行及び公開会合」（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかるとの旨（令和元年6月5日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、第23回保全サイクルより維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス3機器供用期間中検査計画
1. クラス3機器漏えい検査

発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NA1-2008 ※1		高圧発電所第4号機械検査計画(10ヵ年)										備考 (漏えい区分)								
項目 番号	カテゴリー	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	S A 使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年				
D2.30	D-B	大容量ポンプ出口ライン送水用50m、10m、5mホース(42本)	VT-2	1.00	1.00	VT-2		第20号完全 サイクル			第21号完全 サイクル	第22号完全 サイクル	第23号完全 サイクル	-	第24号完全 サイクル	第25号完全 サイクル	-	○ 10本	○ 10本	○ 10本

※1：NRA文庫「発電用原子炉炉及炉の附属施設における破断を引き起こす亀裂その他の欠陥の検察」(令和元年6月5日原研技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂検察NRA文庫改正という。)の発行及び公開会合「(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」(令和元年8月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、亀裂検察NRA文庫改正の施行(令和元年6月5日)後は、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス3機器供用期間中検査計画
 1. クラス3機器漏えい検査

		高圧発電所第4号機検査計画(10ヵ年)										備考 (漏えい区分)				
		発電用原子力設備規格 維持規格(2008年版) JSME S NA1-2008 ※1														
項目 番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	SA使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2019年 第22回保全 サイクル	2020年 第23回保全 サイクル	2021年 -	2022年 第24回保全 サイクル	2023年 第25回保全 サイクル	2024年 -	2025年 第26回保全 サイクル	2026年 第27回保全 サイクル	2027年 -	2028年 第28回保全 サイクル
D2.30	D-B	送水車(2台)	VT-2	122	122	VT-2					○ 2台					
D2.10	D-B	送水車燃料タンク(2基)	VT-2	大気圧	水張り	VT-2					○ 2基					
D2.30	D-B	送水車送水用50mホース(54本)	VT-2	122	122	VT-2								○ 27本	○ 27本	
D2.10	D-B	送水車送水用20 mホース(6本)	VT-2	122	122	VT-2								○ 3本	○ 3本	

※1：WPA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」（令和元年6月5日原規技発第1906051号）の改正版（以下、亀裂解釈WPA文書改正という。）の施行及び公開会合「（原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等）新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる会合」（令和元年8月5日）の結果（2019年度中の計画変更）を踏まえ、亀裂解釈WPA文書改正の施行（令和元年6月5日）後は、維持規格 JSME S NA1-2012/2013/2014を適用する。

※当該設備の燃料油にて実施。

重大事故等クラス3機器供用期間中検査計画
1. クラス3機器漏えい検査

項目番号	カテゴリ	検査方法	S A使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	高浜発電所 第4号機 検査計画 (10カ年)										備考 (漏えい区分)	
						2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年		
D2.30	D-B	可搬式代替低圧注水ポンプ (2台)	1.47	1.47	VT-2	第20保全 サイクル				第21保全 サイクル	第22保全 サイクル	第23保全 サイクル	-	第24保全 サイクル	第25保全 サイクル	-	
D2.30	D-B	可搬式代替低圧注水ポンプ～可搬式代替低圧注水ポンプ出口接続口(2本)	1.47	1.47	VT-2									○ 2台			
D2.30	D-B	可搬式代替低圧注水ポンプ吸水用3mホース(2本)	大気圧	水張り	VT-2									○ 2本			
D2.30	D-B	仮設組立式水槽(2基)	大気圧	水張り	VT-2									○ 2基			
D2.30	D-B	可搬式代替低圧注水ポンプ送水用10mホース(フランジ継手なし)(16本)	1.47	1.47	VT-2							○ 4本			○ 8本	○ 4本	

※1：NRA文書「運用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす可搬式その他の設備の取組」（令和元年6月5日原研技発第1900051号）の改正版（以下、亀裂監視NRA文書改正という。）の施行及び公開套合（「原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等」新規制要件に関する事業者意見の聴取にかかる套合）（令和元年8月5日）の結果（2016年度中の計画変更）を踏まえ、亀裂監視NRA文書改正の施行（令和元年6月5日）後は、維持規格 JSME S MA1-2012/2013/2014を適用する。

重大事故等クラス3機器供用期間中検査計画
1. クラス3機器漏えい検査

発電用原子力設備規格（2008年版）JSME S NA1-2008		高圧発電所第3号機械検査計画（10カ年）										備考 （漏えい区分）					
項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	SA使用時圧力 MPa	検査圧力 MPa	検査方法	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年		2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
		非常用電源						第20号保安 サイクル									
D2.10	D-B	燃料タンク(4A電源車)	VT-2	大気圧	水張り	VT-2							-	-	○		
D2.10	D-B	燃料タンク(4B電源車)	VT-2	大気圧	水張り	VT-2							-	-	○		
D2.10	D-B	燃料タンク(4A電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用))	VT-2	大気圧	水張り	VT-2							-	-	○		
D2.10	D-B	燃料タンク(4B電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用))	VT-2	大気圧	水張り	VT-2							-	-	○		

重大事故等クラス3機器供用期間中検査計画

1. クラス3機器漏えい検査

項目番号	カテゴリ	漏えい検査範囲 ライン名称	検査方法	検査内容		高圧発電所第4号機 検査計画(10か年)										備考 (漏えい区分)				
				SA使用時の 圧力 (MPa)	検査圧力 (MPa)	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年					
		制御用空気系統						第20保全 サイクル												
D2.10	D-B	4窒素ポンプ(加圧器逃がし弁作動用)(A系用)	VT-2	14.7	14.7	VT-2														(SA3-1)
D2.10	D-B	4窒素ポンプ(加圧器逃がし弁作動用)(A系用予備)	VT-2	14.7	14.7	VT-2														(SA3-2)
D2.10	D-B	4窒素ポンプ(加圧器逃がし弁作動用)(B系用)	VT-2	14.7	14.7	VT-2														(SA3-3)
D2.10	D-B	4窒素ポンプ(加圧器逃がし弁作動用)(B系用予備)	VT-2	14.7	14.7	VT-2														(SA3-4)
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁A系用窒素マニホールド	VT-2	17.16	17.16	VT-2														(SA3-5)
				0.98	0.98	VT-2														(SA3-6)
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁B系用窒素マニホールド	VT-2	17.16	17.16	VT-2														(SA3-7)
				0.98	0.98	VT-2														(SA3-8)
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁A系用窒素マニホールド(予備)	VT-2	17.16	17.16	VT-2														(SA3-9)
				0.98	0.98	VT-2														(SA3-10)
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁B系用窒素マニホールド(予備)	VT-2	17.16	17.16	VT-2														(SA3-11)
				0.98	0.98	VT-2														(SA3-12)
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁用制御用空気ライン窒素供給用 30m, 8mホース(A系用30m)	VT-2	0.98	0.98	VT-2														(SA3-13)
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁用制御用空気ライン窒素供給用 30m, 8mホース(B系用8m)	VT-2	0.98	0.98	VT-2														(SA3-14)
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁用制御用空気ライン窒素供給用 30m, 8mホース(30m予備)	VT-2	0.98	0.98	VT-2														(SA3-15)
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁用制御用空気ライン窒素供給用 20m, 18m, 12mホース(A系用12m)	VT-2	0.98	0.98	VT-2														(SA3-16)
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁用制御用空気ライン窒素供給用 20m, 18m, 12mホース(B系用18m)	VT-2	0.98	0.98	VT-2														(SA3-17)
D2.30	D-B	4加圧器逃がし弁用制御用空気ライン窒素供給用 20m, 18m, 12mホース(20m予備)	VT-2	0.98	0.98	VT-2														(SA3-18)

※1 NRA文書「運用発電用原子炉及びその附属施設における破損を引起こす亀裂その他の亀裂の監視」(令和元年6月5日原簿技発第1906051号)の改正版(以下、亀裂監視NRA文書改正という。)の施行及び公開会合(原子炉圧力容器の溶接接手の試験程度等)新規規制中に關する事業者意見の聴取にかかる会合(令和元年6月5日)の結果(2019年度中の計画変更)を踏まえ、亀裂監視NRA文書改正の施行(令和元年6月5日)後は、維持規程「JSME S NAI-2012/2013/2014」を適用する。

供用期間中特別検査のうちクラス1配管特別検査

供用期間中特別検査のうちクラス1配管特別検査

発電用原子力設備規格 維持規格(2012年版) JSME S NA1-2012/2013/2014※		高浜発電所 第4号機 検査計画						備考							
項目番号	カテゴリ	検査対象箇所	検査方法	検査の範囲及び程度	設備数	検査方法	検査の範囲及び程度		2022年	2023年	2024年	2025年			
B9.11	B-J	配管の同種金属溶接継手 (呼び径100A以上)	体積	100% 各保全サイクル毎	1	U T	100% 各保全サイクル毎	1	24保全 サイクル	1	-	26保全 サイクル			
					加圧器サージ管	1	U T	100% 各保全サイクル毎	1	25保全 サイクル	1	-	1		
					加圧器逃がし弁ライン	1	U T	100% 各保全サイクル毎	1	1	-	1	-	1	
					加圧器スプレイレイン Cルーブ	1	U T	100% 各保全サイクル毎	1	1	-	C1	-	-	C1
					余熱除去ポンプ入口ライン Cルーブ	1	U T	100% 各保全サイクル毎	1	1	-	C1	-	-	C1
					SIS蓄圧注入ライン A, B, Cルーブ	6	U T	100% 各保全サイクル毎	6	U T	100% 各保全サイクル毎	A2 B2 C2	A2 B2 C2	-	A2 B2 C2
					SIS高温側低圧注入ライン A, Bルーブ	5	U T	100% 各保全サイクル毎	5	U T	100% 各保全サイクル毎	A3 B2	A3 B2	-	A3 B2
					SIS低温側低圧注入ライン Aルーブ	2	U T	100% 各保全サイクル毎	2	U T	100% 各保全サイクル毎	A2	A2	-	A2
					SIS高温側補助注入ライン Cルーブ	1	U T	100% 各保全サイクル毎	1	U T	100% 各保全サイクル毎	C1	C1	-	C1

※2021年度 原保計第58号「大飯発電所3号機加圧器スプレイレイン配管溶接部における有意な欠陥指示の原因調査結果を踏まえた個別検査について」に従い、NRA文書「実用発電用原子炉及びその附属施設における破壊を引き起こす亀裂その他の欠陥の解釈」及び維持規格に基づき管理する。

別図

定期事業者検査時の安全管理の計画

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

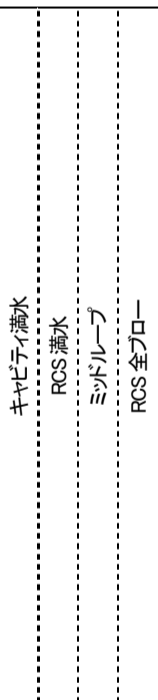
主要工程		▽解列 RCS降溫 R/V開放 燃料取出 R/V特別点検 燃料装荷 R/V組立 起動点検 起動前点検 起動試験 調整運転																				
RCS 水位		RCS漏れい検査																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3	
未臨界維持機能	第20条 停止余裕	モード3、4	・停止余裕: 1.8% Δ/k 以上	-	x	x										x	x	x			x	x
	第22条 減速材温度係数	モード3	・停止余裕: 1.0% Δ/k 以上 ・減速材温度係数: $-78 \times 10^{-5} \Delta/k/^\circ\text{C}$ 以上	-	x		x									x						x
	第55条 ほう酸注入タンク	モード3	・ほう酸注入タンクほう酸濃度: 21000ppm 以上 ・ほう酸注入タンクほう酸水量(有効水量): 3.4m ³ 以上 ・ほう酸注入タンクほう酸水温度: 65°C 以上	・ほう酸注入タンク	x																	x
	第81条 1次冷却材中のほう酸濃度	モード6	・1次冷却材中のほう酸濃度: 2800ppm 以上	-					x	x												
	第50条 1次冷却材中のほう酸濃度	モード3 (1次冷却材温度が 280°C 以上)	・1次冷却材中のほう酸濃度: $6.2 \times 10^4 \text{Bq/cm}^3$ 以下	-	Δ																	Δ
放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	第56条 原子炉格納容器	モード3、4	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力: 9.8Pa[gage]以下 (3) 原子炉格納容器エアロロックが動作可能(原子炉格納容器エアロロックのインターロック機構が健全であること、および原子炉格納容器エアロロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であること。モード4の原子炉格納容器パーズ後、直ちに閉止できることを条件に原子炉格納容器エアロロックの両方のドアを開放する場合、適用しない。) (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能(閉止可能(閉止状態であることを含む))	・原子炉格納容器 ・原子炉格納容器エアロロック ・原子炉格納容器隔離弁	x											x		x				x
	第57条 原子炉格納容器真空逃がし系	モード3、4	・原子炉格納容器真空逃がし系: 2系統動作可能(真空逃がし機能が確保されていること)	・原子炉格納容器真空逃がし弁	x	x										x		x				x
	第58条 原子炉格納容器スプレイ系	モード3、4	(1) 原子炉格納容器スプレイ系: 2系統動作可能 (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量 ・苛性ソーダ濃度: 30wt%以上 ・苛性ソーダ溶液量(有効水量): 11.7m ³ 以上 原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第85条(表85-4および表85-6)の運転上の制限も確認。	・原子炉格納容器スプレイ系 ・よう素除去薬品タンク	x											x		x				x
第59条 アニュラス空気浄化系	モード3、4	・アニュラス空気浄化系: 2系統動作可能 Aアニュラス空気浄化系が動作不能時は、第85条(表85-11)の運転上の制限も確認	・アニュラス空気浄化系	x	x											x		x				x
第60条 アニュラス	モード3、4	・アニュラスの機能が健全であること(アニュラス内点検、原子炉格納容器エアロロック点検、原子炉格納容器内点検等を行う場合、適用しない)	・アニュラス	Δ	Δ											Δ		Δ				Δ

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▽解列	RCS降温	R/V開放	燃料取出	R/V特別点検	燃料装荷	R/V組立	起動試験	起動前弁点検	起動試験	▽並列													
RCS 水位		<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">RCS 満水</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">RCS 満水</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ミッドループ</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> </div>																							
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-1	6-2	5-1	5-2	4	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3		
放射性物質放出の防止機能	第71条 安全補機空空气净化系	モード3、4	<ul style="list-style-type: none"> 安全補機空空气净化系: 2系統動作可能 	<ul style="list-style-type: none"> 関連設備 安全補機空空气净化系 	×	×										×		×					×		
	第34条(表34-8) 燃料落下および燃料建屋空空气净化系計装	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	<ul style="list-style-type: none"> 燃料建屋空空气净化系: 2系統動作可能(照射済燃料取り扱う場合は除外) 手動起動: 1チャネル 燃料落下検知: 2チャネル 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料落下および燃料建屋空空气净化系計装 左記信号検出、伝送ライン 	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
	第72条 燃料取扱建屋空空气净化系	使用済燃料ピットでの照射済燃料移動中	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取扱建屋空空气净化系: 2系統動作可能(照射済燃料取り扱う場合は除外) 	<ul style="list-style-type: none"> 燃料取扱建屋空空气净化系 	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
第82条 原子炉キャビティ水位		モード6(キャビティ高水位)	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉キャビティ水位: EL31.4m以上(原子炉格納容器内での燃料移動中以外の期間において、計画的な原子炉キャビティ水位抜きによりモード6(低水位)に移行する場合、運転上の制限を適用しない) 	<ul style="list-style-type: none"> 1次冷却材系統 					△	△			△												
第83条 原子炉格納容器貫通部		モード5、6	<ul style="list-style-type: none"> 機器ハッチが全ボルトで閉じられていること(原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合、速やかに閉止できることを条件に以下のいずれかを満足する場合には開放することを許容する。この場合、運転上の制限を満足してはみない) 1次冷却材ポンプ停止中で余熱除去系統による冷却時、加圧器安全弁が健全であることおよび加圧器水位が10%~30%の範囲にある場合 原子炉キャビティ水位がEL31.4m以上である場合 	<ul style="list-style-type: none"> 原子炉格納容器機器ハッチ 原子炉格納容器エアロック 原子炉格納容器隔離弁 原子炉格納容器貫通部 					△	△			△												
第84条 使用済燃料ピットの水位および水温		全モード	<ul style="list-style-type: none"> 各エアロックが1つ以上のドアで閉止可能(閉止状態であることを含む) その他の貫通部のうち、隔離弁については閉止可能であること(閉止状態であることを含む)、隔離弁以外については閉止フランジまたは同等なものによって閉じられていること(原子炉格納容器内で燃料移動を行っていない場合は、速やかに閉止できることを条件に開放することが許容される。この場合、運転上の制限を満足してはみない) 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピット 	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
原子炉停止後の除熱機能	第37条 1次冷却系	モード3	<ul style="list-style-type: none"> 制御棒の引抜き操作が行える状態である場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が運転中 制御棒の引抜き操作が行える状態でない場合は、蒸気発生器による熱除去系2系統以上が動作可能であり、そのうち1系統以上が運転中 	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気発生器 1次冷却材系統 1次冷却材ポンプ 	×																		×		

主要工程

RCS 水位



RCS 満水
RCS 満水
ミッドループ

RCS 満水
RCS 満水
ミッドループ

RCS 満水
RCS 満水
ミッドループ

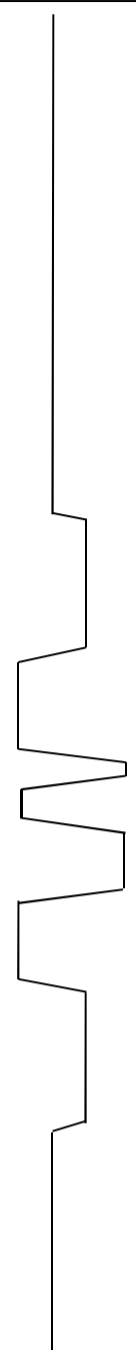
RCS 満水
RCS 満水
ミッドループ

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▽解列 RCS降温												▽並列								
		R/V開放	R/V特別点検	燃料取出	燃料装荷	R/V組立	起動試験	起動前弁点検	起動試験	調整運転												
		1次系ポンプ他点検 1次系復旧・検査												RCS漏れい・検査								
RCS水位		<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="width: 15%; border-bottom: 1px dashed black; padding-bottom: 5px;">キャビティ満水</div> <div style="width: 15%; border-bottom: 1px dashed black; padding-bottom: 5px;">RCS満水</div> <div style="width: 15%; border-bottom: 1px dashed black; padding-bottom: 5px;">ミッドループ</div> <div style="width: 15%; border-bottom: 1px dashed black; padding-bottom: 5px;">RCS全ブロー</div> </div>																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-1	6-2	5-1	5-2	4	5-1	5-2	4	3		
第42条 1次冷却系		モード6-1 (キャビティ低水位)	(1) 余熱除去系2系統が動作可能であり、そのうち1系統以上運転中(キャビティ水張りおよび水抜きを行っている場合は、余熱除去系への切替操作が可能であること、および他の1系統が運転中であることを条件に1系統を隔離することを許容) (2) 1次冷却材温度:65℃以下 余熱除去系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認。 主蒸気安全弁が蒸気発生器毎に下記の個数以上動作可能 原子炉熱出力 25%以下: 2個 主蒸気隔離弁が閉止可能(閉止状態にある場合は、適用しない)	余熱除去系統 ・1次冷却材系統					x													
第61条 主蒸気安全弁		モード3(原子炉起動時のモード3から主蒸気安全弁機能検査完了までを除く)	主蒸気安全弁が蒸気発生器毎に下記の個数以上動作可能 原子炉熱出力 25%以下: 2個	主蒸気安全弁	x																△	
第62条 主蒸気隔離弁		モード3	主蒸気隔離弁が閉止可能(閉止状態にある場合は、適用しない)	主蒸気隔離弁	△																△	
第63条 主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁		モード3	主給水隔離弁、主給水制御弁および主給水バイパス制御弁が閉止可能(閉止または手動弁で隔離された状態にある場合は、適用しない)	主給水隔離弁 主給水制御弁 主給水バイパス制御弁	△																△	
第64条 主蒸気逃がし弁		モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	主蒸気逃がし弁: 手動での開弁ができること 主蒸気逃がし弁が動作不能時は、第85条(表85-9)の運転上の制限も確認	主蒸気逃がし弁	x	△								△							x	
第65条 補助給水系		モード3	電動補助給水ポンプによる2系統およびタービン動補助給水ポンプによる1系統が動作可能(タービン動補助給水ポンプについては原子炉起動時のモード3において試運転に係る調整を行っている場合は適用しない) 補助給水系が動作不能時は、第85条(表85-8)の運転上の制限も確認 電動補助給水ポンプによる1系統以上が動作可能	補助給水系 電動補助給水ポンプ タービン動補助給水ポンプ	x																△	
第66条 復水タンク		モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	復水タンク水量(有効水量):520m3以上 復水タンク水量(有効水量)を確認する場合は、第85条(表85-14)の運転上の制限も確認	復水タンク	x	△															△	x

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モ-ド外	5-1	4	5-1	5-2	6-1	6-2	R/V組立	起動前弁点検	起動試験	▽並列		
炉心冷却機能	第51条 蓄圧タンク	モード3 (1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]起) (原子炉起動時のモード3(1次冷却材圧力が6.89MPa[gage]を超えた時点)から、全ての出口弁が全開となるまでの間は除く)	(1) ほう素濃度、ほう酸水量、圧力が制限値内 ・蓄圧タンクほう素濃度:2800ppm以上 ・蓄圧タンクほう酸水量(有効水量):29.0m ³ 以上 ・蓄圧タンク圧力:4.04MPa[gage]以上 (2) 蓄圧タンク出口弁全開 蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85-1~4)の運転上の制限も確認	・蓄圧タンク ・蓄圧タンク出口弁	△																		
			第52条 非常用炉心冷却系	モード3	(1) 高圧注入系:2系統動作可能 (2) 低圧注入系:2系統動作可能 高圧注入系が動作不能時は、第85条(表85-3および表85-4)の運転上の制限も確認 低圧注入系動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認	・高圧注入系 ・低圧注入系	×																×
原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	第53条 非常用炉心冷却系	モード4	(1) 高圧注入系または充てん系:1系統以上動作可能 (2) 低圧注入系:1系統以上動作可能(余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能であることを条件に、動作不能とはみなさない) 高圧注入系が動作不能時は第85条(表85-3および表85-4)の運転上の制限も確認 充てん系が動作不能時は第85条(表85-4)の運転上の制限も確認 低圧注入系が動作不能時は第85条(表85-4)の運転上の制限も確認	・高圧注入系 ・充てん系 ・低圧注入系		×																	×
			第54条 燃料取替用水タンク	モード3、4	・燃料取替用水タンクほう素濃度:2800ppm以上 ・燃料取替用水タンクほう酸水量(有効水量):1600m ³ 以上 燃料取替用水タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85-1~4)の運転上の制限も確認	・燃料取替用水タンク	×																
原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	第36条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	通常の1次冷却系の加熱・冷却時(原子炉起動、原子炉停止(異常時を除く)、1次冷却系の耐圧・漏れい検査および安全注入系逆止弁漏れい検査のための昇温、降温操作開始から終了まで)	・1次冷却材温度・圧力が原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制限範囲内 ・1次冷却材温度変化率(原子炉容器):55°C/h以下** ・1次冷却材温度変化率(加圧器)加熱率:55°C/h以下** ・1次冷却材温度変化率(加圧器)冷却率:110°C/h以下**	・1次冷却材系統	×																		×
			※: 瞬時の制限値逸脱は、運転上も制限を満足していないとはみなさない。																				



主要工程

RCS水位

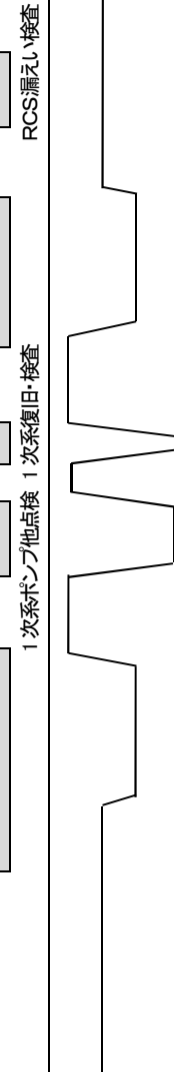
▽解列	RCS降温	燃料取出	R/V特別点検	燃料装荷	R/V組立	起動前弁点検	起動試験	調整運転

RCS漏れい検査
1次系復旧・検査

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

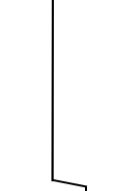
項目		保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	検査項目												
						▽並列 RCS降温	R/V開放	燃料取出	R/V特別点検	燃料装荷	R/V組立	起動試験	起動前弁点検	起動試験	▽並列 調整運転			
RCS水位				キヤビティ満水 RCS満水 ミッドループ RCS全ブロー		▽並列 RCS降温												
			モード3	動作可能であることを条件に2時間に限り1系統バイパスすることを許容。(表34)において同じ) (非常用炉心冷却系)(原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器換気空調隔離) ・原子炉格納容器圧力高(高-1):3チャンネル ・主蒸気ライン差圧高:各主蒸気ライン毎3チャンネル (原子炉格納容器スプレイ系)(原子炉格納容器隔離B) ・原子炉格納容器圧力異常高(高-3):3チャンネル (主蒸気ライン隔離) ・主蒸気ライン隔離作動論理回路:2系統*1 ・手動起動:2チャンネル ・原子炉格納容器圧力異常高(高-2):3チャンネル ・主蒸気ライン流量高と主蒸気ライン圧力低または1次冷却材平均温度異常低の一致:モード3(P-12超)(非常用炉心冷却系)参照	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器換気空調隔離 ・原子炉格納容器スプレイ系 ・原子炉格納容器隔離B ・左記信号検出、伝送ライン 													
			モード3(全主蒸気隔離弁が閉じている場合は除く)	(給水隔離) ・給水隔離作動論理回路:2系統*1 ・蒸気発生器水位異常高:1基あたり3チャンネル ・非常用炉心冷却系作動:本表の要求モード「モード3、4」、「モード3」、「モード3(P-11以上)」、「モード3(P-12超)」の非常用炉心冷却系参照 ・1次冷却材平均温度低(1次冷却材平均温度低:3チャンネルと本表の保安規定条文の「第34条(表34-2)原子炉保護系計装」のモード3、4、5(原子炉トリップしや断器が閉じ、制御棒の引き抜きが行える場合)参照 (非常用炉心冷却系)(原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器換気空調隔離) ・原子炉圧力低(3チャンネル)と加圧器水位低(3チャンネル)の一致 (インターロック) ・P-11(加圧器圧力):3チャンネル	<ul style="list-style-type: none"> ・給水隔離 ・非常用炉心冷却系 ・原子炉保護系計装 ・左記信号検出、伝送ライン 													
モード3(P-12超)	(非常用炉心冷却系)(原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器換気空調隔離) ・主蒸気ライン流量高(各主蒸気ライン毎2チャンネル)と主蒸気ライン圧力低(各主蒸気ライン毎3チャンネル)または1次冷却材平均温度異常低(3チャンネル)の一致	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器換気空調隔離 ・インターロック ・左記信号検出、伝送ライン 																

主要工程



高浜発電所 4 号機 第 2 4 回定期事業者検査時の安全管理の計画

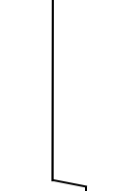
主要工程		▽並列																					
RCS 水位		▽解列	RCS降温	R/V開放	燃料取出	R/V特別点検	燃料装荷	R/V組立	起動試験	起動前弁点検	起動試験	調整運転											
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3		
安全上特に重要な関連機能 (電源供給)	第34条(表34-5) デイゼル発電機起動時装置 非常用炉心冷却系作動は第34条(表34-3)工学的安全施設等作動時装置の非常用炉心冷却系参照	モード3、4	(インターロック) ・P-12(1次冷却材平均温度):3チャンネル	・デイゼル発電機起動時装置 ・左記信号検出、伝送ライン	×																		
		モード5、6および照射済燃料移動中 モード3、4、5、6、照射済燃料移動中	(デイゼル発電機起動時装置) ・デイゼル発電機起動時装置 ・左記信号検出、伝送ライン (デイゼル発電機起動時装置) ・デイゼル発電機起動時装置 (デイゼル発電機起動時装置) ・非常用高圧母線低電圧:3チャンネル(所要の母線あたり)	・デイゼル発電機起動時装置 ・左記信号検出、伝送ライン ・デイゼル発電機起動時装置 ・左記信号検出、伝送ライン ・デイゼル発電機起動時装置 ・左記信号検出、伝送ライン			△	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×				×		×
第73条 外部電源		モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 3回線(当該原子炉に対する個々の非常用高圧母線全て)に対して電力供給ができる発電所外からの送電線の回線数とする)以上が動作可能(送電線事故の瞬停時は適用しない) (2) 上記外部電源のうち、1回線以上は他の回線に対して独立性を有していること(独立性を有するとは、「送電線の上流において1つの変電所または開閉所のみに関連しないこと」をいう。1つの変電所または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで連系が可能状態であれば、独立性を有しているとみなす)	・外部電源 ・起動用変圧器 ・予備変圧器 ・非常用高圧母線																			
第74条 デイゼル発電機		モード3、4	(1) デイゼル発電機:2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない) (2) 燃料油サービスタタンク貯油量(保有油量):1.10m ³ 以上(デイゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間)は適用しない	・デイゼル発電機 ・燃料油サービスタタンク	×																		
第75条 デイゼル発電機		モード5、6、モード外	(1) デイゼル発電機:2基動作可能(予備潤滑運転(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない)(デイゼル発電機には非常用発電機(非常用発電機とは所要の電力供給が可能なのをいう。なお、非常用発電機は複数の号炉で共用することができる。)1基を含めることができる) (2) 上記デイゼル発電機に対応する燃料油サービスタタンク貯油量(保有油量):1.10m ³ 以上(デイゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間)は適用しない	・デイゼル発電機 ・非常用発電機 ・燃料油サービスタタンク																			



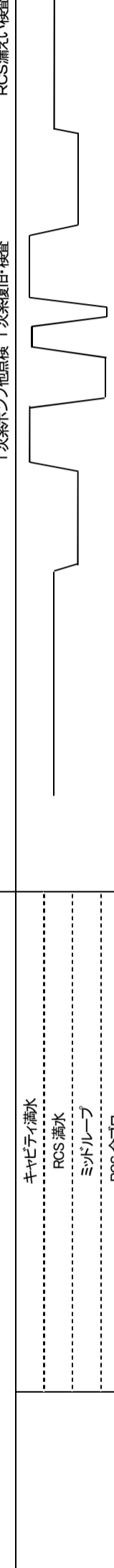
RCS 漏れい検査
1次系ポンプ他点検
1次系復旧検査

高浜発電所 4号機 第2 4 回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▽解列	RCS降温	R/V開放	燃料取出	R/V特別点検	燃料装荷	R/V組立	起動試験	起動前弁点検	起動試験	▽並列									
RCS 水位																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	4	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3		
	制御室外からの安全停止機能	モード3	<ul style="list-style-type: none"> ・ほう酸ポンプ ・加圧器圧力 ・充てん/高圧注入ポンプ ・加圧器後備ヒータ ・抽出水オリアフイス隔離弁 ・海水ポンプ ・原子炉補機冷却ポンプ ・電動補給水ポンプ ・加圧器水位 ・蒸気発生器水位(広域) ・蒸気発生器圧力 ・中性子束(中性子源領域) ・1次冷却材圧力(広域) ・1次冷却材温度(広域)(低温側) ・余熱除去ポンプ 	<ul style="list-style-type: none"> ・中央制御室外原子炉停止装置 ・左記信号検出、伝送ライン 	X														X		
項目	事故時のプラント状態監視機能	モード3	<ul style="list-style-type: none"> ・1次冷却材圧力: 2チャンネル ・加圧器水位: 2チャンネル ・1次冷却材温度(広域)(高温側): 3チャンネル ・1次冷却材温度(広域)(低温側): 3チャンネル (化学体積制御系計装)※ ・ほう酸タンク水位: 2チャンネル (主蒸気および給水、補助給水系計装)※ ・蒸気ライン圧力: 2チャンネル(各ライン) ・復水タンク水位: 2チャンネル ・蒸気発生器水位(広域): 3チャンネル ・蒸気発生器水位(狭域): 2チャンネル(各SG) ・補助給水流量: 3チャンネル (燃料取替用水系計装)※ ・燃料取替用水タンク水位: 2チャンネル (原子炉格納容器関連計装)※ ・格納容器水位(広域): 2チャンネル ・格納容器水位(狭域): 2チャンネル ・格納容器内圧力: 2チャンネル ・格納容器内温度: 2チャンネル ・格納容器内高レンジエリアモニタ(低レンジ): 2チャンネル ・格納容器内高レンジエリアモニタ(高レンジ): 2チャンネル (原子炉補機冷却系計装)※ ・原子炉補機冷却水サージタンク水位: 2チャンネル (制御用空気系計装) ・制御用空気圧力: 2チャンネル (安全注入系計装)※ 	<ul style="list-style-type: none"> ・事故時監視計装 ・左記信号検出、伝送ライン 	X																X
	第34条(表34-4) 事故時監視計装	モード3																			



高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▽解列	RCS降温	R/V開放	燃料取出	R/V特別点検	燃料装荷	R/V組立	起動試験	起動前弁点検	▽並列														
<p style="text-align: center;">RCS 水位</p> 																									
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-1	5-2	4	5-1	4	5-1	4	5-1	4	5-1	3	
重大事故等対応設備	第85条(表85-3-1の2) 1次冷却系のフューードアンドブリード	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・高圧安全注入流量: 2チャンネル ・低圧安全注入流量: 2チャンネル ※: 各計装が動作不能時は、第85条(表85-16)の運転上の制限も確認 (1) 高圧注入系2系統が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) 加圧器逃がし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能 <ul style="list-style-type: none"> ・充てん/高圧注入ポンプ: 2台 ・加圧器逃がし弁: 3台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める) (1) 高圧注入系が1系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) 低圧注入系が1系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) <ul style="list-style-type: none"> ・充てん/高圧注入ポンプ: 1台 ・余熱除去ポンプ: 1台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める) (1) 蓄圧タンク(ほう素濃度: 2800ppm以上) (2) 蓄圧タンク(ほう酸水量(有効水量): 29.0m ³ 以上(1基あたり)) (3) 蓄圧タンク(圧力: 4.04MPa[gage]以上) (モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]超の場合)) (4) 蓄圧タンク(圧力: 1.0MPa[gage]以上) (モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]以下の場合)、4、5、6の場合) (5) 蓄圧タンク出口弁が動作可能(手動での開弁および閉弁ができること) (6) 蓄圧タンク: 3基 (モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]超の場合)) (7) 蓄圧タンク: 2基 (モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]以下の場合)、4、5、6の場合)	<ul style="list-style-type: none"> ・充てん/高圧注入ポンプ ・燃料取替用水タンク ・加圧器逃がし弁 	×	△							△			△			×						
第85条(表85-4-1の2) 炉心注水-非常用炉心冷却系-	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6		<ul style="list-style-type: none"> ・充てん/高圧注入ポンプ ・余熱除去ポンプ ・燃料取替用水タンク ・蓄圧タンク	×	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	△			△		△	×
第85条(表85-4-2の2) 炉心注水-蓄圧注入系-	モード3、4、5、6	モード3、4、5、6		<ul style="list-style-type: none"> ・蓄圧タンク 	△	△	△	△	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	△		△	△	△	

調整運転

RCS漏れい検査

1次系ポンプ他点検

1次系復旧検査

項目		保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	▽解列		RCS降温		R/V特別点検		燃料取出		燃料装荷		R/V組立		起動試験		R/V並列	
						5-1	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-1	5-2	4	5-1	4	5-1	4
主要工程																					
RCS水位																					
				キャビティ満水 RCS 満水 ミッドループ RCS全ブロー																	
	第85条(表85-4-3の2) 代替炉心注水-B充てん/高圧注水ポンプ(自己冷却)による代替炉心注水-	モード3、4、5、6	B充てん/高圧注水ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) ・B充てん/高圧注水ポンプ(自己冷却):1台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める) ・復水タンク (表85-14-2の2)において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-1の2)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)	・B充てん/高圧注水ポンプ(自己冷却) ・復水タンク ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー																	
	第85条(表85-4-4の2) 代替炉心注水-A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS接続ライン使用)による代替炉心注水-	モード3、4、5、6	A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること) ・A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS接続ライン使用):1台 ・燃料取替用水タンク (表85-14-3の2)において運転上の制限を定める)	・A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS接続ライン使用) ・燃料取替用水タンク																	
	第85条(表85-4-5の2) 代替炉心注水-可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水-	モード3、4、5、6	可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水2系統が動作可能 ・可搬式代替低圧注水ポンプ:1台×2 ・電源車(可搬式代替低圧注水ポンプ用):1台×2 ・仮設組立式水槽:1台×2 ・送水車:1台×2 ・燃料油貯油そう (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)	・可搬式代替低圧注水ポンプ用) ・仮設組立式水槽 ・送水車 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー																	
	第85条(表85-4-6の2) 代替炉心注水-可搬式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水-	モード3、4、5、6	(1) A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS接続ライン使用)による代替循環系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) B余熱除去ポンプ(海水冷却)およびC充てん/高圧注水ポンプ(海水冷却)による高圧代替循環系、またはB余熱除去ポンプ(海水冷却)による低圧代替循環系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること)	・A格納容器スプレイポンプ(RHRS-CSS接続ライン使用) ・RS-CSS接続ライン使用) ・A格納容器スプレイ冷却器 ・A格納容器スプレイポンプ格納容器再循環ポンプ側入口隔離弁 ・格納容器再循環ポンプ ・格納容器再循環ポンプスクリーン																	

1次系ポンプ他点検 1次系復旧点検 RCS漏えい検査

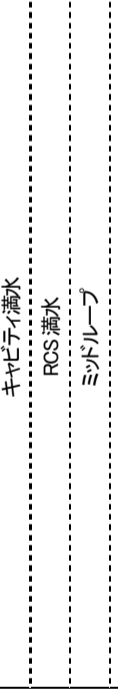
1次系復旧点検 RCS漏えい検査

キャビティ満水

RCS 満水

ミッドループ

RCS全ブロー

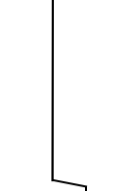


主要工程		▽並列 RCS降温										▽並列											
		R/V開放		燃料取出 R/V特別点検		燃料装荷		R/V組立		起動試験		起動前弁点検		起動試験		調整運転							
RCS 水位	<p>キャビティ満水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全ブロー</p>																						
	項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-1	5-2	4	5-1	4	5-1	4	3	
	第85条(表85-7-202) 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対流冷却および代替補機冷却	モード3、4、5、6	<p>(表85-16-1の2)において運転上の制限を定める)</p> <p>大容量ポンプによる海水供給系(大容量ポンプから海水管接続口まで)2系統が動作可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大容量ポンプ:1台×2(3号炉および4号炉の合計所要数) ・A、B格納容器再循環ユニット (表85-7-1の2)において運転上の制限を定める ・燃料油貯油そう <p>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンクローリー <p>(表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度/SA)用) ・B余熱除去ポンプ(海水冷却) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) ・空冷式非常用発電装置 <p>(表85-15-1の2)において運転上の制限を定める)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大容量ポンプ ・A、B格納容器再循環ユニット ・燃料油貯油そう ・タンクローリー ・可搬型温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度/SA)用) ・B余熱除去ポンプ(海水冷却) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) ・空冷式非常用発電装置 	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	第85条(表85-8-102) 蒸気発生器2次側による炉心冷却(注水)	モード3、4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	<p>(1) モード3および4(蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)において、復水タンクを水源とした電動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統(電動補助給水ポンプ2台で1系統(本表に限る))が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること)または</p> <p>(2) モード3において、復水タンクを水源としたタービン動補助給水ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること。タービン動補助給水ポンプは原子炉起動時のモード3において試験認可に係る調整を行っている場合は運転上の制限は適用しない。タービン動補助給水ポンプが動作可能とは現場手動による起動を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電動補助給水ポンプ:2台 ・タービン動補助給水ポンプ:1台 ・タービン動補助給水ポンプ起動弁(現場手動操作):1台 ・蒸気発生器:3基 ・復水タンク <p>(表85-14-2の2)において運転上の制限を定める)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置 ・(表85-15-1の2)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう 	<ul style="list-style-type: none"> ・電動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ ・タービン動補助給水ポンプ起動弁(現場手動操作) ・蒸気発生器 ・復水タンク ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー 	×	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	



高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		検査項目																			
RCS水位		▽解列	RCS降温	R/V開放	燃料取出	R/V特別点検	燃料装荷	R/V組立	起動試験	起動前弁点検	起動試験	起動試験	▽並列								
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-1	6-2	5-1	5-2	4	5-1	4	3		
			キヤベティ満水 RCS満水 ミッドループ RCS全ブロー																		
	第85条(表85-15-6の2)	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(表85-15-2の2)において運転上の制限を定める) ・ディーゼル発電機(他号炉) (表85-15-2の2)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう(他号炉) (表85-15-2の2)において運転上の制限を定める) ・電源車 (表85-15-3の2)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)	・電源車 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー																	
	第85条(表85-15-7の2)	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 燃料油貯油そうの油量(4基分):466m ³ 以上 (2) タンクローリー:3台が使用可能 (重大事故等対処設備の連続定格運転に必要な燃料を補給できる容量を有するもの。予備機1台を含む、3号炉および4号炉合計所要数)	代替所内電気設備からの給電系が使用可能 ・代替所内電気設備分電盤:1個 ・代替所内電気設備変圧器:1個 ・空弁式非常用発電装置 ・可搬式整流器 ・タンクローリー (表85-15-1の2)において運転上の制限を定める) ・可搬式整流器 (表85-15-5の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)	・代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備変圧器 ・空弁式非常用発電装置 ・可搬式整流器 ・タンクローリー ・燃料油貯油そう																
	第85条(表85-16-1の2)	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	主要パラメータ 代替パラメータ ・1次燃料高温警度(10H) ①主要パラメータの他グループ10H ②1次燃料低温警度(10H) ・1次燃料低温警度(10H) ①主要パラメータの他グループ10H ②1次燃料高温警度(10H) ・圧力出口温度10H ①1次燃料高温警度(10H) ②1次燃料低温警度(10H) ・1次燃料圧力10H ①主要パラメータの他グループ10H ②1次燃料高温警度(10H) ③1次燃料低温警度(10H) ・加圧器圧力10H ①1次燃料圧力10H ・加圧器水位10H ①主要パラメータの他グループ10H ②貯留水位10H ・原子炉水位10H ①加圧器水位10H	・左記監視設備 ・左記監視設備																	



高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▽並列											▽並列					
		RCS降温	R/V開放	燃料取出	R/V特別点検	燃料装荷	R/V組立	起動試験	起動前弁点検	起動試験	起動試験	起動試験	調整運転					
RCS水位		キヤビティ満水 RCS満水 ミッドループ RCS全ブロー																
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	4	5-1	4	5-1	4	3	
	ない。 ・要求内容の左側に主要パラメータを、右側に代替パラメータを記載している。	モード5、6 (原子炉圧力容器内の水位)	・[1]次油断検出1CH ・高圧安全注入流量1CH	・左記監視設備			X	X	X	X			X	X	X			
		モード3、4、5、6 (原子炉圧力容器への注水量)	・高圧制御安全注入流量1CH ・冷却注量1CH	・左記監視設備				X	X	X	X			X	X	X		
			・恒状値低圧注ポンプ出口流量1CH ・[1]冷却注量1CH ・[2]冷却注量1CH ・[3]冷却注量1CH ・[4]冷却注量1CH ・[5]冷却注量1CH ・[6]冷却注量1CH ・[7]冷却注量1CH ・[8]冷却注量1CH ・[9]冷却注量1CH ・[10]冷却注量1CH ・[11]冷却注量1CH ・[12]冷却注量1CH ・[13]冷却注量1CH ・[14]冷却注量1CH ・[15]冷却注量1CH ・[16]冷却注量1CH ・[17]冷却注量1CH ・[18]冷却注量1CH ・[19]冷却注量1CH ・[20]冷却注量1CH ・[21]冷却注量1CH ・[22]冷却注量1CH ・[23]冷却注量1CH ・[24]冷却注量1CH ・[25]冷却注量1CH ・[26]冷却注量1CH ・[27]冷却注量1CH ・[28]冷却注量1CH ・[29]冷却注量1CH ・[30]冷却注量1CH ・[31]冷却注量1CH ・[32]冷却注量1CH ・[33]冷却注量1CH ・[34]冷却注量1CH ・[35]冷却注量1CH ・[36]冷却注量1CH ・[37]冷却注量1CH ・[38]冷却注量1CH ・[39]冷却注量1CH ・[40]冷却注量1CH ・[41]冷却注量1CH ・[42]冷却注量1CH ・[43]冷却注量1CH ・[44]冷却注量1CH ・[45]冷却注量1CH ・[46]冷却注量1CH ・[47]冷却注量1CH ・[48]冷却注量1CH ・[49]冷却注量1CH ・[50]冷却注量1CH ・[51]冷却注量1CH ・[52]冷却注量1CH ・[53]冷却注量1CH ・[54]冷却注量1CH ・[55]冷却注量1CH ・[56]冷却注量1CH ・[57]冷却注量1CH ・[58]冷却注量1CH ・[59]冷却注量1CH ・[60]冷却注量1CH ・[61]冷却注量1CH ・[62]冷却注量1CH ・[63]冷却注量1CH ・[64]冷却注量1CH ・[65]冷却注量1CH ・[66]冷却注量1CH ・[67]冷却注量1CH ・[68]冷却注量1CH ・[69]冷却注量1CH ・[70]冷却注量1CH ・[71]冷却注量1CH ・[72]冷却注量1CH ・[73]冷却注量1CH ・[74]冷却注量1CH ・[75]冷却注量1CH ・[76]冷却注量1CH ・[77]冷却注量1CH ・[78]冷却注量1CH ・[79]冷却注量1CH ・[80]冷却注量1CH ・[81]冷却注量1CH ・[82]冷却注量1CH ・[83]冷却注量1CH ・[84]冷却注量1CH ・[85]冷却注量1CH ・[86]冷却注量1CH ・[87]冷却注量1CH ・[88]冷却注量1CH ・[89]冷却注量1CH ・[90]冷却注量1CH ・[91]冷却注量1CH ・[92]冷却注量1CH ・[93]冷却注量1CH ・[94]冷却注量1CH ・[95]冷却注量1CH ・[96]冷却注量1CH ・[97]冷却注量1CH ・[98]冷却注量1CH ・[99]冷却注量1CH ・[100]冷却注量1CH	・左記監視設備					X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
		モード3、4、5、6 (原子炉格納容器への注水量)	・恒状値低圧注ポンプ出口流量1CH ・高圧安全注入流量1CH	・左記監視設備			X	X	X	X			X	X	X	X	X	

主要工程		▽並列 RCS降温										▽並列												
		R/V開放		燃料取出 R/V特別点検		燃料装荷		R/V組立		起動前弁点検		起動試験		調整運転										
RCS 水位		<p>キャビティ満水 RCS 満水 ミッドグループ RCS 全ブロー</p>																						
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	5-1	4	3			
	第85条(表85-20-1) 通信連絡	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>(通信連絡設備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話(固定): 21台^{※1} ・衛星電話(携帯): 16台^{※1} ・衛星電話(可搬): 1台^{※1} ・トランシーバー: 90台^{※1} ・携行型通話装置: 36台^{※1} ・安全パラメータ表示システム(SPDS): 1系列^{※1※2} ・安全パラメータ伝送システム: 1系列^{※1※2} ・SPDS表示装置: 4台^{※1} ・緊急時衛星通報システム: 4台^{※1} ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX): 1系列^{※1※2} ・空冷式非常用発電装置 <p>(表85-15-1および表85-15-1の2)において運転上の制限を定める)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料油貯蔵所、タンクローリー <p>(表85-15-7および表85-15-7の2)において運転上の制限を定める)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源車(緊急時対策所用) <p>(表85-19-1)において運転上の制限を定める)</p> <p>※1: 1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数・系統数</p> <p>※2: 安全パラメータ表示システム(SPDS)および安全パラメータ伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または、衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることをいう。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、P電話、IP-FAXのいずれかにより通信可能であることをいう。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星電話(固定) ・衛星電話(携帯) ・衛星電話(可搬) ・トランシーバー ・携行型通話装置 ・安全パラメータ表示システム(SPDS) ・安全パラメータ伝送システム ・緊急時衛星通報システム ・SPDS表示装置 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX) ・空冷式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵所、タンクローリー ・電源車(緊急時対策所用) 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	第85条(表85-21-1の2) アクセサリーの確保	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<p>ブルドーザおよび油圧ショベルの所要数が動作可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブルドーザ: 2台(3号炉および4号炉の合計所要数) ・油圧ショベル: 1台(3号炉および4号炉の合計所要数) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブルドーザ ・油圧ショベル 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x		
特重施設を構成する設備																								

RCS漏れ検査

1次系ポンプ他点検 1次系復旧検査

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																				
	▽解列	RCS降温	R/V開放	燃料取出 R/V特別点検	燃料装荷	R/V組立	起動試験	起動前弁点検	調整試験	▽並列										
RCS 水位	キャビティ満水 RCS 満水 ミッドループ RCS 全ブロー																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モ-ド外	4	5-1	5-2	6-1	5-1	4	5-1	4	3

<div style="border: 2px solid black; height: 100%; width: 100%;"></div>																				
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

<p>▽並列</p> <p>RCS降温</p> <p>R/V開放</p> <p>燃料取出</p> <p>R/V特別点検</p> <p>燃料装荷</p> <p>R/V組立</p> <p>起動試験</p> <p>起動前弁点検</p> <p>▽並列</p> <p>調整運転</p>	<p>1次系ポンプ他点検 1次系復旧・検査</p> <p>RCS漏えい検査</p>	<p>主要工程</p>
	<p>キャビティ満水</p> <p>RCS 満水</p> <p>ミッドループ</p> <p>RCS 全フロー</p>	<p>RCS 水位</p>
<p>項目</p>	<p>保安規定条文</p>	<p>要求モード</p>
<p>3</p>	<p>関連設備</p>	<p>要求内容</p>
<p>4</p>	<p>5-1</p>	<p>5-2</p>
<p>6-1</p>	<p>6-2</p>	<p>モータ外</p>
<p>4</p>	<p>5-1</p>	<p>5-2</p>
<p>6-1</p>	<p>6-2</p>	<p>6-1</p>
<p>3</p>	<p>4</p>	<p>4</p>
<p>5-1</p>	<p>5-1</p>	<p>5-1</p>
<p>6-1</p>	<p>6-1</p>	<p>6-1</p>
<p>4</p>	<p>4</p>	<p>4</p>
<p>5-1</p>	<p>5-1</p>	<p>5-1</p>
<p>6-1</p>	<p>6-1</p>	<p>6-1</p>
<p>3</p>	<p>3</p>	<p>3</p>

高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

<p>▽解列 RCS降温</p> <p>燃料取出 R/V特別点検</p> <p>燃料装荷</p> <p>R/V組立</p> <p>起動試験</p> <p>起動前弁点検</p> <p>▽並列</p> <p>R/V開放</p> <p>R/V組立</p> <p>起動試験</p> <p>調整運転</p> <p>1次系ポンプ他点検 1次系復旧・検査</p> <p>RCS漏えい検査</p>	<p>主要工程</p>	<p>3</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>関連設備</p>	<p>要求内容</p>	<p>3</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>4</p> <p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>
<p>RCS 水位</p> <p>キャビティ満水</p> <p>RCS 満水</p> <p>ミッドループ</p> <p>RCS 全フロー</p>	<p>要求モード</p>	<p>要求内容</p>	<p>関連設備</p>	<p>要求内容</p>	<p>3</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>4</p> <p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	<p>5-1</p> <p>5-2</p> <p>6-1</p> <p>6-2</p> <p>モ-ド外</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>4</p> <p>5-1</p> <p>3</p>	

枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。

×	:機能要求あり(機能要求を満足すれば作業可能)
△	:条件付で機能要求あり(条件付機能要求を満足すれば作業可能)
	:機能要求なし(作業可能)

モード	原子炉の運転状態	原子炉容器スタットボルトの状態
3	1次冷却材温度 177°C以上	全ボルト締付
4	1次冷却材温度 93°C超 177°C未満	全ボルト締付
5-1	1次冷却材温度 93°C以下(RCS 満水)	全ボルト締付
5-2	1次冷却材温度 93°C以下(RCS 非満水)	全ボルト締付
6-1	1次冷却材温度 93°C以下(キベティ 低水位)	1本以上が緩められている
6-2	1次冷却材温度 93°C以下(キベティ 高水位)	1本以上が緩められている(全ボルト取り外し)
モード外	全ての燃料が原子炉格納容器の外にある状態	—

※ 本計画は、安全確保の方法の基本方針を示すものであり、詳細については、保安規定を参照すること。また、作業工程等の変更が生じた際においても、保安規定の遵守を徹底し、安全確保に努めるものとする。

別表

長期施設管理方針実施状況総括表

4号炉 長期施設管理方針実施状況総括表

長期施設管理方針※No.	長期施設管理方針に基づく活動内容			実施時期	第24 保全サイクル 実施計画	進捗状況※※	備考 ()内は実績を記載
	機器又は系統名	部位と経年劣化事象	活動項目				
1	蒸気発生器	伝熱管の損傷	蒸気発生器の伝熱管の損傷については、蒸気発生器取替を含めた保全方法を検討する。	中長期	-	未実施	
2	原子炉容器	胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化	原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化については、原子炉の運転時間および照射量を勘案し、第5回監視試験の実施計画を策定する。	中長期	-	実施済	(第23保全サイクルで実施済) 原子炉容器の胴部(炉心領域部)の中性子照射脆化について、原子炉の運転時間および照射量を勘案し、第5回監視試験の実施計画を策定した。 実施計画に基づき、第23回定期検査にて監視試験片の取り出しを実施した。
3	ドレン系統配管	母管(流れ加速型腐食)	配管の腐食(流れ加速型腐食)については、肉厚測定による実測データに基づき耐震安全性評価を実施した炭素鋼配管*1について、耐震性が確認できる板厚に到達するまでに、サポート改造等の設備対策を行い、これを反映した耐震安全性評価を実施する。 なお、サポート改造等の設備対策が完了するまでは、減肉傾向の把握およびデータ蓄積を継続して行い、減肉進展の実測データを反映した耐震安全性評価を実施する。	短期	-	実施済	(第21保全サイクルで実施済) ドレン系統配管について、第21回定期検査期間中にサポート改造等の設備対策を実施した。また、この工事を反映した耐震安全性評価を実施し、当該系統において必要最小肉厚tsrまでの減肉を想定しても、耐震安全性に影響がないことを確認した。
4	基準地震動による評価が必要な設備	耐震安全上考慮する必要がある経年劣化事象	基準地震動Ss-2~Ss-7に対する評価*1が必要な全ての機器・経年劣化事象*2 *1:弾性設計用地震動Sd-2~Sd-7に対する評価を含む。 *2:基準地震動Ss-1に対する評価結果から評価が厳しいと考えられる機器・経年劣化事象等については、基準地震動Ss-2~Ss-7に対する評価を実施し、耐震安全性を確認している。	短期	-	実施済	(第20保全サイクルで実施済) 基準地震動Ss-2~7に対する評価(弾性設計用地震動Sd)による評価を含む)が必要な全ての機器・経年劣化事象について、評価を実施した結果、耐震安全性に問題はないことを確認した。
5	主変圧器	コイル絶縁低下	主変圧器のコイルの絶縁低下については、絶縁紙の寿命評価に基づく取替の要否を判断し、要の場合には実施計画を策定する。	中長期	-	実施済	(第23保全サイクルで実施済) 主変圧器の寿命評価に基づく取替の実施計画を策定した。

添付書類四 定期事業者検査の判定方法

目 次

1. 定期事業者検査の判定方法	1
-----------------	---

表-1：検査の方法の考え方について

1. 定期事業者検査の判定方法

(1) 定期事業者検査の実施における考え方

定期事業者検査の実施にあたっては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第1項において検査の方法が規定されており、これに従い表-1に記載する方法に基づき、対象設備に対して定期事業者検査を実施する。

また、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第56条第2項では、定期事業者検査においては、一定の期間を設定し、その期間において技術基準に適合する状態を維持するかどうかを判定する方法で行うことが規定されている。

表-1の検査は、設備の点検に合わせて、又は点検の完了後に実施するものであり、その実施頻度は設備の点検頻度や原子炉を停止する頻度に基づいている。(添付書類三別紙 参照)

定期事業者検査の対象となる設備については、技術基準への適合維持が要求されていることから、その実施頻度の設定においては、所定の機能を発揮できなくなる前、すなわち技術基準に適合する状態を維持すると考えられる段階に点検を行うように考慮しており、その実施頻度を定期事業者検査の一定の期間とみなすことができる。この実施頻度から設定した定期事業者検査の一定の期間の最短は、原子炉を停止して実施する必要がある点検の最短の間隔に調整運転期間等を考慮した13ヶ月^{*}(定期事業者検査終了からの期間)である。

※：使用の状況等から別途点検を行う時期を評価し、定期事業者検査を実施すべき時期について原子力規制委員会の承認を受ける場合を除く。

なお、定期事業者検査の実施頻度の前提となるこれらの点検にあたっては、その対象設備が技術基準に適合する状態を維持するため、その点検頻度の設定にあたって前提とされた部品取替等の行為を保全活動の中で確実に行う。

また、機器の劣化、特性変化を定量的に評価し判定する検査については、上記にかかわらず、当該評価で判定に考慮する期間を一定の期間とする。これに該当する検査を(2)に示す。

(2) 一定の期間を考慮する定期事業者検査の判定について

定期事業者検査においては、(1)のとおり設定された頻度に基づき、設備が技術基準に適合していることを確認するが、機器の劣化、特性変化を定量的に評価し判定する以下の検査については、その判定に一定の期間を考慮する。

○原子炉を停止して実施する必要がある点検の最短の間隔に調整運転期間等を考慮した13ヶ月(定期事業者検査終了からの期間)以上を一定の期間として判定に考慮する検査

- ・原子炉格納容器全体漏えい率検査
- ・原子炉格納容器局部漏えい率検査
- ・クラス1機器供用期間中検査
- ・クラス2機器供用期間中検査
- ・重大事故等クラス2機器供用期間中検査

- ・クラス3機器供用期間中検査
- ・供用期間中特別検査のうちクラス2管(原子炉格納容器内)特別検査
- ・蒸気タービン開放検査
- ・炉内計装用シンプルチューブ体積検査
- ・2次系配管検査
- ・1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査
- ・重大事故等クラス3機器供用期間中検査
- ・重大事故等クラス1機器供用期間中検査

○また、第25サイクルの炉心設計に係わる以下の検査については、実運転期間(13ヶ月)に調整運転期間等を踏まえ、これに基づき判定を行う。

- ・原子炉停止余裕検査
- ・炉物理検査
- ・燃料集合体外観検査

なお、上記以外の検査については、その対象設備が技術基準に適合している状態を維持するため、その点検間隔の設定に当たって前提とされた部品取替等の行為を保全活動の中で確実にを行う。

表－1 検査の方法の考え方について

定期事業者検査	検査の方法	
① 開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法	分解検査及び開放検査	機器等を分解、開放した状態で、き裂、変形、摩耗等の有無を目視等により確認する。
	外観検査	機器等を分解又は開放しない状態で漏えい又はその形跡、き裂、変形等の有無を目視等により確認する。
	非破壊検査	一般社団法人日本機械学会「発電用原子力設備規格 維持規格」(JSME SNA1-20012/2013 追補/2014)に規定されている超音波探傷試験、渦流探傷試験、浸透探傷試験、目視試験等により、機器等の内外表面及び内部欠陥の有無等を確認する。
	漏えい(率)検査	系統及び機器等の点検完了後、所定の圧力において、漏えいの有無又は漏えい率 [*] を確認する。
② 試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法	特性検査	電気設備及び計測制御設備について、絶縁抵抗測定 ^{**} 、校正、設定値確認検査などを行い、機器等の特性を確認する。
	機能・性能検査	系統及び機器等の点検完了後、作動試験、試運転、インターロック試験等を行い、機器単体又は系統の機能・性能等を確認する。
	総合性能検査	各設備の点検完了後に、定格出力近傍で発電用原子炉施設の運転を行い、各原子力発電施設の運転状態が正常であること及び各種パラメータが妥当な値であることを確認する。

※：漏えい率の確認には、「②試運転その他の機能及び作動の状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

※※：絶縁抵抗測定には、「①開放、分解、非破壊検査その他の各部の損傷、変形、摩耗及び異常の発生状況を確認するために十分な方法」を兼ねるものがある。

上表の検査の方法にて実施する具体的な定期事業者検査は、点検計画（添付書類三 別紙）のとおり。

なお、当該点検計画に含まれる簡略点検は、定期事業者検査として実施しないが、部品の定期的な取替え、運転経験・劣化の進展予測、使用環境及び設置環境等を考慮して実施内容、頻度を定めている。

添付書類五 前回の定期事業者検査報告内容からの変更内容

目 次

1. 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更	1
2. 施設管理の実施に関する計画の変更	1
3. 定期事業者検査の判定方法の変更	1
4. 定期事業者検査の判定における一定の期間の設定において考慮した事項に関する説明書に関する変更	1

別紙－1：発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更前後表

別紙－2：施設管理の実施に関する計画の変更前後表

1. 発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更
別紙－１のとおり

2. 施設管理の実施に関する計画の変更
別紙－２のとおり

3. 定期事業者検査の判定方法の変更
なし

4. 定期事業者検査の判定における一定の期間の設定において考慮した事項に関する説明書に関する変更
なし

発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い
システムについて定量的に定める施設管理の
目標に関する変更前後表

発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更

変更理由

①DPRモデルの更新に伴い、蓄電池の
非待機時間 目標値を変更

②記載の適正化
書類体裁変更に伴うページ数の変更
以降の監視計画について、回修正を
実施

変更後

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
補助給水系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	[復水タンク] <168時間/2サイクル [復水タンク以外] 補助給水系(電動) トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル 補助給水系(タービン動) <240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	-	
2次系補助給水系統	プラント運転補助機能(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	-	
主単線結線系統	安全上特に重要な関連機能(非常用母線)(当該系)(MS-1)	<1回/サイクル	<8時間/2サイクル/母線	
2次系補機単線結線系統	電源供給機能(非常用を除く)(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	-	
直流電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	[直流母線] <2時間/2サイクル/母線 [蓄電池] <240時間/2サイクル/基	
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	-	
計器用電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<2時間/2サイクル/母線	
起動変圧器設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	-	

変更前

系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
補助給水系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	[復水タンク] <168時間/2サイクル [復水タンク以外] 補助給水系(電動) トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル 補助給水系(タービン動) <240時間/2サイクル	
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	-	
2次系補助給水系統	プラント運転補助機能(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	-	
主単線結線系統	安全上特に重要な関連機能(非常用母線)(当該系)(MS-1)	<1回/サイクル	<8時間/2サイクル/母線	
2次系補機単線結線系統	電源供給機能(非常用を除く)(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	-	
直流電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	[直流母線] <2時間/2サイクル/母線 [蓄電池] <105時間/2サイクル/基	
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル/基	
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	-	
計器用電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	<2時間/2サイクル/母線	
起動変圧器設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	-	

発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更

変更理由

高浜発電所原子炉施設保安規定
変更の反映に伴う記載追加
(警報なし津波対応の反映)

変更後

系統名	要求機能	保安活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
原子炉建屋	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(アニュラス部を構成する機能)(MS-1)	<1回/サイクル	-	
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	-	
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-	
	溢水による損傷防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-	
付属建屋	竜巻防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-	
取水口・放水口設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	-	
	浸水防護機能(MS-1)	<1回/サイクル	取水路防潮ゲート <240時間/2サイクル 潮位観測システム(防護用) -	
	浸水防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-	
	津波監視機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-	
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-	
重大事故等対応設備	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<720時間/2サイクル	
	1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	充てん/高圧注入ポンプ <240時間/2サイクル 加圧器遠がし弁 <72時間/2サイクル	

(13/17)

変更前

系統名	要求機能	保安活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
原子炉建屋	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(アニュラス部を構成する機能)(MS-1)	<1回/サイクル	-	
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	-	
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-	
	溢水による損傷防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-	
付属建屋	竜巻防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-	
取水口・放水口設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	-	
	浸水防護機能(MS-1)	<1回/サイクル	取水路防潮ゲート <240時間/2サイクル	
	浸水防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-	
	津波監視機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-	
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	-	
重大事故等対応設備	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<720時間/2サイクル	
	1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	充てん/高圧注入ポンプ <240時間/2サイクル 加圧器遠がし弁 <72時間/2サイクル	

(13/16)

発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更

変更理由

変更後

変更前

高浜発電所原子炉施設保安規定
変更の反映に伴う記載追加
(送水車導入に伴う記載の見直し)

(15/17)

系統名	要求機能	保安活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
重大事故等対処設備	蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<72時間/2サイクル	
	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	水素濃度低減 (静的触媒式水素再結合装置) <72時間/2サイクル 水素濃度低減 (原子炉格納容器水素燃焼装置) - 水素濃度監視 <720時間/2サイクル	
	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	(Aアニュラス空気浄化系) <72時間/2サイクル (代替空気(窒素)系統) <240時間/2サイクル	
	使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水から使用済燃料ピットへの注水 - 使用済燃料ピットへのスプレイ - 使用済燃料ピットの監視 -	
	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	重大事故等の収束に必要な水の供給設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水を用いた復水タンクへの補給 <240時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (復水タンク) <72時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ) <720時間/2サイクル 燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル	

(15/16)

系統名	要求機能	保安活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
重大事故等対処設備	蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<72時間/2サイクル	
	水素爆発による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	水素濃度低減 (静的触媒式水素再結合装置) <72時間/2サイクル 水素濃度低減 (原子炉格納容器水素燃焼装置) - 水素濃度監視 <720時間/2サイクル	
	水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	(Aアニュラス空気浄化系) <72時間/2サイクル (代替空気(窒素)系統) <240時間/2サイクル	
	使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水から使用済燃料ピットへの注水 - 使用済燃料ピットへのスプレイ - 使用済燃料ピットの監視 - ガソリン用ドラム缶による燃料補給 <48時間/2サイクル	
	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	重大事故等の収束に必要な水の供給設備(SA-2)	<1回/サイクル	海水を用いた復水タンクへの補給 <240時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 給 <720時間/2サイクル 燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル 復水タンク <72時間/2サイクル	

発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更

変更理由

蓄電池（3系統目）の運用開始に伴う記載の追加

変更後

系統名	要求機能	保安活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
重大事故等対処設備	電源設備(SA-2)	<1回/サイクル	空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、電源車、蓄電池(3系統目) <720時間/2サイクル 蓄電池(安全防護系用) — 可搬式整流器 <240時間/2サイクル 代替所内電気設備 <72時間/2サイクル 燃料油貯油そう、タンクローリー <48時間/2サイクル	(16/17)
	計装設備(-)	<2回/サイクル	記録以外 <720時間/2サイクル 記録 —	
	中央制御室(SA-2)	<1回/サイクル	中央制御室非常用循環系 <72時間/2サイクル 可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 <240時間/2サイクル	
	監視測定設備(SA-2)	<1回/サイクル	—	
	緊急時対策所(SA-2)	<1回/サイクル	居住性(緊急時対策所エリアモニタ) — 居住性(緊急時対策所エリアモニタ以外) <240時間/2サイクル	
	通信連絡を行うために必要な設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	その他の設備(-)	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル	

変更前

系統名	要求機能	保安活動管理指標		備考
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	
重大事故等対処設備	電源設備(SA-2)	<1回/サイクル	空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、電源車 <720時間/2サイクル 蓄電池 — 可搬式整流器 <240時間/2サイクル 代替所内電気設備 <72時間/2サイクル 燃料油貯油そう、タンクローリー <48時間/2サイクル	(16/16)
	計装設備(-)	<2回/サイクル	記録以外 <720時間/2サイクル 記録 —	
	中央制御室(SA-2)	<1回/サイクル	中央制御室非常用循環系 <72時間/2サイクル 可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 <240時間/2サイクル	
	監視測定設備(SA-2)	<1回/サイクル	—	
	緊急時対策所(SA-2)	<1回/サイクル	居住性(緊急時対策所エリアモニタ) — 居住性(緊急時対策所エリアモニタ以外) <240時間/2サイクル	
	通信連絡を行うために必要な設備(SA-2)	<1回/サイクル	<240時間/2サイクル	
	その他の設備(-)	<2回/サイクル	<240時間/2サイクル	

発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更

変更前	変更後	変更理由												
<p style="text-align: center;">な し</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-style: dashed;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 15%;">系統名</th> <th rowspan="2" style="width: 25%;">要求機能</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">保全活動管理指標</th> <th rowspan="2" style="width: 15%;">備考</th> </tr> <tr> <th style="width: 20%;">MPFF回数 目標値</th> <th style="width: 20%;">非待機時間 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 特定重大事事故等対処施設を構成する設備 </td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(17/17)</p>	系統名	要求機能	保全活動管理指標		備考	MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値	特定重大事事故等対処施設を構成する設備					<p>特定重大事事故等対処設備の運用開始に伴う監視項目の追加</p>
系統名	要求機能			保全活動管理指標			備考							
		MPFF回数 目標値	非待機時間 目標値											
特定重大事事故等対処施設を構成する設備														

施設管理の実施に関する計画の
変更前後表

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

目次

機器又は系統名	ページ
原子炉本体	1/28
[炉心]	23/28
[車室、円板、隔壁、噴口、翼、重錘]	23/28
[調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]	1/28
[復水器]	
[燃料取扱設備]	
[蒸気タービンに付属する熱交換器]	
[使用済燃料貯蔵設備]	
[使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備]	
[貯水設備並びに給水処理設備]	
[燃料取替用水設備]	
[蒸気タービンに付属する管等]	
[その他設備]	3/28
原子炉冷却系統施設	
[一次冷却材の循環設備]	
[主蒸気・主給水設備]	
[余熱除去設備]	
[非常用炉心冷却設備]	
[化学体積制御設備]	
[蒸気タービンの附属設備]	
[原子炉補機冷却水設備]	28/28
[原子炉補機冷却海水設備]	28/28
[原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置]	
計測制御系統施設	11/28
[制御材]	
[制御棒駆動装置]	
[工学的安全施設等の作動信号]	
[ほう酸注入機能を有する設備]	
[ほう酸再生設備]	
[制御用空気設備]	
[その他設備]	
放射性廃棄物の廃棄施設	14/28
[気体、液体又は固体廃棄物処理設備]	16/28
放射線管理施設	
[放射線管理用計測装置]	
[換気設備]	
原子炉格納施設	20/28
[原子炉格納容器]	
[圧力低減設備その他の安全設備]	
原子力設備	23/28
[その他設備]	
原子力設備・タービン設備	23/28
[その他設備]	

別表-1：クラス1機器使用期間中検査10年計画
 別表-2：クラス2機器使用期間中検査10年計画
 別表-3：クラス3機器使用期間中検査10年計画
 別表-4：クラス1機器N1基金使用部位特別検査10年計画
 別表-5：クラス2管（原子炉格納容器内）特別検査10年計画
 別表-6：原子炉格納容器使用期間中検査10年計画
 別表-7：重大事故等クラス2機器使用期間中検査10年計画
 別表-8：重大事故等クラス3機器使用期間中検査10年計画

変更後

目次

機器又は系統名	ページ
原子炉本体	1/38
[炉心]	17/38
[車室、円板、隔壁、噴口、翼、重錘]	17/38
[調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]	
[復水器]	
[燃料取扱設備]	
[蒸気タービンに付属する熱交換器]	
[使用済燃料貯蔵設備]	
[使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備]	
[貯水設備並びに給水処理設備]	
[燃料取替用水設備]	
[蒸気タービンに付属する管等]	
[その他設備]	3/38
原子炉冷却系統施設	
[一次冷却材の循環設備]	
[主蒸気・主給水設備]	
[余熱除去設備]	
[非常用炉心冷却設備]	
[化学体積制御設備]	
[蒸気タービンの附属設備]	
[原子炉補機冷却水設備]	
[原子炉補機冷却海水設備]	
[原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置]	
計測制御系統施設	13/38
[制御材]	
[制御棒駆動装置]	
[工学的安全施設等の作動信号]	
[ほう酸注入機能を有する設備]	
[ほう酸再生設備]	
[制御用空気設備]	
[その他設備]	
放射性廃棄物の廃棄施設	17/38
[気体、液体又は固体廃棄物処理設備]	19/38
放射線管理施設	
[放射線管理用計測装置]	
[換気設備]	
原子炉格納施設	26/38
[原子炉格納容器]	
[圧力低減設備その他の安全設備]	
原子力設備	30/38
[その他設備]	
原子力設備・タービン設備	30/38
[その他設備]	

別表-1：クラス1機器使用期間中検査7年計画
 別表-2：クラス2機器使用期間中検査10年計画
 別表-3：クラス3機器使用期間中検査10年計画
 別表-4：クラス1機器N1基金使用部位特別検査7年計画
 別表-5：クラス2管（原子炉格納容器内）特別検査10年計画
 別表-6：原子炉格納容器使用期間中検査10年計画
 別表-7：重大事故等クラス2機器使用期間中検査10年計画
 別表-8：重大事故等クラス3機器使用期間中検査10年計画
 別表-9：電線電設クラス2機器使用期間中検査10年計画
 別表-10：クラス1機器特別検査5年計画

変更理由

- 書類体裁変更に伴うページ数の変更
目次のページ数について、同修正を実施。
- 特定重大事故等対処施設設置に伴う重大事故クラス1機器供用期間中検査の追加
- ②の追加に伴う別表番号の繰り下がり
- 大板3号機の加圧器スプレイ配管溶接部欠陥指示事象の水平展開によるクラス1配管特別検査の追加

機器又は系統名	ページ
蒸気タービン	31/38
[車室、円板、隔壁、噴口、翼、重錘]	
[調速装置及び非常調速装置並びに調速装置で制御される主要弁]	
[復水器]	
[燃料取扱設備]	
[蒸気タービンに付属する熱交換器]	
[使用済燃料貯蔵設備]	
[使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備]	
[貯水設備並びに給水処理設備]	
[燃料取替用水設備]	
[蒸気タービンに付属する管等]	
[その他設備]	
その他発電用原子炉の附属施設	36/38
[浸水防護施設]	
[常用電源設備]	
[火災防護施設]	
[非常用発電装置]	
[その他の電源装置]	
土木建築設備	38/38
プラント総合	38/38

変更理由

①記載の適正化
過去実績の記載を削除
以降の記載について、実績が発生
した項目に対し同修正を実施。

②記載の適正化
書類体裁変更に伴うページ数の変更
以降の点検計画について、同修正を
実施

② (1/38)

変更後

1. 点検計画

機器又は系統名	実装数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実 施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 (() 内は適用する 設備監視技術)	
原子炉本体 【炉心】	照射済燃料集合体	※ 1式	1. 外観点検	高	1F	○	燃料集合体外観検査	※: 炉心設計による	
	照射済燃料集合体(取出燃料)	※ 1式	1. 外観点検	高	1F	○	燃料集合体外観検査	※: 炉心設計による	
	燃料集合体	157体	1. 外観点検(炉内配置)	高	1F	○	燃料集合体炉内配置検査		
	内挿物 (1) 制御棒クラススタ (2) バーナブルホイスン (3) プラキングデバイス (4) 2次中性子源	※ 1式	1. 外観点検(炉内配置)	高	1F	○	燃料集合体炉内配置検査	※: 炉心設計による	
	原子炉本体のうち炉心		1. 機能・性能試験	高	1F	○	原子炉停止余裕検査 炉物理検査	定期事業者検査起動後	
原子炉本体 【原子炉容器】	原子炉容器		1. 開放点検	高	13M	○			
	制御棒クラススタ室内管支持ピン	104本	1. 外観点検	高	3F	○	構造健全性検査		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱設備】	燃料移送装置	1式	1. 機能・性能試験(リフティング フレーム) 1. 機能・性能試験 2. 分解点検他	高	1F 39M~195M	○ ○	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査(動作・インターロック 試験等)	一部先行実施	
	燃料取扱クレーン		1. 機能・性能試験 2. 分解点検他	高	1F 39M~195M	○ ○	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査(動作・インターロック 試験等)		
	使用済燃料ピットクレーン		1. 機能・性能試験 2. 分解点検他	高	1F 39M~195M	○ ○	燃料取扱装置機能検査 1次系換気装置機能検査 燃料取扱設備検査(動作・インターロック 試験等)	先行実施	
	新燃料エレベータ		1. 機能・性能試験 2. 分解点検他	高	1F 39M~195M	○ ○	燃料取扱設備検査 燃料取扱設備検査(動作・インターロック 試験等)	先行実施	
	燃料取扱建屋クレーン		1. 機能・性能試験 2. 簡易点検(年次点検)	高	1F 12M	○ ○	燃料取扱設備検査 燃料取扱設備検査(動作・インターロック 試験等)	先行実施 プラント運転中	
	燃料取扱工具	1式	1. 外観点検	高	1F	○	燃料取扱設備検査(動作・インターロック 試験等)	先行実施	
	燃料収蔵フック		1. 外観点検	高	1F	○	燃料取扱設備検査(動作・インターロック 試験等)		
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【燃料取扱設備】その他機器	1式	1. 分解点検他	高・低	13M	○		先行実施	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵設備】	事故時監視計器 水位監視計器 温度監視計器	2個 2個	1. 特性試験	高	13M	○	プラント状態監視設備機能検査	
		1次系非制御装置	1式	1. 特性試験	高	13M	○	非制御系監視設備機能検査	
使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置		1式	1. 機能・性能試験	高	13M	○	可搬型重大事故等対処設備機能検査		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【使用済燃料貯蔵設備】その他機器		1式	1. 特性試験他	高	13M	○			

② (1/38)

変更前

1. 点検計画

機器又は系統名	実装数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実 施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 (() 内は適用する 設備監視技術)	
原子炉本体 【炉心】	照射済燃料集合体	※ 1式	1. 外観点検	高	1F	○	燃料集合体外観検査	※: 炉心設計による	
	照射済燃料集合体(取出燃料)	※ 1式	1. 外観点検	高	1F	○	燃料集合体外観検査	※: 炉心設計による	
	燃料集合体	157体	1. 外観点検(炉内配置)	高	1F	○	燃料集合体炉内配置検査		
	内挿物 (1) 制御棒クラススタ (2) バーナブルホイスン (3) プラキングデバイス (4) 2次中性子源	※ 1式	1. 外観点検(炉内配置)	高	1F	○	燃料集合体炉内配置検査	※: 炉心設計による	
	原子炉本体のうち炉心		1. 機能・性能試験	高	1F	○	原子炉停止余裕検査 炉物理検査	定期事業者検査起動後	
原子炉本体 【原子炉容器】	原子炉容器		1. 開放点検	高	13M	○			
	制御棒クラススタ室内管支持ピン	104本	1. 外観点検	高	3F	○	構造健全性検査		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取扱設備】	燃料移送装置	1式	1. 機能・性能試験(リフティング フレーム) 1. 機能・性能試験 2. 分解点検他	高	1F 39M~195M	○ ○	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査(動作・インターロック 試験等)	一部先行実施	
	燃料取扱クレーン		1. 機能・性能試験 2. 分解点検他	高	1F 39M~195M	○ ○	燃料取扱装置機能検査 燃料取扱設備検査(動作・インターロック 試験等)		
	使用済燃料ピットクレーン		1. 機能・性能試験 2. 分解点検他	高	1F 39M~195M	○ ○	燃料取扱装置機能検査 1次系換気装置機能検査 燃料取扱設備検査(動作・インターロック 試験等)	先行実施	
	新燃料エレベータ		1. 機能・性能試験 2. 分解点検他	高	1F 39M~195M	○ ○	燃料取扱設備検査 燃料取扱設備検査(動作・インターロック 試験等)	先行実施	
	燃料取扱建屋クレーン		1. 機能・性能試験 2. 簡易点検(年次点検)	高	1F 12M	○ ○	燃料取扱設備検査 燃料取扱設備検査(動作・インターロック 試験等)	先行実施 プラント運転中	
	燃料取扱工具	1式	1. 外観点検	高	1F	○	燃料取扱設備検査(動作・インターロック 試験等)	先行実施	
	燃料収蔵フック		1. 外観点検	高	1F	○	燃料取扱設備検査(動作・インターロック 試験等)		
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【燃料取扱設備】その他機器	1式	1. 分解点検他	高・低	13M	○		先行実施	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵設備】	事故時監視計器 水位監視計器 温度監視計器	2個 2個	1. 特性試験	高	13M	○	プラント状態監視設備機能検査	200回施設定検時に設置
		1次系非制御装置	1式	1. 特性試験	高	13M	○	非制御系監視設備機能検査	一部200回施設定検時に設置
使用済燃料ピット監視カメラ空冷装置		1式	1. 機能・性能試験	高	13M	○	可搬型重大事故等対処設備機能検査	200回施設定検時に設置	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設【使用済燃料貯蔵設備】その他機器		1式	1. 特性試験他	高	13M	○		200回施設定検時に設置	

施設管理の実施に関する計画の変更

(2/38)

(2/28)

変更理由

変更後

変更前

- ①記載の適正化
(原子炉施設保安規定変更に伴い、消防ポンプから送水車に変更したことによる変更)
- ②記載の適正化
(保全重要度の適正化により、使用済燃料ピット冷却器の保全重要度を「低」から「高」に変更した。保全を見直したものでない。)
- ③記載の適正化
(A使用済燃料ピットフィルタ逆洗プロローブ用リミットスイッチ他をカウントしたことによる周期の変更)
- ④記載の適正化
(A使用済燃料ピットフィルタ逆洗用送給供給用リミットスイッチ他をカウントしたことによる周期の変更)
- ⑤記載の適正化
(支持構造物RF-142-8N(燃料取替用水系統)の保全重要度を「高」から「低」に変更した。保全を見直したものでない。)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備試験技術		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】	可搬式代替低圧送水ポンプ・電動機	2台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	23回	可搬型重大事故等対応設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 20回施設定検時に設置 20回施設定期検査より追加	
	消防ポンプ	72台	2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機)	高	130M 78M	○	-	-	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 20回施設定検時に設置 2021.3より設置	
	使用済燃料ピット浄化冷却設備		1.機能・性能試験(ポンプ、電動機含む)	低	1F	○	23回	使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系機能検査		
	A使用済燃料ピットポンプ・電動機		1.分解点検(ポンプ) 2.緊急点検(潤滑油入替)	低	78M CBM	-	20回 11回		先行実施 (振動診断:3M)	
	B使用済燃料ピットポンプ・電動機		1.分解点検(ポンプ) 1.分解点検(電動機) 2.緊急点検(潤滑油入替)	低	78M CBM 13M	-	21回 12回 23回		先行実施 (振動診断:3M)	
	A使用済燃料ピットフィルタ		1.開放点検	低	130M	-	20回		先行実施	
	B使用済燃料ピットフィルタ		1.開放点検	低	130M	-	19回		先行実施	
	A使用済燃料ピット冷却器		1.開放点検(管値) 1.開放点検(胴値) 2.非破壊試験	低	195M 195M	-	20回 20回		先行実施	
	B使用済燃料ピット冷却器		1.開放点検(管値) 1.開放点検(胴値) 2.非破壊試験	高	195M 195M 195M	-	20回 20回 20回	1次系熱交換器検査	先行実施	
	C使用済燃料ピット冷却器		1.開放点検(ガスケットパッキング取替)	高	130M	-	23回			
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】その他の弁	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低	B 130M	○	20回 23回	1次系弁検査 1次系弁検査		
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.緊急点検(特性試験)	高・低	B 65M	○	21回 21回	1次系弁検査 1次系弁検査	一部先行実施	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】その他機器	1式	1.分解点検他 1.分解点検他	高	104M~130M 13M~208M	○	- 23回		一部先行実施 一部BMあり	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取替用水設備】	A燃料取替用水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機) 3.緊急点検(潤滑油入替)	高	8F 130M 104M 13M	-	20回 20回 20回 23回	1次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断:3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		B燃料取替用水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機) 3.緊急点検(潤滑油入替)	高	8F 130M 104M 13M	-	22回 22回 20回 23回	1次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断:3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取替用水設備】その他の弁		1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B 130M	○	20回 23回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	一部先行実施	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取替用水設備】その他の弁駆動部		1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B 182M	○	16回 16回	1次系弁検査	一部先行実施	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取替用水設備】その他機器		1式	1.分解点検他 1.分解点検他	高 低	65M~130M 104M~130M	○	22回 23回		一部先行実施 一部BMあり 一部先行実施	

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備試験技術		
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】	可搬式代替低圧送水ポンプ・電動機	2台	1.機能・性能試験	高	1Y	○	22回	可搬型重大事故等対応設備機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 20回施設定検時に設置 20回施設定期検査より追加	
	消防ポンプ	72台	2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機)	高	130M 78M	○	-	-	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 20回施設定検時に設置 20回施設定期検査より追加	
	使用済燃料ピット浄化冷却設備		1.機能・性能試験(ポンプ、電動機含む)	低	1F	○	23回	使用済燃料貯蔵槽冷却浄化系機能検査		
	A使用済燃料ピットポンプ・電動機		1.分解点検(ポンプ) 1.分解点検(電動機) 2.緊急点検(潤滑油入替)	低	78M CBM	-	20回 11回		先行実施 (振動診断:3M)	
	B使用済燃料ピットポンプ・電動機		1.分解点検(ポンプ) 1.分解点検(電動機) 2.緊急点検(潤滑油入替)	低	78M CBM 13M	-	21回 12回 22回		先行実施 (振動診断:3M)	
	A使用済燃料ピットフィルタ		1.開放点検	低	130M	-	20回		先行実施	
	B使用済燃料ピットフィルタ		1.開放点検	低	130M	-	19回		先行実施	
	A使用済燃料ピット冷却器		1.開放点検(管値) 1.開放点検(胴値) 2.非破壊試験	低	195M 195M	-	20回 20回		先行実施	
	B使用済燃料ピット冷却器		1.開放点検(管値) 1.開放点検(胴値) 2.非破壊試験	低	195M 195M 195M	-	20回 20回 20回	1次系熱交換器検査	先行実施	
	C使用済燃料ピット冷却器		1.開放点検(ガスケットパッキング取替)	高	130M	-	20回		13回施設定検時に設置	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】その他の弁	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低	B 130M	○	20回 21回	1次系弁検査 1次系弁検査		
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.緊急点検(特性試験)	高・低	B 65M	○	21回 21回	1次系弁検査 1次系弁検査	一部先行実施	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【使用済燃料貯蔵槽冷却浄化設備】その他機器	1式	1.分解点検他 1.分解点検他	高	104M~130M 13M~130M	○	22回 22回		一部先行実施 一部BMあり 一部先行実施	
	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取替用水設備】	A燃料取替用水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機) 3.緊急点検(潤滑油入替)	高	8F 130M 104M 13M	-	20回 20回 20回 22回	1次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断:3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		B燃料取替用水ポンプ・電動機		1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 2.分解点検(電動機) 3.緊急点検(潤滑油入替)	高	8F 130M 104M 13M	-	22回 22回 20回 22回	1次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断:3M) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取替用水設備】その他の弁		1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B 130M	○	20回 20回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	一部先行実施	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取替用水設備】その他の弁駆動部		1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B 182M	○	16回 16回	1次系弁検査	一部先行実施	
核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設 【燃料取替用水設備】その他機器		1式	1.分解点検他 1.分解点検他	高 低	65M~260M 104M~130M	○	22回 22回		一部先行実施 一部BMあり 一部先行実施	

施設管理の実施に関する計画の変更

(3/38)

(3/28)

変更理由

変更後

変更前

記載の適正化
(4号機第2,3回定期事業者検査にて
実施した施設に伴う本数の変更)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は程度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する 設備(貯蔵設備)
原子炉冷却系統施設 【一次冷却材の循環設備】	A 蒸気発生器 伝熱管 3,243本	1.非破壊試験	高	13M	○	23回	蒸気発生器伝熱管体積検査	
		2.開放点検		13M	○	23回		
		3.簡易点検(スラッジランシング)		13M	○	23回		
		4.簡易点検(ガスケット取替他)		13M	○	23回		
	B 蒸気発生器 伝熱管 3,247本	1.非破壊試験	高	13M	○	23回	蒸気発生器伝熱管体積検査	
		2.開放点検		13M	○	23回		
		3.簡易点検(スラッジランシング)		13M	○	23回		
		4.簡易点検(ガスケット取替他)		13M	○	23回		
	C 蒸気発生器 伝熱管 3,253本	1.非破壊試験	高	13M	○	23回	蒸気発生器伝熱管体積検査	
		2.開放点検		13M	○	23回		
		3.簡易点検(スラッジランシング)		13M	○	23回		
		4.簡易点検(ガスケット取替他)		13M	○	23回		
加圧器安全弁	4V-RC-055 4V-RC-056 4V-RC-057	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	加圧器安全弁機能検査	
		2.漏えい試験		B	○	23回		加圧器安全弁漏えい検査
加圧器逃がし弁	4-PCV-454C	3.分解点検	高	13M	○	23回	加圧器安全弁分解検査	
		1.機能・性能試験(駆動部含む)		1F	○	23回		加圧器逃がし弁機能検査
加圧器逃がし弁駆動部	4-PCV-454C	2.漏えい試験	高	1F	○	23回	加圧器逃がし弁漏えい検査	
		3.分解点検		20M	—	23回		加圧器逃がし弁分解検査
加圧器逃がし弁駆動部	4-PCV-454C	1.分解点検	高	13M	○	23回	加圧器逃がし弁駆動部	
		2.簡易点検(特性試験)		13M	○	23回		
加圧器逃がし弁	4-PCV-455A	1.機能・性能試験(駆動部含む)	高	1F	○	23回	加圧器逃がし弁機能検査	
		2.漏えい試験		1F	○	23回		加圧器逃がし弁漏えい検査
加圧器逃がし弁駆動部	4-PCV-455A	3.分解点検	高	20M	○	23回	加圧器逃がし弁分解検査	
		1.分解点検		13M	○	23回		
加圧器逃がし弁	4-PCV-455B	2.簡易点検(特性試験)	高	13M	○	23回	加圧器逃がし弁駆動部	
		1.機能・性能試験(駆動部含む)		1F	○	23回		加圧器逃がし弁機能検査
加圧器逃がし弁駆動部	4-PCV-455B	2.漏えい試験	高	1F	○	23回	加圧器逃がし弁漏えい検査	
		3.分解点検		20M	○	23回		加圧器逃がし弁分解検査
加圧器逃がし弁	4-PCV-455B	1.分解点検	高	13M	○	23回	加圧器逃がし弁駆動部	
		2.簡易点検(特性試験)		13M	○	23回		

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は程度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する 設備(貯蔵設備)
原子炉冷却系統施設 【一次冷却材の循環設備】	A 蒸気発生器 伝熱管 3,244本	1.非破壊試験	高	13M	○	22回	蒸気発生器伝熱管体積検査	
		2.開放点検		13M	○	22回		
		3.簡易点検(スラッジランシング)		13M	○	22回		
		4.簡易点検(ガスケット取替他)		13M	○	22回		
	B 蒸気発生器 伝熱管 3,247本	1.非破壊試験	高	13M	○	22回	蒸気発生器伝熱管体積検査	
		2.開放点検		13M	○	22回		
		3.簡易点検(スラッジランシング)		13M	○	22回		
		4.簡易点検(ガスケット取替他)		13M	○	22回		
	C 蒸気発生器 伝熱管 3,256本	1.非破壊試験	高	13M	○	22回	蒸気発生器伝熱管体積検査	
		2.開放点検		13M	○	22回		
		3.簡易点検(スラッジランシング)		13M	○	22回		
		4.簡易点検(ガスケット取替他)		13M	○	22回		
加圧器安全弁	4V-RC-055 4V-RC-056 4V-RC-057	1.機能・性能試験	高	1F	○	22回	加圧器安全弁機能検査	
		2.漏えい試験		B	○	22回		加圧器安全弁漏えい検査
加圧器逃がし弁	4-PCV-454C	3.分解点検	高	13M	○	22回	加圧器安全弁分解検査	
		1.機能・性能試験(駆動部含む)		1F	○	22回		加圧器逃がし弁機能検査
加圧器逃がし弁駆動部	4-PCV-454C	2.漏えい試験	高	1F	○	22回	加圧器逃がし弁漏えい検査	
		3.分解点検		20M	○	21回		加圧器逃がし弁分解検査
加圧器逃がし弁	4-PCV-455A	1.分解点検	高	13M	○	22回	加圧器逃がし弁駆動部	
		2.簡易点検(特性試験)		13M	○	22回		
加圧器逃がし弁駆動部	4-PCV-455A	1.機能・性能試験(駆動部含む)	高	1F	○	22回	加圧器逃がし弁機能検査	
		2.漏えい試験		1F	○	22回		加圧器逃がし弁漏えい検査
加圧器逃がし弁	4-PCV-455A	3.分解点検	高	20M	—	22回	加圧器逃がし弁分解検査	
		1.分解点検		13M	○	22回		
加圧器逃がし弁駆動部	4-PCV-455A	2.簡易点検(特性試験)	高	13M	○	22回	加圧器逃がし弁駆動部	
		1.機能・性能試験(駆動部含む)		1F	○	22回		加圧器逃がし弁機能検査
加圧器逃がし弁	4-PCV-455B	2.漏えい試験	高	1F	○	22回	加圧器逃がし弁漏えい検査	
		3.分解点検		20M	—	22回		加圧器逃がし弁分解検査
加圧器逃がし弁駆動部	4-PCV-455B	1.分解点検	高	13M	○	22回	加圧器逃がし弁駆動部	
		2.簡易点検(特性試験)		13M	○	22回		

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

- ①記載の適正化
(A)加圧器スプレイ弁 I/P 変換器
用ミストセパレーター他をカウントし
たことによる周期の変更)
- ②記載の適正化
(加圧器逃しタンクスプレイ弁 (補
給水) 用リミットスイッチをカウン
トしたことによる周期の変更)
- ③記載の適正化
(加圧器逃しタンク出口弁用リミッ
トスイッチ他をカウントしたことによ
る周期の変更)
- ④記載の適正化
(CS-11-21N (原子炉冷却却
系統) 他の保全面積を「高」から
「低」に変更した。
保全面積を見直したものはない。)

(4/38)

変更後

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 (() 内は適用する 設備診断技術)		
原子炉冷却系統施設 【一次冷却材の補償設備】	加圧器逃し弁弁弁	4V-KC-054A	1.機能・性能試験 (駆動部含む) 2.分解点検	高	1F 130M	○ -	22回 20回	加圧器逃し弁弁弁機能検査		
	加圧器逃し弁弁弁駆動部	4V-KC-054A	1.分解点検	高	150M	-	20回			
	加圧器逃し弁弁弁	4V-KC-054B	1.機能・性能試験 (駆動部含む) 2.分解点検	高	1F 130M	○ -	23回 21回	加圧器逃し弁弁弁機能検査		
	加圧器逃し弁弁弁駆動部	4V-KC-054B	1.分解点検	高	150M	-	20回			
	加圧器逃し弁弁弁	4V-KC-054C	1.機能・性能試験 (駆動部含む) 2.分解点検	高	1F 130M	○ -	23回 21回	加圧器逃し弁弁弁機能検査		
	加圧器逃し弁弁弁駆動部	4V-KC-054C	1.分解点検	高	150M	-	20回			
	A 1次冷却材ポンプ・電動機	A 1次冷却材ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	1次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後	
			2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	○	14回			
			2.分解点検 (電動機)	高	104M	○	19回			
			2.分解点検 (メカニカルシール)	高	13M	○	22回	1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査		
			2.分解点検 (フライホイール)	高	104M	○	19回			
			3.緊急点検 (潤滑油入替他)	高	26M	○	22回			
B 1次冷却材ポンプ・電動機			B 1次冷却材ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	1次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後
				2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	-	23回		
				2.分解点検 (電動機)	高	104M	-	23回		
				2.分解点検 (メカニカルシール)	高	13M	○	22回	1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査	
				2.分解点検 (フライホイール)	高	104M	-	23回		
				3.緊急点検 (潤滑油入替他)	高	26M	○	22回		
C 1次冷却材ポンプ・電動機	C 1次冷却材ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	1次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後		
		2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	-	19回				
		2.分解点検 (電動機)	高	104M	-	20回				
		2.分解点検 (メカニカルシール)	高	13M	○	22回	1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査			
		2.分解点検 (フライホイール)	高	104M	-	20回				
		3.緊急点検 (潤滑油入替他)	高	26M	○	22回				
加圧器	加圧器	1.開放点検 2.緊急点検 (マンホールガスケット取)	高	39M 13M	- ○	23回 23回				
原子炉冷却系統施設【一次冷却材の補償設備】 【その他の弁】	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B 29M	- -	23回 23回	1次系弁検査 1次系弁検査			
原子炉冷却系統施設【一次冷却材の補償設備】 【その他の弁駆動部】	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.緊急点検 (特性試験)	高	B 13M 13M~200M	○ ○ ○	23回 23回 23回	1次系弁検査 1次系弁検査			
原子炉冷却系統施設【一次冷却材の補償設備】 【その他機器】	1式	1.分解点検他 1.分解点検他	低	13M~200M	○	23回		一部BMあり		

(4/28)

変更前

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 (() 内は適用する 設備診断技術)		
原子炉冷却系統施設 【一次冷却材の補償設備】	加圧器逃し弁弁弁	4V-KC-054A	1.機能・性能試験 (駆動部含む) 2.分解点検	高	1F 130M	○ -	22回 20回	加圧器逃し弁弁弁機能検査		
	加圧器逃し弁弁弁駆動部	4V-KC-054A	1.分解点検	高	150M	-	20回			
	加圧器逃し弁弁弁	4V-KC-054B	1.機能・性能試験 (駆動部含む) 2.分解点検	高	1F 130M	○ -	22回 21回	加圧器逃し弁弁弁機能検査		
	加圧器逃し弁弁弁駆動部	4V-KC-054B	1.分解点検	高	150M	-	20回			
	加圧器逃し弁弁弁	4V-KC-054C	1.機能・性能試験 (駆動部含む) 2.分解点検	高	1F 130M	○ -	22回 21回	加圧器逃し弁弁弁機能検査		
	加圧器逃し弁弁弁駆動部	4V-KC-054C	1.分解点検	高	150M	-	20回			
	A 1次冷却材ポンプ・電動機	A 1次冷却材ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	22回	1次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後	
			2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	-	14回			
			2.分解点検 (電動機)	高	104M	-	19回			
			2.分解点検 (メカニカルシール)	高	13M	○	22回	1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査		
			2.分解点検 (フライホイール)	高	104M	-	19回			
			3.緊急点検 (潤滑油入替他)	高	26M	○	22回			
B 1次冷却材ポンプ・電動機			B 1次冷却材ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	22回	1次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後
				2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	○	13回		
				2.分解点検 (電動機)	高	104M	○	17回		
				2.分解点検 (メカニカルシール)	高	13M	○	22回	1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査	
				2.分解点検 (フライホイール)	高	104M	○	17回		
				3.緊急点検 (潤滑油入替他)	高	26M	○	21回		
C 1次冷却材ポンプ・電動機	C 1次冷却材ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	22回	1次冷却材ポンプ機能検査	一部定期事業者検査起動後		
		2.分解点検 (ポンプ)	高	130M	-	19回				
		2.分解点検 (電動機)	高	104M	-	20回				
		2.分解点検 (メカニカルシール)	高	13M	○	22回	1次冷却材ポンプメカニカルシール分解検査			
		2.分解点検 (フライホイール)	高	104M	-	20回				
		3.緊急点検 (潤滑油入替他)	高	26M	○	21回				
加圧器	加圧器	1.開放点検 2.緊急点検 (マンホールガスケット取替)	高	39M 13M	○ ○	23回 22回				
原子炉冷却系統施設【一次冷却材の補償設備】 【その他の弁】	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B 26M	○ ○	21回 21回	1次系弁検査 1次系弁検査			
原子炉冷却系統施設【一次冷却材の補償設備】 【その他の弁駆動部】	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.緊急点検 (特性試験)	高	B 13M 13M	○ ○ ○	22回 22回 22回	1次系弁検査 1次系弁検査			
原子炉冷却系統施設【一次冷却材の補償設備】 【その他機器】	1式	1.分解点検他 1.分解点検他	低	65M~260M 62M~130M	○ ○	22回 22回		一部BMあり		

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

記載の適正化
(A主給水流量制御弁リミットスイッチ
その他をカウントしたことによる周期
の変更)

変更後

(5/38)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 (() 内は適用する 設備試験機)	
原子炉冷却系統施設 〔主蒸気・主給水設備〕	主蒸気安全弁	1V-MS-526A 1V-MS-527A 1V-MS-528A 1V-MS-529A 1V-MS-530A 1V-MS-531A 1V-MS-532A 1V-MS-526C 1V-MS-527C 1V-MS-528C 1V-MS-529C	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	主蒸気安全弁機能検査	
					B	○	22回	主蒸気安全弁漏えい検査	
					30M	○	22回		
		1V-MS-530B 1V-MS-527B 1V-MS-528B 1V-MS-529B 1V-MS-530B 1V-MS-531B 1V-MS-532B 1V-MS-530C 1V-MS-531C 1V-MS-532C	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	主蒸気安全弁機能検査	
					B	—	23回	主蒸気安全弁漏えい検査	
					30M	—	23回		
	主蒸気逃がし弁	4-PCV-3610 4-PCV-3620 4-PCV-3630	1.機能・性能試験(駆動部含む) 2.漏えい試験 3.分解点検	高	1F	○	23回	主蒸気逃がし弁機能検査 最終ヒートシンク熱輸送設備作動検査	
					B	○	23回	主蒸気逃がし弁漏えい検査	
					13M	○	23回		
	主蒸気逃がし弁駆動部	4-PCV-3610 4-PCV-3620 4-PCV-3630	1.分解点検 2.簡易点検(特性試験)	高	13M	○	23回		
					13M	○	23回		
					13M	○	23回		
主蒸気隔離弁	1V-MS-533A 1V-MS-533B 1V-MS-533C	1.機能・性能試験(駆動部含む) 2.分解点検	高	1F	○	23回	主蒸気隔離弁機能検査		
				39M	○	21回	2次系弁検査		
				39M	—	23回	2次系弁検査		
原子炉冷却系統施設〔主蒸気・主給水設備〕 その他の弁	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検(グラウンドパッキン取替)	高	B	○	23回	2次系弁検査		
				52M~130M	○	23回	2次系弁検査		
				65M	—	23回			
原子炉冷却系統施設〔主蒸気・主給水設備〕 その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検(特性試験)	高	B	—	23回	2次系弁検査		
				52M~150M	—	23回			
				13M~52M	○	23回			
原子炉冷却系統施設〔主蒸気・主給水設備〕 その他機器	1式	1.分解点検他 1.分解点検他	高	13M~195M	○	23回			
				低	13M~195M	○	23回	一部BMあり	

(5/28)

変更前

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実施 計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 (() 内は適用する 設備試験機)	
原子炉冷却系統施設 〔主蒸気・主給水設備〕	主蒸気安全弁	1V-MS-526A 1V-MS-527A 1V-MS-528A 1V-MS-529A 1V-MS-530A 1V-MS-531A 1V-MS-532A 1V-MS-526C 1V-MS-527C 1V-MS-528C 1V-MS-529C	1.機能・性能試験	高	1F	○	22回	主蒸気安全弁機能検査	
					B	—	22回	主蒸気安全弁漏えい検査	
					30M	—	22回		
		1V-MS-530B 1V-MS-527B 1V-MS-528B 1V-MS-529B 1V-MS-530B 1V-MS-531B 1V-MS-532B 1V-MS-530C 1V-MS-531C 1V-MS-532C	1.機能・性能試験	高	1F	○	22回	主蒸気安全弁機能検査	
					B	○	21回	主蒸気安全弁漏えい検査	
					30M	○	21回		
	主蒸気逃がし弁	4-PCV-3610 4-PCV-3620 4-PCV-3630	1.機能・性能試験(駆動部含む) 2.漏えい試験 3.分解点検	高	1F	○	22回	主蒸気逃がし弁機能検査 最終ヒートシンク熱輸送設備作動検査	最終ヒートシンク熱輸送設備作動検査は20回施設定期検査より追加
					B	○	22回	主蒸気逃がし弁漏えい検査	
					13M	○	22回		
	主蒸気逃がし弁駆動部	4-PCV-3610 4-PCV-3620 4-PCV-3630	1.分解点検 2.簡易点検(特性試験)	高	13M	○	22回		
					13M	○	22回		
					13M	○	22回		
主蒸気隔離弁	1V-MS-533A 1V-MS-533B 1V-MS-533C	1.機能・性能試験(駆動部含む) 2.分解点検	高	1F	○	22回	主蒸気隔離弁機能検査		
				39M	—	21回	2次系弁検査		
				39M	○	20回	2次系弁検査		
原子炉冷却系統施設〔主蒸気・主給水設備〕 その他の弁	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検(グラウンドパッキン取替)	高	B	○	22回	2次系弁検査		
				52M~130M	○	22回	2次系弁検査		
				65M	○	21回			
原子炉冷却系統施設〔主蒸気・主給水設備〕 その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検 3.簡易点検(特性試験)	高	B	○	22回	2次系弁検査		
				52M~150M	○	22回			
				13M~52M	○	22回			
原子炉冷却系統施設〔主蒸気・主給水設備〕 その他機器	1式	1.分解点検他 1.分解点検他	高	13M~195M	○	22回			
				低	13M~195M	—	21回	一部BMあり	

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

- ① 4 A 余熱除去冷却器出口非再生冷却器入口連絡弁をその他の弁分解点検から移動したことによる変更。
安全を見直したものではありません。
- ② 記載の適正化
(A 余熱除去冷却器出口非再生冷却器入口連絡弁用リミットスイッチ他をカウントしたことによる周期の変更)
- ③ 記載の適正化
項目追加時期の明確化

(7/38)

変更後

機器又は系統名	実数数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する設備除技術	
原子炉冷却系統施設 【余熱除去設備】	原子炉冷却系統施設【余熱除去設備】 その他の弁	1. 機能・性能試験	高	B	○	23回	1次系弁検査		
		2. 分解点検					1次系安全弁検査		
		3. 磨損点検(グラウンドバックン取替)					1次系弁検査		
	原子炉冷却系統施設【余熱除去設備】 その他の弁駆動部	1. 機能・性能試験	高	B	○	23回	1次系弁検査		
		2. 分解点検							
		3. 磨損点検(特性試験)							
	原子炉冷却系統施設【余熱除去設備】 その他機器	1. 分解点検他	高	654~2004	○	23回			
	原子炉冷却系統施設 【非常用炉心冷却設備】	高圧及び低圧注入系 【余熱除去設備(低圧注入機能)を含む】 その他原子炉注水系	1. 機能・性能試験(ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む) 1. 機能・性能試験(ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	23回	非常用炉心冷却系機能検査 その他原子炉注水系機能検査	【対象設備】 ・ A 高圧注入系 ・ B 高圧注入系(自己冷却) ・ C 高圧注入系(海水による電動機冷却) ・ A 低圧注入系 ・ B 低圧注入系(海水による電動機冷却)
	高圧注入系主要弁	4-LCV-121D	1. 分解点検	高	130M	-	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
		4-LCV-121E	1. 分解点検	高	130M	-	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	
4V-SI-023A		1. 分解点検	高	130M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-023B		1. 分解点検	高	130M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-042A		1. 分解点検	高	130M	-	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-042B		1. 分解点検	高	130M	-	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-099A		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
4V-SI-099B		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
4V-SI-099C		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
4V-SI-048A		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-048B		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-048C		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査		
4V-SI-106A		1. 分解点検	高	260M	○	-	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	19回施設定期検査より追加	
4V-SI-106B		1. 分解点検	高	260M	○	-	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	19回施設定期検査より追加	
4V-SI-106C		1. 分解点検	高	260M	○	-	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	19回施設定期検査より追加	
4V-SI-087A		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
4V-SI-087B		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
4V-SI-087C		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
4V-SI-088		1. 分解点検	高	130M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
高圧注入系主要弁駆動部		1. 分解点検	高	150M	○	20回			
蓄圧注入系	1. 機能・性能試験(弁、駆動部等含む)	高	1F	○	23回	非常用炉心冷却系機能検査 その他原子炉注水系機能検査			

(7/28)

変更前

機器又は系統名	実数数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する設備除技術	
原子炉冷却系統施設 【余熱除去設備】	原子炉冷却系統施設【余熱除去設備】 その他の弁	1. 機能・性能試験	高	B	○	22回	1次系弁検査		
		2. 分解点検					1次系安全弁検査		
		3. 磨損点検(グラウンドバックン取替)					1次系弁検査		
	原子炉冷却系統施設【余熱除去設備】 その他の弁駆動部	1. 機能・性能試験	高	B	○	22回	1次系弁検査		
		2. 分解点検							
		3. 磨損点検(特性試験)							
	原子炉冷却系統施設【余熱除去設備】 その他機器	1. 分解点検他	高	654~2004	○	22回			
	原子炉冷却系統施設 【非常用炉心冷却設備】	高圧及び低圧注入系 【余熱除去設備(低圧注入機能)を含む】 その他原子炉注水系	1. 機能・性能試験(ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む) 1. 機能・性能試験(ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	22回	非常用炉心冷却系機能検査 その他原子炉注水系機能検査	【対象設備】 ・ A 高圧注入系 ・ B 高圧注入系(自己冷却) ・ C 高圧注入系(海水による電動機冷却) ・ A 低圧注入系 ・ B 低圧注入系(海水による電動機冷却) 20回施設定期検査より追加
	高圧注入系主要弁	4-LCV-121D	1. 分解点検	高	130M	-	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加
		4-LCV-121E	1. 分解点検	高	130M	-	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加
4V-SI-023A		1. 分解点検	高	130M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加	
4V-SI-023B		1. 分解点検	高	130M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加	
4V-SI-042A		1. 分解点検	高	130M	-	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加	
4V-SI-042B		1. 分解点検	高	130M	-	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加	
4V-SI-099A		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
4V-SI-099B		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
4V-SI-099C		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
4V-SI-048A		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加	
4V-SI-048B		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加	
4V-SI-048C		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水系主要弁分解検査	その他原子炉注水系主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加	
4V-SI-106A		1. 分解点検	高	260M	-	-	非常用炉心冷却系主要弁分解検査	20回施設定期検査より追加	
4V-SI-106B		1. 分解点検	高	260M	-	-	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
4V-SI-106C		1. 分解点検	高	260M	-	-	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
4V-SI-087A		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
4V-SI-087B		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
4V-SI-087C		1. 分解点検	高	260M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
4V-SI-088		1. 分解点検	高	130M	-	20回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査		
高圧注入系主要弁駆動部		1. 分解点検	高	150M	-	20回			
蓄圧注入系	1. 機能・性能試験(弁、駆動部等含む)	高	1F	○	22回	非常用炉心冷却系機能検査 その他原子炉注水系機能検査	その他原子炉注水系機能検査は20回施設定期検査より追加		

施設管理の実施に関する計画の変更

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

変更後

変更前

- ①特定重大事故等対処施設設置に伴う追加
- ②記載の適正化
(ほう酸注入タンク循環出口第1止め弁用リミットスイッチ他をカウントしたことによる周期の変更)
- ③記載の適正化
(ほう酸注入タンク循環出口第2止め弁用リミットスイッチ他をカウントしたことによる周期の変更)

(9/38)

機器又は系統名	実数(機器名)	点検及び試験の項目	保金の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 (○内は適用する設備形態技術)
原子炉冷却系統施設 【非常用炉心冷却設備】	①							
原子炉冷却系統施設【非常用炉心冷却設備】 その他の弁	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低	B	○	23回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
				52M~260M	○	23回	1次系弁検査 1次系止弁検査	
原子炉冷却系統施設【非常用炉心冷却設備】 その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B	○	23回	1次系弁検査	
				52M~182M	○	23回		
		3.緊急点検(特性試験)	高	52M~268M	○	23回		
原子炉冷却系統施設【非常用炉心冷却設備】 その他機器	1式	1.分解点検他	高	130M~260M	○	23回		
		1.分解点検他	低	20M~208M	○	23回		一部BMあり 一部先行実施

(8/28)

機器又は系統名	実数(機器名)	点検及び試験の項目	保金の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 (○内は適用する設備形態技術)
原子炉冷却系統施設 【非常用炉心冷却設備】								
蓄圧注入系主要弁	4V-SI-132A	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水主要弁分解検査	その他原子炉注水主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加
	4V-SI-132B	1.分解点検	高	130M	○	15回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水主要弁分解検査	その他原子炉注水主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加
	4V-SI-132C	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水主要弁分解検査	その他原子炉注水主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加
	4V-SI-134A	1.分解点検	高	130M	○	18回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水主要弁分解検査	その他原子炉注水主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加
	4V-SI-134B	1.分解点検	高	130M	○	17回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水主要弁分解検査	その他原子炉注水主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加
	4V-SI-134C	1.分解点検	高	130M	—	21回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水主要弁分解検査	その他原子炉注水主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加
	4V-SI-136A	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水主要弁分解検査	その他原子炉注水主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加
	4V-SI-136B	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水主要弁分解検査	その他原子炉注水主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加
	4V-SI-136C	1.分解点検	高	130M	—	22回	非常用炉心冷却系主要弁分解検査 その他原子炉注水主要弁分解検査	その他原子炉注水主要弁分解検査は20回施設定期検査より追加
蓄圧注入系主要弁駆動部	1式	1.分解点検	高	166M	—	20回		
A蓄圧タンク	1.開放点検	高	130M	—	20回			
B蓄圧タンク	1.開放点検	高	130M	—	20回			
C蓄圧タンク	1.開放点検	高	130M	—	20回			
ほう酸注入タンク	1.開放点検	高	130M	—	20回			
燃料取替用水タンク	1.開放点検	高	130M	—	17回			
格納容器再循環サブスタラーン	1.外観点検	高	1F	○	22回			
格納容器再循環サブスタラーン	1.外観点検	高	10F	—	22回		原子炉格納容器再循環サブスタラーン検査	19回施設定期時に設置
燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 3.緊急点検(電動機)	高	1F	○	22回		その他原子炉注水系機能検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	20回施設定期時に設置 20回施設定期検査より追加
				130M	—	—		
				78M	—	—		
				13M	○	22回		
低圧代替低圧注水系	1.機能・性能試験(ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	22回		原子炉格納容器安全系機能検査 その他原子炉注水系機能検査	20回施設定期時に設置 その他原子炉注水系機能検査は20回施設定期検査より追加
低圧代替低圧注水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(ポンプ) 3.緊急点検(電動機)	高	B	—	—		原子炉格納容器安全系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	20回施設定期時に設置 その他原子炉注水系ポンプ分解検査は20回施設定期検査より追加
				130M	—	—		
				78M	—	—		
①原子炉冷却系統施設【非常用炉心冷却設備】 その他の弁	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低	B	○	23回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
				52M~260M	○	23回	1次系弁検査 1次系止弁検査	
原子炉冷却系統施設【非常用炉心冷却設備】 その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B	○	23回	1次系弁検査	
				52M~182M	○	23回		
		3.緊急点検(特性試験)	高	52M~268M	○	23回		
原子炉冷却系統施設【非常用炉心冷却設備】 その他機器	1式	1.分解点検他	高	130M~260M	○	23回		
		1.分解点検他	低	20M~208M	○	23回		一部BMあり 一部先行実施

変更理由

変更後

(10/38)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保安の重要性	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術)
原子炉冷却系統施設 〔化学体積制御設備〕	A充てん/高圧注入ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	化学体積制御系機能検査	定期事業者検査起動後
		1.1.分解点検(ポンプ)	高	117M	—	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断:3M)
		1.2.分解点検(電動機)		104M	—	22回		
		2.磨耗点検(潤滑油入替他)		20M	○	23回		
		1.1.分解点検(ポンプ)	高	117M	—	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断:3M)
		1.2.分解点検(電動機)		104M	—	21回		
	B充てん/高圧注入ポンプ・電動機	1.1.分解点検(ポンプ)	高	117M	—	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断:3M)
		1.2.分解点検(電動機)		104M	—	21回		
		2.磨耗点検(潤滑油入替他)		20M	○	23回		
	C充てん/高圧注入ポンプ・電動機	1.1.分解点検(ポンプ)	高	117M	—	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断:3M)
		1.2.分解点検(電動機)		104M	—	23回		
		2.磨耗点検(潤滑油入替他)		20M	○	23回		
	体積制御タンク	1.開放点検	高	130M	—	18回		
	冷却材フィルタ	1.開放点検	高	130M	—	20回		
	A冷却材脱塩塔入口フィルタ	1.開放点検	高	130M	—	20回		先行実施
	B冷却材脱塩塔入口フィルタ	1.開放点検	高	130M	—	20回		先行実施
	非再生冷却器	1.開放点検(管側)	高	130M	—	20回		
		1.開放点検(胴側)		195M	—	20回		
		2.非破壊試験		130M	—	20回	1次系熱交換器検査	
	その他原子炉注水系主要弁	4V-CS-218	1.分解点検	高	130M	—	23回	その他原子炉注水系主要弁分解検査
4V-CS-219		1.分解点検	高	130M	—	23回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	
4V-CS-233		1.分解点検	高	130M	○	19回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	
4V-CS-234		1.分解点検	高	130M	○	19回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	
原子炉冷却系統施設〔化学体積制御設備〕 その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	23回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
		2.分解点検		13M~260M	○	23回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査	一部先行実施
原子炉冷却系統施設〔化学体積制御設備〕 その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	23回	1次系弁検査	
		2.分解点検		13M~150M	○	23回		
		3.磨耗点検(特性試験)	高・低	13M~258M	○	23回		
原子炉冷却系統施設〔化学体積制御設備〕 その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M~260M	○	23回		一部先行実施
		1.分解点検他	低	13M~260M	○	23回		一部BMあり 一部先行実施

③

(9/28)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保安の重要性	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術)	
原子炉冷却系統施設 〔化学体積制御設備〕	A充てん/高圧注入ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	22回	化学体積制御系機能検査	定期事業者検査起動後	
		1.1.分解点検(ポンプ)	高	117M	—	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断:3M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は20回施設定期検査より追加	
		1.2.分解点検(電動機)		104M	—	22回			
		2.磨耗点検(潤滑油入替他)		20M	○	22回			
		1.1.分解点検(ポンプ)	高	117M	—	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断:3M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は20回施設定期検査より追加	
		1.2.分解点検(電動機)		104M	—	21回			
	B充てん/高圧注入ポンプ・電動機	1.1.分解点検(ポンプ)	高	117M	—	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断:3M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は20回施設定期検査より追加	
		1.2.分解点検(電動機)		104M	—	20回			
		2.磨耗点検(潤滑油入替他)		20M	○	21回			
	C充てん/高圧注入ポンプ・電動機	1.1.分解点検(ポンプ)	高	117M	—	20回	非常用炉心冷却系ポンプ分解検査 その他原子炉注水系ポンプ分解検査	(振動診断:3M) その他原子炉注水系ポンプ分解検査は20回施設定期検査より追加	
		1.2.分解点検(電動機)		104M	—	20回			
		2.磨耗点検(潤滑油入替他)		20M	○	22回			
	体積制御タンク	1.開放点検	高	130M	—	18回			
	冷却材フィルタ	1.開放点検	高	130M	—	20回			
	A冷却材脱塩塔入口フィルタ	1.開放点検	高	130M	—	20回		先行実施	
	B冷却材脱塩塔入口フィルタ	1.開放点検	高	130M	—	20回		先行実施	
	非再生冷却器	1.開放点検(管側)	高	130M	—	20回			
		1.開放点検(胴側)		195M	—	20回			
		2.非破壊試験		130M	—	20回	1次系熱交換器検査		
	その他原子炉注水系主要弁	4V-CS-218	1.分解点検	高	130M	○	17回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	20回施設定期検査より追加
4V-CS-219		1.分解点検	高	130M	○	17回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	20回施設定期検査より追加	
4V-CS-233		1.分解点検	高	130M	—	19回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	20回施設定期検査より追加	
4V-CS-234		1.分解点検	高	130M	—	19回	その他原子炉注水系主要弁分解検査	20回施設定期検査より追加	
原子炉冷却系統施設〔化学体積制御設備〕 その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高・低	B	○	22回	1次系弁検査 1次系安全弁検査		
		2.分解点検		13M~260M	○	22回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査	一部先行実施	
原子炉冷却系統施設〔化学体積制御設備〕 その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	22回	1次系弁検査		
		2.分解点検		13M~150M	○	22回			
原子炉冷却系統施設〔化学体積制御設備〕 その他機器	1式	1.分解点検他	高・低	13M~258M	○	22回		一部先行実施	
		1.分解点検他	低	13M~130M	○	22回		一部BMあり 一部先行実施	
原子炉冷却系統施設 〔蒸気タービンの附属設備〕	補助給水系	1.機能・性能試験(ポンプ・電動機等を含む)	高	1F	○	22回	補助給水系機能検査		
		1.1.分解点検(ポンプ)	高	130M	—	21回	補助給水系ポンプ分解検査	(振動診断:1M)	
	1.2.分解点検(電動機)		104M	○	15回				
	2.磨耗点検(潤滑油入替他)		13M	○	22回				
	B電動補助給水系ポンプ・電動機	1.1.分解点検(ポンプ)	高	130M	—	22回	補助給水系ポンプ分解検査	(振動診断:1M)	
		1.2.分解点検(電動機)		104M	—	22回			
		2.磨耗点検(潤滑油入替他)		13M	○	22回			
	タービン駆動補助給水系	1.機能・性能試験	高	B	○	20回	2次系ポンプ機能検査		
		2.分解点検		52M	○	20回	補助給水系ポンプ分解検査	駆動部のタービン含む	
		3.磨耗点検(潤滑油入替他)		13M	○	22回			
	原子炉冷却系統施設〔蒸気タービンの附属設備〕 その他の弁	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	21回	2次系弁検査	
			2.分解点検		52M~130M	○	21回	2次系弁検査	
		3.磨耗点検(グラッド入替)		52M	○	20回			
	原子炉冷却系統施設〔蒸気タービンの附属設備〕 その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験	高	B	○	22回		
2.分解点検				52M~150M	○	22回			
原子炉冷却系統施設〔蒸気タービンの附属設備〕 その他機器	1式	1.分解点検他	高	150M	—	21回		一部20回施設定期検査時に設置	
		1.分解点検他	低	13M~130M	○	22回			

④

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

変更理由

変更後

変更前

施設管理の実施に関する計画の変更

①記載の適正化
 (B)蒸気発生器タービン動補助給水
 流量調整弁リミットスイッチ動作をカ
 ウントしたことによる周期の変更)
 変更前は前ページ参照

②記載の適正化
 (保全指針の見直しによる分解点検
 の追加)
 変更後は次ページ参照

(11/38)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要性	保全方式 又は頻度	今回の実 施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する 設備名称(注)
原子炉冷却系統施設 [蒸気タービンの附属設備]	補助給水系	1.機能・性能試験(ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	23回	補助給水系機能検査	
	A電動機補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	130M	—	21回	補助給水系ポンプ分解検査	[振動診断:1M]
		1.分解点検(電動機)	高	104M	—	23回		
		2.簡易点検(潤滑油入替)	高	13M	○	23回		
	B電動機補助給水ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	130M	—	22回	補助給水系ポンプ分解検査	[振動診断:1M]
		1.分解点検(電動機)	高	104M	—	22回		
		2.簡易点検(潤滑油入替)	高	13M	○	22回		
	タービン動補助給水ポンプ	1.機能・性能試験	高	B	—	23回	2次系ポンプ機能検査	駆動部のタービン含む
		2.分解点検	高	52M	—	23回	補助給水系ポンプ分解検査	
		3.簡易点検(潤滑油入替)	高	13M	○	23回		
	原子炉冷却系統施設[蒸気タービンの附属設備]その他の弁	1.機能・性能試験	高	B	○	23回	2次系弁検査	
		2.分解点検	高	52M~130M	○	23回	2次系弁検査	
3.簡易点検(グランド入替)		高	52M	○	23回			
原子炉冷却系統施設[蒸気タービンの附属設備]その他の弁駆動部	1.機能・性能試験	高	B	○	23回			
	2.分解点検	高	52M~150M	○	23回			
	3.簡易点検	高	15M~52M	○	23回			
原子炉冷却系統施設[蒸気タービンの附属設備]その他機器	1.分解点検	高	15M	—	21回		一部20回施設設定時に設置	
	1.分解点検	低	13M~130M	○	23回			
	1.機能・性能試験(弁、駆動部含む)	高	1F	○	23回	原子炉補機冷却系機能検査		
原子炉補機冷却系統施設 [原子炉補機冷却水設備]	A原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B2	—	23回	1次系ポンプ機能検査	[振動診断:3M] ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)	高	130M	—	23回		
		2.分解点検(電動機)	高	104M	—	23回		
	B原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B2	—	23回	1次系ポンプ機能検査	[振動診断:3M] ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)	高	130M	—	23回		
		2.分解点検(電動機)	高	104M	—	23回		
	C原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B2	○	23回	1次系ポンプ機能検査	[振動診断:12M] ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)	高	130M	○	19回		
		2.分解点検(電動機)	高	104M	—	23回		
	D原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B2	—	23回	1次系ポンプ機能検査	[振動診断:3M] ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)	高	130M	—	20回		
		2.分解点検(電動機)	高	104M	—	23回		
	E原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B2	—	21回	1次系ポンプ機能検査	[振動診断:3M] ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)	高	130M	—	20回		
		2.分解点検(電動機)	高	104M	—	21回		

(10/28)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要性	保全方式 又は頻度	今回の実 施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する 設備名称(注)
原子炉補機冷却系統施設 [原子炉補機冷却水設備]	A原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験(弁、駆動部含む)	高	B2	○	22回	原子炉補機冷却系機能検査	[振動診断:3M] ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)	高	130M	○	18回	1次系ポンプ機能検査	
		2.分解点検(電動機)	高	104M	—	22回		
	B原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B2	—	23回	1次系ポンプ機能検査	[振動診断:3M] ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)	高	130M	—	20回		
		2.分解点検(電動機)	高	104M	—	20回		
	C原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B2	—	20回	1次系ポンプ機能検査	[振動診断:12M] ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)	高	130M	—	20回		
		2.分解点検(電動機)	高	104M	—	20回		
	D原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B2	○	20回	1次系ポンプ機能検査	[振動診断:3M] ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)	高	130M	—	20回		
		2.分解点検(電動機)	高	104M	○	20回		
	E原子炉補機冷却水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B2	—	21回	1次系ポンプ機能検査	[振動診断:3M] ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
		2.分解点検(ポンプ)	高	130M	—	20回		
		2.分解点検(電動機)	高	104M	—	21回		
	A原子炉補機冷却水冷却器	1.開放点検	高	13M	○	22回		
		2.非破壊試験	高	13M	○	22回	1次系熱交換器検査	
		3.潤滑油入替	高	1F	○	22回		
4.機能・性能試験		高	※X	○	22回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査		
5.開放点検		高	※X	○	21回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・強度事業者検査		
B原子炉補機冷却水冷却器	1.開放点検	高	13M	○	22回			
	2.非破壊試験	高	13M	○	22回	1次系熱交換器検査		
	3.潤滑油入替	高	1F	○	22回			
	4.機能・性能試験	高	※X	○	22回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査		
	5.開放点検	高	※X	○	21回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・強度事業者検査		
C原子炉補機冷却水冷却器	1.開放点検	高	13M	○	22回			
	2.非破壊試験	高	13M	○	22回	1次系熱交換器検査		
	3.潤滑油入替	高	1F	○	22回			
	4.機能・性能試験	高	※X	○	22回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査		
	5.開放点検	高	※X	○	21回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・強度事業者検査		
D原子炉補機冷却水冷却器	1.開放点検	高	13M	○	22回			
	2.非破壊試験	高	13M	○	22回	1次系熱交換器検査		
	3.潤滑油入替	高	1F	○	22回			
	4.機能・性能試験	高	※X	○	22回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・性能事業者検査		
	5.開放点検	高	※X	○	21回	原子炉補機冷却水冷却器伝熱管補修工事機能・強度事業者検査		
原子炉補機冷却水サーージタンク	1.開放点検	高	130M	—	20回			
原子炉補機冷却水サーージタンクバキュームリリーフ弁	1.分解点検	高	130M	—	20回	1次系真空破棄弁検査		
可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	1.機能・性能試験	高	1F	○	22回	可搬型重大事故等対応設備機能検査	20回施設設定時に設置 20回施設稼働時より追加	

②

(12/38)

(11/28)

変更理由

変更後

変更前

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する設備(動機技術)
原子炉冷却系統施設 【原子炉補機冷却水設備】	A原子炉補機冷却水冷却器	1. 漏れ点検	高	13M	○	23回	1次系熱交換器検査	※: 1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
		2. 非破壊試験		13M	○	23回		
		3. 漏えい試験		1F	○	23回		
		4. 機能・性能試験		※X	-	23回		
		5. 開放点検		※X	-	23回		
	B原子炉補機冷却水冷却器	1. 漏れ点検	高	13M	○	23回	1次系熱交換器検査	※: 1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
		2. 非破壊試験		13M	○	23回		
		3. 漏えい試験		1F	○	23回		
		4. 機能・性能試験		※X	-	23回		
		5. 開放点検		※X	-	23回		
	C原子炉補機冷却水冷却器	1. 漏れ点検	高	13M	○	23回	1次系熱交換器検査	※: 1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
		2. 非破壊試験		13M	○	23回		
		3. 漏えい試験		1F	○	23回		
		4. 機能・性能試験		※X	-	23回		
		5. 開放点検		※X	-	23回		
	D原子炉補機冷却水冷却器	1. 漏れ点検	高	13M	○	23回	1次系熱交換器検査	※: 1次系熱交換器検査結果にて有意な信号指示が認められた場合に実施
		2. 非破壊試験		13M	○	23回		
		3. 漏えい試験		1F	○	23回		
		4. 機能・性能試験		※X	-	23回		
		5. 開放点検		※X	-	23回		
原子炉補機冷却水サージタンク	1. 開放点検	高	130M	-	20回	1次系真空破壊弁検査		
原子炉補機冷却水サージタンクパキュムリーフ弁	1. 分解点検	高	130M	-	20回	1次系真空破壊弁検査		
可搬型原子炉補機冷却水循環ポンプ	2台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	可搬型重大事故等対応設備機能検査	
		2. 分解点検		10F	-	-		20回施設定期検査に設置
原子炉冷却系統施設【原子炉補機冷却水設備】その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	23回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	
		2. 分解点検		130M	○	23回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査	
原子炉冷却系統施設【原子炉補機冷却水設備】その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高	B	-	21回	1次系弁検査	
		2. 分解点検		65M~150M	-	21回	1次系弁検査	
原子炉冷却系統施設【原子炉補機冷却水設備】その他機器	1式	1. 機能・性能試験	高	65M~208M	-	21回	1次系弁検査	
		2. 分解点検		65M~208M	-	21回	1次系弁検査	
原子炉冷却系統施設【原子炉補機冷却水設備】その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M~26M	○	23回		
		1. 分解点検他	低	65M~208M	○	22回		一部BMあり

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要性	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する設備(動機技術)	
原子炉冷却系統施設 【原子炉補機冷却水設備】	原子炉冷却系統施設【原子炉補機冷却水設備】その他の弁	1. 機能・性能試験	高・低	B	○	22回	1次系弁検査 1次系安全弁検査		
		2. 分解点検		130M	○	22回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査		
		3. 緊急点検(潤滑油入替)		20M	○	21回	1次系弁検査		
	原子炉冷却系統施設【原子炉補機冷却水設備】その他の弁駆動部	1. 機能・性能試験	高	65M~150M	-	21回	1次系弁検査		
		2. 分解点検		65M~150M	-	21回	1次系弁検査		
		3. 緊急点検(特性試験)		65M~208M	-	22回	1次系弁検査		
	原子炉冷却系統施設【原子炉補機冷却水設備】その他機器	1. 分解点検他	高	13M~26M	○	23回			
		1. 分解点検他	低	65M~208M	○	22回		一部BMあり	
		2. 特性試験		13M	○	22回			
	原子炉冷却系統施設 【原子炉補機冷却海水設備】	A海水ポンプ・電動機	1. 機能・性能試験	高	B※	○	20回	2次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断: 3M(対象: 電動機))
			2. 分解点検(電動機)		104M	○	20回	2次系ポンプ分解検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
			3. 緊急点検(潤滑油入替)		20M	○	21回	2次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断: 3M(対象: 電動機))
B海水ポンプ・電動機		1. 機能・性能試験	高	B※	-	22回	2次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断: 3M(対象: 電動機))	
		2. 分解点検(ポンプ)		52M	-	22回	2次系ポンプ分解検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2. 分解点検(電動機)		104M	-	22回	2次系ポンプ分解検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
C海水ポンプ・電動機		1. 機能・性能試験	高	B※	-	22回	2次系ポンプ機能検査	先行実施 (振動診断: 3M(対象: 電動機))	
		2. 分解点検(ポンプ)		20M	-	21回	2次系ポンプ分解検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2. 分解点検(電動機)		104M	-	22回	2次系ポンプ分解検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
原子炉冷却系統施設【原子炉補機冷却海水設備】その他の弁		1. 機能・性能試験	高	B	-	20回	2次系弁検査		
		2. 分解点検		117M	○	21回	2次系弁検査		
		3. 緊急点検(潤滑油入替)		20M	○	21回	2次系弁検査		
原子炉冷却系統施設【原子炉補機冷却海水設備】その他の弁駆動部		1. 機能・性能試験	高	B	○	22回	1次系弁検査		
		2. 分解点検		117M	○	22回	1次系弁検査		
		3. 緊急点検(潤滑油入替)		20M	○	22回	1次系弁検査		
原子炉冷却系統施設【原子炉補機冷却海水設備】その他機器		1. 機能・性能試験	高	13M~195M	○	22回			
		1. 分解点検他	低	13M~130M	○	22回		一部BMあり	
		2. 特性試験		1F	○	22回			
計測制御系統施設 【制御系駆動装置】	格納容器サンプ、格納容器内凝縮液流量測定装置に係る設備	1. 機能・性能試験	高	1F	○	22回	格納容器サンプ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液流量測定装置漏れ検出機能検査		
		2. 分解点検		13M	○	22回	格納容器サンプ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液流量測定装置漏れ検出機能検査		
		3. 緊急点検		13M	○	22回	格納容器サンプ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液流量測定装置漏れ検出機能検査		
	射撃制御系統施設【制御材】	1. 外観点検	高	1F	○	22回	制御材クラスタ検査	※: 伊心設計による	
		2. 射撃制御系統施設【制御材】	高	1F	○	22回	制御材クラスタ検査	※: 伊心設計による	
		3. 射撃制御系統施設【制御材】	高	1F	○	22回	制御材クラスタ検査	※: 伊心設計による	
	射撃制御系統施設【制御材】	1. 外観点検	高	1F	○	22回	制御材クラスタ検査	※: 伊心設計による	
		2. 射撃制御系統施設【制御材】	高	1F	○	22回	制御材クラスタ検査	※: 伊心設計による	
		3. 射撃制御系統施設【制御材】	高	1F	○	22回	制御材クラスタ検査	※: 伊心設計による	
	射撃制御系統施設【制御系駆動装置】	A制御系駆動装置MGセット(発電機・電動機)	1. 機能・性能試験	高	B※	○	20回		(振動診断: 3M)
			2. 分解点検(発電機)		78M	○	20回		※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施
			2. 分解点検(電動機)		CEM	-	15回		
B制御系駆動装置MGセット(発電機・電動機)		1. 機能・性能試験	高	B※	-	21回		(振動診断: 3M)	
		2. 分解点検(発電機)		78M	-	21回		※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施	
		2. 分解点検(電動機)		CEM	-	17回			
計測制御系統施設【工学的安全施設等の作動信号】	1. 機能・性能試験	高	13M	○	22回	重大事故時安全停止回路機能検査	20回施設定期検査に設置		
	2. 特性試験		13M	○	22回	重大事故時安全停止回路機能検査	20回施設定期検査より追加		
	3. 緊急点検		13M	○	22回	重大事故時安全停止回路機能検査			

施設管理の実施に関する計画の変更

①記載の適正化
(保全指針の見直しによる分解点検の追加)
変更前は前ページ参照

②記載の適正化
(原子炉補機冷却水サージタンクベント弁用リミットスイッチ他をカウントしたことに伴う周期の変更)

③記載の適正化
(保全重要度の適正化により、4格納容器サンプ凝縮水位伝送器他の保全重要度を「高」から「低」に変更した。
保全を見直したものではない。
変更後は次ページ参照。

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

なし

変更後

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は種別	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 (() 内は適用する設備設備技術)	
原子炉冷却系統施設 〔原子炉補機冷却水設備〕	原子炉補機冷却水系統 A海水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験(弁、駆動部含む)	高	1F	○	23回	原子炉補機冷却水系統検査		
		1.機能・性能試験	高	B弁	—	23回	2次系ポンプ機能検査	先行実施 (駆動診断：3M(対象：電動機))	
		2.分解点検(ポンプ)		52M	—	23回	2次系ポンプ分解検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2.分解点検(電動機)		10HM	—	23回			
		3.漏洩点検(潤滑油入替)		20M	—	23回			
		1.機能・性能試験	高	B弁	—	22回	2次系ポンプ機能検査	先行実施	
		2.分解点検(ポンプ)		52M	—	22回	2次系ポンプ分解検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2.分解点検(電動機)		10HM	—	22回			
		3.漏洩点検(潤滑油入替)		20M	○	22回			
		1.機能・性能試験	高	B弁	○	22回	2次系ポンプ機能検査	先行実施	
		2.分解点検(ポンプ)		39M	○	21回	2次系ポンプ分解検査	※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施	
		2.分解点検(電動機)		10HM	—	22回			
	3.漏洩点検(潤滑油入替)		20M	○	23回				
	原子炉冷却系統施設〔原子炉補機冷却水設備〕その他の弁	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B	—	20回		
	原子炉冷却系統施設〔原子炉補機冷却水設備〕その他の弁駆動部	1式	1.機能・性能試験 2.分解点検	高	B	○	23回		
原子炉冷却系統施設〔原子炉補機冷却水設備〕その他機器	1式	1.分解点検	高	13M~195M	○	23回			
原子炉冷却系統施設 〔原子炉格納容器内の一次冷却材の漏えいを監視する装置〕	格納容器サンブ、格納容器内凝縮液量測定装置に係る設備	1.機能・性能試験	高・低	13M	○	23回	格納容器サンブ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査		
		2.特性試験		13M	○	23回	格納容器サンブ水位上昇率測定装置及び格納容器内凝縮液量測定装置漏えい検出器機能検査	一部BMあり	
制御系統施設 〔制御材〕	照射済制御棒クラス	※ 1式	高	1F	○	23回	制御棒クラス検査	※：炉心設計による	
	照射済バーナブルボイス	※ 1式	高	1F	○	23回	制御棒クラス検査	※：炉心設計による	
	照射済プラグングデバイス	※ 1式	高	1F	○	23回	制御棒クラス検査	※：炉心設計による	
制御系統施設 〔制御棒駆動装置〕	照射済2次中性子源	※ 1式	高	1F	○	23回	制御棒クラス検査	※：炉心設計による	
	制御棒クラス	計48本	高	1F	○	23回	制御棒駆動系統機能検査 制御棒クラス動作検査		
制御系統施設 〔制御棒駆動装置〕	A制御棒駆動装置MGセット(発電機・電動機)	1.機能・性能試験	高	B弁	—	23回		(駆動診断：3M)	
		2.分解点検(発電機)		78M	—	23回		※発電機または電動機の分解点検に合わせて実施	
		2.分解点検(電動機)		CBM	—	15回			
		3.漏洩点検(潤滑油入替)		13M	○	23回			
		1.機能・性能試験	高	B弁	—	21回			
		2.分解点検(発電機)		78M	—	21回			
	B制御棒駆動装置MGセット(発電機・電動機)	2.分解点検(発電機)		78M	—	17回			
		2.分解点検(電動機)		CBM	—	17回			
		3.漏洩点検(潤滑油入替)		13M	○	23回			
		1.機能・性能試験	高	13M	○	23回			
		2.特性試験		13M	○	23回			
		2.特性試験		13M	○	23回			
制御系統施設 〔工学的安全施設等の作動信号〕	ATWS緩和設備	1.機能・性能試験	高	13M	○	23回	重大事故時安全停止回路機能検査		
		2.特性試験		13M	○	23回	重大事故時安全停止回路機能検査		

(13/38)

変更理由

記載の適正化
(保全重要度の適正化により、4格
納容器サンブ脱酸水位伝送器他の保
全重要度を「高」から「低」に変更
した。
保全を早直したものではない。
変更前は前ページ参照。

(14/38)

(12/28)

変更理由

変更後

変更前

①保全重要度の適正化により、4 A-1 1次系補給水ポンプ入口弁他の保全重要度を「高」から「低」に変更したことによる周期の変更、保全を見直したものでない。

②保全重要度の適正化により、4 ほう蒸餾厚生冷却水ポンプ入口ドレン弁の保全重要度を「高」から「低」に変更したことによる周期の変更、保全を見直したものでない。

変更後は次ページ参照

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備監視技術		
計測制御系統施設 [ほう酸注入機能を有する設備]	A ほう酸ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B8	○	22回	ほう酸ポンプ機能検査	〔振動診断：1M〕 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.4の反映		
		2.分解点検(ポンプ)		78M	○	20回	ほう酸ポンプ分解検査			
		2.分解点検(電動機)		78M	○	22回				
	B ほう酸ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B8	○	22回	ほう酸ポンプ機能検査	〔振動診断：1M〕 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.4の反映		
		2.分解点検(ポンプ)		78M	○	20回	ほう酸ポンプ分解検査			
		2.分解点検(電動機)		78M	○	22回				
	C ほう酸ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B8	○	20回	ほう酸ポンプ機能検査	〔振動診断：1M〕 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 保全の有効性評価結果No.4の反映		
		2.分解点検(ポンプ)		78M	○	20回	ほう酸ポンプ分解検査			
		2.分解点検(電動機)		78M	○	20回				
	A 1次系補給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B8	○	21回	1次系ポンプ機能検査	〔振動診断：6M(対象：ポンプ)〕 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
		2.分解点検(ポンプ)		CBM	○	7回				
		2.分解点検(電動機)		78M	○	21回				
B 1次系補給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B8	○	20回	1次系ポンプ機能検査	〔振動診断：6M(対象：ポンプ)〕 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施			
	2.分解点検(ポンプ)		CBM	○	8回					
	2.分解点検(電動機)		78M	○	20回					
A ほう酸タンク	1.開放点検	高	195M	○	11回					
	B ほう酸タンク		1.開放点検	高	195M	○		9回		
	A ほう酸タンクアトモス弁		1.分解点検	高	130M	○		20回	1次系真空破壊弁検査	
A ほう酸タンクバキュームリリーフ弁	1.分解点検	高	130M	○	20回	1次系真空破壊弁検査				
	B ほう酸タンクアトモス弁		1.分解点検	高	130M	○		20回	1次系真空破壊弁検査	
	B ほう酸タンクバキュームリリーフ弁		1.分解点検	高	130M	○		20回	1次系真空破壊弁検査	
1次系純水タンク	1.開放点検	低	195M	○	14回					
	A 1次系純水タンクアトモス弁		1.分解点検	低	130M	○		20回	1次系真空破壊弁検査	
	A 1次系純水タンクバキュームリリーフ弁		1.分解点検	低	130M	○		20回	1次系真空破壊弁検査	
ほう酸フィルタ	1.開放点検	高	195M	○	20回					
	計測制御系統施設[ほう酸注入機能を有する設備]その他の弁		1.機能・性能試験	高・低	B	○		22回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	一部先行実施
	2.分解点検		104M~130M	○	22回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査				
計測制御系統施設[ほう酸注入機能を有する設備]その他の弁駆動部	1.機能・性能試験	高	B	○	20回	1次系弁検査				
	2.分解点検		150M	○	20回	1次系弁検査				
	計測制御系統施設[ほう酸注入機能を有する設備]その他機器		1.分解点検他	高	20M~221M	○		22回		一部BMあり 一部先行実施
1.分解点検他	低	100M~195M	○	22回						

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備監視技術		
計測制御系統施設 [ほう酸注入機能を有する設備]	A ほう酸ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B8	○	22回	ほう酸ポンプ機能検査	〔振動診断：1M〕 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
		2.分解点検(ポンプ)		78M	○	20回	ほう酸ポンプ分解検査			
		2.分解点検(電動機)		78M	○	22回				
	B ほう酸ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B8	○	20回	ほう酸ポンプ機能検査	〔振動診断：1M〕 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
		2.分解点検(ポンプ)		78M	○	20回	ほう酸ポンプ分解検査			
		2.分解点検(電動機)		78M	○	22回				
	C ほう酸ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	高	B8	○	20回	ほう酸ポンプ機能検査	〔振動診断：1M〕 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
		2.分解点検(ポンプ)		78M	○	20回	ほう酸ポンプ分解検査			
		2.分解点検(電動機)		78M	○	20回				
	A 1次系補給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B8	○	21回	1次系ポンプ機能検査	〔振動診断：6M(対象：ポンプ)〕 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施		
		2.分解点検(ポンプ)		CBM	○	7回				
		2.分解点検(電動機)		78M	○	21回				
B 1次系補給水ポンプ・電動機	1.機能・性能試験	低	B8	○	20回	1次系ポンプ機能検査	〔振動診断：6M(対象：ポンプ)〕 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施			
	2.分解点検(ポンプ)		CBM	○	8回					
	2.分解点検(電動機)		78M	○	20回					
A ほう酸タンク	1.開放点検	高	195M	○	11回					
	B ほう酸タンク		1.開放点検	高	195M	○		9回		
	A ほう酸タンクアトモス弁		1.分解点検	高	130M	○		20回	1次系真空破壊弁検査	
A ほう酸タンクバキュームリリーフ弁	1.分解点検	高	130M	○	20回	1次系真空破壊弁検査				
	B ほう酸タンクアトモス弁		1.分解点検	高	130M	○		20回	1次系真空破壊弁検査	
	B ほう酸タンクバキュームリリーフ弁		1.分解点検	高	130M	○		20回	1次系真空破壊弁検査	
1次系純水タンク	1.開放点検	低	195M	○	14回					
	A 1次系純水タンクアトモス弁		1.分解点検	低	130M	○		20回	1次系真空破壊弁検査	
	A 1次系純水タンクバキュームリリーフ弁		1.分解点検	低	130M	○		20回	1次系真空破壊弁検査	
ほう酸フィルタ	1.開放点検	高	195M	○	20回					
	計測制御系統施設[ほう酸注入機能を有する設備]その他の弁		1.機能・性能試験	高・低	B	○		22回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	一部先行実施
	2.分解点検		104M~130M	○	22回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査				
計測制御系統施設[ほう酸注入機能を有する設備]その他の弁駆動部	1.機能・性能試験	高	B	○	20回	1次系弁検査				
	2.分解点検		150M	○	20回	1次系弁検査				
	計測制御系統施設[ほう酸注入機能を有する設備]その他機器		1.分解点検他	高	20M~221M	○		22回		一部BMあり 一部先行実施
1.分解点検他	低	195M	○	20回						
計測制御系統施設 [ほう酸再生設備]	ほう酸再生抽出冷却器	1.開放点検(管側)	高	130M	○	17回		先行実施		
		1.開放点検(副側)		195M	○	21回				
		2.非破壊試験		130M	○	17回	1次系熱交換器検査			
ほう酸再生再熱器	1.開放点検(管側)	高	130M	○	17回					
			1.開放点検(副側)	195M	○	21回				
			2.非破壊試験	130M	○	17回		1次系熱交換器検査		
ほう酸再生前置熱交換器	1.開放点検(管側)	高	130M	○	21回		先行実施			
			1.開放点検(副側)	195M	○	21回				
			2.非破壊試験	130M	○	21回		1次系熱交換器検査		
計測制御系統施設[ほう酸再生設備]その他の弁	1.機能・性能試験	高・低	B	○	22回	1次系弁検査 1次系安全弁検査				
			2.分解点検	104M~130M	○	22回		1次系弁検査 1次系逆止弁検査		
			計測制御系統施設[ほう酸再生設備]その他機器	1.分解点検他	高	104M~195M		○	21回	
1.分解点検他	低	195M	○	17回						

施設管理の実施に関する計画の変更

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

なし

変更後

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は程度	今回の実施計画	前回の実施時期(定例回次)	検査名	備考 (○内は適用する設備点検技術)		
計測制御系統施設 [ほう素再生設備]	ほう素熱再生給出水冷却器	1. 開放点検(管側)	高	30M	○	17回		先行実施		
		1. 開放点検(膜側)		95M	○	21回				
		2. 非破壊試験		30M	○	17回	1次系熱交換器検査			
	ほう素熱再生再熱器	1. 開放点検(管側)	高	30M	○	17回		1次系熱交換器検査		
		1. 開放点検(膜側)		95M	○	21回				
		2. 非破壊試験		30M	○	17回	1次系熱交換器検査			
	ほう素熱再生前置熱交換器	1. 開放点検(管側)	高	30M	○	21回		先行実施		
		1. 開放点検(膜側)		95M	○	21回				
		2. 非破壊試験		30M	○	21回	1次系熱交換器検査			
	計測制御系統施設 [ほう素再生設備] その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高・註	B	○	25回	1次系安全弁検査		
			2. 分解点検		10回~130M	○	25回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査		
	計測制御系統施設 [ほう素再生設備] その他の機器	1式	1. 分解点検他	高	10回~130M	○	21回		一部先行実施	
		1. 分解点検他	低	130回~156M	○	17回				
計測制御系統施設 [制御用空気設備]	格納容器外制御用空気圧縮機	2台	1. 機能・性能試験(圧縮機、電動機含む)	高	1F	○	25回	制御用空気圧縮系統検査	(振動診断: 3M (対象: 電動機)) 健全の有効性評価結果No. 5の反映 (振動診断: 3M (対象: 電動機)) 健全の有効性評価結果No. 5の反映 (振動診断: 3M (対象: 電動機)) 健全の有効性評価結果No. 6の反映 (振動診断: 3M (対象: 電動機)) 健全の有効性評価結果No. 6の反映 (振動診断: 3M (対象: 電動機)) 健全の有効性評価結果No. 7の反映 (振動診断: 3M (対象: 電動機)) 健全の有効性評価結果No. 8の反映	
	A格納容器外制御用空気圧縮機・電動機	1. 分解点検(圧縮機)	高	20M	○	25回				
		1. 分解点検(電動機)		CM	○	14回				
		2. 簡易点検(Vベルト調整他)		20M	○	25回				
	B格納容器外制御用空気圧縮機・電動機	1. 分解点検(圧縮機)	高	20M	○	25回				
		1. 分解点検(電動機)		CM	○	14回				
		2. 簡易点検(Vベルト調整他)		20M	○	25回				
	格納容器内制御用空気圧縮機	2台	1. 機能・性能試験(圧縮機、電動機含む)	高	1F	○	25回	制御用空気圧縮系統検査		
		A格納容器内制御用空気圧縮機・電動機	1. 分解点検(圧縮機)	高	20M	○	25回			
			1. 分解点検(電動機)		78M	○	21回			
	2. 簡易点検(Vベルト調整他)			20M	○	25回				
	B格納容器内制御用空気圧縮機・電動機	1. 分解点検(圧縮機)	高	20M	○	25回				
		1. 分解点検(電動機)		78M	○	21回				
		2. 簡易点検(Vベルト調整他)		20M	○	25回				
	計測制御系統施設 [制御用空気設備] その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高	B	○	25回	1次系安全弁検査		
			2. 分解点検		130回~195M	○	25回	1次系逆止弁検査		
	計測制御系統施設 [制御用空気設備] その他の機器	1式	1. 分解点検他	高	16M	○	25回			健全の有効性評価結果No. 7の反映
		1式	1. 分解点検他	低	13M~260M	○	25回			

(15/38)

変更理由

①保全重要度の適正化により、4ほう素熱再生冷却水ポンプ入口ドレン弁の保全重要度を「高」から「低」に変更したことによる周期の変更。保全を見直したものではない。変更前は前ページ参照

②保全の有効性評価結果に伴う周期の変更
変更前は次ページ参照

③保全の有効性評価結果の反映
変更前は次ページ参照

(16/38)

(13/28)

変更理由

変更後

変更前

- ① 保全の有効性評価結果に伴う周期の変更
変更後は前ページ参照
- ② 保全の有効性評価結果の反映
変更後は前ページ参照
- ③ 特定重大事故等対処施設設置に伴う追加

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 (○内は適用する設備貯蔵技術)
計測制御系統監視 【その他設備】	1. 原子炉保護系ロジック回路 2. 安全防護系ロジック回路	34回路 26回路	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	安全保護系機能検査
	1. 原子炉施設保安規定に定める原子炉トリップ、工学的安全施設の起動、原子炉保護系監視機能を行うためのすべての伝送器、設定器及び保護継電器 (1) 1次冷却材等計測装置 伝送器 設定器 保護継電器 (2) 核計測装置 設定器 2. 重要な指示計器 (1) 1次冷却材等計測装置 (2) 核計測装置	78個 144個 42個 20個 31個 8個	1. 特性試験	高・低	13M	○	23回	安全保護系設定値確認検査
事故時状況監視設備 格納容器ガス計測系統設備	1台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	プラント状態監視設備機能検査	
計測制御系統監視 破壊板	4台	1. 分解点検	高	130M	—	17回	1次系破壊板検査	
1. 制御系制御系 2. 加圧器水位制御系 3. 加圧器圧力制御系 4. 蒸気発生器水位制御系	1式	1. 特性試験	高・低	13M	○	23回	計測制御系機能検査	一部定期事業者検査起動後
2. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	計測制御系監視機能検査	一部定期事業者検査起動後		
1次系及び2次系計測制御装置	1式	1. 特性試験	高・低	13M	○	23回	計測制御系監視機能検査	一部定期事業者検査起動後
伊内核計測装置 中性子密度計測装置 中間領域計測装置 出力領域計測装置	2台 2台 8台	1. 特性試験	高	13M	○	23回	核計測装置検査	一部定期事業者検査起動後
伊内核計測装置	1式	1. 機能・性能試験 2. 分解点検 3. 簡易点検(特性試験)	高・低	20M 20M 13M	○ ○ ○	23回 23回 23回	核計測装置検査	
伊内計測用シングルチューブ	50本	1. 非破壊試験	高	52M	—	23回	伊内計測用シングルチューブ体検査	
制御棒位置指示装置	1式	1. 特性試験	高	13M	○	23回	制御棒位置指示装置設定値検査	
1. パーミットロジック回路 原子炉保護系 2. パーミットロジック回路 安全防護系	5回路 3回路	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	安全保護系機能検査	
総合インターロック 1. タービントリップによる原子炉、発電機トリップ回路 2. 発電機トリップによる原子炉、タービントリップ回路 3. 原子炉トリップによるタービン、発電機トリップ回路	1式	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	総合インターロック検査	

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 (○内は適用する設備貯蔵技術)
計測制御系統監視 【制御用空気設備】	格納容器外制御用空気圧縮機	2台	1. 機能・性能試験(圧縮機、電動機含む)	高	1F	○	22回	制御用空気圧縮系機能検査
	A 格納容器外制御用空気圧縮機・電動機	1. 分解点検(圧縮機) CEM 2. 簡易点検(V-ベルト調整他)	高	20M CEM 20M	○ — —	21回 13回 22回	(振動診断: 3M(対象: 電動機))	
B 格納容器外制御用空気圧縮機・電動機	1. 分解点検(圧縮機) CEM 2. 簡易点検(V-ベルト調整他)	高	20M CEM 20M	○ — —	22回 14回 21回	(振動診断: 3M(対象: 電動機))		
格納容器内制御用空気圧縮機	2台	1. 機能・性能試験(圧縮機、電動機含む)	高	1F	○	22回	制御用空気圧縮系機能検査	
A 格納容器内制御用空気圧縮機・電動機	1. 分解点検(圧縮機) CEM 2. 簡易点検(V-ベルト調整他)	高	20M 78M 20M	○ — —	21回 21回 22回	(振動診断: 3M(対象: 電動機))		
B 格納容器内制御用空気圧縮機・電動機	1. 分解点検(圧縮機) CEM 2. 簡易点検(V-ベルト調整他)	高	20M 78M 20M	○ — —	22回 20回 21回	(振動診断: 3M(対象: 電動機))		
計測制御系統監視【制御用空気設備】その他弁	1式	1. 機能・性能試験	高	B	—	22回	1次系安全弁検査	
計測制御系統監視【制御用空気設備】その他弁	1式	2. 分解点検	高	130M~195M	—	22回	1次系安全弁検査	
計測制御系統監視【制御用空気設備】その他設備	1式	1. 分解点検他	高	13M~200M	○	22回		一部BMあり
計測制御系統監視 【その他設備】	1. 原子炉保護系ロジック回路 2. 安全防護系ロジック回路	34回路 26回路	1. 機能・性能試験	高	1F	○	22回	安全保護系機能検査
	1. 原子炉施設保安規定に定める原子炉トリップ、工学的安全施設の起動、原子炉保護系監視機能を行うためのすべての伝送器、設定器及び保護継電器 (1) 1次冷却材等計測装置 伝送器 設定器 保護継電器 (2) 核計測装置 設定器 2. 重要な指示計器 (1) 1次冷却材等計測装置 (2) 核計測装置	78個 144個 42個 20個 31個 8個	1. 特性試験	高・低	13M	○	22回	安全保護系設定値確認検査
事故時監視計器 圧力監視計器 水位監視計器 流量監視計器 温度監視計器	6個 20個 13個 8個	1. 特性試験	高	13M	○	22回	プラント状態監視設備機能検査	一部20回施設設定時に設置
事故時状況監視設備 格納容器ガス計測系統監視設備	1台 4台	1. 機能・性能試験 1. 分解点検	高	1F 130M	○ —	22回 17回	プラント状態監視設備機能検査 1次系破壊板検査	
1. 制御系制御系 2. 加圧器水位制御系 3. 加圧器圧力制御系 4. 蒸気発生器水位制御系	1式	1. 特性試験	高・低	13M	○	22回	計測制御系機能検査	一部定期事業者検査起動後
2. 機能・性能試験	高	1F	○	22回	計測制御系監視機能検査	一部定期事業者検査起動後		
1次系及び2次系計測制御装置	1式	1. 特性試験	高・低	13M	○	22回	計測制御系監視機能検査	一部定期事業者検査起動後

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

①記載の適正化
(A)格納容器A1次系冷却材サンプリング戻り隔離弁用リミットスイッチ他をカウントしたことによる周期の変更)

②保全の有効性評価結果の反映

(17/38)

変更後

Table with columns: 機器又は系統名, 実施数(機器名), 点検及び試験の項目, 保全の重要度, 保全方式又は頻度, 今回の実施計画, 前回実施時期(定検回数), 検査名, 備考. Contains detailed maintenance schedules for various systems like 計測制御系統施設 and 放射性廃棄物の廃棄施設.

(14/28)

変更前

Table with columns: 機器又は系統名, 実施数(機器名), 点検及び試験の項目, 保全の重要度, 保全方式又は頻度, 今回の実施計画, 前回実施時期(定検回数), 検査名, 備考. Contains detailed maintenance schedules for various systems like 計測制御系統施設 and 放射性廃棄物の廃棄施設.

施設管理の実施に関する計画の変更

(19/38)

(16/28)

変更理由

変更後

変更前

特定重大事故等対処施設設置に伴う追加

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する設備計装技術
放射性廃棄物の廃棄施設 〔気体、液体又は固体廃棄物処理設備〕	液体廃棄物貯蔵設備及び処理設備の備えい防止に係る警報機能設備	1. 特性試験	低	13M	○	23回	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備の警報機能検査	先行実施
		2. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	液体廃棄物貯蔵設備・処理設備の警報機能検査	
		1. 機能・性能試験	低	B※	—	20回	固体廃棄物処理系設備検査	先行実施 (振動診断：6M(対象：ポンプ)) ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
	使用済燃料スチームポンプ・電動機	2. 分解点検(ポンプ)	低	CEM	—	3回		
		2. 分解点検(電動機)	低	117M	—	20回		
		3. 緊急点検(潤滑油入替)	低	39M	○	24回		
	放射性廃棄物の廃棄施設〔気体、液体又は固体廃棄物処理設備〕その他弁	1. 機能・性能試験	低	B	—	23回	1次系安全弁検査	
		2. 分解点検	高・低	130M~200M	○	23回	1次系安全弁検査 1次系真空破壊弁検査	一部先行実施
	放射性廃棄物の廃棄施設〔気体、液体又は固体廃棄物処理設備〕その他機器	1. 分解点検他	高	60M~200M	○	23回		
		1. 分解点検他	低	13M~200M	○	23回		一部EMあり 一部先行実施
放射線管理施設 〔放射線管理用計測装置〕	格納容器内高レンジエリアモニタ	1. 特性試験	高	13M	○	23回	エリアモニタ機能検査	

格納容器排気筒ガスモニタ(4R-21)	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	高	1F	○	23回			
補助建屋排気筒ガスモニタ(4R-26)	2. 特性試験	高	13M	○	23回		放射線監視装置機能検査	
格納容器じんあいモニタ(4R-40)	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	低	1F	○	23回		放射線監視装置機能検査	
格納容器ガスモニタ(4R-41)	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	低	1F	○	23回		放射線監視装置機能検査	
廃水器空気抽出器ガスモニタ(4R-43)	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	高	13M	○	23回		放射線監視装置機能検査	
安全補機室排気ガスモニタ(4R-46)	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	低	1F	○	23回		放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後
一般補機室排気ガスモニタ(4R-48A)	1. 特性試験	低	13M	○	23回		放射線監視装置機能検査	
一般補機室排気ガスモニタ(4R-48B)	1. 特性試験	低	13M	○	23回		放射線監視装置機能検査	
使用済燃料ピット排気ガスモニタ(4R-49)	1. 特性試験	低	13M	○	23回		放射線監視装置機能検査	
建屋内漏洩検知ガスモニタB(4R-50B)	1. 特性試験	低	13M	○	23回		放射線監視装置機能検査	
蒸気発生器ブローダウン水モニタ(4R-55)	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	高	1F	○	23回		放射線監視装置機能検査	
原子炉補機冷却水モニタ(4R-56)	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	低	13M	○	23回		放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後
補助蒸気復水モニタ(4R-57)	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	低	13M	○	23回		放射線監視装置機能検査	
タービンサンプ水モニタ(4R-58)	1. 機能・性能試験 2. 特性試験	低	1F	○	23回		放射線監視装置機能検査	

施設管理の実施に関する計画の変更

格納容器排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)(4R-80A)	1. 特性試験	高	13M	○	22回		放射線監視装置機能検査	
格納容器排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)(4R-80B)	1. 特性試験	高	13M	○	22回		放射線監視装置機能検査	
補助建屋排気筒高レンジガスモニタ(低レンジ)(4R-81A)	1. 特性試験	高	13M	○	22回		放射線監視装置機能検査	
補助建屋排気筒高レンジガスモニタ(高レンジ)(4R-81B)	1. 特性試験	高	13M	○	22回		放射線監視装置機能検査	
A 主蒸気管モニタ(4R-87)	1. 特性試験	高	13M	○	22回		放射線監視装置機能検査	
B 主蒸気管モニタ(4R-88)	1. 特性試験	高	13M	○	22回		放射線監視装置機能検査	
C 主蒸気管モニタ(4R-89)	1. 特性試験	高	13M	○	22回		放射線監視装置機能検査	一部定期事業者検査起動後
格納容器内エアロック区域エリアモニタ(4R-2)	1. 特性試験	低	13M	○	22回		放射線監視装置機能検査	
A 空てんポンプ室エリアモニタ(4R-4A)	1. 特性試験	低	13M	○	22回		放射線監視装置機能検査	
B 空てんポンプ室エリアモニタ(4R-4B)	1. 特性試験	低	13M	○	22回		放射線監視装置機能検査	
C 空てんポンプ室エリアモニタ(4R-4C)	1. 特性試験	低	13M	○	22回		放射線監視装置機能検査	
使用済燃料ピット区域エリアモニタ(4R-5)	1. 特性試験	低	13M	○	22回		放射線監視装置機能検査	
伊内計装区域エリアモニタ(4R-7)	1. 特性試験	低	13M	○	22回		放射線監視装置機能検査	
格納容器内オペレーティングフロアエリアモニタ(4R-10)	1. 特性試験	低	13M	○	22回		放射線監視装置機能検査	
可搬式使用済燃料ピット区域周辺エリアモニタ	1. 特性試験	高	13M	○	22回		放射線監視装置機能検査	プラント運転中又は定期事業者検査停止中 20回設置検時に設置
放射線管理施設〔放射線管理用計測装置〕その他弁	1. 分解点検	高	130M	—	22回		1次系弁検査	
放射線管理施設〔放射線管理用計測装置〕その他機器	1. 分解点検他	高	13M	○	22回			一部EMあり
	1. 分解点検他	低	13M	○	22回			

変更理由

- ①記載の適正化
(開放点検は性能維持を伴う点検項目であったため、頻度を「F」から「M」に変更)
以降、同修正を実施。
- ②特定重大事故等対処施設設置に伴う追加
- ③特定重大事故等対処施設設置に伴う追加
変更後は次ページ参照

(21/38)

変更後

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定例回数)	検査名	備考 (() 内は適用する設備形態技術)
放射線管理施設 [換気設備]	A格納容器排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 5M	○ ○	23回 20回	1次系換気空調設備検査	先行実施
	B格納容器排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 5M	○ ○	23回 20回	1次系換気空調設備検査	先行実施
	A格納容器空気浄化フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 5M	○ ○	23回 20回	1次系換気空調設備検査	
	B格納容器空気浄化フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 5M	○ ○	23回 20回	1次系換気空調設備検査	
	中央制御室非常用循環系(A系列)	1.機能・性能試験 (ファン、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	24回※	中央制御室非常用循環系機能検査	3号設備 ※：3号での実績
	中央制御室非常用循環系(B系列)	1.機能・性能試験 (ファン、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	23回	中央制御室非常用循環系機能検査	
	② 中央制御室非常用循環フィルタユニット(A系列)	1.より新フィルタ性能検査(よう密除去効率検査)	高	1F	-	24回※2	中央制御室非常用循環系フィルタ-性能検査	3号設備 ※：よう密フィルタ性能検査結果により適宜実施 ※2：3号での実績
			低	1F	-	24回※2	中央制御室非常用循環系フィルタ-性能検査	
			低	1F	-	24回※2	1次系換気空調設備検査	
		2.機能・性能試験	高	1F	-	24回※2	中央制御室非常用循環系フィルタ-性能検査	
			低	1F	-	24回※2	1次系換気空調設備検査	
			低	X※1	-	24回※2		
3.開放点検(フィルタ取替)		高	5M	-	22回※2			
		低	5M	-	22回※2			
		低	5M	-	22回※2			
中央制御室非常用循環フィルタユニット(B系列)		1.より新フィルタ性能検査(よう密除去効率検査)	高	1F	○	23回	中央制御室非常用循環系フィルタ-性能検査	
			低	1F	○	23回	中央制御室非常用循環系フィルタ-性能検査	
			低	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	
	2.機能・性能試験	高	1F	-	23回			
		低	1F	-	23回			
		低	X※	-	23回		※より新フィルタ性能検査結果により適宜実施	
3.開放点検(フィルタ取替)	高	5M	-	20回				
	低	5M	-	20回				
	低	5M	-	20回				

(17/28)

変更前

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定例回数)	検査名	備考 (() 内は適用する設備形態技術)
放射線管理施設 [換気設備]	A格納容器排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 5M	○ ○	22回 20回	1次系換気空調設備検査	先行実施
	B格納容器排気フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 5M	○ ○	22回 20回	1次系換気空調設備検査	先行実施
	A格納容器空気浄化フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 5M	○ ○	22回 20回	1次系換気空調設備検査	
	B格納容器空気浄化フィルタユニット	1.機能・性能試験 2.開放点検	低	1F 5M	○ ○	22回 20回	1次系換気空調設備検査	
	中央制御室非常用循環系(A系列)	1.機能・性能試験 (ファン、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	-	23回※	中央制御室非常用循環系機能検査	3号設備 ※：3号での実績
	中央制御室非常用循環系(B系列)	1.機能・性能試験 (ファン、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	22回	中央制御室非常用循環系機能検査	
	② 中央制御室非常用循環フィルタユニット(A系列)	1.より新フィルタ性能検査(よう密除去効率検査)	高	1F	-	23回※	中央制御室非常用循環系フィルタ-性能検査	3号設備 ※：よう密フィルタ性能検査結果により適宜実施 ※2：3号での実績
			低	1F	-	23回※	中央制御室非常用循環系フィルタ-性能検査	
			低	1F	-	22回※2	1次系換気空調設備検査	
		2.機能・性能試験	高	1F	-	23回※		
			低	1F	-	23回※		
			低	X※1	-	22回※2		
3.開放点検(フィルタ取替)		高	5M	-	22回※			
		低	5M	-	22回※			
		低	5M	-	22回※			
中央制御室非常用循環フィルタユニット(B系列)		1.より新フィルタ性能検査(よう密除去効率検査)	高	1F	○	22回	中央制御室非常用循環系フィルタ-性能検査	
			低	1F	○	22回	中央制御室非常用循環系フィルタ-性能検査	
			低	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	
	2.機能・性能試験	高	1F	-	22回			
		低	1F	-	22回			
		低	X※	-	22回		※より新フィルタ性能検査結果により適宜実施	
3.開放点検(フィルタ取替)	高	5M	-	20回				
	低	5M	-	20回				
	低	5M	-	20回				
④ B補助建屋排気フィルタユニット	1.機能・性能試験	低	4F	-	20回	1次系換気空調設備検査	先行実施	
		低	4F	-	20回			
		低	4F	-	20回			
	2.開放点検	低	4F	-	20回			
		低	4F	-	20回			
		低	4F	-	20回			
	燃料取扱室排気フィルタユニット	1.機能・性能試験	低	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	先行実施
			低	1F	○	22回		
			低	1F	○	21回		
	34A中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	-	22回※		3号設備
			高	52M	-	22回※		3号設備
			高	52M	-	21回		
34D中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	-	21回			
		低	52M	○	20回			
		低	52M	○	20回			
B格納容器給気ユニット	1.開放点検	低	52M	○	20回		先行実施	
		低	52M	○	20回		先行実施	
		低	52M	○	20回		先行実施	
B補助建屋給気ユニット	1.開放点検	低	52M	○	20回		先行実施	
		低	52M	○	20回		先行実施	
		低	52M	○	20回		先行実施	
A格納容器給気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(ファン) 2.分解点検(電動機)	低	1F 260M CEM	○ - -	22回 20回 8回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：2M(対象：電動機))	
		低	1F 260M CEM	○ - -	22回 20回 8回			
		低	1F 260M CEM	○ - -	22回 20回 8回			
B格納容器給気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(ファン) 2.分解点検(電動機)	低	1F 260M CEM	○ - -	22回 18回 12回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：2M(対象：電動機))	
		低	1F 260M CEM	○ - -	22回 18回 12回			
		低	1F 260M CEM	○ - -	22回 18回 12回			
A格納容器排気ファン・電動機	1.機能・性能試験 2.分解点検(ファン) 2.分解点検(電動機)	低	1F 260M CEM	○ - -	22回 16回 8回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断：2M)	
		低	1F 260M CEM	○ - -	22回 16回 8回			
		低	1F 260M CEM	○ - -	22回 18回 3回			

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

なし

変更後

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検日)	検査名	備考 (() 内は適用する設備数を挙げる)			
放射線管理施設 [換気設備]	A補助排気排気フィルタユニット	1.機能・性能試験	低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	先行実施			
		2.開放点検							52M	○	20回
	B補助排気排気フィルタユニット	1.機能・性能試験	低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	先行実施			
		2.開放点検							52M	○	20回
	燃料取扱室排気フィルタユニット	1.機能・性能試験	低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	先行実施			
		2.開放点検							52M	○	20回
	34A中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	-	22回※		3号設備 ※:3号での実績			
	34B中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	-	22回※		3号設備 ※:3号での実績			
	34C中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	-	21回					
	34D中央制御室空調ユニット	1.開放点検	高	52M	-	21回					
	A格納容器給気ユニット	1.開放点検	低	52M	○	20回		先行実施			
	B格納容器給気ユニット	1.開放点検	低	52M	○	20回		先行実施			
	A補助排気給気ユニット	1.開放点検	低	52M	○	20回		先行実施			
	B補助排気給気ユニット	1.開放点検	低	52M	○	20回		先行実施			
	A格納容器給気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断:2M (対象:電動機))			
		2.分解点検 (ファン)							200M	-	20回
		2.分解点検 (電動機)							CBM	-	8回
	B格納容器給気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断:2M (対象:電動機))			
		2.分解点検 (ファン)							200M	-	18回
		2.分解点検 (電動機)							CBM	-	12回

変更理由

特定重大事故等対処施設設置に伴う追加
変更前は前ページ参照

変更前

変更後

変更理由

特定重大事故等対処施設設置に伴う追加

(24/38)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術
放射線管理施設 [換気設備]	34A中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 4M (対象: 電動機)) 3号設備 ※: 3号での実施
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	19回		
		2.分解点検 (電動機)		78M	○	22回		
	34B中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 4M (対象: 電動機)) 3号設備 ※: 3号での実施
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	15回		
		2.分解点検 (電動機)		78M	○	24回		
	34C中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 4M (対象: 電動機))
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	20回		
		2.分解点検 (電動機)		78M	○	21回		
	34D中央制御室循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 4M (対象: 電動機))
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	16回		
		2.分解点検 (電動機)		78M	○	23回		
	34A中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M) 3号設備 ※: 3号での実施
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	16回		
		2.分解点検 (電動機)		117M	○	21回		
	34B中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	24回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M) 3号設備 ※: 3号での実施
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	17回		
		2.分解点検 (電動機)		117M	○	24回		
	34C中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M)
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	16回		
		2.分解点検 (電動機)		117M	○	21回		
	34D中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M)
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	16回		
		2.分解点検 (電動機)		117M	○	23回		

(19/28)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回数)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術
放射線管理施設 [換気設備]	34C中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M)
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	16回		
		2.分解点検 (電動機)		117M	○	21回		
	34D中央制御室非常用循環ファン・電動機	1.機能・性能試験	高	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M)
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	16回		
		2.分解点検 (電動機)		117M	○	19回		
	B補助棟送風ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M (対象: 電動機))
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	20回		
		2.分解点検 (電動機)		CBM	○	7回		
	A補助棟送風ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M)
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	20回		
		2.分解点検 (電動機)		104M	○	20回		
	B補助棟送風ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M)
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	20回		
		2.分解点検 (電動機)		104M	○	20回		
	C補助棟送風ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M)
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	20回		
		2.分解点検 (電動機)		104M	○	20回		
	A燃料取扱室送風ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M (対象: 電動機))
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	20回		
		2.分解点検 (電動機)		CBM	○	7回		
	B燃料取扱室送風ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M (対象: 電動機))
		2.分解点検 (ファン)		260M	○	20回		
		2.分解点検 (電動機)		CBM	○	8回		
A燃料取扱室排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M)	
	2.分解点検 (ファン)		260M	○	20回			
	2.分解点検 (電動機)		CBM	○	20回			
B燃料取扱室排気ファン・電動機	1.機能・性能試験	低	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	先行実施 (振動診断: 4M)	
	2.分解点検 (ファン)		260M	○	20回			
	2.分解点検 (電動機)		CBM	○	20回			
自動ダンバ	1式	1.機能・性能試験	高・低	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	一部先行実施
放射線管理施設 [換気設備] その他の非	1式	1.機能・性能試験	高	65M	○	20回	1次系換気空調設備検査	
		2.分解点検		B	○	20回	1次系安全弁検査 1次系弁検査	
放射線管理施設 [換気設備] その他の非	1式	1.機能・性能試験	高	130M	○	20回	1次系安全弁検査 1次系弁検査	
		2.分解点検		B	○	20回	1次系安全弁検査 1次系弁検査	
放射線管理施設 [換気設備] その他の非	1式	1.機能・性能試験	高	13M~260M	○	22回	1次系安全弁検査 1次系弁検査	一部先行実施
		2.分解点検		B	○	22回	1次系安全弁検査 1次系弁検査	

変更理由

- ① 4番圧タンクサンプリング第2階離弁他をその他の弁分解点検から移動したことに伴う周期の変更。
安全を見直したものではない。
- ② 記載の適正化
(A蒸気発生器ブローダウナー第2階離弁用リミットスイッチ他をカウントしたことによる周期の変更)
- ③ 記載の適正化
(審圧タンク窒素供給隔離弁用リミットスイッチ他をカウントしたことによる周期の変更)
- ④ 定期事業者検査追加に伴う記載の追加

(27/38)

変更後

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する設備設計技術
原子伊格納施設 [原子伊格納容器]	原子伊格納容器隔離弁駆動部	1式	高	52M~150M	○	23回		
	原子伊格納容器真空逃がし弁	4個	高	13M~52M	○	23回	原子伊格納容器真空逃がし弁機能検査	
	原子伊格納施設 [原子伊格納容器] その他の弁	1式	高・低	52M~130M	○	23回	1次系弁検査	
	原子伊格納施設 [原子伊格納容器] その他の弁駆動部	1式	高・低	52M~130M	○	23回	1次系弁検査 2次系弁検査	
	原子伊格納施設 [原子伊格納容器] その他の弁駆動部	1式	高・低	52M~65M	○	23回	1次系弁検査	
④ 原子伊格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備]	原子伊格納容器スプレィ系	1.機能・性能試験(ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む) 2.機能・性能試験(ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	23回	原子伊格納容器安全系機能検査	
	圧力逃がし系	1.機能・性能試験(弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	23回	圧力逃がし系作動検査	【対象設備】 ・A原子伊格納容器スプレィポンプによる代替炉心注入系 24回定期事業者検査より追加
	A原子伊格納容器スプレィポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	130M	—	20回	原子伊格納容器安全系ポンプ分解検査 その他原子伊注水系ポンプ分解検査	【振動診断: 1M】 その他原子伊注水系ポンプ分解検査は20回施設定期検査より追加
		1.分解点検(電動機)	高	130M	—	23回		【振動診断: 1M】
		2.簡易点検(潤滑油入替他)	高	20M	—	23回		
	B原子伊格納容器スプレィポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	130M	—	21回	原子伊格納容器安全系ポンプ分解検査	【振動診断: 1M】
		1.分解点検(電動機)	高	130M	○	19回		
		2.簡易点検(潤滑油入替他)	高	20M	—	22回		
	A格納容器スプレィ冷却器	1.開放点検(管側)	高	130M	—	19回		
		1.開放点検(膜側)	高	195M	—	19回		
2.非破壊試験		高	130M	—	19回	1次系熱交換器検査		
B格納容器スプレィ冷却器	1.開放点検(管側)	高	130M	—	20回			
	1.開放点検(膜側)	高	195M	—	20回			
	2.非破壊試験	高	130M	—	20回	1次系熱交換器検査		

(21/28)

変更前

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する設備設計技術
原子伊格納施設 [原子伊格納容器]	原子伊格納容器真空逃がし弁	4個	高	1F	○	22回	原子伊格納容器真空逃がし弁機能検査	
	原子伊格納施設 [原子伊格納容器] その他の弁	1式	高・低	1F	○	22回	1次系弁検査	
	原子伊格納施設 [原子伊格納容器] その他の弁	1式	高・低	52M~130M	○	22回	1次系弁検査	
	原子伊格納施設 [原子伊格納容器] その他の弁駆動部	1式	高・低	52M~130M	○	22回	1次系弁検査	
	原子伊格納施設 [原子伊格納容器] その他の弁駆動部	1式	高・低	52M~65M	○	22回	1次系弁検査	
④ 原子伊格納施設 [圧力低減設備その他の安全設備]	原子伊格納容器スプレィ系	1.機能・性能試験(ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む) 2.機能・性能試験(ポンプ、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	22回	原子伊格納容器安全系機能検査	
	圧力逃がし系	1.機能・性能試験(弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	22回	圧力逃がし系作動検査	【対象設備】 ・A原子伊格納容器スプレィポンプによる代替炉心注入系 20回施設定期検査より追加
	A原子伊格納容器スプレィポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	130M	—	22回	原子伊格納容器安全系ポンプ分解検査 その他原子伊注水系ポンプ分解検査	【振動診断: 1M】 その他原子伊注水系ポンプ分解検査は20回施設定期検査より追加
		1.分解点検(電動機)	高	130M	○	18回		【振動診断: 1M】
		2.簡易点検(潤滑油入替他)	高	20M	—	20回		
	B原子伊格納容器スプレィポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ)	高	130M	—	21回	原子伊格納容器安全系ポンプ分解検査	【振動診断: 1M】
		1.分解点検(電動機)	高	130M	—	19回		
		2.簡易点検(潤滑油入替他)	高	20M	—	22回		
	A格納容器スプレィ冷却器	1.開放点検(管側)	高	130M	—	19回		
		1.開放点検(膜側)	高	195M	—	19回		
2.非破壊試験		高	130M	—	19回	1次系熱交換器検査		
B格納容器スプレィ冷却器	1.開放点検(管側)	高	130M	—	20回			
	1.開放点検(膜側)	高	195M	—	20回			
	2.非破壊試験	高	130M	—	20回	1次系熱交換器検査		
原子伊格納容器スプレィ系主要弁	4V-CP-024A	1.分解点検	高	130M	—	17回	原子伊格納容器安全系主要弁分解検査	
	4V-YS-024B	1.分解点検	高	130M	—	17回	原子伊格納容器安全系主要弁分解検査	
	4V-CP-054A	1.分解点検	高	130M	—	17回	原子伊格納容器安全系主要弁分解検査	
	4V-CP-054B	1.分解点検	高	130M	—	17回	原子伊格納容器安全系主要弁分解検査	
	4V-CP-001A	1.分解点検	高	130M	—	21回	原子伊格納容器安全系主要弁分解検査	
	4V-CP-001B	1.分解点検	高	130M	—	21回	原子伊格納容器安全系主要弁分解検査	
	4V-CP-002A	1.分解点検	高	130M	—	21回	原子伊格納容器安全系主要弁分解検査	
	4V-CP-002B	1.分解点検	高	130M	—	22回	原子伊格納容器安全系主要弁分解検査	
	原子伊格納容器スプレィ系主要弁駆動部	1式	高	150M	—	19回		
	可燃性ガス濃度制御系主要弁	4V-YS-101A	1.分解点検	高	65M	—	20回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査
4V-YS-101B		1.分解点検	高	65M	—	20回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	20回施設定期検査より追加
4V-YS-102A		1.分解点検	高	65M	—	22回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	20回施設定期検査より追加
4V-YS-102B		1.分解点検	高	65M	—	21回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	20回施設定期検査より追加
4V-YS-103A		1.分解点検	高	65M	○	20回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	20回施設定期検査より追加
4V-YS-103B		1.分解点検	高	65M	—	21回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	20回施設定期検査より追加
4-PCV-2465		1.分解点検	高	65M	—	20回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	20回施設定期検査より追加
4-PCV-2485		1.分解点検	高	65M	—	20回	可燃性ガス濃度制御系主要弁分解検査	20回施設定期検査より追加
よう菌除去薬品タンク		1.開放点検	高	130M	—	22回		
よう菌除去薬品タンクパキュムリーフ弁		1.分解点検	高	130M	—	22回	1次系真空破壊弁検査	

(29/38)

(22/28)

変更理由

変更後

変更前

施設管理の実施に関する計画の変更

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保金の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術)	
原子伊格納施設 〔圧力低減設備その他の安全設備〕	安全補機室空気浄化フィルタユニット	1. 機能・性能検査(よう素フィルタ性能検査)	高	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査		
		1. 機能・性能検査		1F	○	23回			
		2. 開放点検(フィルタ取替)		X※	—	23回		※よう素フィルタ性能検査結果により適宜実施	
	A安全補機室空気浄化ファン・電動機	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M)	
		2. 分解点検(ファン)		260M	—	22回			
	B安全補機室空気浄化ファン・電動機	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回		(振動診断: 1M)	
		2. 分解点検(電動機)		78M	—	21回			
	静的触媒式水素再結合装置	MB-045	1. 外観点検	高	5F	—	22回		
			2. 機能・性能試験		1F	○	23回	原子伊格納容器水素再結合装置機能検査	
		MB-046	1. 外観点検	高	5F	—	22回		
2. 機能・性能試験				1F	○	23回	原子伊格納容器水素再結合装置機能検査		
MB-047		1. 外観点検	高	5F	—	22回			
	2. 機能・性能試験		1F	○	23回	原子伊格納容器水素再結合装置機能検査			
MB-048	1. 外観点検	高	5F	—	22回				
	2. 機能・性能試験		1F	○	23回	原子伊格納容器水素再結合装置機能検査			
MB-049	1. 外観点検	高	5F	—	22回				
	2. 機能・性能試験		1F	○	23回	原子伊格納容器水素再結合装置機能検査			
原子伊格納容器水素燃焼装置	13個	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	原子伊格納容器水素再結合装置機能検査		
1次系計測制御装置	1式	1. 特性点検	高	13M	○	23回	計測制御系監視機能検査		
原子伊格納施設〔圧力低減設備その他の安全設備〕その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高	B	○	23回	1次系弁検査 1次系安全弁検査		
		2. 分解点検		130M	○	23回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査		
原子伊格納施設〔圧力低減設備その他の安全設備〕その他の弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高	B	—	22回	1次系弁検査		
		2. 分解点検		65M~150M	—	22回			
		3. 簡易点検(特性試験)		65M~200M	—	21回			
原子伊格納施設〔圧力低減設備その他の安全設備〕その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M~200M	○	23回			
		1. 分解点検他	低	65M~200M	○	23回		一部BMあり	
その他AM(代替再循環、格納容器内注水)機器	1式	1. 分解点検	高	130M	—	20回	1次系逆止弁検査		

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保金の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備診断技術)	
原子伊格納施設 〔圧力低減設備その他の安全設備〕	A. ニュラス空気浄化系	1. 機能・性能試験(ファン、電動機、弁、弁駆動部等含む)	高	1F	○	22回	ニュラス循環排気系機能検査		
		1. ニュラスフィルタ性能検査(よう素除去効率検査)	高	1F	○	22回	ニュラス循環排気系フィルタ性能検査	A系、B系交りに実施	
		1. よう素フィルタ性能検査(測定用性能検査)		1F	○	22回	ニュラス循環排気系フィルタ性能検査		
	A. B ニュラス空気浄化フィルタユニット	A系	2. 開放点検(フィルタ取替)		X※	—	22回		※よう素フィルタ性能検査結果により適宜実施
			1. 機能・性能試験	高	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	
	B系	2. 開放点検	1. 機能・性能試験	高	4F	—	20回		
			2. 開放点検		4F	—	20回		
	A ニュラス空気浄化ファン・電動機	1. 機能・性能試験	1. 機能・性能試験	高	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M)
			2. 分解点検(ファン)		260M	—	20回		
	B ニュラス空気浄化ファン・電動機	1. 機能・性能試験	1. 機能・性能試験	高	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M)
2. 分解点検(電動機)				260M	—	13回			
安全補機室空気浄化フィルタユニット	1. 機能・性能検査(よう素フィルタ性能検査)	1. 機能・性能検査	高	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査		
		2. 開放点検(フィルタ取替)		X※	—	22回		※よう素フィルタ性能検査結果により適宜実施	
A安全補機室空気浄化ファン・電動機	1. 機能・性能試験	1. 機能・性能試験	高	1F	○	22回	1次系換気空調設備検査	(振動診断: 1M)	
		2. 開放点検		4F	—	20回			
B安全補機室空気浄化ファン・電動機	1. 機能・性能試験	1. 機能・性能試験	高	1F	○	22回		(振動診断: 1M)	
		2. 分解点検(ファン)		260M	—	22回			
静的触媒式水素再結合装置	MB-045	1. 外観点検	高	5F	—	22回		20回施設定期時に設置 20回施設定期検査より追加	
		2. 機能・性能試験		1F	○	22回	原子伊格納容器水素再結合装置機能検査		
MB-046	1. 外観点検	1. 外観点検	高	5F	—	22回		20回施設定期時に設置 20回施設定期検査より追加	
		2. 機能・性能試験		1F	○	22回	原子伊格納容器水素再結合装置機能検査		
MB-047	1. 外観点検	1. 外観点検	高	5F	—	22回		20回施設定期時に設置 20回施設定期検査より追加	
		2. 機能・性能試験		1F	○	22回	原子伊格納容器水素再結合装置機能検査		
MB-048	1. 外観点検	1. 外観点検	高	5F	—	22回		20回施設定期時に設置 20回施設定期検査より追加	
		2. 機能・性能試験		1F	○	22回	原子伊格納容器水素再結合装置機能検査		
MB-049	1. 外観点検	1. 外観点検	高	5F	—	22回		20回施設定期時に設置 20回施設定期検査より追加	
		2. 機能・性能試験		1F	○	22回	原子伊格納容器水素再結合装置機能検査		
原子伊格納容器水素燃焼装置	13個	1. 機能・性能試験	高	1F	○	22回	原子伊格納容器水素再結合装置機能検査	20回施設定期時に設置	
1次系計測制御装置	1式	1. 特性点検	高	13M	○	22回	計測制御系監視機能検査	20回施設定期時に設置	
原子伊格納施設〔圧力低減設備その他の安全設備〕その他の弁	1式	1. 機能・性能試験	高	B	○	22回	1次系弁検査 1次系安全弁検査	20回施設定期時に設置	
		2. 分解点検		130M	○	22回	1次系弁検査 1次系逆止弁検査		
原子伊格納施設〔圧力低減設備その他の安全設備〕その他弁駆動部	1式	1. 機能・性能試験	高	B	—	22回	1次系弁検査		
		2. 分解点検		65M~150M	—	22回			
		3. 簡易点検(特性試験)		65M	—	21回			
原子伊格納施設〔圧力低減設備その他の安全設備〕その他機器	1式	1. 分解点検他	高	13M~200M	○	22回			
		1. 分解点検他	低	65M~130M	○	22回		一部BMあり	
その他AM(代替再循環、格納容器内注水)機器	1式	1. 分解点検	高	130M	—	20回	1次系逆止弁検査		

①記載の適正化
(保全重要度の適正化により、4消
火水注入ライン逆止弁の保全重要度
を「高」から「低」に変更した。
保全を見直したものでない。)

②記載の適正化
(A格納容器水素ベージ給気隔離弁
用リミットスイッチ他をカウントし
たことによる周期の変更)

③記載の適正化
(A格納容器水素ベージ給気止め弁
用リミットスイッチ他をカウントし
たことによる周期の変更)

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

な し

変更後

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 (() 内は適用する設備診断技術)
原子力設備 【その他設備】	① クラス1機器(供用期間中検査対象) (重大事故等クラス1機器供用期間中検査対象、重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1.非破壊試験 2.漏えい試験	高	Y	○	22回	クラス1機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別紙-1】
				1F	○	23回	クラス1機器供用期間中検査	
		1.非破壊試験 2.漏えい試験	高	10Y	○	23回	クラス2機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別紙-2】
	クラス2機器(供用期間中検査対象) (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1.非破壊試験 2.漏えい試験	高	10Y	○	23回	クラス2機器供用期間中検査	
				10Y	○	23回	クラス2機器供用期間中検査	
		1.非破壊試験 2.漏えい試験	高	10Y	○	22回	クラス3機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別紙-3】
	クラス3機器(供用期間中検査対象)	1.非破壊試験 2.漏えい試験	高	10Y	○	22回	クラス3機器供用期間中検査	
				10Y	○	22回	クラス3機器供用期間中検査	
		1.非破壊検査	高	3Y	○	21回	供用期間中特別検査のうちクラス1機器N1基合金使用部位特別検査	ISIプログラムによる。 【別紙-4】
	① クラス2管(原子伊格納容器内) (重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象、重大事故等クラス2機器供用期間中検査対象含む)	1.非破壊試験	高	10Y	○	22回	供用期間中特別検査のうちクラス2管(原子伊格納容器内)特別検査	ISIプログラムによる。 【別紙-5】
				1.非破壊試験	高	10Y	○	18回
		1.非破壊試験 2.漏えい試験	高	10Y	○	22回	重大事故等クラス2機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別紙-7】 24回定期事業者検査より設定
	① 重大事故等クラス1機器	1.非破壊試験 2.漏えい試験	高	10Y	○	22回	重大事故等クラス2機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別紙-8】
				1.非破壊試験 2.漏えい試験	高	10Y	○	23回
		1.非破壊試験	高	10Y	○	22回	重大事故等クラス3機器供用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別紙-10】 24回定期事業者検査より設定
② クラス1配管特別検査	1.非破壊検査	高	1F	○	22回	供用期間中特別検査のうちクラス1配管特別検査		
			1.外観点検	高・低	3Y~10Y	○	22回	構造健全性検査
	1.外観点検	高	1F	○	23回	構造健全性検査		
レストレイント 1.1次冷却配管がプレストレスト 2.主蒸気配管がプレストレスト 3.主給水配管がプレストレスト	1.外観点検	高	100Y/10Y	○	16回	レストレイント検査		
			1.外観点検	高・低	B	○	22回	1次系安全弁検査
	1.外観点検	高	130M	○	23回	1次系安全弁検査		
原子力設備【その他設備】その他弁	1.機能・性能試験 2.分解点検	高・低	B	○	22回	1次系安全弁検査		
			1.分解点検他	高	130M~150M	○	23回	1次系安全弁検査
	1.分解点検他	低	12M~150M	○	23回	1次系安全弁検査		
原子力設備【その他設備】その他機器	1.外観点検	高	13M~150M	○	23回	1次系安全弁検査		
			1.外観点検	高・低	100Y/10Y	○	23回	耐震健全性検査
原子力設備・タービン設備 【その他設備】	耐震クラスS、Bに属する設備の支持構造物(クラス1,2,3供用期間中検査対象機器を除く)	1.外観点検	高・低	100Y/10Y	○	23回	耐震健全性検査	
	その他AM(格納容器内注水)機器	1.分解点検他	高	52M~240M	○	22回		

(30/38)

変更理由

- ①重大事故等クラス1機器供用期間中検査の追加に伴う記載の追加
変更前は次ページ参照
- ②大飯3号機で発生した加圧器スプレイ配管溶接部欠陥指示事象の水平展開に伴う追加
変更前は次ページ参照

変更理由

- ①重大事故等クラス1機器使用期間中検査の追加に伴う記載の追加
変更後は前ページ参照
- ②大飯3号機で発生した加圧器スプレィ配管溶接部欠陥指示事象の水平展開に伴う追加
変更後は前ページ参照
- ③保全の有効性評価結果に伴う周期の変更

変更後

機器又は系統名	実施枚 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 (○内は適用する設備新技術)		
蒸気タービン 【車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸】	高圧タービン	1.開放点検	高	30M	○	22回	蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No.18の反映		
		2.組立状況点検	高	B	○	22回	蒸気タービン開放検査			
		3.簡易点検 (軸受箱内部清掃)	高	13M	○	22回	蒸気タービン開放検査			
		第1低圧タービン	1.開放点検	高	30M	○	22回		蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No.19の反映
			2.外観点検	高	X	○	22回		蒸気タービン開放検査	
			3.簡易点検 (軸受箱内部清掃)	高	13M	○	22回		蒸気タービン開放検査	
		第2低圧タービン	1.開放点検	高	30M	○	22回		蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No.19の反映
			2.外観点検	高	X	○	22回		蒸気タービン開放検査	
			3.簡易点検 (軸受箱内部清掃)	高	13M	○	22回		蒸気タービン開放検査	
	第3低圧タービン	1.開放点検	高	30M	○	22回	蒸気タービン開放検査	保全の有効性評価結果No.19の反映		
		2.外観点検	高	X	○	22回	蒸気タービン開放検査			
		3.簡易点検 (軸受箱内部清掃)	高	13M	○	22回	蒸気タービン開放検査			
	ロータ	1.組立状況点検	高	B	○	22回	蒸気タービン開放検査	タービン開放点検に含めて実施		
	蒸気タービン本体及び附属設備	1.保安装置点検	高	1F	○	22回	蒸気タービン性能検査	一部定期事業者検査起動後		
		2.負荷点検	高	1F	○	22回	総合負荷性能検査	定期事業者検査起動後		
	蒸気タービン 【潤滑装置及び非常潤滑装置並びに潤滑装置で制御される主要弁】	第1主蒸気止め弁	1.開放点検	高	30M	○	21回	蒸気タービン開放検査		
			2.組立状況点検	高	B	○	21回	蒸気タービン開放検査		
		第2主蒸気止め弁	1.開放点検	高	30M	○	21回	蒸気タービン開放検査		
			2.組立状況点検	高	B	○	21回	蒸気タービン開放検査		
		第3主蒸気止め弁	1.開放点検	高	30M	○	21回	蒸気タービン開放検査		
			2.組立状況点検	高	B	○	21回	蒸気タービン開放検査		
		第4主蒸気止め弁	1.開放点検	高	30M	○	21回	蒸気タービン開放検査		
			2.組立状況点検	高	B	○	21回	蒸気タービン開放検査		
		#1蒸気加減弁	1.開放点検	高	30M	○	21回	蒸気タービン開放検査		
2.組立状況点検			高	B	○	21回	蒸気タービン開放検査			
#2蒸気加減弁		1.開放点検	高	30M	○	21回	蒸気タービン開放検査			
		2.組立状況点検	高	B	○	21回	蒸気タービン開放検査			
#3蒸気加減弁		1.開放点検	高	30M	○	21回	蒸気タービン開放検査			
		2.組立状況点検	高	B	○	21回	蒸気タービン開放検査			
#4蒸気加減弁		1.開放点検	高	30M	○	21回	蒸気タービン開放検査			
		2.組立状況点検	高	B	○	21回	蒸気タービン開放検査			
A1再熱蒸気止め弁		1.開放点検	高	30M	○	22回	蒸気タービン開放検査			
		2.組立状況点検	高	B	○	22回	蒸気タービン開放検査			
A2再熱蒸気止め弁		1.開放点検	高	30M	○	22回	蒸気タービン開放検査			
		2.組立状況点検	高	B	○	22回	蒸気タービン開放検査			
A3再熱蒸気止め弁		1.開放点検	高	30M	○	22回	蒸気タービン開放検査			
		2.組立状況点検	高	B	○	22回	蒸気タービン開放検査			
B1再熱蒸気止め弁		1.開放点検	高	30M	○	22回	蒸気タービン開放検査			
		2.組立状況点検	高	B	○	22回	蒸気タービン開放検査			
B2再熱蒸気止め弁		1.開放点検	高	30M	○	22回	蒸気タービン開放検査			
		2.組立状況点検	高	B	○	22回	蒸気タービン開放検査			
B3再熱蒸気止め弁		1.開放点検	高	30M	○	22回	蒸気タービン開放検査			
		2.組立状況点検	高	B	○	22回	蒸気タービン開放検査			
A1インターセプト弁		1.開放点検	高	30M	○	22回	蒸気タービン開放検査			
		2.組立状況点検	高	B	○	22回	蒸気タービン開放検査			
A2インターセプト弁		1.開放点検	高	30M	○	22回	蒸気タービン開放検査			
		2.組立状況点検	高	B	○	22回	蒸気タービン開放検査			
A3インターセプト弁		1.開放点検	高	30M	○	22回	蒸気タービン開放検査			
		2.組立状況点検	高	B	○	22回	蒸気タービン開放検査			
B1インターセプト弁		1.開放点検	高	30M	○	22回	蒸気タービン開放検査			
		2.組立状況点検	高	B	○	22回	蒸気タービン開放検査			
B2インターセプト弁		1.開放点検	高	30M	○	22回	蒸気タービン開放検査			
		2.組立状況点検	高	B	○	22回	蒸気タービン開放検査			
B3インターセプト弁		1.開放点検	高	30M	○	22回	蒸気タービン開放検査			
		2.組立状況点検	高	B	○	22回	蒸気タービン開放検査			
潤滑装置 (非常潤滑装置)		1.外観点検	高	1F	○	22回	蒸気タービン開放検査			

変更前

機器又は系統名	実施枚 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期 (定検回次)	検査名	備考 (○内は適用する設備新技術)
原子力設備 【その他設備】	① クラス1機器 (使用期間中検査対象) (重大事故等クラス2機器使用期間中検査対象を含む)	1.非破壊試験	高	10Y	○	22回	クラス1機器使用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別表-1】
		2.漏えい試験	高	1Y	○	22回	クラス1機器使用期間中検査	
		3.簡易点検	高	1Y	○	22回	クラス1機器使用期間中検査	
	① クラス2機器 (使用期間中検査対象) (重大事故等クラス2機器使用期間中検査対象を含む)	1.非破壊試験	高	10Y	○	22回	クラス2機器使用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別表-2】
		2.漏えい試験	高	10Y	○	22回	クラス2機器使用期間中検査	
		3.簡易点検	高	10Y	○	22回	クラス2機器使用期間中検査	
	① クラス3機器 (使用期間中検査対象)	1.非破壊試験	高	10Y	○	22回	クラス3機器使用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別表-3】
		2.漏えい試験	高	10Y	○	22回	クラス3機器使用期間中検査	
		3.簡易点検	高	10Y	○	22回	クラス3機器使用期間中検査	
	① クラス1機器 (総合安全使用部位 (重大事故等クラス2機器使用期間中検査対象を含む))	1.非破壊検査	高	6~10Y	○	21回	使用期間中特別検査のうちクラス1機器N1基合金使用部位特別検査	ISIプログラムによる。 【別表-4】
		2.漏えい試験	高	6~10Y	○	21回	使用期間中特別検査のうちクラス1機器N1基合金使用部位特別検査	
		3.簡易点検	高	6~10Y	○	21回	使用期間中特別検査のうちクラス1機器N1基合金使用部位特別検査	
① クラス2管 (原子炉格納容器内)	1.非破壊試験	高	25M/10Y	○	22回	使用期間中特別検査のうちクラス2管 (原子炉格納容器内) 特別検査	ISIプログラムによる。 【別表-5】	
	2.漏えい試験	高	1Y	○	22回	重大事故等クラス2機器使用期間中検査		
	3.簡易点検	高	1Y	○	22回	重大事故等クラス2機器使用期間中検査		
② 重大事故等クラス3機器	1.非破壊試験	高	10Y	○	18回	重大事故等クラス3機器使用期間中検査	ISIプログラムによる。 【別表-6】	
	2.漏えい試験	高	1Y	○	22回	重大事故等クラス3機器使用期間中検査		
	3.簡易点検	高	1Y	○	22回	重大事故等クラス3機器使用期間中検査		
② 安全上重要なダクト組立部 (クラス3機器LS1は除く)	1.非破壊試験	高	100%/10Y	○	22回	構造健全性検査	22回施設定期検査より設定一部先行実施	
	2.漏えい試験	高	100%/10Y	○	22回	構造健全性検査		
	3.簡易点検	高	100%/10Y	○	22回	構造健全性検査		
② BC9Bのベント・ドレン弁の閉止栓	1.漏えい試験	高	1F	○	22回	構造健全性検査	一部BMあり一部先行実施	
	2.外観点検	高	100%/10Y	○	16回	レストレイメント		
	3.簡易点検	高	100%/10Y	○	16回	レストレイメント		
② レストレイメント	1.検査点検	高	B	○	22回	1次安全弁検査		
	2.分解点検	高	130M	○	22回	1次系停止弁検査		
	3.簡易点検	高	13M~130M	○	22回	1次系停止弁検査		
② 原子力設備 (その他設備) その他弁	1.検査点検	高	12M~150M	○	22回	1次系停止弁検査		
	2.分解点検	高	B	○	22回	1次系停止弁検査		
	3.簡易点検	高	13M	○	22回	1次系停止弁検査		
② 原子力設備 (その他設備) その他機器	1.検査点検	高	B	○	22回	1次系停止弁検査		
	2.分解点検	高	13M	○	22回	1次系停止弁検査		
	3.簡易点検	高	13M	○	22回	1次系停止弁検査		
原子力設備・タービン設備 【その他設備】	耐震クラス5、B1に属する設備の支持構造物 (クラス1、2、3使用期間中検査対象機器を除く)	1.外観点検	高・低	100%/10Y	○	22回	耐震健全性検査	
		2.組立状況点検	高	50M~200M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		3.簡易点検	高	20M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
蒸気タービン 【車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸】	高圧タービン	1.開放点検	高	30M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		2.組立状況点検	高	B	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		3.簡易点検 (軸受箱内部清掃)	高	13M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	第1低圧タービン	1.開放点検	高	30M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		2.外観点検	高	3F	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		3.簡易点検 (軸受箱内部清掃)	高	13M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	第2低圧タービン	1.開放点検	高	20M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		2.外観点検	高	3F	○	21回	蒸気タービン開放検査	
		3.簡易点検 (軸受箱内部清掃)	高	13M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
第3低圧タービン	1.開放点検	高	20M	○	21回	蒸気タービン開放検査		
	2.外観点検	高	3F	○	22回	蒸気タービン開放検査		
	3.簡易点検 (軸受箱内部清掃)	高	13M	○	22回	蒸気タービン開放検査		
ロータ	1.組立状況点検	高	B	○	22回	蒸気タービン開放検査	タービン開放点検に含めて実施	
蒸気タービン本体及び附属設備	1.保安装置点検	高	1F	○	22回	蒸気タービン性能検査	一部定期事業者検査起動後	
	2.負荷点検	高	1F	○	22回	総合負荷性能検査	定期事業者検査起動後	

施設管理の実施に関する計画の変更

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

なし

変更後

(32/38)

機器又は系統名	実施数 (機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時間 (定検回次)	検査名	備考 () 内は適用する設備診断技術
蒸気タービン 〔復水器〕	復水、循環水系統	1.機能・性能試験(ポンプ、電動機含む)	高	1F	○	23回	蒸気タービン附属設備機能検査	定期事業者検査起動後
	復水器	1.開放点検	高	13M	○	23回	蒸気タービン開放検査	
		2.防汚塗装		26M	○	23回		
	A 循環水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	26M	—	23回		
		1.分解点検 (電動機)		10M	—	20回		
		2.簡易点検 (異油ユニット作動油清浄度管理)		13M	○	23回		
	B 循環水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	26M	○	22回		
		1.分解点検 (電動機)		10M	—	21回		
		2.簡易点検 (異油ユニット作動油清浄度管理)		13M	○	23回		
	A 復水器真空ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	39M	—	23回		(振動診断：3M)
		1.分解点検 (電動機)		CEM	—	20回		
		2.簡易点検 (潤滑油入替地)		13M	○	23回		
	B 復水器真空ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	39M	—	22回		(振動診断：3M)
		1.分解点検 (電動機)		CEM	—	20回		
		2.簡易点検 (潤滑油入替地)		13M	○	23回		
C 復水器真空ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	39M	○	21回		(振動診断：3M)	
	1.分解点検 (電動機)		CEM	—	20回			
	2.簡易点検 (潤滑油入替地)		13M	○	23回			
A 復水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	39M	○	21回		(振動診断：6M (対象：電動機)) 保全の有効性評価結果No. 21の反映	
	1.分解点検 (電動機)		13M	○	21回			
	2.簡易点検 (ストレーナ清掃)		13M	○	23回			
B 復水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	39M	—	22回		(振動診断：6M (対象：電動機)) 保全の有効性評価結果No. 21の反映	
	1.分解点検 (電動機)		13M	—	17回			
	2.簡易点検 (ストレーナ清掃)		13M	○	23回			
C 復水ポンプ・電動機	1.分解点検 (ポンプ)	高	39M	—	23回		(振動診断：6M (対象：電動機)) 保全の有効性評価結果No. 21の反映	
	1.分解点検 (電動機)		13M	○	23回			
	2.簡易点検 (ストレーナ清掃)		13M	○	23回			
蒸気タービン〔復水器〕その他機器	1式	1.分解点検他	高	78~260M	○	23回		
		1.分解点検他	低	13M~130M	○	23回		一部BMあり

変更理由

保全の有効性評価結果に伴う周期の変更
変更前とはページ参照

変更理由

変更後

変更前

①保全の有効性評価結果に伴う周期の変更
変更後は前ページ参照

②保全の有効性評価結果に伴う周期の変更

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 (()内は適用する設備の施設名)
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する熱交換器〕	A 部分分離加熱器 制御	1. 開放点検	高	20M	○	22回	蒸気タービン開放検査	
	A 部分分離加熱器 管側 (発電機側)	1. 開放点検	高	130M	—	18回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	18回		
	A 部分分離加熱器 管側 (調速機側)	1. 開放点検	高	130M	—	20回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	20回		
	B 部分分離加熱器 制御	1. 開放点検	高	20M	—	23回	蒸気タービン開放検査	
	B 部分分離加熱器 管側 (発電機側)	1. 開放点検	高	130M	—	17回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	17回		
	B 部分分離加熱器 管側 (調速機側)	1. 開放点検	高	130M	—	19回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験		130M	—	19回		
	A 脱気器	1. 開放点検	高	20M	○	22回	2次系容器検査	
	B 脱気器	1. 開放点検	高	20M	—	23回	2次系容器検査	
脱気器タンク	1. 開放点検	高	30M	○	23回	2次系容器検査	②	
第1 A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	21回	2次系熱交換器検査	②	
	2. 漏えい試験		B	—	21回			
	3. 非破壊試験		130M	—	16回			
第1 B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	22回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	22回			
	3. 非破壊試験		130M	—	17回			
第1 C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	23回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	23回			
	3. 非破壊試験		130M	—	18回			
第2 A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	21回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	21回			
	3. 非破壊試験		130M	—	16回			
第2 B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	22回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	22回			
	3. 非破壊試験		130M	—	17回			
第2 C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	23回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	23回			
	3. 非破壊試験		130M	—	18回			
第3 A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	22回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	22回			
	3. 非破壊試験		130M	—	17回			
第3 B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	23回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	23回			
	3. 非破壊試験		130M	—	18回			
第3 C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	○	19回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	○	19回			
	3. 非破壊試験		130M	—	19回			

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 (()内は適用する設備の施設名)
蒸気タービン 〔復水器〕	A 復水ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	30M	—	21回		(振動診断: 6M (対象: 電動機))
		1. 分解点検 (電動機)	高	10M	—	21回		
		2. 簡易点検 (ストレーナ清掃)	高	10M	○	22回		
	B 復水ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	30M	—	22回		(振動診断: 6M (対象: 電動機))
		1. 分解点検 (電動機)	高	10M	—	17回		
		2. 簡易点検 (ストレーナ清掃)	高	10M	○	22回		
	C 復水ポンプ・電動機	1. 分解点検 (ポンプ)	高	30M	—	20回		(振動診断: 6M (対象: 電動機))
		1. 分解点検 (電動機)	高	10M	—	16回		
		2. 簡易点検 (ストレーナ清掃)	高	10M	○	22回		
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する熱交換器〕	1式	1. 分解点検他	高	78M~200M	○	22回		一部BMあり
	A 部分分離加熱器 制御	1. 開放点検	高	130M~130M	○	22回		
	A 部分分離加熱器 管側 (発電機側)	1. 開放点検	高	20M	—	22回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験	高	130M	—	18回	蒸気タービン開放検査	
	A 部分分離加熱器 管側 (調速機側)	1. 開放点検	高	130M	—	20回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験	高	130M	—	20回		
	B 部分分離加熱器 制御	1. 開放点検	高	20M	○	21回	蒸気タービン開放検査	
	B 部分分離加熱器 管側 (発電機側)	1. 開放点検	高	130M	—	17回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験	高	130M	—	17回		
	B 部分分離加熱器 管側 (調速機側)	1. 開放点検	高	130M	—	19回	蒸気タービン開放検査	
		2. 非破壊試験	高	130M	—	19回		
	A 脱気器	1. 開放点検	高	20M	—	22回	2次系容器検査	
	B 脱気器	1. 開放点検	高	20M	—	21回	2次系容器検査	
	脱気器タンク	1. 開放点検	高	30M	○	22回	2次系容器検査	②
第1 A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	21回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	21回			
	3. 非破壊試験		130M	—	16回			
第1 B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	22回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	22回			
	3. 非破壊試験		130M	—	17回			
第1 C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	○	18回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	○	18回			
	3. 非破壊試験		130M	—	18回			
第2 A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	21回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	21回			
	3. 非破壊試験		130M	—	16回			
第2 B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	22回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	22回			
	3. 非破壊試験		130M	—	17回			
第2 C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	○	18回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	○	18回			
	3. 非破壊試験		130M	—	18回			
第3 A 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	22回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	22回			
	3. 非破壊試験		130M	—	17回			
第3 B 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	○	18回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	○	18回			
	3. 非破壊試験		130M	—	18回			
第3 C 低圧給水加熱器	1. 開放点検	高	65M	—	19回	2次系熱交換器検査		
	2. 漏えい試験		B	—	19回			
	3. 非破壊試験		130M	—	19回			

施設管理の実施に関する計画の変更

(34/38)

(26/28)

変更理由

変更後

変更前

①保全の有効性評価結果に伴う周期の変更
 ②保全の有効性評価結果に伴う周期の変更
 変更後は次ページ参照

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回の実施時期(定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備点検技術	
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する熱交換器]	第4 A 低圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	65M B 130M	— — —	22回 17回	2次系熱交換器検査		
	第4 B 低圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	65M B 130M	— — —	23回 18回	2次系熱交換器検査		
	第4 C 低圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	65M B 130M	○ ○ —	19回 19回	2次系熱交換器検査		
	第6 A 高圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	130M B 130M	— — —	19回 19回 16回	2次系熱交換器検査		
	第6 B 高圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	130M B 130M	— — —	19回 19回 17回	2次系熱交換器検査		
	グラウンド蒸気復水器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	65M B 130M	— — —	22回 22回 17回	2次系熱交換器検査		
	蒸気タービン [蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備]	給水、復水系統	1.機能・性能試験(ポンプ、電動機含む)	高	1F	○	22回	蒸気タービン附属設備機能検査	定期事業者検査起動後
		Aタービン動主給水ポンプ	1.機能・性能試験(ポンプ) 2.分解点検(ポンプ) 3.簡易点検(駆動タービン)	高	B 52M 20M	— ○ ○	22回 22回 22回	2次系ポンプ機能検査 2次系ポンプ分解検査	① 保全の有効性評価結果No.23の反映
		Bタービン動主給水ポンプ	1.機能・性能試験(ポンプ) 2.分解点検(ポンプ) 3.簡易点検(オイルフィルタ取替)	高	B 52M 13M	— ○ ○	22回 22回 22回	2次系ポンプ機能検査 2次系ポンプ分解検査	① 保全の有効性評価結果No.23の反映
		電動主給水ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ) 2.簡易点検(潤滑油入替他)	高	130M 150M 13M	— ○ ○	20回 20回		
		Aタービン動主給水プースタポンプ	1.分解点検 2.簡易点検(ストレナ点検)	高	52M 13M	○ ○	20回 22回		
		Bタービン動主給水プースタポンプ	1.分解点検 2.簡易点検(ストレナ点検)	高	52M 13M	— ○	22回 22回		
電動主給水プースタポンプ		1.分解点検(ポンプ) 2.簡易点検(潤滑油入替他)	高	130M 13M	— ○	21回 22回			

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回の実施時期(定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備点検技術	
蒸気タービン [蒸気タービンに附属する熱交換器]	第4 A 低圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	65M B 130M	— — —	22回 17回	2次系熱交換器検査		
	第4 B 低圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	65M B 130M	— ○ —	18回 18回	2次系熱交換器検査		
	第4 C 低圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	65M B 130M	— — —	19回 19回	2次系熱交換器検査		
	第6 A 高圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	130M B 130M	— — —	19回 19回 16回	2次系熱交換器検査		
	第6 B 高圧給水加熱器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	130M B 130M	— — —	19回 19回 17回	2次系熱交換器検査		
	グラウンド蒸気復水器	1.開放点検 2.漏えい試験 3.非破壊試験	高	65M B 130M	— — —	22回 22回 17回	2次系熱交換器検査		
	蒸気タービン [蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備]	給水、復水系統	1.機能・性能試験(ポンプ、電動機含む)	高	1F	○	22回	蒸気タービン附属設備機能検査	定期事業者検査起動後
		Aタービン動主給水ポンプ	1.機能・性能試験(ポンプ) 2.分解点検(ポンプ) 3.簡易点検(オイルフィルタ取替)	高	B 52M 20M	— ○ ○	22回 22回 22回	2次系ポンプ機能検査 2次系ポンプ分解検査	①
		Bタービン動主給水ポンプ	1.機能・性能試験(ポンプ) 2.分解点検(ポンプ) 3.簡易点検(オイルフィルタ取替)	高	B 52M 13M	— ○ ○	21回 21回 22回	2次系ポンプ機能検査 2次系ポンプ分解検査	①
		電動主給水ポンプ・電動機	1.分解点検(ポンプ) 2.簡易点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入替他)	高	130M 150M 13M	— ○ ○	20回 21回 22回		
		Aタービン動主給水プースタポンプ	1.分解点検 2.簡易点検(ストレナ点検)	高	52M 13M	○ ○	20回 22回		
		Bタービン動主給水プースタポンプ	1.分解点検 2.簡易点検(ストレナ点検)	高	52M 13M	○ ○	19回 22回		
電動主給水プースタポンプ		1.分解点検(ポンプ) 2.簡易点検(潤滑油入替他)	高	130M 13M	— ○	21回 22回			
A復水プースタポンプ・電動機		1.分解点検(ポンプ) 2.簡易点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入替他)	高	70M 104M 52M	— ○ ○	22回 15回 22回		②	
B復水プースタポンプ・電動機		1.分解点検(ポンプ) 2.簡易点検(電動機) 3.簡易点検(潤滑油入替他)	高	70M 104M 13M	— ○ ○	20回 16回 22回		②	
C復水プースタポンプ・電動機		1.分解点検(ポンプ) 2.簡易点検(電動機)	高	70M 104M 13M	— ○ ○	20回 17回 22回		②	

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

変更後

変更前

- ① 保全の有効性評価結果に伴う周期の変更
変更前は前ページ参照
- ② 記載の適正化
(性能維持のための措置を伴わない
ダイヤグラム他の点検項目を集計外
としたことによる周期の変更。保全
を見直したものではありません。)
- ③ 記載の適正化
(タービンバイパス弁I/P変換
器用ミストセパレータ他をカウント
したことによる周期の変更。保全を
見直したものではありません。)
- ④ 記載の適正化
(4A蒸気発生器タービン動補助給
水流量調節弁他をその他の弁分解点
検から移動したことによる周期の変
更)
- ⑤ 保全の有効性評価結果の反映
- ⑥ 原子炉施設保安規定変更に伴う、
警報なし津波対応の反映による記載
の追加
変更後は次ページ参照

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実 施計画	前回の実施時 期(定検回 次)	検査名	備考 (○内は適用する 設備施設指)	
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備〕	A復水ブースタポンプ・電動機	1. 分解点検(ポンプ)	高	10M	○	22回		① 保全の有効性評価結果No.24の反映	
		1. 分解点検(電動機)		10M	○	23回			
		2. 緊急点検(異音追加含む)		13M	○	23回			
	B復水ブースタポンプ・電動機	1. 分解点検(ポンプ)	高	10M	○	23回		① 保全の有効性評価結果No.24の反映	
		1. 分解点検(電動機)		10M	○	16回			
		2. 緊急点検(異音追加含む)		13M	○	23回			
	C復水ブースタポンプ・電動機	1. 分解点検(ポンプ)	高	10M	○	23回		① 保全の有効性評価結果No.24の反映	
		1. 分解点検(電動機)		10M	○	17回			
		2. 緊急点検(異音追加含む)		13M	○	23回			
	A復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	○	21回		2次系容器検査	
		1. 開放点検	高	130M	○	22回		2次系容器検査	
		1. 開放点検	高	130M	○	23回		2次系容器検査	
		1. 開放点検	高	130M	○	14回		2次系容器検査	
		1. 開放点検	高	130M	○	15回		2次系容器検査	
	復水タンク	1. 開放点検	高	130M	○	15回		2次系容器検査	
2. 緊急点検(通気管金網清掃)			13M	○	23回				
蒸気タービン〔蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備〕その他機器	1. 分解点検他	高	20M~200M	○	23回			⑤ 一部先行実施 保全の有効性評価結果No.25,26,27,28の反映	
	1. 分解点検他	低	13M~200M	○	23回			一部B/Mあり 一部先行実施	
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する管等〕	主な配管(主蒸気系統、抽気系統)	1式	高	13M	○	23回	蒸気タービン開放検査		
	2次系配管他(上記以外の主蒸気系統、給水系統、抽気系統、ドレン系統、復水系統、その他系統)※ ※配管の他、ポンプ、熱交換器、弁等を含む(外観点検のみ)	1式	高・低	100%/10Y	○	23回	2次系配管検査	定期事業者検査起動後	
蒸気タービン 〔その他設備〕	タービンバイパス弁	15個	高	20M~52M	○	23回	タービンバイパス弁機能検査		
	タービンバイパス弁駆動部	15個	高	13M	○	23回			
蒸気タービン〔その他設備〕その他の弁	1. 機能・性能試験(駆動部含む)	高・低	E	○	23回		1次系安全弁検査 2次系安全弁検査		
	2. 分解点検	高	10M~130M	○	23回		1次系停止弁検査		
蒸気タービン〔その他設備〕その他の弁駆動部	1. 機能・性能試験	高	E	○	20回		2次系弁検査		
	2. 分解点検	高	52M	○	20回		2次系弁検査		
蒸気タービン〔その他設備〕その他機器	1. 分解点検他	高	13M~200M	○	23回			一部先行実施	
	1. 分解点検他	低	13M~200M	○	23回			一部B/Mあり 一部先行実施	

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の 重要度	保全方式 又は頻度	今回の実 施計画	前回の実施時 期(定検回 次)	検査名	備考 (○内は適用する 設備施設指)	
蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備〕	A復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	○	21回	2次系容器検査		
		1. 開放点検	高	130M	○	22回	2次系容器検査		
		1. 開放点検	高	130M	○	19回	2次系容器検査		
	B復水脱塩塔	1. 開放点検	高	130M	○	14回	2次系容器検査		
		1. 開放点検	高	130M	○	14回	2次系容器検査		
		1. 開放点検	高	130M	○	15回	2次系容器検査		
	復水タンク	1. 開放点検	高	130M	○	15回			
		2. 緊急点検(通気管金網清掃)		13M	○	22回			
	蒸気タービン〔蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備〕その他機器	1. 分解点検他	高	20M~200M	○	22回			⑤ 一部先行実施
		1. 分解点検他	低	13M~200M	○	22回			一部B/Mあり 一部先行実施
	蒸気タービン 〔蒸気タービンに附属する管等〕	主な配管(主蒸気系統、抽気系統)	1式	高	1F	○	22回	蒸気タービン開放検査	
		2次系配管他(上記以外の主蒸気系統、給水系統、抽気系統、ドレン系統、復水系統、その他系統)※ ※配管の他、ポンプ、熱交換器、弁等を含む(外観点検のみ)	1式	高・低	100%/10Y	○	22回	2次系配管検査	定期事業者検査起動後
	蒸気タービン 〔その他設備〕	タービンバイパス弁	15個	高	20M~52M	○	22回	タービンバイパス弁機能検査	
		タービンバイパス弁駆動部	15個	高	20M~52M	○	22回		
	蒸気タービン〔その他設備〕その他の弁	1. 機能・性能試験(駆動部含む)	高・低	E	○	22回		1次系安全弁検査 2次系安全弁検査	
2. 分解点検		高	52M~130M	○	22回		1次系停止弁検査		
蒸気タービン〔その他設備〕その他の弁駆動部	1. 機能・性能試験	高	E	○	20回		2次系弁検査		
	2. 分解点検	高	52M	○	20回		2次系弁検査		
蒸気タービン〔その他設備〕その他機器	1. 分解点検他	高	13M~200M	○	22回			一部先行実施	
	1. 分解点検他	低	13M~200M	○	22回			一部B/Mあり 一部先行実施 保全の有効性評価結果No.10,11の反映	
その他発電用原子炉の附属施設 〔浸水防護施設〕	浸水防護壁	1式	高	1F	○	22回	20回施設定検時に設置		
	伝播防止壁	1式	高	10Y	○	22回	20回施設定検時に設置		
⑥ 海水ピット排水系統	海水ピット排水系統	1式	低	B等	○	23回	浸水防護設備検査		
	海水サンプポンプ(吐出ラインを含む)	2台	低	1Y	○	22回		※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施 20回施設定検時に設置 20回施設定検時に設置	
その他発電用原子炉の附属施設 〔常用電源設備〕	発電機設備	1式	高・低	13M~208M	○	22回			
	変圧器設備	1式	高	39M~150M	○	22回			
その他発電用原子炉の附属施設 〔常用電機設備〕	1. 分解点検他	高	52M~150M	○	21回				
	1. 分解点検他	高	20M~104M	○	22回				
その他発電用原子炉の附属施設 〔火災防護施設〕	煙等流入防止装置	1式	低	260M	○	22回	1次系弁検査	一部先行実施 一部B/Mあり	
	その他発電用原子炉の附属施設〔火災防護施設〕その他機器	1式	低	12M~13M	○	22回		20回施設定検時に設置 20回施設定検時より追加	

施設管理の実施に関する計画の変更

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

なし

変更後

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は種別	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 ()内は適用する設備(機)種別
① その他発電用原子炉の附属施設 [浸水防護施設]	浸水防止扉	1式	1. 外観点検	高	1F	○	23回	
	伝播防止扉	1式	1. 外観点検	高	10F	—	—	20回施設定検時に設置
	水密扉	1式	1. 外観点検	高	1Y	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	2次系計測制御装置	1式	1. 特性試験	高	13M	○	—	計測制御系監視機能検査 23回定期事業者検査時に設置 24回定期事業者検査より追加
	蒸気漏えい検知システム	1式	1. 機能・性能試験	低	1F	○	23回	
	沸水ピット排水系統		1. 機能・性能試験(ポンプ、電動機含む)	低	B※	—	23回	浸水防護設備検査 ※ポンプまたは電動機の分解点検に合わせて実施
	沸水サンプポンプ(吐出ラインを含む)	2台	1. 分解点検(ポンプ) 1. 分解点検(電動機)	低	1Y CBI	○ —	23回 —	(振動診断: 1Y(対象: 電動機)) プラント運転中又は定期事業者検査停止中
その他発電用原子炉の附属施設 [常用電源設備]	発電機設備	1式	1. 分解点検他	高・低	13M~20M	○	23回	
	変圧器設備	1式	1. 分解点検他	高	39M~150M	○	23回	
	しゃ断器	1式	1. 分解点検他	高	52M~150M	○	21回	
	その他発電用原子炉の附属施設[常用電源設備]その他機器	1式	1. 分解点検他 1. 分解点検他	高 低	20M~104M 13M~240M	○ ○	23回 23回	一部先行実施 一部BMあり
その他発電用原子炉の附属施設 [大気防護施設]	煙等流入防止装置	1式	1. 分解点検	低	90M	—	—	1次系弁検査 20回施設定検時に設置 20回施設定期検査より追加
	その他発電用原子炉の附属施設[大気防護施設]その他機器	1式	1. 分解点検他	低	12M~13M	○	22回	
その他発電用原子炉の附属施設 [非常用発電装置]	ディーゼル発電機	2台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	非常用予備発電装置機能検査(ディーゼル発電機の作動検査) 非常用予備発電装置機能検査(ディーゼル発電機定格容量検査)
	安全注入信号及び格納容器スプレイ信号発信時にディーゼル発電機に電源を求める機器	45台	1. 機能・性能試験	高	1F	○	23回	非常用予備発電装置機能検査(ディーゼル発電機の作動検査)
	Aディーゼル機関のシリンダ(ピストン、ピストン連接棒、シリンダカバー、クランク軸)	No. 1, 8	1. 分解点検	高	130M	○	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査
		No. 2, 3, 9, 10	1. 分解点検	高	130M	○	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査
		No. 4, 5, 11, 12	1. 分解点検	高	130M	○	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査
		No. 6, 13	1. 分解点検	高	130M	○	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査
		No. 7, 14	1. 分解点検	高	130M	○	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査
	Bディーゼル機関のシリンダ(ピストン、ピストン連接棒、シリンダカバー、クランク軸)	No. 1, 8	1. 分解点検	高	130M	○	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査
		No. 2, 3, 9, 10	1. 分解点検	高	130M	○	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査
		No. 4, 5, 11, 12	1. 分解点検	高	130M	○	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査
No. 6, 13		1. 分解点検	高	130M	○	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査	
No. 7, 14		1. 分解点検	高	130M	○	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査	

変更理由

①原子炉施設設備規定変更に伴う、
警報なし津波対応の反映による記載
の追加
変更後は次ページ参照

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

(28/28)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保金の重要度	保金方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する設備(新技術)		
その他発電用原子炉の附属施設 【非常用発電装置】	ディーゼル発電機	2台	1.機能・性能試験	高	1F	○	22回	非常用予備発電装置機能検査(ディーゼル発電機の作動検査) 非常用予備発電装置機能検査(ディーゼル発電機定格容量検査)		
	安全注入信号及び格納容器スプレイ信号受信機にディーゼル発電機に電源を求めの機器	45台	1.機能・性能試験	高	1F	○	22回	非常用予備発電装置機能検査(ディーゼル発電機の作動検査)		
	Aディーゼル機関のシリンダ(ピストン、ピストン接続棒、シリンダカバー、クランク軸)	No.1, 8 No.2, 3, 9, 10 No.4, 5, 11, 12 No.6, 13 No.7, 14	1.分解点検	高	130M	—	20回	非常用ディーゼル発電機分解検査		
	Bディーゼル機関のシリンダ(ピストン、ピストン接続棒、シリンダカバー、クランク軸)	No.1, 8 No.2, 3, 9, 10 No.4, 5, 11, 12 No.6, 13 No.7, 14	1.分解点検	高	130M	—	20回	非常用ディーゼル発電機分解検査		
	Aディーゼル機関の吸気弁	No.1, 8	1.分解点検	高	26M	○	21回	非常用ディーゼル発電機分解検査		
	Bディーゼル機関の吸気弁	No.1, 8	1.分解点検	高	26M	○	21回	非常用ディーゼル発電機分解検査		
	Aディーゼル機関の排気弁	No.1, 8	1.分解点検	高	26M	○	21回	非常用ディーゼル発電機分解検査		
	Bディーゼル機関の排気弁	No.1, 8	1.分解点検	高	26M	○	21回	非常用ディーゼル発電機分解検査		
	Aディーゼル機関の燃料噴射弁	No.1, 8	1.分解点検	高	13M	○	22回	非常用ディーゼル発電機分解検査		
	Bディーゼル機関の燃料噴射弁	No.1, 8	1.分解点検	高	13M	○	22回	非常用ディーゼル発電機分解検査		
	ディーゼル発電機付属設備	1式	1.外観点検 2.非破壊試験 3.機能・性能試験 4.特性試験	高	1F 13M~130M 高・低	○	22回	非常用予備発電機付属設備検査		
	空冷式非常用発電装置	2台	1.機能・性能試験 2.取替他 3.高電圧・ブレンジ交換	高	1F 130M 192M	○	22回	その他非常用発電装置の機能検査 その他非常用発電装置の付属設備検査	20回施設定検時に設置 20回施設定検検査より追加	
	電源車	2台	1.機能・性能試験	高	1F	○	22回	可搬型代替電源設備検査		
	非常用電源設備【非常用予備発電装置】その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M~234M	○	22回		一部BMあり	
	その他発電用原子炉の附属施設 【その他の電源装置】	直流電源装置蓄電池	2組 (60個/組)	1.機能・性能試験(作動機能)	高	1F	○	22回	直流電源系機能検査 直流電源系作動検査	
		可搬式バッテリー(加圧器逃がし弁用)	2個	1.機能・性能試験 2.外観点検	高	1F	○	22回		20回施設定検時に設置
		可搬式整流器	2個	1.機能・性能試験 2.外観点検	高	1F	○	22回		20回施設定検時に設置
		非常用電源設備【その他の電源装置】その他機器	1式	1.分解点検他	高	6M~180M	○	22回		
		原子炉建屋	1式	1.外観点検	高・低	1F	○	22回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
		中間建屋	1式	1.外観点検	高	1F	○	22回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中
原子炉補助建屋		1式	1.外観点検	高	1F	○	22回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中	
燃料取扱建屋		1式	1.外観点検	高	1F	○	22回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中	
制御建屋		1式	1.外観点検	高	1F	○	22回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中	
燃料取替用水タンク建屋		1式	1.外観点検	高	1F	○	22回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中	
土木建築設備	ディーゼル発電機建屋	1式	1.外観点検	高	1F	○	22回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中	
	取水口設備	1式	1.外観点検	高	1F	○	22回		プラント運転中又は定期事業者検査停止中	
	保安及びその附属設備(補助ボイラー及び非常用予備発電装置を除く)		1.総合性能試験	高	1F	○	22回	総合負荷性能検査	定期事業者検査直後	
	プラント総合									

変更後

(37/38)

機器又は系統名	実施数(機器名)	点検及び試験の項目	保金の重要度	保金方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回数)	検査名	備考 ()内は適用する設備(新技術)	
その他発電用原子炉の附属施設 【非常用発電装置】	Aディーゼル機関の吸気弁	1.分解点検	高	26M	—	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査		
	Bディーゼル機関の吸気弁	1.分解点検	高	26M	○	22回	非常用ディーゼル発電機分解検査		
	Aディーゼル機関の排気弁	1.分解点検	高	26M	—	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査		
	Bディーゼル機関の排気弁	1.分解点検	高	26M	○	22回	非常用ディーゼル発電機分解検査		
	Aディーゼル機関の燃料噴射弁	1.分解点検	高	13M	○	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査		
	Bディーゼル機関の燃料噴射弁	1.分解点検	高	13M	○	23回	非常用ディーゼル発電機分解検査		
	ディーゼル発電機付属設備	1式	1.外観点検 2.非破壊試験 3.機能・性能試験 4.特性試験	高	1F 13M~78M 13M~130M 高・低	○	23回	非常用予備発電機付属設備検査	
	空冷式非常用発電装置	2台	1.機能・性能試験 2.取替他 3.高電圧・ブレンジ交換	高	1F 130M 192M	○	23回	その他非常用発電装置の機能検査 その他非常用発電装置の付属設備検査	20回施設定検時に設置 20回施設定検検査より追加
	可搬型代替電源設備	2台	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	可搬型代替電源設備検査	
	非常用電源設備【非常用予備発電装置】その他機器	1式	1.分解点検他	高	13M~234M	○	23回		一部BMあり

変更理由

- ①記載の適正化
(シリンダ開放点検他の点検項目を
カウントしたることによる周期の変更。
安全を見直したものでない。)
- ②特定重大事故等対処施設設置に伴う
追加
- ③常用直流電源設備(3系統目)設置
による新増追加
変更後は次ページ参照
- ④特定重大事故等対処施設設置に伴う
追加
変更後は次ページ参照

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

なし

変更後

(38/38)

機器又は系統名	実装数(機器名)	点検及び試験の項目	保全の重要度	保全方式又は頻度	今回の実施計画	前回実施時期(定検回次)	検査名	備考 (○内は適用する設備・技術)	
① その他発電用原子炉の附属施設 [その他の電源装置]	直流電源装置蓄電池	2組 (60個/組)	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	直流電源系機能検査	
			1.機能・性能試験(作動機能)		1F	○	23回	直流電源系作動検査	
			2.簡易点検(充電)		2回/V	-	23回		
	直流電源装置蓄電池(3系統目)	1組 (64個/組)	1.機能・性能試験	高	1F	○	-	直流電源系機能検査	23回定期事業者検査時に設置 24回定期事業者検査より追加
		1.機能・性能試験(作動機能)		1F	○	-	直流電源系作動検査		
②	制御用電源	4台	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回	制御用電源機能検査	
			2.簡易点検(特性試験他)		13M	○	23回		
	可搬型バッテリー(加圧器逃がし弁用)	2個	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回		
			2.外観点検		1F	○	23回		
	可搬式整流器	2個	1.機能・性能試験	高	1F	○	23回		
			2.外観点検		1F	○	23回		
	非常用電源装置 [その他の電源装置] その他機器	1式	1.分解点検他	高	6M~180M	○	23回		
			1.分解点検他	低	180M	-	22回		
	土壌汚染設備	原子炉建屋	1式	1.外観点検	高・低	1F	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
		外周建屋	1式	1.外観点検	高	1F	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中
	中間建屋	1式	1.外観点検	高	1F	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	
	原子炉補助建屋	1式	1.外観点検	高	1F	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	
	燃料取扱建屋	1式	1.外観点検	高	1F	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	
	新製建屋	1式	1.外観点検	高	1F	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	
	燃料取替用水タンク建屋	1式	1.外観点検	高	1F	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	
	ディーゼル発電機建屋	1式	1.外観点検	高	1F	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	
	取水口設備	1式	1.外観点検	高	1F	○	23回	プラント運転中又は定期事業者検査停止中	
プラント総合	原子炉及びその附属設備(補助ボイラー及び非常用予備発電装置を除く)	1.総合性能試験	高	1F	○	23回	総合負荷性能検査	定期事業者検査起動後	

変更理由

- ① 常用直流電源設備(3系統目)設置による新規追加
変更後は次ページ参照
- ② 特定重大事故等対処施設設置に伴う追加
変更後は次ページ参照

変更理由

①回次の変更
以降の計画について、同修正を実施

②定換工程の反映
以降の計画について同修正を実施

③書類体裁変更に伴うページ数の変更
以降の計画について、同修正を実施

変更後

高浜発電所4号機 第2[4]回定期事業者検査時の安全管理の計画

1/35

主要工程				RCS水位																	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
未燃燃料貯蔵機能	第20条 停止余裕	モード3, 4	・停止余裕 18%Δh以上	-	x	x															
		モード5	・停止余裕 10%Δh以上	-			x	x													
	第22条 減速材温度係数	モード3	・減速材温度係数 $-78 \times 10^{-5} \Delta h / ^\circ C$ 以上	-	x																
	第55条 ほう酸注入タンク	モード3	・ほう酸注入タンクほう酸濃度: 21000ppm以上 ・ほう酸注入タンクほう酸水量(有効水量): 34m ³ 以上 ・ほう酸注入タンクほう酸水温度: 60°C以上	・ほう酸注入タンク	x																
	第81条 1次冷却材中のほう酸濃度	モード6	・1次冷却材中のほう酸濃度: 2800ppm以上	-					x	x			x	x							
放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	第50条 1次冷却材中のよう素131濃度	モード3(1次冷却材温度が260°C以上)	・1次冷却材中のよう素131濃度: $6.2 \times 10^6 \text{Bq/m}^3$ 以下	-		Δ															Δ
	第56条 原子炉格納容器	モード3, 4	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力: $9.8 \text{Pa}(\text{gauge})$ 以下 (3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能(原子炉格納容器エアロックのインターロック機能が健全であること、および原子炉格納容器エアロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であること。モード4の原子炉格納容器(バージョン)後、直ちに閉止できることを条件に(原子炉格納容器エアロックの両方のドアを開放する場合、適用しない。)) (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能(閉止可能(閉止状態であることを含む))	・原子炉格納容器 ・原子炉格納容器エアロック ・原子炉格納容器隔離弁	x	Δ										x		x	x		
	第57条 原子炉格納容器真空室がし系	モード3, 4	・原子炉格納容器真空室がし系: 2系統動作可能(真空室がし機能が確保されていること)	・原子炉格納容器真空室がし系	x	x												x		x	x
	第58条 原子炉格納容器スプレイ系	モード3, 4	(1) 原子炉格納容器スプレイ系: 2系統動作可能 (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量 ・苛性ソーダ濃度: 30wt%以上 ・苛性ソーダ溶液量(有効水量): 11.3m^3 以上 原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第85条(表85-4および表85-6)の選定上の制限も確認	・原子炉格納容器スプレイ系 ・よう素除去薬品タンク	x	x											x		x	x	
	第59条 アンニラス空気浄化系	モード3, 4	・アンニラス空気浄化系: 2系統動作可能 Aアンニラス空気浄化系が動作不能時は、第85条(表85-11)の選定上の制限も確認	・アンニラス空気浄化系	x	x												x		x	x
	第60条 アンニラス	モード3, 4	・アンニラスの機能が健全であること(アンニラス内点検、原子炉格納容器エアロック点検、原子炉格納容器内点検等を行う場合、適用しない)	・アンニラス	Δ	Δ												Δ		Δ	Δ

変更前

高浜発電所4号機 第2[3]回定期事業者検査時の安全管理の計画

1/31

主要工程				RCS水位																	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
未燃燃料貯蔵機能	第20条 停止余裕	モード3, 4	・停止余裕 18%Δh以上	-	x	x															
		モード5	・停止余裕 10%Δh以上	-			x	x													
	第22条 減速材温度係数	モード3	・減速材温度係数 $-78 \times 10^{-5} \Delta h / ^\circ C$ 以上	-	x																
	第55条 ほう酸注入タンク	モード3	・ほう酸注入タンクほう酸濃度: 21000ppm以上 ・ほう酸注入タンクほう酸水量(有効水量): 34m ³ 以上 ・ほう酸注入タンクほう酸水温度: 60°C以上	・ほう酸注入タンク	x																
	第81条 1次冷却材中のほう酸濃度	モード6	・1次冷却材中のほう酸濃度: 2800ppm以上	-					x	x			x	x							
放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能	第50条 1次冷却材中のよう素131濃度	モード3(1次冷却材温度が260°C以上)	・1次冷却材中のよう素131濃度: $6.2 \times 10^6 \text{Bq/m}^3$ 以下	-		Δ															Δ
	第56条 原子炉格納容器	モード3, 4	(1) 原子炉格納容器の機能が健全であること (2) 原子炉格納容器圧力: $9.8 \text{Pa}(\text{gauge})$ 以下 (3) 原子炉格納容器エアロックが動作可能(原子炉格納容器エアロックのインターロック機能が健全であること、および原子炉格納容器エアロックが閉止可能(閉止状態であることを含む)であること。モード4の原子炉格納容器(バージョン)後、直ちに閉止できることを条件に(原子炉格納容器エアロックの両方のドアを開放する場合、適用しない。)) (4) 原子炉格納容器隔離弁が動作可能(閉止可能(閉止状態であることを含む))	・原子炉格納容器 ・原子炉格納容器エアロック ・原子炉格納容器隔離弁	x	Δ											x		x	x	
	第57条 原子炉格納容器真空室がし系	モード3, 4	・原子炉格納容器真空室がし系: 2系統動作可能(真空室がし機能が確保されていること)	・原子炉格納容器真空室がし系	x	x												x		x	x
	第58条 原子炉格納容器スプレイ系	モード3, 4	(1) 原子炉格納容器スプレイ系: 2系統動作可能 (2) よう素除去薬品タンクの苛性ソーダ濃度および苛性ソーダ溶液量 ・苛性ソーダ濃度: 30wt%以上 ・苛性ソーダ溶液量(有効水量): 11.3m^3 以上 原子炉格納容器スプレイ系が動作不能時は、第85条(表85-4および表85-6)の選定上の制限も確認	・原子炉格納容器スプレイ系 ・よう素除去薬品タンク	x	x												x		x	x
	第59条 アンニラス空気浄化系	モード3, 4	・アンニラス空気浄化系: 2系統動作可能 Aアンニラス空気浄化系が動作不能時は、第85条(表85-11)の選定上の制限も確認	・アンニラス空気浄化系	x	x													x		x
	第60条 アンニラス	モード3, 4	・アンニラスの機能が健全であること(アンニラス内点検、原子炉格納容器エアロック点検、原子炉格納容器内点検等を行う場合、適用しない)	・アンニラス	Δ	Δ												Δ		Δ	Δ

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

記載の適正化
(プラント4 基運転を見据えた保安
規定改正に伴う反映)

変更後

高浜発電所 4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

5/35

主要工程																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
炉心冷却機能																					
第51条 蓄圧タンク	モード3 (1次冷却材圧力が68MPa _(gauge) 超) (原子炉起動時のモード3(1次冷却材圧力が68MPa _(gauge) を超えた時点)から、全ての出口弁が全開となるまでの間は除く)	モード3	(1) ほう湯流量、ほう湯水量、圧力が制御範囲内 蓄圧タンクほう湯流量: 2000ppm以上 蓄圧タンクほう湯水量(有効水量): 290m ³ 以上 蓄圧タンク圧力: 40MPa _(gauge) 以上 (2) 蓄圧タンク出口弁全開 蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認	蓄圧タンク 蓄圧タンク出口弁		△															△
第52条 非常用炉心冷却系	モード3	モード3	(1) 高圧注入系: 2系統動作可能 (2) 低圧注入系: 2系統動作可能 高圧注入系が動作不能時は、第85条(表85-3および表85-4)の運転上の制限も確認 低圧注入系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認	高圧注入系 低圧注入系																	
第53条 非常用炉心冷却系	モード4	モード4	(1) 高圧注入系または充てん系: 1系統以上動作可能 (2) 低圧注入系: 1系統以上動作可能(余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能であることを条件に、動作不能とはみなさない) 高圧注入系が動作不能時は第85条(表85-3および表85-4)の運転上の制限も確認 充てん系が動作不能時は第85条(表85-4)の運転上の制限も確認 低圧注入系が動作不能時は第85条(表85-4)の運転上の制限も確認	高圧注入系 充てん系 低圧注入系																	
第54条 燃料取扱用水タンク	モード3, 4	モード3, 4	燃料取扱用水タンクほう湯流量: 2000ppm以上 燃料取扱用水タンクほう湯水量(有効水量): 1600m ³ 以上 燃料取扱用水タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85-14)の運転上の制限も確認	燃料取扱用水タンク																	
原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	第36条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	通常の1次冷却系の加熱・冷却時(原子炉起動、原子炉停止(異常時を除く)、1次冷却系の運転・停止検査および安全注入系停止・弁漏れ検査のための昇温、降温動作開始から終了まで)	1次冷却材温度・圧力が原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制御範囲内 1次冷却材温度変化率(原子炉容器): 55°C/h以下 1次冷却材温度変化率(加圧器): 加熱時: 55°C/h以下 1次冷却材温度変化率(加圧器): 冷却時: 110°C/h以下 ※ 運転時の制限値逸脱は、運転上も制限を満足していないとはみなさない。	1次冷却材系統																	

変更前

高浜発電所 4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

5/31

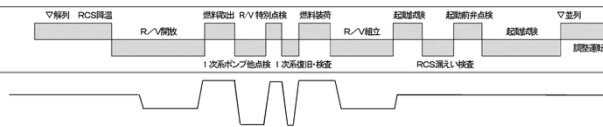
主要工程																						
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3			
炉心冷却機能																						
第51条 蓄圧タンク	モード3 (1次冷却材圧力が68MPa _(gauge) 超) (原子炉起動時のモード3(1次冷却材圧力が68MPa _(gauge) を超えた時点)から、全ての出口弁が全開となるまでの間は除く)	モード3	(1) ほう湯流量、ほう湯水量、圧力が制御範囲内 蓄圧タンクほう湯流量: 2000ppm以上 蓄圧タンクほう湯水量(有効水量): 290m ³ 以上 蓄圧タンク圧力: 40MPa _(gauge) 以上 (2) 蓄圧タンク出口弁全開 蓄圧タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認	蓄圧タンク 蓄圧タンク出口弁		△																△
第52条 非常用炉心冷却系	モード3	モード3	(1) 高圧注入系: 2系統動作可能 (2) 低圧注入系: 2系統動作可能 高圧注入系が動作不能時は、第85条(表85-3および表85-4)の運転上の制限も確認 低圧注入系が動作不能時は、第85条(表85-4)の運転上の制限も確認	高圧注入系 低圧注入系																		
第53条 非常用炉心冷却系	モード4	モード4	(1) 高圧注入系または充てん系: 1系統以上動作可能 (2) 低圧注入系: 1系統以上動作可能(余熱除去ポンプを用いて余熱除去運転を行っている場合は、低圧注入系への切替操作が可能であることを条件に、動作不能とはみなさない) 高圧注入系が動作不能時は第85条(表85-3および表85-4)の運転上の制限も確認 充てん系および低圧注入系が動作不能時は第85条(表85-4)の運転上の制限も確認	高圧注入系 充てん系 低圧注入系																		
第54条 燃料取扱用水タンク	モード3, 4	モード3, 4	燃料取扱用水タンクほう湯流量: 2000ppm以上 燃料取扱用水タンクほう湯水量(有効水量): 1600m ³ 以上 燃料取扱用水タンクが運転上の制限を逸脱した場合は、第85条(表85-14)の運転上の制限も確認	燃料取扱用水タンク																		
原子炉冷却材圧力バウンダリ機能	第36条 1次冷却材の温度・圧力および1次冷却材温度変化率	通常の1次冷却系の加熱・冷却時(原子炉起動、原子炉停止(異常時を除く)、1次冷却系の運転・停止検査および安全注入系停止・弁漏れ検査のための昇温、降温動作開始から終了まで)	1次冷却材温度・圧力が原子炉容器の非延性破壊防止のための1次冷却材温度・圧力の制御範囲内 1次冷却材温度変化率(原子炉容器): 55°C/h以下 1次冷却材温度変化率(加圧器): 加熱時: 55°C/h以下 1次冷却材温度変化率(加圧器): 冷却時: 110°C/h以下 ※ 運転時の制限値逸脱は、運転上も制限を満足していないとはみなさない。	1次冷却材系統																		

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

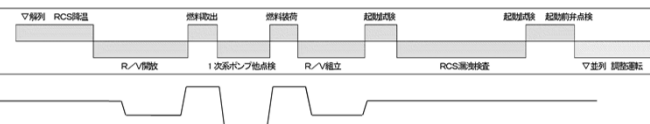
記載の適正化
(プラント4基礎運転を見据えた保安
規定改正に伴う反映)

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																						
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3			
第43条	加圧器	モード3	(1) 加圧器水位 計器メシンの94%以下 (2) 所内非常用母線から受電している加圧器一タ 2系統動作可能	・加圧器 ・加圧器一タ	×															×		
第44条	加圧器安全弁	モード3、4(1次冷却材温度 130℃超)	・加圧器安全弁全てが動作可能 (3箇のうち1箇所は 17.18MPa(gage)以下 他は 17.31MPa(gage)以下)	・加圧器安全弁	×	△										△		△		×		
第45条	加圧器過し弁	モード3	・加圧器過し弁全てが動作可能(動作不能時は、第85条(表65-3)の運転上の制限も確認) ・加圧器過し弁元弁全てが動作可能	・加圧器過し弁 ・加圧器過し弁元弁	×															×		
第46条	低圧過し弁	モード4(1次冷却材温度 130℃以下、ただし加圧器過し弁が低圧設定になるまでの間を除く)、5、6(原子炉容器の蓋が閉められている場合)	(1) 2台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプ1台以下(ポンプの切替を行う場合 15分以内)に、充てん/高圧注入ポンプを2台運転することを許容 および (3) 高圧タンク全量が隔離されていること(高圧タンク出口弁の間断試験を行う場合、高圧タンク圧力が1次冷却材圧力以下であることを条件に、1基礎ごとの試験を許容)	・加圧器過し弁 ・加圧器過し弁元弁 ・加圧器安全弁 ・充てん/高圧注入ポンプ ・高圧タンク出口弁 ・高圧タンク			△	×	×	△				△	×	×	△	×	△			
第47条	1次冷却材漏えい率	モード3、4	・原子炉燃料容器サブ水位計または漏れ検出装置によって測定される漏えい率のうち原子炉燃料圧力(ワンダリ)からの漏れでないことが確認されていない漏えい率(未確認の漏えい率) 0.2%/h以下 ・原子炉燃料容器サブ水位計または漏れ検出装置によって測定される漏えい率のうち原子炉燃料圧力(ワンダリ)からの漏れでないことが確認されているが1次冷却系からの漏れでないことが確認されていない漏えい率(原子炉燃料圧力(ワンダリ)以外からの漏えい率) 2.3%/h以下 ・原子炉燃料容器サブ水位計が動作可能	・1次冷却材系統 ・原子炉燃料容器サブ水位計 ・漏れ検出装置	×	×														×	×	
第48条	高気発生器監視	モード3、4	・高気発生器監視に漏れがないこと ・高気発生器監視監視(高気発生器ブローダウンモニタ)が動作可能(プラント状態により監視できない場合、または洗浄中を除く)	・高気発生器監視 ・高気発生器ブローダウンモニタ	×	×															×	×
第49条	余熱除去系への漏れ監視	モード3、4(余熱除去系隔離弁が閉止している場合)	・1次冷却系から余熱除去系への漏れがないこと(余熱除去系の過し弁が作動していないこと)	・余熱除去系隔離弁 ・余熱除去系の過し弁	×	△															△	×
工学的安全施設及び原子炉停止系への作動機号の発生機能	第34条(表34-2) 原子炉監視系統	モード3、4、5(原子炉トリップや断線が閉止、制御棒の引き抜きが行える場合)	・原子炉監視系統回路2系統 ・手動原子炉トリップ2チャンネル ・中性子線検出中性子束流2チャンネル(14個検出中性子束流)2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット	・原子炉監視系統 ・手動原子炉トリップ ・中性子線検出 ・伝送ライン	△	△	△	△							△	△	△	△	△	△	△	

変更後

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																						
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3			
第43条	加圧器	モード3	(1) 加圧器水位 計器メシンの94%以下 (2) 所内非常用母線から受電している加圧器一タ 2系統動作可能	・加圧器 ・加圧器一タ	×																×	
第44条	加圧器安全弁	モード3、4(1次冷却材温度 130℃超)	・加圧器安全弁全てが動作可能 (3箇のうち1箇所は 17.18MPa(gage)以下 他は 17.31MPa(gage)以下)	・加圧器安全弁	×	△															×	
第45条	加圧器過し弁	モード3	・加圧器過し弁全てが動作可能(動作不能時は、第85条(表65-3)の運転上の制限も確認) ・加圧器過し弁元弁全てが動作可能	・加圧器過し弁 ・加圧器過し弁元弁	×																×	
第46条	低圧過し弁	モード4(1次冷却材温度 130℃以下、ただし加圧器過し弁が低圧設定になるまでの間を除く)、5、6(原子炉容器の蓋が閉められている場合)	(1) 2台以上の加圧器安全弁が取り外されていること および (2) 動作可能な充てん/高圧注入ポンプ1台以下(ポンプの切替を行う場合 15分以内)に、充てん/高圧注入ポンプを2台運転することを許容 および (3) 高圧タンク全量が隔離されていること(高圧タンク出口弁の間断試験を行う場合、高圧タンク圧力が1次冷却材圧力以下であることを条件に、1基礎ごとの試験を許容)	・加圧器過し弁 ・加圧器過し弁元弁 ・加圧器安全弁 ・充てん/高圧注入ポンプ ・高圧タンク出口弁 ・高圧タンク			△	×	×	△				△	×	×	△	×	△			
第47条	1次冷却材漏えい率	モード3、4	・原子炉燃料容器サブ水位計または漏れ検出装置によって測定される漏えい率のうち原子炉燃料圧力(ワンダリ)からの漏れでないことが確認されていない漏えい率(未確認の漏えい率) 0.2%/h以下 ・原子炉燃料容器サブ水位計または漏れ検出装置によって測定される漏えい率のうち原子炉燃料圧力(ワンダリ)からの漏れでないことが確認されているが1次冷却系からの漏れでないことが確認されていない漏えい率(原子炉燃料圧力(ワンダリ)以外からの漏えい率) 2.3%/h以下 ・原子炉燃料容器サブ水位計が動作可能	・1次冷却材系統 ・原子炉燃料容器サブ水位計 ・漏れ検出装置	×	×															×	×
第48条	高気発生器監視	モード3、4	・高気発生器監視に漏れがないこと ・高気発生器監視監視(高気発生器ブローダウンモニタ)が動作可能(プラント状態により監視できない場合、または洗浄中を除く)	・高気発生器監視 ・高気発生器ブローダウンモニタ	×	×															×	×
第49条	余熱除去系への漏れ監視	モード3、4(余熱除去系隔離弁が閉止している場合)	・1次冷却系から余熱除去系への漏れがないこと(余熱除去系の過し弁が作動していないこと)	・余熱除去系隔離弁 ・余熱除去系の過し弁	×	△															△	×
工学的安全施設及び原子炉停止系への作動機号の発生機能	第34条(表34-2) 原子炉監視系統	モード3、4、5(原子炉トリップや断線が閉止、制御棒の引き抜きが行える場合)	・原子炉監視系統回路2系統 ・手動原子炉トリップ2チャンネル ・中性子線検出中性子束流2チャンネル(14個検出中性子束流)2チャンネルが動作可能であることを条件に、P-6リセット	・原子炉監視系統 ・手動原子炉トリップ ・中性子線検出 ・伝送ライン	△	△	△	△							△	△	△	△	△	△	△	

変更前

施設管理の実施に関する計画の変更

高浜発電所 4号機 第2 4 回定期事業者検査時の安全管理の計画

変更理由

記載の適正化
(プラント 4 基運転を見据えた保安
規定改正に伴う反映)

変更後

主要工程				RCS水位																	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
モード3			動作可能であることを条件に2 制御区画(1 系統)をバイパス することを許容。(表34cにおいて同じ) (非常用炉心冷却系)(原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器地気空排障壁) ・原子炉格納容器圧力(高-1):3チャンネル ・主蒸気ライン(差圧高,各主蒸気ライン毎3チャンネル) (原子炉格納容器スプレイ系)(原子炉格納容器隔離B) ・原子炉格納容器圧力(異常高-3):3チャンネル	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器地気空排障壁 ・原子炉格納容器スプレイ系 ・原子炉格納容器隔離B ・左記信号検出,伝送ライン																	
モード3(全主蒸気隔離弁が閉じ ている場合は除く)			(主蒸気ライン保護) ・主蒸気ライン(隔離)動作制御回路:2系統** ・手動起動:2チャンネル ・原子炉格納容器圧力(異常高-2):3チャンネル ・主蒸気ライン(流量高と主蒸気ライン圧力)または1 次冷却材平 均温度異常高の一致:モード3(P-12 超)(非常用炉心冷却 系)参照	・主蒸気ライン保護 ・非常用炉心冷却系 ・左記信号検出,伝送ライン																	
モード3(主給水同継弁,主給水 制御弁,主給水バイパス制御弁 が閉止または隔離されている場 合は除く)			(給水保護) ・給水保護動作制御回路:2系統** ・異常発生器水位異常高:1基あたり3チャンネル ・非常用炉心冷却系動作:本表の要求モード3,4,「モ ード3」,「モード3(P-11以上)」,「モード3(P-12 超)」の 非常用炉心冷却系参照 ・1 次冷却材平均温度低:1 次冷却材平均温度低:3チャンネルと 本表の保安規定条文の「表34a(表34-2)原子炉格納系計 装」のモード3,4,6(原子炉トリップ)の隔離が閉じ,制御弁 の引き抜きが行える場合)参照	・給水保護 ・非常用炉心冷却系 ・非常用炉心冷却系 ・左記信号検出,伝送ライン																	
モード3(P-11以上)			(非常用炉心冷却系)(原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器地気空排障壁) ・原子炉格納容器圧力(3チャンネル)と加圧器水位(3チャンネル)の 一致 (インターロック) ・P-11(加圧器圧力):3チャンネル	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器地気空排障壁 ・インターロック ・左記信号検出,伝送ライン																	
モード3(P-12 超)			(非常用炉心冷却系)(原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器地気空排障壁) ・主蒸気ライン(流量高,各主蒸気ライン毎2チャンネル)と主蒸気 ライン(圧力)各主蒸気ライン毎3チャンネル)または1 次冷 却材平均温度異常高(3チャンネル)の一致	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器地気空排障壁 ・インターロック ・左記信号検出,伝送ライン																	

高浜発電所 4号機 第2 3 回定期事業者検査時の安全管理の計画

変更前

主要工程				RCS水位																
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
モード3			動作可能であることを条件に2 制御区画(1 系統)をバイパス することを許容。(表34cにおいて同じ) (非常用炉心冷却系)(原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器地気空排障壁) ・原子炉格納容器圧力(高-1):3チャンネル ・主蒸気ライン(差圧高,各主蒸気ライン毎3チャンネル) (原子炉格納容器スプレイ系)(原子炉格納容器隔離B) ・原子炉格納容器圧力(異常高-3):4チャンネル(1チャンネルはバイ パスできる)	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器地気空排障壁 ・原子炉格納容器スプレイ系 ・原子炉格納容器隔離B ・左記信号検出,伝送ライン																
モード3(全主蒸気隔離弁が閉じ ている場合は除く)			(主蒸気ライン保護) ・主蒸気ライン(隔離)動作制御回路:2系統** ・手動起動:2チャンネル ・原子炉格納容器圧力(異常高-2):3チャンネル ・主蒸気ライン(流量高と主蒸気ライン圧力)または1 次冷却材平 均温度異常高の一致:モード3(P-12 超)(非常用炉心冷却 系)参照	・主蒸気ライン保護 ・非常用炉心冷却系 ・左記信号検出,伝送ライン																
モード3(主給水同継弁,主給水 制御弁,主給水バイパス制御弁 が閉止または隔離されている場 合は除く)			(給水保護) ・給水保護動作制御回路:2系統** ・異常発生器水位異常高:1基あたり3チャンネル ・非常用炉心冷却系動作:本表の要求モード3,4,「モ ード3」,「モード3(P-11以上)」,「モード3(P-12 超)」の 非常用炉心冷却系参照 ・1 次冷却材平均温度低:1 次冷却材平均温度低:3チャンネルと 本表の保安規定条文の「表34a(表34-2)原子炉格納系計 装」のモード3,4,6(原子炉トリップ)の隔離が閉じ,制御弁 の引き抜きが行える場合)参照	・給水保護 ・非常用炉心冷却系 ・非常用炉心冷却系 ・左記信号検出,伝送ライン																
モード3(P-11以上)			(非常用炉心冷却系)(原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器地気空排障壁) ・原子炉格納容器圧力(3チャンネル)と加圧器水位(3チャンネル)の 一致 (インターロック) ・P-11(加圧器圧力):3チャンネル	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器地気空排障壁 ・インターロック ・左記信号検出,伝送ライン																
モード3(P-12 超)			(非常用炉心冷却系)(原子炉格納容器隔離A) (原子炉格納容器地気空排障壁) ・主蒸気ライン(流量高,各主蒸気ライン毎2チャンネル)と主蒸気 ライン(圧力)各主蒸気ライン毎3チャンネル)または1 次冷 却材平均温度異常高(3チャンネル)の一致	・非常用炉心冷却系 ・原子炉格納容器隔離A ・原子炉格納容器地気空排障壁 ・インターロック ・左記信号検出,伝送ライン																

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

記載の適正化
(アララント4 基運転を見据えた保安
規定改正に伴う反映)

変更後

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位																		
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
安全上特に重要な関係機 (電源供給)	第34条(表34-5) ディーゼル発電機設計仕様	モード3, 4	(インターロック) ・P-12(1次燃料平均温度)3チャンネル	ディーゼル発電機設計仕様 ・ディーゼル発電機燃料供給回路 2系統 ^{※1}	×	×														
	非常用炉心冷却系動作は第34条(表34-3)工学的安全性能等設計仕様	モード5, 6および照射済燃料移動中	(ディーゼル発電機設計仕様) ・ディーゼル発電機燃料供給回路 1系統	ディーゼル発電機設計仕様 ・左記燃料供給回路 伝送ライン			×	×	×	×	△	×	×	×	×		×			
	第73条 外部電源	モード3, 4, 5, 6, 照射済燃料移動中	(ディーゼル発電機設計仕様) ・非常用炉心冷却系電圧 3チャンネル(所要の母線あたり)	ディーゼル発電機設計仕様 ・左記燃料供給回路 伝送ライン	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第74条 ディーゼル発電機	モード3, 4	(1) 3回路(燃料系)に対する各々の非常用炉心冷却系に対して電力供給ができる発電機からの送電線の回路数とする)以上が動作可能(送電線事故の発生時は適用しない) (2) 上記外部電源のうち、1回路以上は他の回路に対して独立性を有していること(独立性を有するとは、送電線の上において1つの発電機または開閉所のルートにより供給または受電している場合であっても、設備構成として、別ルートで送電が可能となる状態であれば、独立性を有しているとみなす)	外部電源 ・起動用電源 ・予備電源 ・非常用炉心冷却系	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第75条 ディーゼル発電機	モード5, 6, モード外	(1) ディーゼル発電機 2基動作可能(予備用冷却系(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない) (2) 燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 110m ³ 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない) ディーゼル発電機が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限を参照	ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタンク	×	×											×		×	×
	第75条 ディーゼル発電機	モード5, 6, モード外	(1) ディーゼル発電機 2基動作可能(予備用冷却系(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機、非常用発電機とは異なる電力供給が可能となるものを用いる。なお、非常用発電機は複数の号機で共用することができる。)1基を含めることができる。 (2) 上記ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 110m ³ 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)	ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタンク			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			

変更前

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位																		
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
安全上特に重要な関係機 (電源供給)	第34条(表34-5) ディーゼル発電機設計仕様	モード3, 4	(インターロック) ・P-12(1次燃料平均温度)3チャンネル	ディーゼル発電機設計仕様 ・ディーゼル発電機燃料供給回路 2系統 ^{※1}	×	×														
	非常用炉心冷却系動作は第34条(表34-3)工学的安全性能等設計仕様	モード5, 6および照射済燃料移動中	(ディーゼル発電機設計仕様) ・ディーゼル発電機燃料供給回路 1系統	ディーゼル発電機設計仕様 ・左記燃料供給回路 伝送ライン			×	×	×	×	△	×	×	×	×		×			
	第73条の3 外部電源	モード3, 4, 5, 6, 照射済燃料移動中	(ディーゼル発電機設計仕様) ・非常用炉心冷却系電圧 3チャンネル(所要の母線あたり)	ディーゼル発電機設計仕様 ・左記燃料供給回路 伝送ライン	×	×	×	×	×	×	△	×	×	×	×	×	×	×	×	
	第74条 ディーゼル発電機	モード3, 4	(1) ディーゼル発電機 2基動作可能(予備用冷却系(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない) (2) 燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 110m ³ 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない) ディーゼル発電機が動作不能時は、第85条(表85-15)の運転上の制限を参照	ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタンク	×	×											×		×	×
	第75条 ディーゼル発電機	モード5, 6, モード外	(1) ディーゼル発電機 2基動作可能(予備用冷却系(ターニング、エアラン)を行う場合適用しない)(ディーゼル発電機には非常用発電機、非常用発電機とは異なる電力供給が可能となるものを用いる。なお、非常用発電機は複数の号機で共用することができる。他の号機のディーゼル発電機または移動式発電機を非常用発電機とみなすことができる。)1基を含めることができる。 (2) 上記ディーゼル発電機に対応する燃料油サービスタンク貯油量(保有油量): 110m ³ 以上(ディーゼル発電機が運転中および運転終了後の24時間は適用しない)	ディーゼル発電機 ・燃料油サービスタンク			×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×			

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

- ①記載の適正化
(記載表現の見直し)
- ②記載の適正化
(プラント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)

変更後

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
(海水系統)																					
第68条 原子炉冷却炉海水系	モード3, 4	②	A原子炉冷却炉海水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限も確認 ・原子炉冷却炉海水系: 2系統動作可能 A原子炉冷却炉海水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限も確認	原子炉冷却炉海水系	x	x															
第68条の2 津波防壁施設	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している期間	②	・取水防壁ゲート: 2系統(機械式クラッチおよび電磁式クラッチ)のゲート落下機構のゲート落下機能により動作可能(過荷停止機能により、ゲートが落下できること(外部電源喪失時含む)。なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす) ・取外し可能なゲート: 2系統(機械式クラッチおよび電磁式クラッチ)のゲート落下機構のゲート落下機能により動作可能(過荷停止機能により、ゲートが落下できること(外部電源喪失時含む)。なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす) ・取外し可能なゲート: 2系統(機械式クラッチおよび電磁式クラッチ)のゲート落下機構のゲート落下機能により動作可能(過荷停止機能により、ゲートが落下できること(外部電源喪失時含む)。なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす) ・取外し可能なゲート: 2系統(機械式クラッチおよび電磁式クラッチ)のゲート落下機構のゲート落下機能により動作可能(過荷停止機能により、ゲートが落下できること(外部電源喪失時含む)。なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす) ・取外し可能なゲート: 2系統(機械式クラッチおよび電磁式クラッチ)のゲート落下機構のゲート落下機能により動作可能(過荷停止機能により、ゲートが落下できること(外部電源喪失時含む)。なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす)	取水防壁ゲート																	
安全上特に重要な防護機能 (制御用空気系)	第69条 制御用空気系	モード3, 4	①	・格納容器外制御用空気系(母管圧力: 0.5MPa(gage)以上)	格納容器外制御用空気系	x	x														
安全上特に重要な防護機能 (制御室及びその近へい換気空調系)	第34条(表34-6) 中央制御室非常用管理系統	モード3, 4, 使用済燃料ピットでの照付済燃料棒移動中	①	・中央制御室非常用管理系統(所要の中央制御室非常用管理系統につき2系統(原子炉保護系制御回路の機能検査時に、1系統は「1系統」動作可能であることを条件に2時間以内)に1系統「バイパス」することが可能) ・手動起動 所要の中央制御室非常用管理系統につき2チャンネル 非常用中心冷却系動作は第34条(表34-3)「工学的安全施設等」作動計画の非常用中心冷却系参照 ・中央制御室非常用管理系統: 2系統動作可能(中央制御室あたり)	中央制御室非常用管理系統 工学的安全施設等作動計画 左記信号検出、伝送ライン	x	x														
第70条 中央制御室非常用管理系統	モード3, 4, 使用済燃料ピットでの照付済燃料棒移動中			中央制御室非常用管理系統動作不能時は、第85条(表85-17)の運転上の制限も確認	中央制御室非常用管理系統	x	x														

変更前

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
(海水系統)																					
第68条 原子炉冷却炉海水系	モード3, 4		A原子炉冷却炉海水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限も確認 ・原子炉冷却炉海水系: 2系統動作可能 A原子炉冷却炉海水系が動作不能時は、第85条(表85-7)の運転上の制限も確認	原子炉冷却炉海水系	x	x															
第68条の2 津波防壁施設	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している期間		・取水防壁ゲート: 2系統(機械式クラッチおよび電磁式クラッチ)のゲート落下機構のゲート落下機能により動作可能(過荷停止機能により、ゲートが落下できること(外部電源喪失時含む)。なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす) ・取外し可能なゲート: 2系統(機械式クラッチおよび電磁式クラッチ)のゲート落下機構のゲート落下機能により動作可能(過荷停止機能により、ゲートが落下できること(外部電源喪失時含む)。なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす) ・取外し可能なゲート: 2系統(機械式クラッチおよび電磁式クラッチ)のゲート落下機構のゲート落下機能により動作可能(過荷停止機能により、ゲートが落下できること(外部電源喪失時含む)。なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす) ・取外し可能なゲート: 2系統(機械式クラッチおよび電磁式クラッチ)のゲート落下機構のゲート落下機能により動作可能(過荷停止機能により、ゲートが落下できること(外部電源喪失時含む)。なお、閉止しているゲートについては、動作可能とみなす)	取水防壁ゲート																	
安全上特に重要な防護機能 (制御用空気系)	第69条 制御用空気系	モード3, 4		・格納容器外制御用空気系(母管圧力: 0.5MPa(gage)以上)	格納容器外制御用空気系	x	x														
安全上特に重要な防護機能 (制御室及びその近へい換気空調系)	第34条(表34-6) 中央制御室非常用管理系統	モード3, 4, 使用済燃料ピットでの照付済燃料棒移動中		・中央制御室非常用管理系統(所要の中央制御室非常用管理系統につき2系統(原子炉保護系制御回路の機能検査時に、1系統は「1系統」動作可能であることを条件に2時間以内)に1系統「バイパス」することが可能) ・手動起動 所要の中央制御室非常用管理系統につき2チャンネル 非常用中心冷却系動作は第34条(表34-3)「工学的安全施設等」作動計画の非常用中心冷却系参照 ・中央制御室非常用管理系統: 2系統動作可能(中央制御室あたり)	中央制御室非常用管理系統 工学的安全施設等作動計画 左記信号検出、伝送ライン	x	x														
第70条 中央制御室非常用管理系統	モード3, 4, 使用済燃料ピットでの照付済燃料棒移動中			中央制御室非常用管理系統動作不能時は、第85条(表85-17)の運転上の制限も確認	中央制御室非常用管理系統	x	x														

変更理由

①記載の適正化
(記載表現の見直し)

②記載の適正化
(プラント4基運転を見据えた保安
規定改正に伴う反映)

変更後

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																			
RCS水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
重大事故等対応設備	第85条(表85-3-1の2) 1次冷却系のフィードアンドブリード	モード3, 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	(1) 高圧注入系2系統が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) 加圧融通がし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能 ・充てん/高圧注入ポンプ: 2台 ・加圧融通がし弁: 3台 ・燃料冷却用水タンク (表85-14-3において運転上の制限を定める)	・充てん/高圧注入ポンプ ・燃料冷却用水タンク ・加圧融通がし弁															
					(1) 高圧注入系が1系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) 低圧注入系が1系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) ・充てん/高圧注入ポンプ: 1台 ・余熱除去ポンプ: 1台 ・燃料冷却用水タンク (表85-14-3において運転上の制限を定める)	・充てん/高圧注入ポンプ ・余熱除去ポンプ ・燃料冷却用水タンク													
①	第85条(表85-4-2の2) 炉心注水-高圧注入系	モード3, 4, 5, 6	(1) 高圧タンクほう素濃度: 2800ppm以上 (2) 高圧タンクほう素水量(有効水量): 290m ³ 以上(1基あたり) (3) 高圧タンク圧力: 4.0MPa[gage]以上 (モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]超の場合) (4) 高圧タンク圧力: 1.0MPa[gage]以上 (モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]以下の場合)、4, 5, 6の場合) (5) 高圧タンク出口弁が動作可能(手動での開弁および閉弁ができること) (6) 高圧タンク: 3基 (モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]超の場合) (7) 高圧タンク: 2基 (モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]以下の場合)、4, 5, 6の場合)	・高圧タンク															

変更前

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																			
RCS水位																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3
重大事故等対応設備	第85条(表85-3-1) 1次系のフィードアンドブリード	モード3, 4 (蒸気発生器が熱除去のために使用されている場合)	(1) 高圧注入系2系統が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) 加圧融通がし弁3台による1次冷却系統の減圧系が動作可能 ・充てん/高圧注入ポンプ: 2台 ・燃料冷却用水タンク (表85-14-3において運転上の制限を定める)	・充てん/高圧注入ポンプ ・燃料冷却用水タンク ・加圧融通がし弁															
					(1) 高圧注入系が1系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) (2) 低圧注入系が1系統動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中であること) ・充てん/高圧注入ポンプ: 1台 ・余熱除去ポンプ: 1台 ・燃料冷却用水タンク (表85-14-3において運転上の制限を定める)	・充てん/高圧注入ポンプ ・余熱除去ポンプ ・燃料冷却用水タンク													
①	第85条(表85-4-2) 炉心注水-高圧注入系	モード3, 4, 5, 6	(1) 高圧タンクほう素濃度: 2800ppm以上 (2) 高圧タンクほう素水量(有効水量): 290m ³ 以上(1基あたり) (3) 高圧タンク出口弁が動作可能(手動での開弁および閉弁ができること) (4) 高圧タンク圧力: 4.0MPa[gage]以上 (モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]超の場合) (5) 高圧タンク圧力: 1.0MPa[gage]以上 (モード3(1次冷却材圧力 6.89MPa[gage]以下の場合)、4, 5, 6の場合)	・高圧タンク															

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

記載の適正化
(プラットフォーム4基運転を見据えた保安
規定改正に伴う反映)

変更後

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

14/35

主要工程			安全管理の計画																		
RCS水位			RCS水位																		
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
第85条(表85-4-3)の代替炉心注水	第85条(表85-4-3)の代替炉心注水	モードD, 4, 5, 6	B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む))できること、または運転中であること	B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)																	
			・B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却): 1台	・燃料取扱用水タンク	・復水タンク	・空弁式非常用発電機	・燃料油貯蔵所	・タンクローリー													
			・燃料取扱用水タンク	・復水タンク	・空弁式非常用発電機	・燃料油貯蔵所	・タンクローリー														
			・燃料取扱用水タンク	・復水タンク	・空弁式非常用発電機	・燃料油貯蔵所	・タンクローリー														
第85条(表85-4-4)の代替炉心注水-A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水	第85条(表85-4-4)の代替炉心注水-A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水	モードD, 3, 4, 5, 6	A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む))できること	A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用)																	
			・A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用): 1台	・燃料取扱用水タンク																	
第85条(表85-4-5)の代替炉心注水-可動式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	第85条(表85-4-5)の代替炉心注水-可動式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	モードD, 3, 4, 5, 6	可動式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系が動作可能	可動式代替低圧注水ポンプ																	
			・可動式代替低圧注水ポンプ: 1台×2	・電源車(可動式代替低圧注水ポンプ用): 1台×2	・送水車: 1台×2	・燃料油貯蔵所	・タンクローリー														
第85条(表85-4-6)の代替再循環	第85条(表85-4-6)の代替再循環	モードD, 3, 4, 5, 6	(1) A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用)による代替再循環系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む))できること、または運転中であること	A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用)																	
			(2) 自余熱除去ポンプ(海水冷却)および充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系、または自余熱除去ポンプ(海水冷却)による低圧代替再循環系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む))できること、または運転中であること	自余熱除去ポンプ(海水冷却)および充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)																	

変更前

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

14/31

主要工程			安全管理の計画																		
RCS水位			RCS水位																		
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
第85条(表85-4-3)の代替炉心注水	第85条(表85-4-3)の代替炉心注水	モードD, 4, 5, 6	B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)による充てん系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む))できること、または運転中であること	B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却)																	
			・B充てん/高圧注入ポンプ(自己冷却): 1台	・燃料取扱用水タンク	・復水タンク	・空弁式非常用発電機	・燃料油貯蔵所	・タンクローリー													
			・燃料取扱用水タンク	・復水タンク	・空弁式非常用発電機	・燃料油貯蔵所	・タンクローリー														
			・燃料取扱用水タンク	・復水タンク	・空弁式非常用発電機	・燃料油貯蔵所	・タンクローリー														
第85条(表85-4-4)の代替炉心注水-A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水	第85条(表85-4-4)の代替炉心注水-A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用)による代替炉心注水	モードD, 3, 4, 5, 6	A格納容器スプレイポンプによる代替炉心注水系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む))できること	A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用)																	
			・A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用): 1台	・燃料取扱用水タンク																	
第85条(表85-4-5)の代替炉心注水-可動式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	第85条(表85-4-5)の代替炉心注水-可動式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水	モードD, 3, 4, 5, 6	可動式代替低圧注水ポンプによる代替炉心注水系が動作可能	可動式代替低圧注水ポンプ																	
			・可動式代替低圧注水ポンプ: 1台×2	・電源車(可動式代替低圧注水ポンプ用): 1台×2	・送水車: 1台×2	・燃料油貯蔵所	・タンクローリー														
第85条(表85-4-6)の代替再循環	第85条(表85-4-6)の代替再循環	モードD, 3, 4, 5, 6	(1) A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用)による代替再循環系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む))できること、または運転中であること	A格納容器スプレイポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン使用)																	
			(2) 自余熱除去ポンプ(海水冷却)および充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)による高圧代替再循環系、または自余熱除去ポンプ(海水冷却)による低圧代替再循環系が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む))できること、または運転中であること	自余熱除去ポンプ(海水冷却)および充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却)																	

施設管理の実施に関する計画の変更

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

変更理由

記載の適正化
(プラント4基運転を見据えた保安
規定改正に伴う反映)

変更後

主要工程				RCS水位																	
				キヤピティ満水 RCS満水 ミッドグループ RCS全ブロー																	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
			・A格納容器スレイブポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン)使用: 1台 ・A格納容器スレイブ冷却器: 1基 ・A格納容器スレイブポンプ格納容器再循環サンプリング入口隔離弁: 1台 ・格納容器再循環サンプリング: 2基 [※] ・格納容器再循環サンプリングスクリーン: 2基 [※] ・B余熱除去ポンプ(海水冷却): 1台 ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却): 1台 ・大容量ポンプ (表85-7-2において運転上の制限を定める) ・空弁式非常用発電機 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ※A格納容器スレイブポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン)使用を用いる再循環用1基およびB余熱除去ポンプ(海水冷却)を用いる再循環用1基	・B余熱除去ポンプ(海水冷却) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) ・大容量ポンプ ・空弁式非常用発電機 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー																	
	第85条(表85-6-1)の2 加圧蒸気がし弁による減圧	モード3	(1) 空弁ポンベ(加圧蒸気がし弁作動)または可変式空圧圧縮機(加圧蒸気がし弁作動)を使用した加圧蒸気がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能 (2) 可変式/リッチリ(加圧蒸気がし弁)を使用した加圧蒸気がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能 ・空弁ポンベ(加圧蒸気がし弁作動): 2本 (1セット2本(A系統1本, B系統1本)) ・可変式空圧圧縮機(加圧蒸気がし弁作動): 2台 (1セット2台(A系統1台, B系統1台)) ・可変式/リッチリ(加圧蒸気がし弁): 1個 ・空弁式非常用発電機 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める) ・可変式発電機 (表85-15-5の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	・空弁ポンベ(加圧蒸気がし弁作動) ・可変式空圧圧縮機(加圧蒸気がし弁作動) ・可変式/リッチリ(加圧蒸気がし弁) ・空弁式非常用発電機 ・可変式発電機 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー																	
	第85条(表85-6-1)の2 原子炉格納容器スレイブ	モード3, 4, 5, 6	原子炉格納容器スレイブ系(より蒸気除去タンクを除く)の1系統以上が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む))できること ・格納容器スレイブポンプ: 1台	・格納容器スレイブポンプ ・燃料取水用タンク	x	x	x	x	x	x										x	

変更前

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程				RCS水位																	
				キヤピティ満水 RCS満水 ミッドグループ RCS全ブロー																	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
			・A格納容器スレイブポンプ(RH-RS-CSS連絡ライン)使用: 1台 ・A格納容器スレイブ冷却器: 1基 ・A格納容器スレイブポンプ格納容器再循環サンプリング入口隔離弁: 1台 ・格納容器再循環サンプリング: 2基 [※] ・格納容器再循環サンプリングスクリーン: 2基 [※] ・B余熱除去ポンプ(海水冷却): 1台 ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却): 1台 ・大容量ポンプ (表85-7-2において運転上の制限を定める) ・空弁式非常用発電機 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	・B余熱除去ポンプ(海水冷却) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) ・大容量ポンプ ・空弁式非常用発電機 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー																	
	第85条(表85-6-1)の2 加圧蒸気がし弁による減圧	モード3	(1) 空弁ポンベ(加圧蒸気がし弁作動)または可変式空圧圧縮機(加圧蒸気がし弁作動)を使用した加圧蒸気がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能 (2) 可変式/リッチリ(加圧蒸気がし弁)を使用した加圧蒸気がし弁による1次冷却系の減圧系が動作可能 ・空弁ポンベ(加圧蒸気がし弁作動): 2本 (1セット2本(A系統1本, B系統1本)) ・可変式空圧圧縮機(加圧蒸気がし弁作動): 2台 (1セット2台(A系統1台, B系統1台)) ・可変式/リッチリ(加圧蒸気がし弁): 1個 ・空弁式非常用発電機 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める) ・可変式発電機 (表85-15-5の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯油そう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	・空弁ポンベ(加圧蒸気がし弁作動) ・可変式空圧圧縮機(加圧蒸気がし弁作動) ・可変式/リッチリ(加圧蒸気がし弁) ・空弁式非常用発電機 ・可変式発電機 ・燃料油貯油そう ・タンクローリー																	
	第85条(表85-6-1)の2 原子炉格納容器スレイブ	モード3, 4, 5, 6	原子炉格納容器スレイブ系(より蒸気除去タンクを除く)の1系統以上が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む))できること ・格納容器スレイブポンプ: 1台	・格納容器スレイブポンプ ・燃料取水用タンク	x	x	x	x	x	x										x	

施設管理の実施に関する計画の変更

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

変更理由

記載の適正化
(プラント4号機運転を見据えた保安
規定改正に伴う反映)

変更後

主要工程		RCS水位																				
		キヤピティ満水	RCS満水																			
		RCS満水	ミッドループ																			
		RCS全ブロー	RCS全ブロー																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3			
第85条(表85-6-2) 代替原子炉格納容器スプレー	個設代替格納圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレー	モード3, 4, 5, 6	・燃料取水タンク (表85-14-3において運転上の制限を定める) ・個設代替格納圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレー系が動作可能 ・個設代替格納圧注水ポンプ: 1台 ・空弁式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める) ・復水タンク (表85-14-2の2において運転上の制限を定める) ・燃料取水タンク補給用移送ポンプ (表85-14-2の2において運転上の制限を定める) ・燃料取水タンク (表85-14-3の2において運転上の制限を定める) ・送水車 (表85-14-1の2において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵所 (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	・個設代替格納圧注水ポンプ ・空弁式非常用発電装置 ・復水タンク ・燃料取水タンク補給用移送ポンプ ・燃料取水タンク ・送水車 ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー																		
			第85条(表85-6-3) 代替原子炉格納容器スプレー	可動式代替格納圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレー系2系統が動作可能 ・可動式代替格納圧注水ポンプ: 1台×2 ・電源車(可動式代替格納圧注水ポンプ用): 1台×2 ・送水車: 1台×2 ・復動ポンプ: 2台×2 (表85-12-1および表85-14-1とは別に確保) ・燃料油貯蔵所 (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	・可動式代替格納圧注水ポンプ ・電源車(可動式代替格納圧注水ポンプ用) ・送水車 ・復動ポンプ ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー																	
			第85条(表85-7-1) 原子炉格納容器内自然対流冷却	原子炉格納容器内自然対流冷却が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できると、または運転中であること) ・A, B格納容器再循環ユニット: 2基 ・A, B, C原子炉格納冷却水ポンプ: 2台(A, B, Cのうち、いずれか2台) ・A, B原子炉格納冷却水冷却器: 2基 ・原子炉格納冷却水サージタンク: 1基 ・室素ポンプ(原子炉格納冷却水サージタンク加圧用): 1本 ・海水ポンプ: 1台 ・可搬空温計計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	・A, B格納容器再循環ユニット ・A, B, C原子炉格納冷却水ポンプ ・A, B原子炉格納冷却水冷却器 ・原子炉格納冷却水サージタンク ・室素ポンプ(原子炉格納冷却水サージタンク加圧用) ・海水ポンプ ・可搬空温計計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)																	

変更前

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位																				
		キヤピティ満水	RCS満水																			
		RCS満水	ミッドループ																			
		RCS全ブロー	RCS全ブロー																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3			
第85条(表85-6-2) 代替原子炉格納容器スプレー	個設代替格納圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレー	モード3, 4, 5, 6	・燃料取水タンク (表85-14-3において運転上の制限を定める) ・個設代替格納圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレー系が動作可能 ・個設代替格納圧注水ポンプ: 1台 ・空弁式非常用発電装置 (表85-15-1において運転上の制限を定める) ・燃料取水タンク補給用移送ポンプ (表85-14-2において運転上の制限を定める) ・燃料取水タンク (表85-14-3において運転上の制限を定める) ・復水タンク (表85-14-4において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵所 (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	・個設代替格納圧注水ポンプ ・空弁式非常用発電装置 ・燃料取水タンク補給用移送ポンプ ・燃料取水タンク ・復水タンク ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー																		
			第85条(表85-6-3) 代替原子炉格納容器スプレー	可動式代替格納圧注水ポンプによる代替原子炉格納容器スプレー系2系統が動作可能 ・可動式代替格納圧注水ポンプ: 1台×2 ・電源車(可動式代替格納圧注水ポンプ用): 1台×2 ・復動ポンプ: 2台×2 (表85-12-1および表85-14-1とは別に確保) ・燃料油貯蔵所 (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	・可動式代替格納圧注水ポンプ ・電源車(可動式代替格納圧注水ポンプ用) ・復動ポンプ ・燃料油貯蔵所 ・タンクローリー																	
			第85条(表85-7-1) 原子炉格納容器内自然対流冷却	原子炉格納容器内自然対流冷却が動作可能(ポンプが手動起動(系統構成含む)できると、または運転中であること) ・A, B格納容器再循環ユニット: 2基 ・A, B, C原子炉格納冷却水ポンプ: 2台(A, B, Cのうち、いずれか2台) ・A, B原子炉格納冷却水冷却器: 2基 ・原子炉格納冷却水サージタンク: 1基 ・室素ポンプ(原子炉格納冷却水サージタンク加圧用): 1本 ・海水ポンプ: 1台 ・可搬空温計計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)	・A, B格納容器再循環ユニット ・A, B, C原子炉格納冷却水ポンプ ・A, B原子炉格納冷却水冷却器 ・原子炉格納冷却水サージタンク ・室素ポンプ(原子炉格納冷却水サージタンク加圧用) ・海水ポンプ ・可搬空温計計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用)																	

施設管理の実施に関する計画の変更

高浜発電所 4号機 第2 4 回定期事業者検査時の安全管理の計画

変更理由

記載の適正化
(プラント4基運転を据ええた保安
規定改正に伴う反映)

変更後

主要工程			RCS水位																		
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備																	
			(表85-16-1)において運転上の制限を定める)	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3			
	第85条(表85-7-2)(2) 大容量ポンプによる原子炉 格納容器内自然対流冷却および 代替強制冷却	モード3, 4, 5, 6	大容量ポンプによる海水供給系(大容量ポンプから海水管接続口 まで)2系統が動作可能 ・大容量ポンプ: 1台×2(3号炉および4号炉の合計所要数) ・A, B格納容器再循環ユニット ・燃料貯蔵槽 (表85-7-1)において運転上の制限を定める) ・燃料貯蔵槽 (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・可変温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口 温度(SA)用) (表85-16-1)において運転上の制限を定める) ・B冷却ポンプ(海水冷却) (表85-4-6)において運転上の制限を定める) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) (表85-4-6)において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-1)において運転上の制限を定める)	・大容量ポンプ ・A, B格納容器再循環ユニット ・燃料貯蔵槽 ・タンクローリー ・可変温度計測装置(格納容器 再循環ユニット入口温度/出口温 度(SA)用) ・B冷却ポンプ(海水冷却) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海 水冷却) ・空冷式非常用発電装置	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	第85条(表85-8-1)(2) 蒸気発生器2次側による炉心 冷却(注水)	モード3, 4(蒸気発生器が格納去 のために使用されている場合)	(1) モード3および4(蒸気発生器が格納去のために使用されて いる場合)において、復水タンクを水源とした電動機給水ポン プによる蒸気発生器への給水系1系統(電動機給水ポン プ2台で1系統(本表に定める))が動作可能(ポンプが手動起動 (系統構成含む))できると、または運転中であること または (2) モード3において、復水タンクを水源としたタービン駆動給水 ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能(ポン プが手動起動(系統構成含む))できると、または運転中である こと、タービン駆動給水ポンプは原子炉起動時のモード3 において該運転に係る運転を行っている場合は運転上の制限 は適用しない、タービン駆動給水ポンプが動作可能とは現 場手動による起動を含む) ・電動機給水ポンプ: 2台 ・タービン駆動給水ポンプ: 1台 ・タービン駆動給水ポンプ起動弁(現場手動制御): 1台 ・蒸気発生器: 3基 ・復水タンク (表85-14-2)において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-1)において運転上の制限を定める) ・燃料貯蔵槽	・電動機給水ポンプ ・タービン駆動給水ポンプ ・タービン駆動給水ポンプ起動 弁(現場手動制御) ・蒸気発生 ・復水タンク ・空冷式非常用発電装置 ・燃料貯蔵槽 ・タンクローリー	x																

高浜発電所 4号機 第2 3 回定期事業者検査時の安全管理の計画

変更前

主要工程			RCS水位																	
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備																
			(表85-16-1)において運転上の制限を定める)	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
	第85条(表85-7-2) 大容量ポンプによる原子炉 格納容器内自然対流冷却お よび代替強制冷却	モード3, 4, 5, 6	大容量ポンプによる海水供給系(大容量ポンプから海水管接続口 まで)2系統が動作可能 ・大容量ポンプ: 1台×2(3号炉および4号炉の合計所要数) ・A, B格納容器再循環ユニット ・燃料貯蔵槽 (表85-7-1)において運転上の制限を定める) ・燃料貯蔵槽 (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・可変温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口 温度(SA)用) (表85-16-1)において運転上の制限を定める) ・B冷却ポンプ(海水冷却) (表85-4-6)において運転上の制限を定める) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海水冷却) (表85-4-6)において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-1)において運転上の制限を定める)	・大容量ポンプ ・A, B格納容器再循環ユニット ・燃料貯蔵槽 ・タンクローリー ・可変温度計測装置(格納容器 再循環ユニット入口温度/出口温 度(SA)用) ・B冷却ポンプ(海水冷却) ・C充てん/高圧注入ポンプ(海 水冷却) ・空冷式非常用発電装置	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	x
	第85条(表85-8-1) 蒸気発生器2次側による炉心 冷却(注水)	モード3, 4(蒸気発生器が格納去 のために使用されている場合)	(1) モード3および4(蒸気発生器が格納去のために使用されて いる場合)において、復水タンクを水源とした電動機給水ポン プによる蒸気発生器への給水系1系統(電動機給水ポン プ2台で1系統(本表に定める))が動作可能(ポンプが手動起動 (系統構成含む))できると、または運転中であること または (2) モード3において、復水タンクを水源としたタービン駆動給水 ポンプによる蒸気発生器への給水系1系統が動作可能(ポン プが手動起動(系統構成含む))できると、または運転中である こと、タービン駆動給水ポンプは原子炉起動時のモード3 において該運転に係る運転を行っている場合は運転上の制限 は適用しない、タービン駆動給水ポンプが動作可能とは現 場手動による起動を含む) ・電動機給水ポンプ: 2台 ・タービン駆動給水ポンプ: 1台 ・タービン駆動給水ポンプ起動弁(現場手動制御): 1台 ・蒸気発生器: 3基 ・復水タンク (表85-14-2)において運転上の制限を定める) ・空冷式非常用発電装置 (表85-15-1)において運転上の制限を定める) ・燃料貯蔵槽	・電動機給水ポンプ ・タービン駆動給水ポンプ ・タービン駆動給水ポンプ起動 弁(現場手動制御) ・蒸気発生 ・復水タンク ・空冷式非常用発電装置 ・燃料貯蔵槽 ・タンクローリー	x															

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

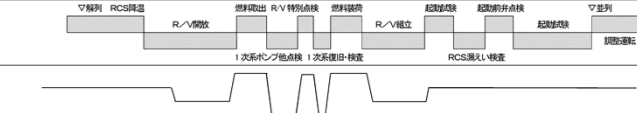
変更後

変更前

記載の適正化
(プラットフォーム4基運転を見据えた保安
規定改正に伴う反映)


高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

18/35

主要工程				RCS水位																	
																					
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
第85条(表85-9-1) 高気発生機2次側による炉心冷却(蒸気放出)		モード3、4(高気発生機が除去のために使用されている場合)	(表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・主蒸気送込弁3個 (1) 軽核炉式水素再結合装置の所要数が動作可能 (2) 軽核炉式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能 (3) 原子炉特種容器水素燃焼装置の所要数が動作可能 (4) 原子炉特種容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能 ・軽核炉式水素再結合装置: 5基 ・軽核炉式水素再結合装置温度監視装置: 6個 ・原子炉特種容器水素燃焼装置: 12個 ・原子炉特種容器水素燃焼装置温度監視装置: 12個 ・空方式非常用発電装置 (表85-15-1)において運転上の制限を定める) ・燃料制御棒そう (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める)	・主蒸気送込弁 ・軽核炉式水素再結合装置 ・軽核炉式水素再結合装置温度監視装置 ・原子炉特種容器水素燃焼装置 ・原子炉特種容器水素燃焼装置温度監視装置 ・空方式非常用発電装置 ・燃料制御棒そう ・タンクローリー																	
第85条(表85-10-1) 水素濃度低減		モード3、4、5、6	(表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・主蒸気送込弁3個 (1) 軽核炉式水素再結合装置の所要数が動作可能 (2) 軽核炉式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能 (3) 原子炉特種容器水素燃焼装置の所要数が動作可能 (4) 原子炉特種容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能 ・軽核炉式水素再結合装置: 5基 ・軽核炉式水素再結合装置温度監視装置: 6個 ・原子炉特種容器水素燃焼装置: 12個 ・原子炉特種容器水素燃焼装置温度監視装置: 12個 ・空方式非常用発電装置 (表85-15-1)において運転上の制限を定める) ・燃料制御棒そう (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める)	・主蒸気送込弁 ・軽核炉式水素再結合装置 ・軽核炉式水素再結合装置温度監視装置 ・原子炉特種容器水素燃焼装置 ・原子炉特種容器水素燃焼装置温度監視装置 ・空方式非常用発電装置 ・燃料制御棒そう ・タンクローリー																	
第85条(表85-10-2) 水素濃度監視		モード3、4、5、6	(表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・主蒸気送込弁3個 可変型特種容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視システム(1系統とは可変型特種容器内水素濃度計測装置1個、可変型原子炉特種容器冷却循環ポンプ1台、可変型特種容器ガス材料圧縮機1台、Aガスサンプリング圧縮機1個、Aガスサンプル冷却器1個、A水分分離器1個)が動作可能 ・可変型特種容器内水素濃度計測装置: 1個 ・可変型原子炉特種容器冷却循環ポンプ: 1台 ・可変型特種容器ガス材料圧縮機: 1台 ・Aガスサンプリング圧縮機: 1個 ・Aガスサンプル冷却器: 1個 ・A水分分離器: 1個 ・大容量ポンプ (表85-7-2)において運転上の制限を定める) ・空方式非常用発電装置 (表85-15-1)において運転上の制限を定める) ・燃料制御棒そう (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める)	・可変型特種容器内水素濃度計測装置 ・可変型原子炉特種容器冷却循環ポンプ ・可変型特種容器ガス材料圧縮機 ・Aガスサンプリング圧縮機 ・Aガスサンプル冷却器 ・A水分分離器 ・大容量ポンプ ・空方式非常用発電装置 ・燃料制御棒そう ・タンクローリー																	

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

18/31

主要工程				RCS水位																		
																						
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3			
第85条(表85-9-1) 高気発生機2次側による炉心冷却(蒸気放出)		モード3、4(高気発生機が除去のために使用されている場合)	(表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・主蒸気送込弁3個 (1) 軽核炉式水素再結合装置の所要数が動作可能 (2) 軽核炉式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能 (3) 原子炉特種容器水素燃焼装置の所要数が動作可能 (4) 原子炉特種容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能 ・軽核炉式水素再結合装置: 5基 ・軽核炉式水素再結合装置温度監視装置: 6個 ・原子炉特種容器水素燃焼装置: 12個 ・原子炉特種容器水素燃焼装置温度監視装置: 12個 ・空方式非常用発電装置 (表85-15-1)において運転上の制限を定める) ・燃料制御棒そう (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める)	・主蒸気送込弁 ・軽核炉式水素再結合装置 ・軽核炉式水素再結合装置温度監視装置 ・原子炉特種容器水素燃焼装置 ・原子炉特種容器水素燃焼装置温度監視装置 ・空方式非常用発電装置 ・燃料制御棒そう ・タンクローリー																		
第85条(表85-10-1) 水素濃度低減		モード3、4、5、6	(表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・主蒸気送込弁3個 (1) 軽核炉式水素再結合装置の所要数が動作可能 (2) 軽核炉式水素再結合装置温度監視装置の所要数が動作可能 (3) 原子炉特種容器水素燃焼装置の所要数が動作可能 (4) 原子炉特種容器水素燃焼装置温度監視装置の所要数が動作可能 ・軽核炉式水素再結合装置: 5基 ・軽核炉式水素再結合装置温度監視装置: 6個 ・原子炉特種容器水素燃焼装置: 12個 ・原子炉特種容器水素燃焼装置温度監視装置: 12個 ・空方式非常用発電装置 (表85-15-1)において運転上の制限を定める) ・燃料制御棒そう (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める)	・主蒸気送込弁 ・軽核炉式水素再結合装置 ・軽核炉式水素再結合装置温度監視装置 ・原子炉特種容器水素燃焼装置 ・原子炉特種容器水素燃焼装置温度監視装置 ・空方式非常用発電装置 ・燃料制御棒そう ・タンクローリー																		
第85条(表85-10-2) 水素濃度監視		モード3、4、5、6	(表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・主蒸気送込弁3個 可変型特種容器内水素濃度計測装置等による水素濃度監視システム(1系統とは可変型特種容器内水素濃度計測装置1個、可変型原子炉特種容器冷却循環ポンプ1台、可変型特種容器ガス材料圧縮機1台、Aガスサンプリング圧縮機1個、Aガスサンプル冷却器1個、A水分分離器1個)が動作可能 ・可変型特種容器内水素濃度計測装置: 1個 ・可変型原子炉特種容器冷却循環ポンプ: 1台 ・可変型特種容器ガス材料圧縮機: 1台 ・Aガスサンプリング圧縮機: 1個 ・Aガスサンプル冷却器: 1個 ・A水分分離器: 1個 ・大容量ポンプ (表85-7-2)において運転上の制限を定める) ・空方式非常用発電装置 (表85-15-1)において運転上の制限を定める) ・燃料制御棒そう (表85-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7)において運転上の制限を定める)	・可変型特種容器内水素濃度計測装置 ・可変型原子炉特種容器冷却循環ポンプ ・可変型特種容器ガス材料圧縮機 ・Aガスサンプリング圧縮機 ・Aガスサンプル冷却器 ・A水分分離器 ・大容量ポンプ ・空方式非常用発電装置 ・燃料制御棒そう ・タンクローリー																		

変更理由

記載の適正化
(アララント4基運転を見据えた保安
規定改正に伴う反映)

変更後

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																				
RCS水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
第85条(表85-11-1)の 水素排出、放射性物質の濃度 低減	モータ3, 4, 5, 6		(1) Aアニュラス空気浄化系が動作可能(ファンが手動起動)系統構成含む)できること (2) 代替空気(室動)系統が動作可能 ・Aアニュラス空気浄化ファン1台 ・Aアニュラス空気浄化フィルタユニット1基 ・室動代弁アニュラス浄化排気弁等作動用:2本 (1セット2本)アニュラス浄化排気弁作動用1本、アニュラス排気弁作動用1本 ・室式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵缶 (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	・アニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット ・室動代弁アニュラス浄化排気弁等作動用 ・室式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵缶 ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	
			第85条(表85-12-1)の 海水から使用済燃料ピットへの注水	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	海水ポンプによる海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統動作可能 ・送水車:1台×2 ・燃料油貯蔵缶 (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	・送水車 ・燃料油貯蔵缶 ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
			第85条(表85-12-2)の 使用済燃料ピットへのスプレイ系	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に設置する設備について2系統(1系統とは屋外に設置する送水車1台)が動作可能 (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に設置する設備について1系統(1系統とは屋内に設置するスプレイヘッド4個(1セット2個、3号炉および4号炉共用の手備機2個を含む))が動作可能 ・送水車:1台×2 ・スプレイヘッド:4個 ・燃料油貯蔵缶 (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める)	・送水車 ・スプレイヘッド ・燃料油貯蔵缶 ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

変更前

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																				
RCS水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
第85条(表85-11-1)の 水素排出、放射性物質の濃度 低減	モータ3, 4, 5, 6		(1) Aアニュラス空気浄化系が動作可能(ファンが手動起動)系統構成含む)できること (2) 代替空気(室動)系統が動作可能 ・Aアニュラス空気浄化ファン1台 ・Aアニュラス空気浄化フィルタユニット1基 ・室動代弁アニュラス浄化排気弁等作動用:2本 (1セット2本)アニュラス浄化排気弁作動用1本、アニュラス排気弁作動用1本 ・室式非常用発電装置 (表85-15-11において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵缶 (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	・アニュラス空気浄化ファン ・アニュラス空気浄化フィルタユニット ・室動代弁アニュラス浄化排気弁等作動用 ・室式非常用発電装置 ・燃料油貯蔵缶 ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x		x	x	x	x	x	x	x	x	
			第85条(表85-12-1)の 海水から使用済燃料ピットへの注水	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	海防ポンプによる海水から使用済燃料ピットへの注水系2系統動作可能 ・海防ポンプ:7台×2 (表85-4-4-5、表85-6-3、表85-12-2、表85-14-1とは別)確保 ・ガolin用ラム缶 (表85-12-4において運転上の制限を定める)	・海防ポンプ ・ガolin用ラム缶	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
			第85条(表85-12-2)の 使用済燃料ピットへのスプレイ系	使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	(1) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋外に設置する設備について2系統(1系統とは屋外に設置する可能式特種圧注水ポンプ1台、電導車/可能式特種圧注水ポンプ)1台、海防ポンプ4台、仮組立式水櫃1基)が動作可能 (2) 使用済燃料ピットへのスプレイ系のうち屋内に設置する設備について1系統(1系統とは屋内に設置するスプレイヘッド4個(1セット2個、3号炉および4号炉共用の手備機2個を含む))が動作可能 ・可能式特種圧注水ポンプ:1台×2 ・電導車/可能式特種圧注水ポンプ用:1台×2 ・海防ポンプ:4台×2 ・仮組立式水櫃:1基×2 ・スプレイヘッド:4個 ・ガolin用ラム缶 (表85-12-4において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵缶 (表85-15-7において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表85-15-7において運転上の制限を定める)	・可能式特種圧注水ポンプ ・電導車/可能式特種圧注水ポンプ用 ・海防ポンプ ・仮組立式水櫃 ・スプレイヘッド ・ガolin用ラム缶 ・燃料油貯蔵缶 ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

記載の適正化
(プラットフォーム4基運転を見据えた保安
規定改正に伴う反映)

変更後

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

20/35

主要工程																							
RCS 水位																							
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3				
第85条(表85-12-3) 使用済燃料ピットの監視		使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピットの監視 使用済燃料ピット水位(広域):2層 (動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可 業型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運 転上の制限を満足していないとはみなさない) 使用済燃料ピット温度(AM用):2層 使用済燃料ピットエリア監視メータ(使用済燃料ピットエリア監視 カメラ空冷装置(1セット1層を含む)):2層 可燃性使用済燃料ピット水位:2層 可燃性使用済燃料ピット区域高圧エリアモニタ:2層 空方式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める) 燃料給油せう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピット監視機 使用済燃料ピット水位(広域) 使用済燃料ピット温度(AM用) 使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視 カメラ空冷装置を含む) 可燃性使用済燃料ピット水位 可燃性使用済燃料ピット区域 高圧エリアモニタ 空方式非常用発電装置 燃料給油せう タンクローリー 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第85条(表85-13-1の2) 大気への放射抑制、航空機 燃料火災への応用		モード3、4、5、6、使用済燃料ピ ットに燃料棒を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 大容量ポンプおよび取水塔による取水系1系統(1系統は、大 容量ポンプ3台(予備機1台含む)、取水塔3層(予備機1台含む) および泡盛容器1台)が動作可能 大容量ポンプ(取水塔用):3台 (2台連続で3号炉と4号炉両方向同時に放水できる容量を有 するもの、3号炉及び4号炉合計所要数) 放水塔:3層(3号炉及び4号炉合計所要数) 泡盛容器:1台(3号炉及び4号炉合計所要数) 燃料給油せう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) 	<ul style="list-style-type: none"> 大容量ポンプ(取水塔用) 放水塔 泡盛容器 燃料給油せう タンクローリー 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
第85条(表85-13-2) 海洋への放射抑制		モード3、4、5、6、使用済燃料ピ ットに燃料棒を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 所要数が使用可能 シルトファンズ:2層(1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計 所要数) 取水設備 高さ約9m幅約12m幅約12m本を2本で1組として2組4本 放水口群 高さ約13m幅約80m幅約20m本を4本を連続した状態で1 組として2組 高さ約65m幅約70m幅約20m本を3本、幅約10m本を1 本を連続した状態で1組として2組 高さ約105m幅約10m幅約10m本を1本で1組として2組 高さ約105m幅約35m幅約35m本を6本で1組として2組 	<ul style="list-style-type: none"> シルトファンズ 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	

変更前

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

20/31

主要工程																							
RCS 水位																							
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3				
第85条(表85-12-3) 使用済燃料ピットの監視		使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵 している期間	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピットの監視 使用済燃料ピット水位(広域):2層 (動作可能な当該設備が所要数を満足しない場合において、可 業型使用済燃料ピット水位の所要数が動作可能である場合、運 転上の制限を満足していないとはみなさない) 使用済燃料ピット温度(AM用):2層 使用済燃料ピットエリア監視メータ(使用済燃料ピットエリア監視 カメラ空冷装置(1セット1層を含む)):2層 可燃性使用済燃料ピット水位:2層 可燃性使用済燃料ピット区域高圧エリアモニタ:2層 空方式非常用発電装置 (表85-15-1の2において運転上の制限を定める) 燃料給油せう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) 	<ul style="list-style-type: none"> 使用済燃料ピット監視機 使用済燃料ピット水位(広域) 使用済燃料ピット温度(AM用) 使用済燃料ピットエリア監視カメラ(使用済燃料ピットエリア監視 カメラ空冷装置を含む) 可燃性使用済燃料ピット水位 可燃性使用済燃料ピット区域 高圧エリアモニタ 空方式非常用発電装置 燃料給油せう タンクローリー 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第85条(表85-13-1) ガソリン用ラム缶による燃 料供給機		モード3、4、5、6、使用済燃料ピ ットに燃料棒を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン用ラム缶による燃料供給機1000kg容量以上(3号炉 および4号炉の合計所要数) 	<ul style="list-style-type: none"> ガソリン用ラム缶 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x		
第85条(表85-13-1) 大気への放射抑制、航空機 燃料火災への応用		モード3、4、5、6、使用済燃料ピ ットに燃料棒を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 大容量ポンプおよび取水塔による取水系1系統(1系統は、大 容量ポンプ3台(予備機1台含む)、取水塔3層(予備機1台含む) および泡盛容器1台)が動作可能 大容量ポンプ(取水塔用):3台 (2台連続で3号炉と4号炉両方向同時に放水できる容量を有 するもの、3号炉及び4号炉合計所要数) 放水塔:3層(3号炉及び4号炉合計所要数) 泡盛容器:1台(3号炉及び4号炉合計所要数) 燃料給油せう (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) タンクローリー (表85-15-7の2において運転上の制限を定める) 	<ul style="list-style-type: none"> 大容量ポンプ(取水塔用) 放水塔 泡盛容器 燃料給油せう タンクローリー 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
第85条(表85-13-2) 海洋への放射抑制		モード3、4、5、6、使用済燃料ピ ットに燃料棒を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 所要数が使用可能 シルトファンズ:2層(1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計 所要数) 取水設備 高さ約9m幅約12m幅約12m本を2本で1組として2組4本 放水口群 高さ約13m幅約80m幅約20m本を4本を連続した状態で1 組として2組 高さ約65m幅約70m幅約20m本を3本、幅約10m本を1 本を連続した状態で1組として2組 高さ約105m幅約10m幅約10m本を1本で1組として2組 高さ約105m幅約35m幅約35m本を6本で1組として2組 	<ul style="list-style-type: none"> シルトファンズ 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	

施設管理の実施に関する計画の変更

発電用原子炉及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める施設管理の目標に関する変更

変更理由

記載の適正化
(プラント4 基運転を見据えた保安
規定改正に伴う反映)

変更後

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

23/35

主要工程			RCS水位																		
			キヤビリティ満水 RCS満水 ミッドグループ RCS全ブロー																		
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
			(表5-15-2の2)において運転上の制限を定める) ・ディーゼル発電機(他号炉) (表5-15-2の2)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵缶(他号炉) (表5-15-2の2)において運転上の制限を定める) ・電源車 (表5-15-3の2)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵缶 (表5-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表5-15-7の2)において運転上の制限を定める)	・電源車 ・燃料油貯蔵缶 ・タンクローリー																	
	第85条(表5-15-6の2) 代替所内電気設備からの給電	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している期間	代替所内電気設備からの給電系が使用可能 ・代替所内電気設備分電盤: 1個 ・代替所内電気設備変圧器: 1個 ・空方式非常用発電装置 (表5-15-1の2)において運転上の制限を定める) ・可動式整流器 (表5-15-5の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表5-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵缶 (表5-15-7の2)において運転上の制限を定める)	・代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備変圧器 ・空方式非常用発電装置 ・可動式整流器 ・タンクローリー ・燃料油貯蔵缶																	
	第85条(表5-15-7の2) 燃料油貯蔵缶、タンクローリーによる燃料棒貯蔵設備	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している期間	(1) 燃料油貯蔵缶の油量(4基分): 466m ³ 以上 (2) タンクローリー: 3台が使用可能 (重大事故等対応設備の運転を維持するために必要な燃料棒貯蔵できる容量を有するもの、予備機1台を含む、3号炉および4号炉合計所要数)	・燃料油貯蔵缶 ・タンクローリー																	
	第85条(表5-16-1の2) 計数設備 ・フラット起動に伴う計数校正、真空ベンチングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計数保護のため閉鎖している場合等は、動作不能とみなさない ・代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す 〔〕は多様性試験設備を示し、運転上の制限は適用し	モード3, 4, 5, 6 (原子炉圧力容器内の温度) モード3, 4, 5, 6 (原子炉圧力容器内の圧力) モード3, 4, 5, 6 (原子炉圧力容器内の水位)	主要パラメータ 代替パラメータ ・1次格納容器圧力(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10) ・1次格納容器温度(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10) ・1次格納容器圧力(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10) ・1次格納容器水位(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10) ・2次格納容器圧力(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10) ・2次格納容器温度(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10) ・2次格納容器圧力(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10) ・2次格納容器水位(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10) ・2次格納容器圧力(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10)	・左記監視設備 ・左記監視設備 ・左記監視設備																	

変更前

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

23/31

主要工程			RCS水位																		
			キヤビリティ満水 RCS満水 ミッドグループ RCS全ブロー																		
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
			(表5-15-2の2)において運転上の制限を定める) ・ディーゼル発電機(他号炉) (表5-15-2の2)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵缶(他号炉) (表5-15-2の2)において運転上の制限を定める) ・電源車 (表5-15-3の2)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵缶 (表5-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表5-15-7の2)において運転上の制限を定める)	・電源車 ・燃料油貯蔵缶 ・タンクローリー																	
	第85条(表5-15-6) 代替所内電気設備からの給電	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している期間	代替所内電気設備からの給電系が使用可能 ・代替所内電気設備分電盤: 1個 ・代替所内電気設備変圧器: 1個 ・空方式非常用発電装置 (表5-15-1の2)において運転上の制限を定める) ・可動式整流器 (表5-15-5の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (表5-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵缶 (表5-15-7の2)において運転上の制限を定める)	・代替所内電気設備分電盤 ・代替所内電気設備変圧器 ・空方式非常用発電装置 ・可動式整流器 ・タンクローリー ・燃料油貯蔵缶																	
	第85条(表5-15-7の2) 燃料油貯蔵缶、タンクローリーによる燃料棒貯蔵設備	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している期間	(1) 燃料油貯蔵缶の油量(4基分): 466m ³ 以上 (2) タンクローリー: 3台が使用可能 (重大事故等対応設備の運転を維持するために必要な燃料棒貯蔵できる容量を有するもの、予備機1台を含む、3号炉および4号炉合計所要数)	・燃料油貯蔵缶 ・タンクローリー																	
	第85条(表5-16-1) 計数設備 ・フラット起動に伴う計数校正、真空ベンチングおよび原子炉格納容器漏えい率検査時に計数保護のため閉鎖している場合等は、動作不能とみなさない ・代替パラメータに記載する番号は優先順位であり、代替パラメータが複数あることを示す 〔〕は多様性試験設備を示し	モード3, 4, 5, 6 (原子炉圧力容器内の温度) モード3, 4, 5, 6 (原子炉圧力容器内の圧力) モード3, 4, 5, 6 (原子炉圧力容器内の水位)	主要パラメータ 代替パラメータ ・1次格納容器圧力(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10) ・1次格納容器温度(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10) ・1次格納容器圧力(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10) ・1次格納容器水位(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10) ・2次格納容器圧力(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10) ・2次格納容器温度(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10) ・2次格納容器圧力(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10) ・2次格納容器水位(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10) ・2次格納容器圧力(10) ①注パラメータ(10) ②注パラメータ(10)	・左記監視設備 ・左記監視設備																	

変更理由

記載の適正化
(プラットフォーム4基運転を見据えた保安
規定改正に伴う反映)

変更後

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▽解列 RCS降温 燃料棒出 R/V特別点検 燃料棒荷 R/V組立 起動前点検 起動時点検 起動時点検 燃料棒荷 R/V特別点検 燃料棒出 R/V組立 1次系ポンプ地点検 1次系巡回・検査 RCS減速検査																			
RCS水位		キヤビチ減水 RCS減水 燃料棒荷 RCS全ブロー																			
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3		
			① 緊急停止時OK ② 緊急停止時OK ③ 緊急停止時OK ④ 緊急停止時OK ⑤ 緊急停止時OK ⑥ 緊急停止時OK ⑦ 緊急停止時OK ⑧ 緊急停止時OK ⑨ 緊急停止時OK ⑩ 緊急停止時OK ⑪ 緊急停止時OK ⑫ 緊急停止時OK ⑬ 緊急停止時OK ⑭ 緊急停止時OK ⑮ 緊急停止時OK ⑯ 緊急停止時OK ⑰ 緊急停止時OK ⑱ 緊急停止時OK ⑲ 緊急停止時OK ⑳ 緊急停止時OK ㉑ 緊急停止時OK ㉒ 緊急停止時OK ㉓ 緊急停止時OK ㉔ 緊急停止時OK ㉕ 緊急停止時OK ㉖ 緊急停止時OK ㉗ 緊急停止時OK ㉘ 緊急停止時OK ㉙ 緊急停止時OK ㉚ 緊急停止時OK ㉛ 緊急停止時OK ㉜ 緊急停止時OK ㉝ 緊急停止時OK ㉞ 緊急停止時OK ㉟ 緊急停止時OK ㊱ 緊急停止時OK ㊲ 緊急停止時OK ㊳ 緊急停止時OK ㊴ 緊急停止時OK ㊵ 緊急停止時OK ㊶ 緊急停止時OK ㊷ 緊急停止時OK ㊸ 緊急停止時OK ㊹ 緊急停止時OK ㊺ 緊急停止時OK ㊻ 緊急停止時OK ㊼ 緊急停止時OK ㊽ 緊急停止時OK ㊾ 緊急停止時OK ㊿ 緊急停止時OK																		
		モード3, 4, 5, 6 (水漏れの検出)	① 主ポンプ停止時OK ② 主ポンプ停止時OK ③ 主ポンプ停止時OK ④ 主ポンプ停止時OK ⑤ 主ポンプ停止時OK ⑥ 主ポンプ停止時OK ⑦ 主ポンプ停止時OK ⑧ 主ポンプ停止時OK ⑨ 主ポンプ停止時OK ⑩ 主ポンプ停止時OK ⑪ 主ポンプ停止時OK ⑫ 主ポンプ停止時OK ⑬ 主ポンプ停止時OK ⑭ 主ポンプ停止時OK ⑮ 主ポンプ停止時OK ⑯ 主ポンプ停止時OK ⑰ 主ポンプ停止時OK ⑱ 主ポンプ停止時OK ⑲ 主ポンプ停止時OK ⑳ 主ポンプ停止時OK ㉑ 主ポンプ停止時OK ㉒ 主ポンプ停止時OK ㉓ 主ポンプ停止時OK ㉔ 主ポンプ停止時OK ㉕ 主ポンプ停止時OK ㉖ 主ポンプ停止時OK ㉗ 主ポンプ停止時OK ㉘ 主ポンプ停止時OK ㉙ 主ポンプ停止時OK ㉚ 主ポンプ停止時OK ㉛ 主ポンプ停止時OK ㉜ 主ポンプ停止時OK ㉝ 主ポンプ停止時OK ㉞ 主ポンプ停止時OK ㉟ 主ポンプ停止時OK ㊱ 主ポンプ停止時OK ㊲ 主ポンプ停止時OK ㊳ 主ポンプ停止時OK ㊴ 主ポンプ停止時OK ㊵ 主ポンプ停止時OK ㊶ 主ポンプ停止時OK ㊷ 主ポンプ停止時OK ㊸ 主ポンプ停止時OK ㊹ 主ポンプ停止時OK ㊺ 主ポンプ停止時OK ㊻ 主ポンプ停止時OK ㊼ 主ポンプ停止時OK ㊽ 主ポンプ停止時OK ㊾ 主ポンプ停止時OK ㊿ 主ポンプ停止時OK	左記監視設備																	
	第85条(表85-16-2)の2 可燃性計測器	モード3, 4, 5, 6	・可燃性計測器 40個	・可燃性計測器	x	x	x	x	x	x											
	第85条(表85-16-3)の2 記録	モード3, 4, 5, 6	・可燃性温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) 4個 ・安全パラメータ表示システム(SPOS) 1系(1号機、2号機、3号機および4号機の合計所要数) ・SPOS表示装置 4台(1号機、2号機、3号機および4号機の合計所要数)	・可燃性温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) 4個 ・安全パラメータ表示システム(SPOS) 1系(1号機、2号機、3号機および4号機の合計所要数) ・SPOS表示装置	x	x	x	x	x	x											
	第85条(表85-17-1)の2 居住性の確保および汚染の持ち込み防止(中央制御室)	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している期間	(1) 中央制御室または中央制御室非常用循環系1系以上の動作可能(ファンが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中) (2) 可燃性照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能 ・中央制御室非常用循環ファン 1台 ・中央制御室立降ファン 1台 ・中央制御室循環ファン 1台 ・中央制御室非常用循環フィルタユニット 1基 ・可燃性照明(SA) 8個(3号機および4号機の合計所要数) ・酸素濃度計 1個(3号機および4号機の合計所要数) ・二酸化炭素濃度計 1個(3号機および4号機の合計所要数)	・中央制御室非常用循環ファン ・中央制御室立降ファン ・中央制御室循環ファン ・中央制御室非常用循環フィルタユニット ・可燃性照明(SA) ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・空弁式非常用検電装置 ・燃料棒油そう ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x											

変更前

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		▽解列 RCS降温 燃料棒出 R/V特別点検 燃料棒荷 R/V組立 起動前点検 起動時点検 燃料棒荷 R/V特別点検 燃料棒出 R/V組立 1次系ポンプ地点検 1次系巡回・検査 RCS減速検査																		
RCS水位		キヤビチ減水 RCS減水 燃料棒荷 RCS全ブロー																		
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モータ外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
			① 緊急停止時OK ② 緊急停止時OK ③ 緊急停止時OK ④ 緊急停止時OK ⑤ 緊急停止時OK ⑥ 緊急停止時OK ⑦ 緊急停止時OK ⑧ 緊急停止時OK ⑨ 緊急停止時OK ⑩ 緊急停止時OK ⑪ 緊急停止時OK ⑫ 緊急停止時OK ⑬ 緊急停止時OK ⑭ 緊急停止時OK ⑮ 緊急停止時OK ⑯ 緊急停止時OK ⑰ 緊急停止時OK ⑱ 緊急停止時OK ⑲ 緊急停止時OK ⑳ 緊急停止時OK ㉑ 緊急停止時OK ㉒ 緊急停止時OK ㉓ 緊急停止時OK ㉔ 緊急停止時OK ㉕ 緊急停止時OK ㉖ 緊急停止時OK ㉗ 緊急停止時OK ㉘ 緊急停止時OK ㉙ 緊急停止時OK ㉚ 緊急停止時OK ㉛ 緊急停止時OK ㉜ 緊急停止時OK ㉝ 緊急停止時OK ㉞ 緊急停止時OK ㉟ 緊急停止時OK ㊱ 緊急停止時OK ㊲ 緊急停止時OK ㊳ 緊急停止時OK ㊴ 緊急停止時OK ㊵ 緊急停止時OK ㊶ 緊急停止時OK ㊷ 緊急停止時OK ㊸ 緊急停止時OK ㊹ 緊急停止時OK ㊺ 緊急停止時OK ㊻ 緊急停止時OK ㊼ 緊急停止時OK ㊽ 緊急停止時OK ㊾ 緊急停止時OK ㊿ 緊急停止時OK																	
	第85条(表85-16-2)の2 可燃性計測器	モード3, 4, 5, 6	・可燃性計測器 40個	・可燃性計測器	x	x	x	x	x	x										
	第85条(表85-16-3)の2 記録	モード3, 4, 5, 6	・可燃性温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) 4個 ・安全パラメータ表示システム(SPOS) 1系(3号機および4号機の合計所要数) ・SPOS表示装置 4台(3号機および4号機の合計所要数)	・可燃性温度計測装置(格納容器再循環ユニット入口温度/出口温度(SA)用) 4個 ・安全パラメータ表示システム(SPOS) 1系(3号機および4号機の合計所要数) ・SPOS表示装置	x	x	x	x	x	x										
	第85条(表85-17-1)の2 居住性の確保および汚染の持ち込み防止(中央制御室)	モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料棒を貯蔵している期間	(1) 中央制御室または中央制御室非常用循環系1系以上の動作可能(ファンが手動起動(系統構成含む)できること、または運転中) (2) 可燃性照明(SA)、酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が使用可能 ・中央制御室非常用循環ファン 1台 ・中央制御室立降ファン 1台 ・中央制御室循環ファン 1台 ・中央制御室非常用循環フィルタユニット 1基 ・可燃性照明(SA) 8個(3号機および4号機の合計所要数) ・酸素濃度計 1個(3号機および4号機の合計所要数) ・二酸化炭素濃度計 1個(3号機および4号機の合計所要数)	・中央制御室非常用循環ファン ・中央制御室立降ファン ・中央制御室循環ファン ・中央制御室非常用循環フィルタユニット ・可燃性照明(SA) ・酸素濃度計 ・二酸化炭素濃度計 ・空弁式非常用検電装置 ・燃料棒油そう ・タンクローリー	x	x	x	x	x	x										

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

記載の適正化
(プラント4基運転を見据えた保安
規定改正に伴う反映)

変更後

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																						
RCS 水位																						
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3			
		モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> 空方式非常用発電装置 (表B5-15-1の2において運転上の制限を定める) 燃料油的そう (表B5-15-7の2において運転上の制限を定める) タンクローリー (表B5-15-7の2において運転上の制限を定める) 																			
		モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> Aアニュラス空気浄化ファン (表B5-11-1の2において運転上の制限を定める) Aアニュラス空気浄化フィルタユニット (表B5-11-1の2において運転上の制限を定める) 窒素ポンベ(Aアニュラス浄化排気弁等作動用) (表B5-11-1の2において運転上の制限を定める) 	<ul style="list-style-type: none"> Aアニュラス空気浄化ファン Aアニュラス空気浄化フィルタユニット 窒素ポンベ(Aアニュラス浄化排気弁等作動用) 	x	x	x	x	x	x			x	x	x	x	x	x	x	x	x	
第85条(表B5-18-1) 監視測定装置		モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質の濃度および放射線量の測定 可燃式モニタリングポスト: 8個[※] 電線箱サーベイメータ: 2個[※] 可燃式ガストサンブラ: 2個[※] GM汚染サーベイメータ: 2個[※] NaIシンチレーションサーベイメータ: 2個[※] ZnSシンチレーションサーベイメータ: 1個[※] 静電サーベイメータ: 1個[※] 小型気筒: 1台[※] <p>(風向、風速その他の気象条件の測定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃型気象観測装置: 1個[※] <p>※: 1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数</p>	<ul style="list-style-type: none"> 可燃式モニタリングポスト 電線箱サーベイメータ 可燃式ガストサンブラ GM汚染サーベイメータ NaIシンチレーションサーベイメータ ZnSシンチレーションサーベイメータ 静電サーベイメータ 小型気筒 	x	x	x	x	x	x			x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第85条(表B5-19-1) 代替電源設備からの給電(緊急時対策)		モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 電源(緊急時対策用)から給電する状態 電源(緊急時対策用): 1台×2 (緊急時対策あたりの合計所要数) 空方式非常用発電装置 	<ul style="list-style-type: none"> 電源(緊急時対策用) 空方式非常用発電装置 燃料油的そう タンクローリー 	x	x	x	x	x	x			x	x	x	x	x	x	x	x	x	

変更前

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																						
RCS 水位																						
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3			
		モード3, 4, 5, 6	<ul style="list-style-type: none"> 空方式非常用発電装置 (表B5-15-1において運転上の制限を定める) 燃料油的そう (表B5-15-7において運転上の制限を定める) タンクローリー (表B5-15-7において運転上の制限を定める) 																			
第85条(表B5-18-1) 監視測定装置		モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 放射性物質の濃度および放射線量の測定 可燃式モニタリングポスト: 8個(3号炉および4号炉の合計所要数) 電線箱サーベイメータ: 2個(3号炉および4号炉の合計所要数) 可燃式ガストサンブラ: 2個(3号炉および4号炉の合計所要数) GM汚染サーベイメータ: 2個(3号炉および4号炉の合計所要数) NaIシンチレーションサーベイメータ: 2個(3号炉および4号炉の合計所要数) ZnSシンチレーションサーベイメータ: 1個(3号炉および4号炉の合計所要数) 静電サーベイメータ: 1個(3号炉および4号炉の合計所要数) 小型気筒: 1台(3号炉および4号炉の合計所要数) <p>(風向、風速その他の気象条件の測定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 可燃型気象観測装置: 1個(3号炉および4号炉の合計所要数) 	<ul style="list-style-type: none"> 可燃式モニタリングポスト 電線箱サーベイメータ 可燃式ガストサンブラ GM汚染サーベイメータ NaIシンチレーションサーベイメータ ZnSシンチレーションサーベイメータ 静電サーベイメータ 小型気筒 	x	x	x	x	x	x			x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
第85条(表B5-19-1) 代替電源設備からの給電(緊急時対策)		モード3, 4, 5, 6, 使用済燃料ピットに燃料を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> 電源(緊急時対策用)から給電する状態 電源(緊急時対策用): 1台×2 (緊急時対策あたりの合計所要数) 空方式非常用発電装置 	<ul style="list-style-type: none"> 電源(緊急時対策用) 空方式非常用発電装置 燃料油的そう タンクローリー 	x	x	x	x	x	x			x	x	x	x	x	x	x	x	x	

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

記載の適正化
(プランント4基運転を見据えた保安
規定改正に伴う反映)

変更後

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
第5条(表5-19-2) 居住性の確保 (緊急時対策)	保安規定条文	要求モード	(1号機、2号機、3号機および4号機について要求) (表5-15-1の2)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵そう (1号機、2号機、3号機および4号機について要求) (表5-15-7の2)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (1号機、2号機、3号機および4号機について要求) (表5-15-7の2)において運転上の制限を定める)	・緊急時対策所非常用空気を浄化フアン ・緊急時対策所非常用空気を浄化フィルタユニット1基 動作可能 (2) 空気が供給装置の所要数が使用可能 (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能 (4) 緊急時対策所内可能空エリアモニタおよび緊急時対策所外可能空エリアモニタの所要数が動作可能 ・緊急時対策所非常用空気を浄化フアン1台 [※] ・緊急時対策所非常用空気を浄化フィルタユニット1基 [※] ・空気が供給装置: 720本 [※] ・酸素濃度計: 1個 [※] ・二酸化炭素濃度計: 1個 [※] ・緊急時対策所内可能空エリアモニタ: 1個 [※] ・緊急時対策所外可能空エリアモニタ: 1個 [※] ※ 緊急時対策所あたりの合計所要数																
			(1) 緊急時対策所非常用空気を浄化システム1系統1系統とは、緊急時対策所非常用空気を浄化フアン1台および緊急時対策所非常用空気を浄化フィルタユニット1基 動作可能 (2) 空気が供給装置の所要数が使用可能 (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能 (4) 緊急時対策所内可能空エリアモニタおよび緊急時対策所外可能空エリアモニタの所要数が動作可能 ・緊急時対策所非常用空気を浄化フアン1台 [※] ・緊急時対策所非常用空気を浄化フィルタユニット1基 [※] ・空気が供給装置: 720本 [※] ・酸素濃度計: 1個 [※] ・二酸化炭素濃度計: 1個 [※] ・緊急時対策所内可能空エリアモニタ: 1個 [※] ・緊急時対策所外可能空エリアモニタ: 1個 [※] ※ 緊急時対策所あたりの合計所要数																	

変更前

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程																				
RCS 水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3	
第5条(表5-19-2) 居住性の確保 (緊急時対策)	保安規定条文	要求モード	(3号機および4号機の方が必要) (表5-15-11)において運転上の制限を定める) ・燃料油貯蔵そう (3号機および4号機の方が必要) (表5-15-7)において運転上の制限を定める) ・タンクローリー (3号機および4号機の方が必要) (表5-15-7)において運転上の制限を定める)	・緊急時対策所非常用空気を浄化フアン ・緊急時対策所非常用空気を浄化フィルタユニット1基 動作可能 (2) 空気が供給装置の所要数が使用可能 (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能 (4) 緊急時対策所内可能空エリアモニタおよび緊急時対策所外可能空エリアモニタの所要数が動作可能 ・緊急時対策所非常用空気を浄化フアン1台 [※] ・緊急時対策所非常用空気を浄化フィルタユニット1基 [※] ・空気が供給装置: 720本 [※] ・酸素濃度計: 1個 [※] ・二酸化炭素濃度計: 1個 [※] ・緊急時対策所内可能空エリアモニタ: 1個 [※] ・緊急時対策所外可能空エリアモニタ: 1個 [※] ※ 緊急時対策所あたりの合計所要数																
			(1) 緊急時対策所非常用空気を浄化システム1系統1系統とは、緊急時対策所非常用空気を浄化フアン1台および緊急時対策所非常用空気を浄化フィルタユニット1基 動作可能 (2) 空気が供給装置の所要数が使用可能 (3) 酸素濃度計および二酸化炭素濃度計の所要数が動作可能 (4) 緊急時対策所内可能空エリアモニタおよび緊急時対策所外可能空エリアモニタの所要数が動作可能 ・緊急時対策所非常用空気を浄化フアン1台 [※] ・緊急時対策所非常用空気を浄化フィルタユニット1基 [※] ・空気が供給装置: 720本 [※] ・酸素濃度計: 1個 [※] ・二酸化炭素濃度計: 1個 [※] ・緊急時対策所内可能空エリアモニタ: 1個 [※] ・緊急時対策所外可能空エリアモニタ: 1個 [※] ※ 緊急時対策所あたりの合計所要数																	

施設管理の実施に関する計画の変更

変更理由

- ①記載の適正化
(プランント4基運転を見据えた保安規定改正に伴う反映)
- ②新規作成
特定重大事故等対処施設設置に伴う
条文要求の追加

変更後

高浜発電所4号機 第24回定期事業者検査時の安全管理の計画

主要工程		RCS水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3			
②	第85条(表85-20-1) 運転連絡	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> (通信連絡設備) <ul style="list-style-type: none"> ・保安電話(固定) 21台 ・保安電話(携帯) 16台 ・保安電話(可搬) 1台 ・トランシーバー 90台 ・携行型連絡装置 30台 ・安全/アラーム表示システム(SPOS):1系列 ・安全/アラーム伝送システム:1系列 ・SPOS表示装置 4台 ・緊急時衛星連絡システム 4台 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX):1系列 ・空室非常用発電装置 ・燃料油貯蔵そう、タンクローリー ・(表85-15-1および表85-15-1の2)において運転上の制限を定める ・(表85-15-7および表85-15-7の2)において運転上の制限を定める ・(表85-19-1)において運転上の制限を定める ※1:1号炉、2号炉、3号炉および4号炉の合計所要数 ※2:安全/アラーム表示システム(SPOS)および安全/アラーム伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または、衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることという。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IP-FAXのいずれかにより伝送可能であることという。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安電話(固定) ・保安電話(携帯) ・保安電話(可搬) ・トランシーバー ・携行型連絡装置 ・安全/アラーム表示システム(SPOS) ・安全/アラーム伝送システム ・緊急時衛星連絡システム ・SPOS表示装置 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX) ・空室非常用発電装置 ・燃料油貯蔵そう、タンクローリー ・電源車(緊急時対策用) 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	第85条(表85-21-1)の2) アクセスルート確保	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ブルドーザおよび遊シヨベルの所要数が動作可能 ・ブルドーザ:2台(3号炉および4号炉の合計所要数) ・遊シヨベル:1台(3号炉および4号炉の合計所要数) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブルドーザ ・遊シヨベル 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
特設施設を構築する設備																						

変更前

高浜発電所4号機 第23回定期事業者検査時の安全管理の計画

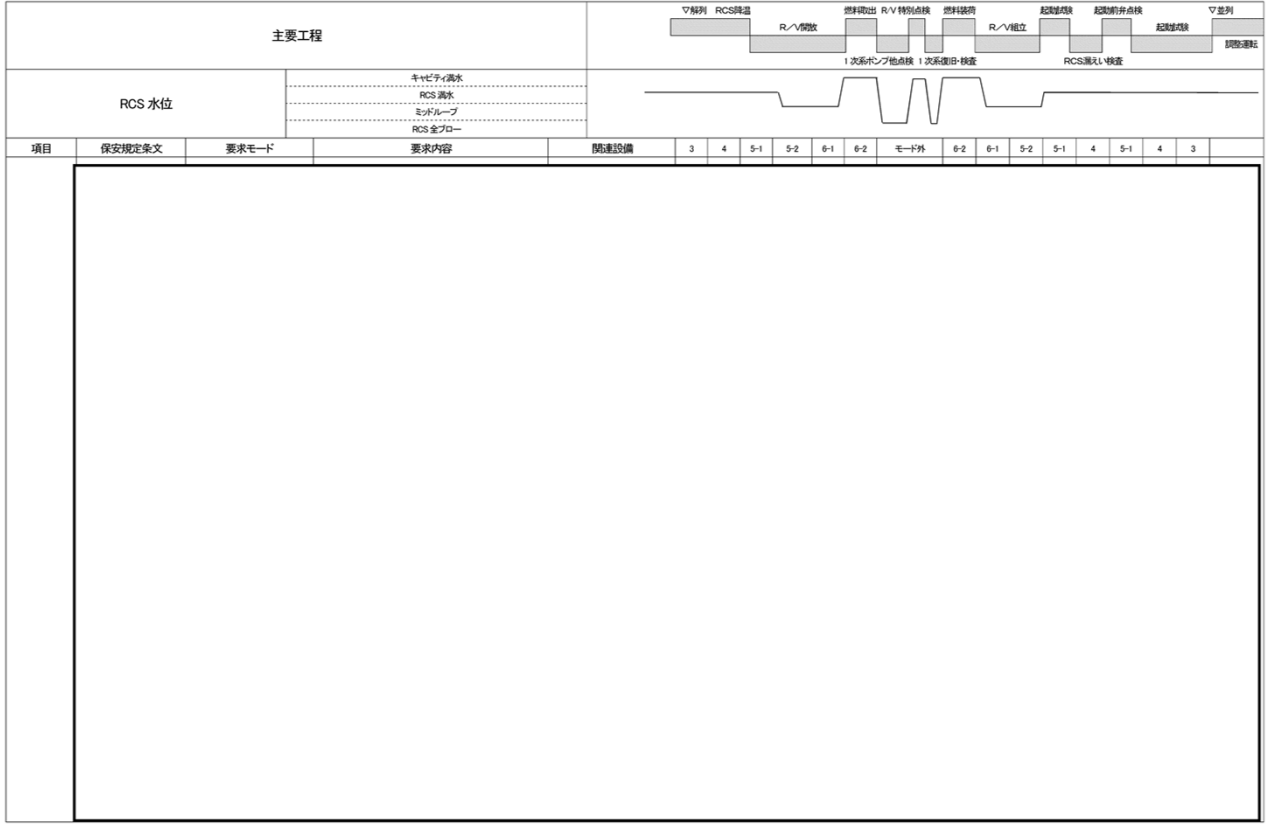
主要工程		RCS水位																				
項目	保安規定条文	要求モード	要求内容	関連設備	3	4	5-1	5-2	6-1	6-2	モード外	6-2	6-1	5-2	5-1	4	5-1	4	3			
②	第85条(表85-20-1) 運転連絡	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> (通信連絡設備) <ul style="list-style-type: none"> ・保安電話(固定) 19台 ・保安電話(携帯) 16台 ・保安電話(可搬) 1台 ・トランシーバー 90台 ・携行型連絡装置 20台 ・安全/アラーム表示システム(SPOS):1系列 ・安全/アラーム伝送システム:1系列 ・SPOS表示装置 4台 ・緊急時衛星連絡システム 4台 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX):1系列 ・空室非常用発電装置 ・燃料油貯蔵そう、タンクローリー ・(表85-15-1)において運転上の制限を定める ・(表85-15-7)において運転上の制限を定める ・(表85-19-1)において運転上の制限を定める ※1:3号炉および4号炉の合計所要数 ※2:安全/アラーム表示システム(SPOS)および安全/アラーム伝送システムについては、A系またはB系のいずれかにより有線系、無線系または、衛星系回線で所内および所外へ伝送可能であることという。統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備については、テレビ会議システム、IP電話、IP-FAXのいずれかにより伝送可能であることという。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保安電話(固定) ・保安電話(携帯) ・保安電話(可搬) ・トランシーバー ・携行型連絡装置 ・安全/アラーム表示システム(SPOS) ・安全/アラーム伝送システム ・緊急時衛星連絡システム ・SPOS表示装置 ・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備(TV会議システム、IP電話、IP-FAX) ・空室非常用発電装置 ・燃料油貯蔵そう、タンクローリー ・電源車(緊急時対策用) 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x
	第85条(表85-21-1) アクセスルート確保	モード3、4、5、6、使用済燃料ピットに燃料体を貯蔵している期間	<ul style="list-style-type: none"> ・ブルドーザおよび遊シヨベルの所要数が動作可能 ・ブルドーザ:2台(3号炉および4号炉の合計所要数) ・遊シヨベル:1台(3号炉および4号炉の合計所要数) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ブルドーザ ・遊シヨベル 	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	x	
特設施設を構築する設備																						

施設管理の実施に関する計画の変更

変更前

なし

変更後



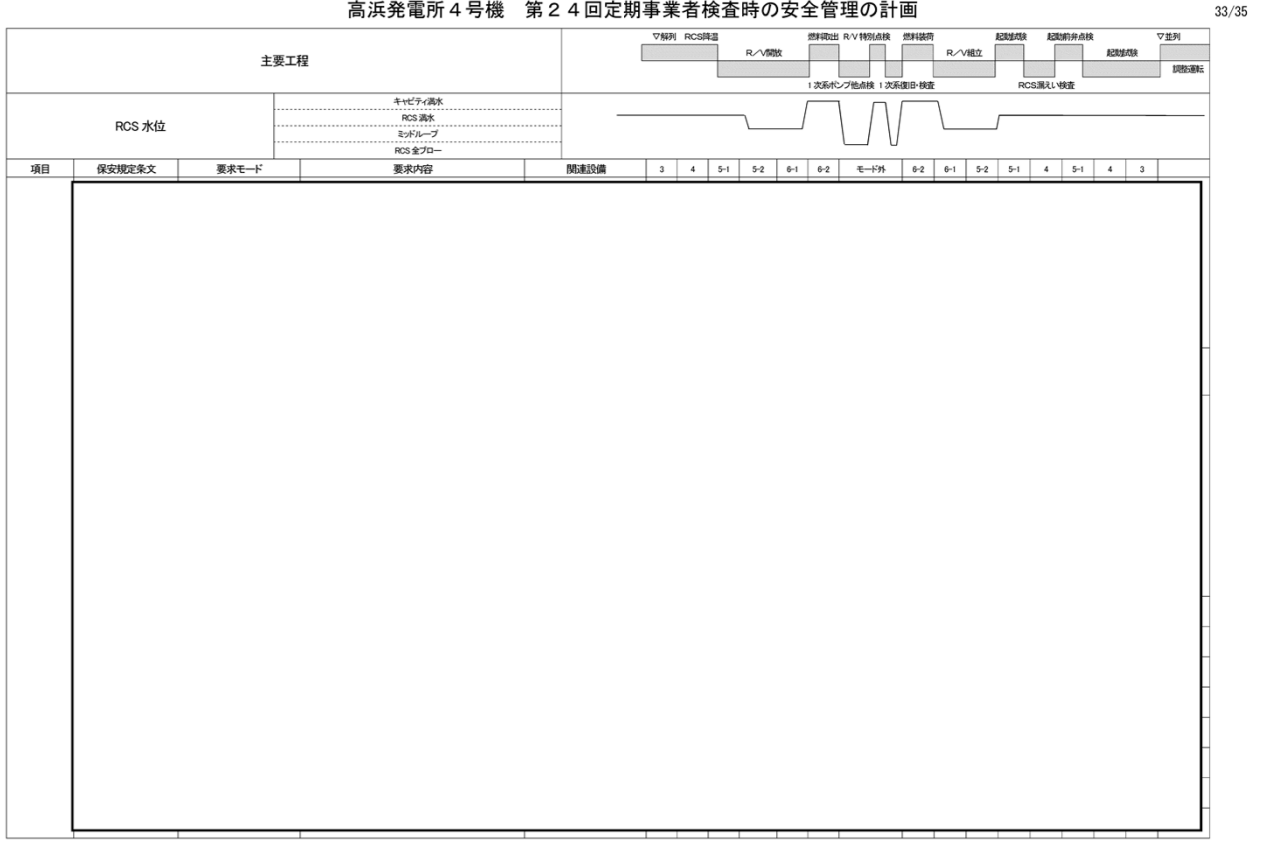
変更理由

新規作成
特定重大事故等対処施設設置に伴う
条文要求の追加

変更前

なし

変更後



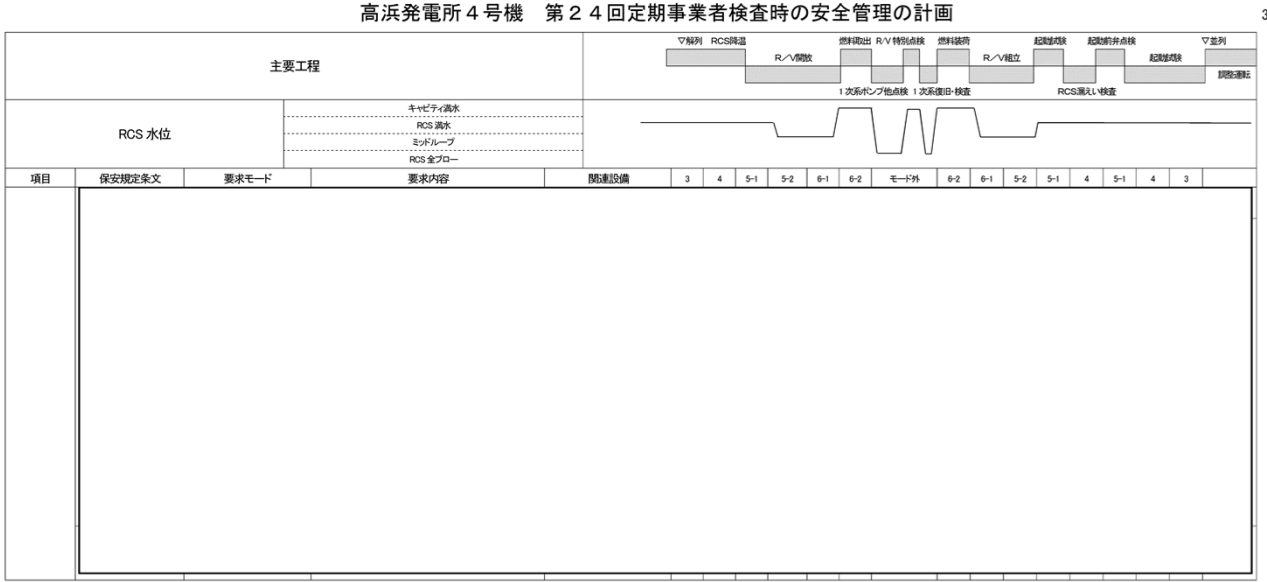
変更理由

新規作成
特定重大事故等対処施設設置に伴う
条文要求の追加

変更前

なし

変更後



□ 枠囲みの範囲は機密に係る事項ですので公開できません。

変更理由

新規作成
特定重大事故等対処施設設置に伴う
案文要求の追加

添付書類六 保全の有効性評価の結果に関する説明書

目 次

1. 保全の有効性評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・	1
--------------------------------	---

別紙－1：保全の有効性評価結果について

別紙－2：保全の有効性評価結果等により保全へ反映した事項

参 考：保全活動管理指標監視結果

1. 保全の有効性評価の結果

これまでの保全計画で得られた情報をもとに継続的な改善につなげるよう保全の有効性評価を実施した。

前保全サイクルにおける保全の有効性評価の結果については別紙－1のとおり。

また、これらの評価の結果等を踏まえ、保全内容の変更を行ったものは別紙－2のとおり。

保全の有効性評価結果について

保全の有効性評価結果について

「高浜発電所保守業務所則」及び「高浜発電所土木建築業務所則」に基づき、保全の有効性評価を実施

定期的な評価のインプット			総合評価
分類1	分類2	対象期間	
a. 保全活動管理指標の監視結果	① 保全活動管理指標の実績及び評価結果	プラントレベル 2020.07.15～2022.03.10	プラントレベルおよび系統レベルとも目標値を満足しており、適切な保全が実施されている。
		系統レベル MPFF: 2020.07.15～2022.03.10 U A: 2019.07.08～2022.03.10	
b. 保全データの推移及び経年劣化の長期的な傾向監視の実績	② 点検手入れ前データ評価結果	2020.07.01～2022.02.18	4号機第23回定検等に採取した手入れ前データを評価した結果、「非常に良い」:0件、「悪い」:17件、「非常に悪い」:0件であったが、機能・性能や監視に影響を与えるものではなく、保全計画への反映要否判断は妥当である。
	③ 状態監視(振動診断等)評価結果	2020.07.01～2022.02.18	振動診断において、「注意」が34台、「要処置」が2台発生したが、いずれも必要な保全が適切に実施または計画されている。 油分析診断において、異常を検知した機器はなかった。 赤外線サーモグラフィ診断において、2台の「注意」が見られたが、いずれも必要な保全が適切に実施されている。 また、状態監視対象機器で機能喪失に至る事象は発生していないことから、診断技術による設備故障の兆候は検知出来ていると判断する。
	④ 系統及び機器運転データの評価結果 (定期事業者検査項目、保安規定サーベイランス項目及びトレンドの監視結果)	2020.07.01～2022.02.18	定期事業者検査項目において、5件の特記事項があったが、適切な保全を行っている。 保安規定サーベイランス項目では、特記事項もなく、適切な保全を行っている。 トレンド監視結果では、有意な変動もなく、適切な保全を行っている。
	⑤ 経年劣化の長期的な傾向監視の実績	2020.07.01～2022.02.18	5項目のトレンド評価項目について、傾向監視を実施した結果、いずれも判定基準値内であり、保全計画への反映を要するものではなく、適切に保全が実施されている。 2次系配管肉厚管理は、4号機第23回定検で692箇所を測定した結果、余寿命10年未満と評価された13箇所について、取替計画の策定及び取替えまでの点検を計画しており、妥当であることを確認した。
c. トラブルなど運転経験	⑥ 自所のトラブルなどの運転経験 (不適合・不具合管理)	2020.07.01～2022.02.18	評価期間に発行された不適合のうち、保全指針への反映要否判断されたものについて、保全指針への反映要否判断は妥当であることを確認した。 また、前回の評価時点で保全指針への反映要否が「検討中」であったため評価できなかった不適合についても、保全指針への反映要否判断は妥当であることを確認した。 4号機第24回定検までに保全計画へ反映する項目に漏れがないことを確認した。
d. 高経年化技術評価及び定期安全レビュー結果	⑦ 高経年化技術評価の結果	2020.07.01～2022.02.18	長期施設保守管理方針で中長期に計画されている項目のうち原子炉容器の胴部の中性子照射脆化による監視試験片取出しについては、4号機第23回定検にて監視試験片取出しを実施していることを確認した。なお、短期に計画されている項目については完了している。
	⑧ 定期安全レビューの結果	2020.07.01～2022.02.18	高浜4号機では新規制により、PSRに代わり、安全性向上評価を実施しており、4号機第23回定検終了後の安全性向上評価の結果から保全へ反映する事項はなく、保全計画への反映は不要であることを確認した。
e. 他プラントのトラブル及び経年劣化傾向に係るデータ	⑨ 他プラントのトラブル (未然防止処置管理、上位機関指示)	2020.07.01～2022.02.18	未然防止処置および上位機関指示事項について、保全指針への反映要否判断は妥当であることを確認した。 4号機第24回定検までに保全計画へ反映する項目に漏れがないことを確認した。
	⑩ 他プラントPLM長計 (上位機関指示)	2020.07.01～2022.02.18	他プラントのPLM評価からの保全計画への反映について、上位機関からの指示、社外および社内エキスパートパネル会議の結果による反映事項はなく、保全指針へ反映するものはなかった。
f. リスク情報、科学的知見	⑪ リスク情報 (改造工事等によるPRAへの影響評価)	2020.07.01～2022.02.18	4号機第23回定検終了後の安全性向上評価にて用いた最新のPRAモデルに伴い一部変更があったもののリスク重要度の見直しはなかった。リスク重要度の見直しもなかったため保全重要度の見直しもなかった。
	⑫ 科学的知見(各種技術情報) (上位機関指示、製造中止品情報)	2020.07.01～2022.02.18	科学的知見の結果等を踏まえた上位機関からの指示事項はなく、保全へ反映するものはなかった。 製造中止品情報については、保全へ反映すべき内容に対応遅れの発生はなかった。
g. その他	⑬ その他自主的な取り組み	2020.07.01～2022.02.18	日常的な評価により、保全計画へ反映したのものについて内容を確認した結果、妥当であることを確認した。 点検計画への反映については、別紙-2参照。

保全の有効性評価結果等により
保全へ反映した事項

保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

1. 保全活動管理指標への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			評価				備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	
		項目	変更前	変更後					
1	なし								

※インプット情報の項目は別紙-1の定期的な評価のインプット分類2に対応

※※点検頻度の変更に適用した評価方法
 ①点検及び取替結果の評価
 ②劣化トレンドによる評価
 ③研究成果等による評価
 ④類似機器等の使用実績による評価

保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

2. 点検計画への反映

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価		備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更		評価内容			4つの評価項目※※		
		変更前	変更後						
1	【原子炉冷却系統施設「余熱除去設備」A、B余熱除去ポンプ・電動機 A、B余熱除去ポンプ	13M	26M	⑬	当該ポンプについては、「13M」にて潤滑油の入替を行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該ポンプは、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ、非常に良いと評価され、更に継続監視を行なったが再利用率可能と評価されたため「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①		
2	【原子炉冷却系統施設「非常用炉心冷却設備」燃料取替用水タンク給用移送ポンプ・電動機 燃料取替用水タンク給用移送ポンプ	13M	26M	⑬	当該ポンプについては、「13M」にて潤滑油の入替を行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該ポンプは、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ、非常に良いと評価され、更に継続監視を行なったが再利用率可能と評価されたため「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①		
3	【原子炉冷却系統施設「非常用炉心冷却設備」恒設代替低圧注水ポンプ・電動機 恒設代替低圧注水ポンプ	13M	26M	⑬	当該ポンプについては、「13M」にて潤滑油の入替を行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該ポンプは、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ、非常に良いと評価され、更に継続監視を行なったが再利用率可能と評価されたため「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①		
4	【計測制御系統施設「ほう酸注入機能を有する設備」A、B、Cほう酸ポンプ・電動機 A、B、Cほう酸ポンプ	26M	39M	⑬	当該ポンプについては、「26M」にて潤滑油の入替を行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該ポンプは、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ、非常に良いと評価され、更に継続監視を行なったが再利用率可能と評価されたため「39M」に変更しても問題ないと評価した。	①		
5	【計測制御系統施設「制御用空気設備」A、B格納容器外制御用空気圧縮機・電動機 A、B格納容器外制御用空気圧縮機	13M	26M	⑬	当該圧縮機については、「13M」にて潤滑油の入替を行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該圧縮機は、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ、非常に良いと評価され、更に継続監視を行なったが再利用率可能と評価されたため「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①		
6	【計測制御系統施設「制御用空気設備」A、B格納容器内制御用空気圧縮機・電動機 A、B格納容器内制御用空気圧縮機	13M	26M	⑬	当該圧縮機については、「13M」にて潤滑油の入替を行っていたが、潤滑油の分析を行ったところ非常に良好であったことから定期的な潤滑油入替周期の見直し検討を行った。	当該圧縮機は、潤滑油のAs Foundにより油分析を行ったところ、非常に良いと評価され、更に継続監視を行なったが再利用率可能と評価されたため「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①		
7	【計測制御系統施設「制御用空気設備」計測制御系統施設「制御用空気設備」その他機器「式4A、B-C/V内制御用空気乾燥機ドレンセパレータ 4TG1SE-06A,B	13M	26M	⑬	当該機器については、ドレンセパレータの通常点検に合わせ「13M」の周期で点検を行う必要があるが、保全高度化の取り組みを行い、保全の最適化が可能であると判断されたので点検周期の延長について検討を行った。	当該機器は過去不具合もなく点検結果も問題ないことから、他サイトの同等の点検周期である「26M」にしても問題ないと評価した。	①④		
8	【計測制御系統施設「制御用空気設備」計測制御系統施設「制御用空気設備」その他機器「式4A、B-C/V外制御用空気乾燥機ドレンセパレータ水位高制御器 4LCA-1846,4LCA-1866	13M	26M	⑬	当該機器については、ドレンセパレータの通常点検に合わせ「13M」の周期で点検を行う必要があるが、保全高度化の取り組みを行い、保全の最適化が可能であると判断されたので点検周期の延長について検討を行った。	当該機器はドレンセパレータの点検に合わせ点検を行う必要があり、過去不具合もないことから「26M」に変更しても問題ないと評価した。	①		

※インプット情報の項目は別紙-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に応じた評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究結果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更							
		項目	変更前	変更後					
9	【計測制御系統施設】その他設備 A 循環ポンプ潤滑水流量 4FY-5452BF	分解点検他	26M	52M	⑬	当該計器については、[26M]の周期で計器点検を行っていたが管理基準値とドリフト量との比較から、点検周期の延長が可能であることから点検周期の見直しを検討した。	①		
10	【計測制御系統施設】その他設備 A 4A, B-TDFWPノズル水出口温度計 4TI-5185A,B C 復水ブースターポンプ継手側軸受メタル温度計 4TI-5199C 4A 脱気器々々内温度計 4TI-5206A 電動主給水ポンプノズル側軸受排油温度計 4TI-5263 A-TDFWBP軸端側軸受メタル温度計 4TI-5269A B-TDFWBP減速装置高速軸端側軸受メタル温度計 4TI-5272B A-TDFWBP減速装置低速軸継手側軸受メタル温度計 4TI-5273A MDFWBP減速装置高速軸端側軸受メタル温度計 4TI-5278 MDFWBP減速装置低速軸継手側軸受メタル温度計 4TI-5279 電動主給水ポンプ継手側軸受メタル温度計 4TI-5284 MDFWBP増速装置高速軸継手側軸受メタル温度計 4TI-5285 4A3復水器上部抽出空気温度計 4TI-5390A3 4B1復水器上部抽出空気温度計 4TI-5390B1 4B2, B3復水器下部抽出空気温度計 4TI-5390D2, 4TI-5390D3 No. 5軸受排油温度計 4TI-5705 No. 6軸受排油温度計 4TI-5706 スラストGEN側軸受排油温度計 4TI-5713 A油冷却器入口油温度計 4TI-5714A B-FWPTカバナ側軸受排油温度計 4TI-5818B A-FWPTポンプ側軸受排油温度計 4TI-5819A 4B-FWPT低圧蒸気温度計 4TI-5852B A, B循環水ポンプモータ冷却空気温度計 4TI-8503A,B A, B低圧給水加熱器ドレンポンプモータ上部案内軸受温度計 4TI-8513A,B C低圧給水加熱器ドレンポンプモータスラスト軸受温度計 4TI-8515C A電動補助給水ポンプモータ反負荷側軸受温度計 4TI-8516A B, C復水ブースターポンプモータ反負荷側軸受温度計 4TI-8520B,C	分解点検他	104M	260M	⑬	当該計器は、計器の取替周期に合わせて「104M」にて通常点検を行っていたが、計器の取替周期の変更に伴い通常点検周期の見直しを行った。	①		

※インプット情報の項目は別紙-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に応じた評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更		項目					
		変更前	変更後						
11	【計測制御系統施設【その他設備】】計測制御系統施設【その他設備】 2復水器兼減真空度 4PQY-5061B A循環水ポンプ潤滑水電解液流量変換器 4FY-5453A A, B, C, Dドローンポンプストローグ長制御機器 4FY-6075A,B,C,D	26M	52M	分解点検他	⑬	当該計器については、「26M」の周期で計器点検を行っていたが管理基準値とドリフト量との比較から、通常点検周期の延長が可能であることから通常点検周期の見直しを検討した。	①		
12	【計測制御系統施設【その他設備】】計測制御系統施設【その他設備】 4B-RCP電動機軸受冷却水流量伝送器 4FT-1324	52M	26M	分解点検他	⑥	当該機器については、「52M」の周期で計器点検を行い、管理基準値とドリフト量との比較から、当該計器における特性試験の実施頻度の評価を行った。	①		
13	【計測制御系統施設【その他設備】】計測制御系統施設【その他設備】 4C-RCP熱しゃへい出口冷却水流量伝送器 4FT-1321 格納容器サンパ流量(積算計) 4FM-1084	26M	52M	分解点検他	⑥	当該機器については、「26M」の周期で計器点検を行い、管理基準値とドリフト量との比較から、当該機器における特性試験の実施頻度の評価を行った。	①		
14	【計測制御系統施設【その他設備】】計測制御系統施設【その他設備】 No. 1軸受排油温度計 4TI-5701 No. 2軸受排油温度計 4TI-5702 No. 4軸受排油温度計 4TI-5704 No. 7軸受排油温度計 4TI-5707 No. 8軸受排油温度計 4TI-5708 No. 9軸受排油温度計 4TI-5709 No. 10軸受排油温度計 4TI-5710	156M	260M	分解点検他	⑬	当該計器は、計器の取替周期に合わせて「156M」にて通常点検を行っていたが、計器の取替周期の変更に伴い通常点検周期の見直しを行った。	①		
15	【計測制御系統施設【その他設備】】計測制御系統施設【その他設備】 4脱気器タンク水位伝送器 4LT-5200	52M	13M	分解点検他	⑥	当該計器については、「52M」の周期で通常点検を行っていたが管理基準値とドリフト量との比較から、通常点検周期の短縮が必要であることから点検周期の見直しを検討した。	①		

※インプット情報の項目は別紙-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に応じた評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成実等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更項目	変更前	変更後					
16	<p>【計測制御系統施設【その他設備】計測制御系統施設【その他設備】その他機器 1式</p> <p>A, B復水ブースターポンプ軸端側軸受メタル温度計 4TI-5198A,B</p> <p>A, B-TDFWBPスラスト軸受排油温度計 4TI-5260A,B</p> <p>A, B-TDFWBP継手側軸受メタル温度計 4TI-5270A,B</p> <p>A, B-TDFWBP減速装置低速軸端側軸受メタル温度計 4TI-5274A,B</p> <p>A, Bタービン動主給水ポンプ減速装置側軸受メタル温度計 4TI-5281A,B</p> <p>MDFWBP増速装置低速軸継手側軸受メタル温度計 4TI-5287</p> <p>MDFWBP増速装置低速軸端側軸受メタル温度計 4TI-5288</p> <p>4B2, B3復水器上部抽出空気温度計 4TI-5390B2,B3</p> <p>4A1復水器下部抽出空気温度計 4TI-5390C1</p> <p>4A, 4B油冷却器出口冷却水温度計 4TI-5416A,B</p> <p>スラストGOV側軸受排油温度計 4TI-5712</p> <p>A, B油冷却器出口油温度計 4TI-5718A,B</p> <p>B-FWPTスラスト側軸受排油温度計 4TI-5820B</p> <p>A循環水ポンプモータ下部案内軸受温度計 4TI-8501A</p> <p>B循環水ポンプモータスラスト軸受温度計 4TI-8502B</p> <p>A, B循環水ポンプモータ上部案内軸受温度計 4TI-8500A,B</p> <p>1, 2電動主給水ポンプモータ反負荷側軸受温度計 4TI-8507A,B</p> <p>1電動主給水ポンプモータ負荷側軸受温度計 4TI-8508A</p> <p>A, B低圧給水加熱器ドレンポンプモータ下部案内軸受温度計 4TI-8514A,B</p> <p>A, B電動補助給水ポンプモータ負荷側軸受温度計 4TI-8517A,B</p> <p>A, B, C復水ブースターポンプモータ負荷側軸受温度計 4TI-8521A,B,C</p> <p>4MDFWPインール水出口温度計 4TI-5187</p> <p>4B脱気器々々内温度計 4TI-5206B</p> <p>B-TDFWBP軸端側軸受メタル温度計 4TI-5269B</p> <p>B-TDFWBP減速装置低速軸継手側軸受メタル温度計 4TI-5273B</p> <p>MDFWBP減速装置低速軸端側軸受メタル温度計 4TI-5280</p> <p>MDFWBP増速装置高速軸端側軸受メタル温度計 4TI-5286</p> <p>B油冷却器入口油温度計 4TI-5714B</p> <p>B-FWPTポンプ側軸受排油温度計 4TI-5819B</p> <p>A-FWPTスラスト側軸受排油温度計 4TI-5820A</p> <p>C低圧給水加熱器ドレンポンプモータ上部案内軸受温度計 4TI-8513C</p> <p>B電動補助給水ポンプモータ反負荷側軸受温度計 4TI-8516B</p>	<p>156M</p> <p>260M</p>	<p>分解点検他</p>	<p>⑩</p>	<p>当該計器は、計器の取替周期に合わせて「156M」にて通常点検を行っていたが、計器の取替周期の変更に伴い通常点検周期の見直しを行った。</p>	<p>当該計器は、インターロック等を使用されておらず、理地計器であり不具合が発生してもプラントに与える影響が小さいことから、計器の部品である電解コンデンサの取替周期である「260M」にて点検を行っても問題ないと評価した。</p>	<p>①</p>		

※インプット情報の項目は別紙一1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に応じた評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更							
		項目	変更前	変更後					
17	【放射線管理施設【換気設備】A, B, C補助建屋排気ファン・電動機 A, B, C補助建屋排気ファンモータ	分解点検 104M	X	⑬	当該機器については、「104M」の周期で分解点検を行っていたが、保全高度化の一環として保全方式の変更を検討した。	当該機器は、分解点検を行っていたが、原子力事業本部が主体となり保全方式のCBM化を検討していたがCBM化可能と判断されたため保全方式を変更し分解点検周期を「X」とした。	①		
18	【蒸気タービン【車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸】高圧タービン 高圧タービン	開放点検 26M	39M	⑬	保全最適化の一環として蒸気タービン開放点検周期の見直し検討を行った。	蒸気タービンの開放点検周期については、日本機械学会の「タービン検査周期延長検討WG」で最長4年の提言がされており、最長開放点検周期である他社の蒸気タービンと使用材料および使用環境が同等であり、当社のクリティカル部位の管理も同等であった。また、他社を含めた過去トレンドについても是正処置がとられていることから、本格点検周期を「39M」に変更しても問題ないと評価した。	①②③④	蒸気タービン開放検査	
19	【蒸気タービン【車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸】第1低圧タービン、第2低圧タービン、第3低圧タービン #1低圧タービン #2低圧タービン #3低圧タービン	開放点検 26M	39M	⑬	保全最適化の一環として蒸気タービン開放点検周期の見直し検討を行った。	蒸気タービンの開放点検周期については、日本機械学会の「タービン検査周期延長検討WG」で最長4年の提言がされており、最長開放点検周期である他社の蒸気タービンと使用材料および使用環境が同等であり、当社のクリティカル部位の管理も同等であった。また、他社を含めた過去トレンドについても是正処置がとられていることから、本格点検周期を「39M」に変更しても問題ないと評価した。	①②③④	蒸気タービン開放検査	
20	【蒸気タービン【車室、円板、隔板、噴口、翼、車軸】第1低圧タービン、第2低圧タービン、第3低圧タービン #1低圧タービン #2低圧タービン #3低圧タービン	外観点検 2F	X	⑬	保全最適化の一環として蒸気タービン開放点検周期の見直し検討を行った。	蒸気タービンの本格点検周期変更前は本格点検と簡略点検を交互に行っていたが、本格点検周期を39Mに変更するため、簡略点検の周期が変更的になることを考慮し、簡略点検周期を「X」に変更した。	①	蒸気タービン開放検査	
21	【蒸気タービン【復水器】A, B, C復水ポンプ・電動機 A, B, C復水ポンプモータ	分解点検 104M	X	⑬	当該機器については、「104M」の周期で分解点検を行っていたが、保全高度化の一環として保全方式の変更を検討した。	当該機器は、分解点検を行っていたが、原子力事業本部が主体となり保全方式のCBM化を検討していたがCBM化可能と判断されたため保全方式を変更し分解点検周期を「X」とした。	①		
22	【蒸気タービン【蒸気タービンに付属する熱交換器】脱気器タンク 脱気器タンク	開放点検 13M	39M	⑬	当該機器については、「13M」の点検周期にて開放点検を行っていたが、他サイトの同種機器の開放点検周期を比較すると相違があることから、開放点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイト機器と型式が同等であり、過去から不具合発生はなく、内部のスラッジ堆積量も高PH運転以降低めに推移していることから、他サイトの開放点検周期である「39M」に変更しても問題ないと評価した。	①④	2次系容器検査	
23	【蒸気タービン【蒸気タービンに付属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備】A, Bタービン動主給水ポンプ A, Bタービン動主給水ポンプ	分解点検 26M	52M	⑬	当該機器については、「26M」の点検周期にて分解点検を行っていたが、他サイトの同種機器の分解点検周期を比較すると相違があることから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイト機器と型式が同等であり、分解点検等においても不具合が認められていないことから、他サイトの最長点検周期である「52M」に変更しても問題ないと評価した。	①④		

※インプット情報の項目は別紙-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※点検頻度の変更に応じた評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

保全の有効性評価の結果等により保全へ反映した事項

No.	系統・機器名	保全への反映内容			インプット情報の項目※	事象の概要	評価内容	4つの評価項目※※	備考 (関連する定期事業者検査等)
		点検計画の保全方式又は点検内容の変更							
		項目	変更前	変更後					
24	【蒸気タービン】蒸気タービンに附属する給水ポンプ及び貯水設備並びに給水処理設備】A, B, C復水ブースタポンプ・電動機A, B, C復水ブースタポンプ	分解点検 39M	104M	⑬	当該機器については、「39M」の点検周期にて分解点検を行っていたが、他サイトの同種機器の分解点検周期を比較すると相違があることから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイト機器と型式が同等であり、分解点検等においても不具合が認められていないことから、他サイトの最長分解点検実績である「104M」に変更しても問題ないと評価した。	①④		
25	【蒸気タービン【その他設備】】蒸気タービン【その他設備】その他機器1式 A, B, C海水ブースタポンプ	分解点検他 39M	52M	⑬	当該機器については、「39M」の点検周期にて分解点検を行っていたが、他サイトの同種機器の分解点検周期を比較すると相違があることから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイト機器と型式が同等であり、運転中不具合が発生しているが、機能・性能に影響を及ぼすものではない。不具合の状況に応じて補修することにより健全性は維持されている。また他サイトにおいても同様の不具合が発生し補修を行っていることから、他サイトの分解点検周期である「52M」に変更しても問題ないと評価した。	①④		
26	【蒸気タービン【その他設備】】蒸気タービン【その他設備】その他機器1式 A, B, C軸受冷却水ポンプモータ	分解点検他 104M	X	⑬	当該機器については、「104M」の周期で分解点検を行っていたが、保全高度化の一環として保全方式の変更を検討した。	当該機器は、分解点検を行っていたが、原子力事業本部が主体となり保全方式のCBM化を検討していたがCBM化が可能と判断されたため保全方式を変更し分解点検周期を「X」とした。	①		
27	【蒸気タービン【その他設備】】蒸気タービン【その他設備】その他機器1式 A, B, C低圧給水加熱器ドレンポンプ	分解点検他 39M	52M	⑬	当該機器については、「39M」の点検周期にて分解点検を行っていたが、他サイトの同種機器の分解点検周期を比較すると相違があることから、分解点検周期の見直し検討を行った。	当該機器は、他サイト機器と型式が同等であり、過去発生している中間ボウル・吐出ボウルのエラーラジョンについては、手入れ可能な範囲でのエラーラジョンであり、また進捗は緩やかな傾向であることから、他サイトの分解点検周期である「52M」に変更しても問題ないと評価した。	①④		
28	【蒸気タービン【その他設備】】蒸気タービン【その他設備】その他機器1式 B第6高圧給水加熱器水位制御弁(常用)用電磁弁 4LCV-5525B-SV 復水再循環流量制御弁用電磁弁 4FCV-5122-SV	分解点検他 65M	52M	⑬	当該機器の点検は「65M」にて行っているが、電磁弁取替を「104M」、駆動部点検を「52M」で実施していることから点検周期について最適化を図るため検討を行った。	電磁弁取替周期である「104M」の半分、かつ駆動部点検周期である「52M」にて当該機器の点検を行うことが最適であると判断した。	①		

※インプット情報の項目は別紙-1の定期的な評価のインプット分類2と対応

※※点検頻度の変更に応じた評価方法

- ①点検及び取替結果の評価
- ②劣化トレンドによる評価
- ③研究成果等による評価
- ④類似機器等の使用実績による評価

参考

保全活動管理指標監視結果

高浜発電所4号機 第23保全サイクル 保全活動管理指標

1. プラントレベル(評価期間:2020年7月15日～2022年3月10日)

項目	目標値	実績値
計画外自動・手動スクラム回数	<1回/7000臨界時間	0回
計画外出力変動回数	<2回/7000臨界時間	0回
工学的安全施設の計画外作動回数	<1回	0回

2. 系統レベル(評価期間:MPFF:2020年7月15日～2022年3月10日、UA:2019年7月8日～2022年3月10日)

系統名	要求機能	保全活動管理指標			備考
		MPFF回数、目標値	実績値	非待機時間 目標値	
原子炉冷却系統	原子炉冷却材圧カバウンタリ機能(PS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
	原子炉冷却材圧カバウンタリの過圧防止機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
	安全弁及び逃がし弁の吹き止まり機能(PS-2)	<1回/サイクル	0	-	-
	異常状態の緩和機能(MS-2)	[加圧器逃がし弁] <1回/サイクル [加圧器逃がし弁元弁、加圧器後備ヒータ] <2回/サイクル	0	[加圧器逃がし弁、元弁、加圧器後備ヒータ] <72時間/2サイクル/弁ヒータ	0時間/2サイクル ※:逃がし弁駆動空気、ヒータ電源含む
化学体積制御系統(弁・封入・抽出・封水・ほう酸回収系統)	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
	未臨界維持機能(弁・封入・抽出・封水・ほう酸回収系統)	<1回/サイクル	0	[系統共通箇所以外] <240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<1回/サイクル	0	トリンA<240時間/2サイクル トリンB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-	-

系統名	要求機能	保安活動管理指標			備考
		MPFF回数、目標値	実績値	非待機時間 目標値	
化学体種制御系統(ぼうじん系熱再生系統)	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
	炉心冷却機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	トリンA<240時間/2サイクル トリンB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
余熱除去系統	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
	燃料取替用水系統	<1回/サイクル	0	燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル 燃料取替用水タンク以外 <240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
燃料取替用水系統	燃料取替用水系統	<2回/サイクル	0	-	-
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<1回/サイクル	0	-	-

系統名	要求機能	保安活動管理目標			備考	
		MPFF回数、目標値	実績値	非待機時間 目標値		
安全注入系	<ul style="list-style-type: none"> 炉心冷却機能(MS-1) 未臨界維持機能(MS-1) 	<1回/サイクル	0	高圧注入系、低圧注入系 トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル 蓄圧注入系※ <1時間/2サイクル/基 ほう酸注入タカ <1時間/2サイクル	0時間/2サイクル	※蓄圧注入系は未臨界維持機能を有しない。
	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	—	—	
	原子炉冷却材を内蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0	—	—	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)[格納容器スプレイ系への供給機能]	<1回/サイクル	0	—	—	
	燃料プール水の補給機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	事故時のアラート状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	—	
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	よう素除去薬品タカ <72時間/2サイクル よう素除去薬品タカ以外 トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	アクシデントマネジメント対応機能[格納容器内注水]	<2回/サイクル	0	<720時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	事故時のアラート状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	—	
	格納容器スプレイ系統					

系統名	要求機能	保全活動管理目標			備考
		MPFF回数、目標値	実績値	非待機時間 目標値	
蒸気発生器 ローダウン系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	<72時間/2サイクル/弁	0時間/2サイクル
換気空調設 備(格納容器 再循環系)	アクシデントマネジメント対応機能[格納容器自然対流冷却]	<2回/サイクル	0	<720時間/2サイクル	0時間/2サイクル
換気空調設 備(安全補機 至空気浄化 系)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル トレイン共通箇所<72時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	—
	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) (1)冷却材喪失事故時、アニュラス部を負圧に保ち、原子炉格納容器からアニュラス部に流入した空気を浄化再循環し、濃縮に放出される核分裂性生物の濃度を減少させる機能)	<1回/サイクル	0	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) (アニュラスの圧力増成後は、アニュラス内圧を格納容器に維持するため、アニュラス戻り流の閉止を自動調整し循環運転を行うと共に全量排気弁を開いて、少量排気弁を開くことでアニュラス部を負圧に保つ機能)	<1回/サイクル	0	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
換気空調設 備(格納容器 排気筒)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	—
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	—	—
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	—

保安活動管理目標				備考		
系統名	要求機能	MPFF回数、目標値	実績値	非待機時間 目標値	実績値	
換気空調設備(発電機/蓄圧注入ポンプ室冷却系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	当該空調設備は次の安全機能を兼ねる。 ・未臨界維持機能(間接関連系)(MS-2)
換気空調設備(余熱除去ポンプ室冷却系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	当該空調設備は次の安全機能を兼ねる。 ・原子炉停止後の除熱機能(間接関連系)(MS-2)
換気空調設備(格納容器スライバノ至冷却系)	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
換気空調設備(配管貫通部冷却系)	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	当該空調設備は次の安全機能を兼ねる。 ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(間接関連系)(MS-2)
換気空調設備(中央制御室空調系)	・安全上特に重要な関連機能(MS-1) ・安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	0	トレインA<720時間/2サイクル トレインB<720時間/2サイクル トレイン共通箇所<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
換気空調設備(中央制御室非常用循環系)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	トレインA<720時間/2サイクル トレインB<720時間/2サイクル トレイン共通箇所<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
換気空調設備(コントロール室電機室換気系)	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	—	
換気空調設備(コントロール室電機室換気系)	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-2)	<1回/サイクル	0	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	

系統名	要求機能	保安活動管理指標			備考
		MPFF回数、目標値	実績値	非待機時間 目標値	
換気空調設備 (中間建屋給・排気系)	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-2)	<1回/サイクル	0	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	0	トレインA<720時間/2サイクル トレインB<720時間/2サイクル トレイン共通箇所<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
主蒸気管系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	主蒸気安全弁 <6時間/2サイクル/弁 主蒸気逃がし弁 <168時間/2サイクル/弁 主蒸気隔離弁※ <8時間/2サイクル/弁	0時間/2サイクル ※:ハイパス弁を含む
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	<72時間/2サイクル/弁	0時間/2サイクル
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
主給水管系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	主給水隔離弁 <72時間/2サイクル/弁	0時間/2サイクル
	異常状態の緩和機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	主給水制御弁※ <72時間/2サイクル/弁	0時間/2サイクル ※:ハイパス制御弁を含む
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-

系統名	要求機能	保安活動管理指標			備考
		MPFF回数、目標値	実績値	非待機時間 目標値	
補助給水系統	原子炉停止後の除熱機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	[復水タンク] <168時間/2サイクル [復水タンク以外] 補助給水系(電動) トリンA<240時間/2サイクル トリンB<240時間/2サイクル 補助給水系(タービン動) <240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
2次系補助給水系統	プラント運転補助機能(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0	-	-
主線結線系統	安全上特に重要な関連機能(非常用母線)(当該系)(MS-1)	<1回/サイクル	0	<8時間/2サイクル/母線	0時間/2サイクル
2次系補機単線結線系統	電源供給機能(非常用を除く)(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0	-	-
直流電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	[直流母線] <2時間/2サイクル/母線 <240時間/2サイクル/基	0時間/2サイクル
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0	<240時間/2サイクル/基	0時間/2サイクル
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
計器用電源系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	<2時間/2サイクル/母線	0時間/2サイクル
起動変圧器設備	電源供給機能(PS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0	-	-

系統名	要求機能	保安活動管理目標			備考
		MPFF回数、目標値	実績値	非待機時間 目標値	
所内保護・計 量設備	安全上特に重要な関連機能(非常用母線の保護機能) (MS-1)	<1回/サイクル	0	<8時間/2サイクル/母線	0時間/2サイクル
	安全上特に重要な関連機能(非常用所内電源系)(MS-1)	<1回/サイクル	0	<6時間/2サイクル/チャンネル	0時間/2サイクル
	工学的安全施設及び原子炉停止系の作動/信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	<6時間/2サイクル/チャンネル	0時間/2サイクル
	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	—
中央制御室 送還装置	制御室外からの安全停止機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	<720時間/2サイクル/機能	0時間/2サイクル
	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
原子炉補機 冷却水系統	事故時のプラント状態の把握機能(直接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	—
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<1回/サイクル	0	—	—
原子炉補機 冷却水系 統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	トレインA<240時間/2サイクル トレインB<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
	安全上特に重要な関連機能(間接関連系)(MS-3)[リスク 重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0	<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル
軸受冷却水 系統	安全上特に重要な関連機能の情報提供系(MS-2)	<2回/サイクル	0	—	—
	プラント運転補助機能(MS-3)[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0	—	—

系統名	要求機能	保安活動管理目標		備考
		MPFF回数、目標値	実績値	
換気空調設備(空調用冷水系統)	安全上特に重要な関連機能(直接関連系)(MS-1)	<1回/サイクル	0	0時間/2サイクル
	炉心冷却機能(間接関連系)(MS-2)	<2回/サイクル	0	0時間/2サイクル
1次系試料採取系統	事故時のフロント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	—
1次系計器用空気系統(格納容器内、格納容器外)	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	0時間/2サイクル
2次系所内用(雑用)空気系統	事故時のフロント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	—
ターボ発電機冷却水系統	空気供給機能[リスク重要度「高」設備]	<2回/サイクル	0	—
ターボ発電機潤滑油系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	0時間/2サイクル
ターボ発電機潤滑油系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	0時間/2サイクル
ターボ発電機潤滑油系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	0時間/2サイクル

当該空調設備は次の安全機能を兼ねる。
 ・原子炉停止後の除熱機能(間接関連系)(MS-2)
 ・米器昇降機能(間接関連系)(MS-2)
 ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(間接関連系)(MS-2)

格納容器内
 トレインA<240時間/2サイクル
 トレインB<240時間/2サイクル
 格納容器外
 トレインA<1時間/2サイクル
 トレインB<1時間/2サイクル

系統名	要求機能	保安活動管理目標			備考
		MPFF回数、目標値	実績値	非待機時間 目標値	
ディーゼル発電機燃料系統	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	<240時間/2サイクル/基	0時間/2サイクル
非常用ディーゼル発電機設備	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	<240時間/2サイクル/基	0時間/2サイクル
消火水系統	アクシデントマネジメント対応機能[格納容器内注水]	<2回/サイクル	0	<720時間/2サイクル	0時間/2サイクル
原子炉保護装置	原子炉停止系への作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	原子炉保護系論理回路 モード1,2<6時間/2サイクル/トライン モード3,4(トリップ)遮断器が閉じている場合<48時間/2サイクル/トライン 原子炉保護系信号部 手動トリップ<48時間/2サイクル/チャンネル 自動トリップ<6時間/2サイクル/チャンネル インターロック<1時間/2サイクル/チャンネル ディーゼル発電機起動論理回路 <6時間/2サイクル/トライン	0時間/2サイクル
	工学的安全施設への作動信号の発生機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	工学的安全施設等作動論理回路 <6時間/2サイクル/トライン 工学的安全施設等作動信号部 手動<48時間/2サイクル/チャンネル 自動<6時間/2サイクル/チャンネル インターロック<1時間/2サイクル/チャンネル ディーゼル発電機起動論理回路 <6時間/2サイクル/トライン 中央制御室非常用循環系作動論理回路(手動起動回路含む) 論理回路<720時間/2サイクル/トライン 手動起動<720時間/2サイクル/チャンネル	0時間/2サイクル
エリアプロセッサ装置	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
燃料取扱設備	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2)	<2回/サイクル	0	-	-

系統名	要求機能	保安活動管理目標			備考
		MPFF回数、目標値	実績値	非待機時間 目標値	
燃料取扱設備 構築物	原子炉冷却材圧力バウンダリに直接接続されていないも のであって放射性物質を貯蔵する機能(PS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
	燃料を安全に取り扱う機能(PS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
炉内構築物	・炉心形状の維持機能(炉心支持機能)(PS-1) ・炉心形状の維持機能(冷却剤流路形成機能)(PS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
	原子炉の緊急停止機能(制御棒クラスタ案内機能)(MS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
燃料集合体 及び非核燃料 炉心構成品	炉心形状の維持機能(PS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
	・原子炉の緊急停止機能(MS-1) ・未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
原子炉格納 容器	放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出 低減機能(原子炉格納容器/バウンダリ機能)(MS-1)	<1回/サイクル	0	<4時間/2サイクル/弁 <24時間/2サイクル/エアロック	0時間/2サイクル
制御棒駆動 装置(機械 系)	過剰反応度の印加防止機能(PS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
	・原子炉の緊急停止機能(MS-1) ・未臨界維持機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
制御棒駆動 装置(電気系)	原子炉の緊急停止機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	トリップ遮断器 モータ1,2<1時間/2サイクル/トレン モータ3,4(トリップ遮断器が閉じている場合) <48時間/2サイクル/トレン	0時間/2サイクル
	事故時のプラント状態の把握機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-

系統名	要求機能	保安活動管理目標			備考
		MPFF回数、目標値	実績値	非待機時間 目標値	
原子炉建屋	・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(MS-1) ・放射性物質の閉じ込め機能、放射線の遮へい及び放出低減機能(アニュラス部を構成する機能)(MS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
	放射性物質放出の防止機能(MS-2)	<2回/サイクル	0	-	-
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0	-	-
	溢水による損傷防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0	-	-
	毒巻防止機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0	-	-
付属建屋	安全上特に重要な関連機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	-	-
	浸水防護機能(MS-1)	<1回/サイクル	0	取水路防漏ゲート <240時間/2サイクル 潮位観測システム(防護用)	0時間/2サイクル
取水口・放水口設備	浸水防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0	-	-
	津波監視機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0	-	-
	火災防護機能(MS-2相当)	<2回/サイクル	0	-	-
	緊急停止失敗時に原子炉を未臨界にするための設備(S A-2)	<1回/サイクル	0	<720時間/2サイクル	0時間/2サイクル
重大事故等対処設備	1次冷却系のフィードアンドブリードをするための設備(S A-2)	<1回/サイクル	0	充てん/高圧注入ポンプ <240時間/2サイクル 加圧器逃がし弁 <72時間/2サイクル	0時間/2サイクル

系統名	要求機能	保安活動管理目標			備考	
		MPFF回数、目標値	実績値	非待機時間 目標値		
重大事故等 対処設備	炉心注水をするための設備 (SA-2)	<1回/サイクル	0	炉心注水 (非常用炉心冷却系) 炉心注水 (蓄圧タンク) 代替炉心注水 (B充てん/高圧注入ポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (A格納容器スプレイポンプ) <720時間/2サイクル 代替炉心注水 (可搬式代替低圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替再循環 (A格納容器スプレイポンプ (RHRS-CSS連続ラ イン使用)) <72時間/2サイクル 代替再循環 (B余熱除去ポンプ) (充てん/高圧注入ポンプ (海水冷却)) <720時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	1次冷却系の減圧をするための設備 (SA-2)	<1回/サイクル	0	加圧器逃がし弁による減圧 (窒素ポンペまたは可搬式空気圧縮機を使用 した減圧) <240時間/2サイクル (可搬型/バッテリーを使用した減圧) <720時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	原子炉格納容器スプレイをするための設備 (SA-2)	<1回/サイクル	0	原子炉格納容器スプレイ 代替原子炉格納容器スプレイ(恒設代替低圧 注水ポンプ) <720時間/2サイクル 代替原子炉格納容器スプレイ(可搬式代替低 圧注水ポンプ) <720時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	原子炉格納容器内自然対流冷却をするための設備 (SA-2)	<1回/サイクル	0	原子炉格納容器内自然対流冷却 <720時間/2サイクル 大容量ポンプによる原子炉格納容器内自然対 流冷却 <240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	蒸気発生器二次側による炉心冷却(注水)をするための設 備(SA-2)	<1回/サイクル	0	-	-	

系統名	要求機能	保安活動管理指標			実績値	備考
		MPFF回数、目標値	実績値	非待機時間 目標値		
重大事故等 対応設備	蒸気発生器2次側による炉心冷却(蒸気放出)をするための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	<72時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	水素燃焼による原子炉格納容器の破損を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	水素濃度低減 (静的触媒式水素再結合装置) <72時間/2サイクル 水素濃度低減 (原子炉格納容器水素燃焼装置) 水素濃度監視 <720時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	水素燃焼による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	(A)アニュラス空気浄化系 <72時間/2サイクル (代替空気(窒素)系統) <240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	使用済燃料ピットの冷却等のための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	海水から使用済燃料ピットへの注水 使用済燃料ピットへのスプレイ 使用済燃料ピットの監視	0時間/2サイクル	
	発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	<240時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	重大事故等の収束に必要な水の供給設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	海水を用いた復水タンクへの補給 <240時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (復水タンク) <72時間/2サイクル 復水タンクから燃料取替用水タンクへの補給 (燃料取替用水タンク補給用移送ポンプ) <720時間/2サイクル 燃料取替用水タンク <1時間/2サイクル	0時間/2サイクル	

系統名	要求機能	保安活動管理目標		実績値	非待機時間 目標値	実績値	備考
		MPFF回数、目標値	実績値				
重大事故等 対応設備	電源設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	0時間/2サイクル	空冷式非常用発電装置、号機間電力融通ケーブル、蓄電池(3系統目) <720時間/2サイクル 蓄電池(安全防衛系用) 可搬式整流器 <240時間/2サイクル 代舎所内電気設備 <72時間/2サイクル 燃料油貯油ろう、タンクローリー <48時間/2サイクル	0時間/2サイクル	
	計装設備(-)	<2回/サイクル	0	<720時間/2サイクル 記録以外 記録		0時間/2サイクル	
	中央制御室(SA-2)	<1回/サイクル	0	中央制御室非常用循環系 <72時間/2サイクル 可搬型照明(SA)、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計 <240時間/2サイクル		0時間/2サイクル	
	監視測定設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	-		-	
	緊急時対策所(SA-2)	<1回/サイクル	0	居住性(緊急時対策所エリアモニタ) 居住性(緊急時対策所エリアモニタ以外) <240時間/2サイクル		0時間/2サイクル	
	通信連絡を行うために必要な設備(SA-2)	<1回/サイクル	0	<240時間/2サイクル		0時間/2サイクル	
	その他の設備(-)	<2回/サイクル	0	<240時間/2サイクル		0時間/2サイクル	

系統名	要求機能	保安活動管理指標			備考
		MPFF回数、目標値	実績値	非待機時間 目標値 実績値	
特定重大事 事故等対応 施設を構成す る設備					